

平成30年第407回定例会

矢吹町議会会議録

平成30年3月9日 開会

平成30年3月20日 閉会

矢吹町議会

平成30年第407回矢吹町議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月9日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸報告	4
監査報告	5
組合議会報告	5
公共施設等調査特別委員会報告	6
議員派遣報告	7
町政報告並びに施政方針	7
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
議案の上程、説明(議案第1号～議案第31号)	19
散会の宣告	26

第 2 号 (3月12日)

議事日程	27
本日の会議に付した事件	27
出席議員	27
欠席議員	27
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	27
職務のため出席した者の職氏名	28
開議の宣告	29
一般質問	29
角 田 秀 明 君	29
鈴 木 一 夫 君	41
薄 葉 好 弘 君	51

富永創造君	65
会議時間の延長	77
一般質問(続き)	77
大木義正君	77
鈴木隆司君	87
散会の宣告	98

第3号 (3月13日)

議事日程	99
本日の会議に付した事件	99
出席議員	99
欠席議員	99
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	99
職務のため出席した者の職氏名	100
開議の宣告	101
一般質問	101
藤井精七君	101
三村正一君	109
安井敬博君	122
青山英樹君	136
総括質疑	149
議案・陳情の付託	149
散会の宣告	150

第4号 (3月20日)

議事日程	151
本日の会議に付した事件	151
出席議員	151
欠席議員	152
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	152
職務のため出席した者の職氏名	152
開議の宣告	153
議事日程の報告	153
議案第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第17号の委員長報告、質疑、討論、採決	153

議案第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、陳情第1号、第2号の委員長報告、質疑、討論、採決	156
議案第18号、第25号、第26号、第27号、第28号、第29号、第30号、第31号の委員長報告、質疑、討論、採決	161
議案第19号、第20号、第21号、第22号、第23号、第24号の委員長報告、質疑、討論、採決	168
日程の追加	174
諮問第1号の上程、説明、採決	174
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	175
日程の追加	176
議長辞職の件	177
日程の追加	178
選挙第1号 議長選挙	178
議長就任の承諾及び挨拶	180
日程の追加	180
副議長辞職の件	180
日程の追加	181
選挙第2号 副議長選挙	181
副議長就任の承諾及び挨拶	183
日程の追加	183
議席の一部変更	184
選任第1号 常任委員会委員の選任について	184
選任第2号 議会運営委員会委員の選任について、選任第3号 議会広報編集委員会委員の選任について	185
日程の追加	186
白河地方広域市町村圏整備組合議会議員辞職の件	186
日程の追加	186
選挙第3号 白河地方広域市町村圏整備組合議会議員選挙	187
閉会中の継続審査の申し出について	187
議員の派遣について	188
閉会の宣告	188
署名議員	189

平成30年3月9日（金曜日）

（第 1 号）

平成30年第407回矢吹町議会定例会

議事日程(第1号)

平成30年3月9日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸報告
日程第 4 町政報告並びに施政方針
日程第 5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(専決第1号 平成29年度矢吹町一般会計補正予算(第5号))
日程第 6 議案の上程
議案第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号・第9号・第10号・第11号・第12号・第13号・第14号・第15号・第16号・第17号・第18号・第19号・第20号・第21号・第22号・第23号・第24号・第25号・第26号・第27号・第28号・第29号・第30号・第31号
(町長提案理由説明のみ)

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(13名)

1番	富永	創造	君	2番	三村	正一	君
3番	安井	敬博	君	4番	加藤	宏樹	君
5番	薄葉	好弘	君	6番	鈴木	一夫	君
7番	青山	英樹	君	8番	大木	義正	君
9番	栗崎	千代松	君	10番	角田	秀明	君
12番	藤井	精七	君	13番	鈴木	隆司	君
14番	熊田	宏	君				

欠席議員(1名)

11番 吉田 伸 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	野 崎 吉 郎 君	副 町 長	藤 田 忠 晴 君
教 育 長	栗 林 正 樹 君	代表監査委員	佐 藤 昇 一 君
企画総務課長	阿 部 正 人 君	まちづくり 推 進 課 長	氏 家 康 孝 君
税 務 課 長	三 瓶 貴 雄 君	会計管理者兼 総 合 窓 口 課 長	小 針 良 光 君
保健福祉課長	泉 川 稔 君	産業振興課長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	佐 久 間 一 幸 君
都市整備課長 兼 都 市 整 備 推 進 室 長	福 田 和 也 君	教育次長兼 教 育 振 興 課 長	佐 藤 豊 君
子育て支援 課 長	山 野 辺 幸 徳 君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	梅 原 喜 美	副 局 長	加 藤 晋 一
--------	---------	-------	---------

◎開会の宣告

○議長（熊田 宏君） 議場の皆さん、おはようございます。ご参集いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第407回矢吹町議会定例会を開会させていただきます。

なお、11番、吉田伸君より、体調不良のため、本日は欠席する旨の届け出がありました。

ご報告させていただきます。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（熊田 宏君） これより会議を開きます。

それでは、これより日程に入らせていただきます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（熊田 宏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

1番 富 永 創 造 君

2番 三 村 正 一 君

を指名させていただきます。

◎会期の決定

○議長（熊田 宏君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、6番、鈴木一夫君。

[6番 鈴木一夫君登壇]

○6番（鈴木一夫君） 皆様、おはようございます。

第407回矢吹町議会定例会が、本日3月9日に招集になりましたので、それに先立ちまして、3月7日午前10時から議会運営委員会を開き、各定例会の運営について協議をいたしました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案について企画総務課長から説明を求め、さらに、議長から提出された日程等につきまして事務局長から説明を求め、協議いたしました結果、会期を本日3月9日から3月20日までの12日間とすることに協議が成立をしました。

今定例会の議案は、町長提出の議案など32件、議会提出事件3件であります。そのうち、承認1件及び選任3件については、全体審議といたします。

次に、条例の制定、改正及び廃止にかかわる議案16件、一般議案1件並びに2月28日までに受理しました陳

情2件については、その所管する常任委員会に付託をして審議をすることにいたします。

また、6件の補正予算案及び8件の当初予算案については、第1予算特別委員会及び第2予算特別委員会を設置構成して、審議をすることにいたします。

なお、各委員会への付託案件は、議案付託表のとおりであります。

また、会期日程及び議事日程については、皆様のお手元に配付してあるとおりでございますが、第1日目、本日の会議では、監査委員、特別委員会などの諸報告及び町政報告並びに施政方針を行い、続いて、承認1件について全体審議として採決をし、日程第6で、議案第1号から第31号まで一括上程し、町長から提案理由の説明を受け、初日は終了いたします。

第2日目の3月10日、第3日目の11日は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

第4日目の12日月曜日は、午前10時から、通告のあった議員から順次一般質問を行います。

第5日目の13日火曜日も、午前1時30分から、前日に引き続き一般質問を行い、総括質疑、議案、陳情の付託をいたします。

第6日目の14日水曜日は、午前10時から各常任委員会を開催いたします。

第7日目の15日木曜日は、午前10時から、第1、第2予算特別委員会をそれぞれ開催いたします。

第8日目の16日金曜日も、木曜日に引き続き、午前10時から予算特別委員会をそれぞれ開催いたします。

第9日目の17日、第10日目の18日は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

第11日目の19日月曜日については、報告書の作成のため休会といたします。

第12日目の20日火曜日は、午前10時から各委員会に付託した議案、陳情の審査結果を各委員長から報告を受け、審議、採決を行います。

次に、常任委員会などの選任、閉会中の継続審査の申し出の審議を行い、今定例会は終了となりますが、会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開き、その対応について協議することになりましたので、議員各位のご協力をお願いするものでございます。

以上で、議会運営委員会の報告といたします。

なお、今定例会は恒例によりまして、最終日、本会議終了後午後6時から「ホテルニュー日活」において、町執行部との懇親会を開催いたしますので、皆様のご参加をよろしくをお願いいたします。

以上で、議会運営委員会の報告とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（熊田 宏君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、今定例会の会期は本日3月9日から3月20日までの12日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日3月9日から3月20日までの12日間と決定いたしました。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりでありますのでご参照ください。

◎諸報告

○議長（熊田 宏君） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

初めに、去る2月8日に開催されました全国町村議会議長会定期総会の席上、全国町村議会議長会会長から15年以上在職し功労のあった自治功労者として、吉田伸議員が表彰されました。また、町村議会表彰があり、矢吹町議会が昭和53年2月以来2度目の表彰を受賞いたしましたのでご報告いたします。

なお、吉田議員の表彰につきましては、別の日に議場で行いたいと思いますのでご了承ください。

配付資料等についてご説明いたします。お手元の資料の確認をお願いします。

まず、本定例会の議案書、議案説明資料、当初予算書、当初予算説明書、例月出納検査の結果報告書、議員提出事件、白河地方広域市町村圏整備組合理事会定例会、福島県町村議会議長会平成29年度第2回定期総会における議案書等の写し、陳情文書表及び公共施設等調査特別委員会中間報告書並びに議案等説明のために出席を求めた者の報告書は、お手元に配付してあるとおりであります。

◎監査報告

○議長（熊田 宏君） これより、例月出納検査結果について、代表監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、佐藤昇一君。

[代表監査委員 佐藤昇一君登壇]

○代表監査委員（佐藤昇一君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、お手元に配付しました監査結果の報告をさせていただきます。

今回の報告は、例月出納検査結果であります。

検査を執行した日ですが、一般会計及び特別会計については、平成29年度11月分を12月25日に、12月を1月24日に、1月分を2月23日にそれぞれ行いました。

水道事業会計につきましては、平成29年10月1日から12月31日までの第3四半期分を1月25日に行いました。検査に当たっては、会計管理者及び都市整備課長から、関係する必要書類の提出を求め、それぞれの関係月の出納状況を聴取した後、検査を行いました。

その検査結果につきましては、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく、適正なものとして認めました。

なお、詳細につきましては、報告書をごらんいただきたいと存じます。

以上で、例月出納検査結果の報告を終わります。

○議長（熊田 宏君） 以上で、代表監査委員からの報告を終結いたします。

◎組合理事会報告

○議長（熊田 宏君） 次に、私から平成29年12月27日に開催されました平成29年度第4回白河地方広域市町村圏整備組合理事会定例会について報告をさせていただきます。定例会に提出されました議案は2件であります。

内容につきましては、平成28年度一般会計歳入歳出決算の認定及び平成29年度一般会計補正予算であり、原案のとおり議決されました。

次に、2月26日に開催されました平成30年第1回白河地方広域市町村圏整備組合理事会定例会について報告

をさせていただきます。定例会に提出されました議案は、4件であります。

内容につきましては、手数料条例の一部改正、平成29年度一般会計補正予算、平成30年度一般会計予算及び平成30年度水道用水供給事業会計予算であり、原案のとおり議決されました。

次に、平成30年2月27日開催されました福島県町村議会議長会定期総会について報告をさせていただきます。

総会の議事日程に入る前に、さきの全国町村議会議長会第69回定期総会において、町村議会及び議員に係る自治功労者並びに議会広報全国コンクール表彰の各受賞者への表彰伝達が行われ、県下町村議会議長の全員出席のもと、第2回定期総会が開催されました。

提出議案の内容につきましては、第1回定期総会以降、議長会役員の異動報告、平成28年度会務報告及び一般会計歳入歳出決算の認定、そして平成30年度会費分担収入方法並びに事業計画及び一般会計予算が提出され、それぞれ承認、または原案のとおり議決されました。

なお、詳細につきましては、お手元に配付しました資料をごらんいただきたいと思います。

以上で、私からの報告を終了いたします。

◎公共施設等調査特別委員会報告

○議長（熊田 宏君） 次に、公共施設等調査特別委員会からの調査報告を求めます。

公共施設等調査特別委員会委員長、5番、薄葉好弘君。

〔5番 薄葉好弘君登壇〕

○5番（薄葉好弘君） 皆さん、おはようございます。

第398回矢吹町定例会において、当委員会に付託されました公共施設等調査特別委員会の調査・研究の経過について、矢吹町議会議規則第47条第2項の規定により、次のとおり中間報告をいたします。

公共施設等調査中間報告書、1番から7番までは記載のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思います。

8、調査結果。矢吹町公共施設等総合管理計画について、策定の経過及び計画の内容の説明を受け、多くの課題を知ることができた。また、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業、（仮称）矢吹町複合施設整備事業及び（仮称）道の駅「やぶき」整備事業について、策定の経過並びに整備計画の内容等について説明を受け、議論をすることで理解を深めることができた。

先進地視察においては、複合施設「ふみの森もてぎ」、「もりんびあこうづ」を視察し、施設整備の手法等、公共施設のあり方を研修した。さらに、千葉県流山市における視察では公共施設の新しい包括管理について説明を受け、民間事業のノウハウを最大限活用する取り組みを研修した。

9、今後の取り組みと対応に向けて。今後の取り組みとして、本町の公共施設等の多くが更新時期を迎えることになり、東日本大震災から7年が経過する厳しい財政状況の中で、建物の老朽化状況を明確化するとともに、改修等の優先順位づけとそのコストの把握が必要となる。また、町の今後の人口減少や少子高齢化等により今後の公共施設等の利用需要が変化していくことが見込まれるところである。

このような状況を鑑み、公共施設等の全体を把握し、長期的視点をもって更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減、平準化するとともに、施設の現状を把握しながら最適な施設のあり方

や時代に即したまちづくりを行っていく必要があることから、今後も継続して調査、検討する必要があると考
える。

以上、中間報告といたします。

○議長（熊田 宏君） 以上で、公共施設等調査特別委員会委員長の報告を終結いたします。

◎議員派遣報告

○議長（熊田 宏君） 次に、会議規則第122条第1項の規定により、議員の派遣について報告をさせていただきます。

派遣の結果につきましては、お手元に配付した報告書のとおりであります。

以上で、諸般の報告は終了いたします。

◎町政報告並びに施政方針

○議長（熊田 宏君） 日程第4、これより町政報告並びに施政方針を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 皆さん、おはようございます。

第407回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、熊田議長を初め、議員の皆様には感謝を申し上げます。

初めに、去る2月8日に開催された全国町村議会議長会定期総会の席上、町議会議員として15年以上の長きにわたりご尽力いただいております吉田伸議員に自治功労表彰が、また、矢吹町議会が昭和53年以来2度目となる町村議会表彰を受賞されましたこと、心よりお祝申し上げます。

これまでの皆様方のご尽力に対し、心から敬意を表するとともに、今後も引き続き本町の振興・発展に特段のご尽力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

それでは、町政報告をさせていただきます。

お手元に配付いたしました第407回矢吹町議会定例会町政報告より抜粋し、ご報告させていただきますのでご了承ください。

1ページをごらんください。

初めに、復興関連事業についてであります。矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業についてであります。まず、東邦銀行矢吹支店跡地における中町ポケットパーク整備事業につきましては、昨年6月に土木工事、7月に建築工事に着手し、広場部分のステージやインターロッキング舗装等及び中町2号線への通路の木塀設置がおおむね完成しております。

しかしながら、本年1月の大雪等の天候不順によりインターロッキング舗装におくれが生じていることから、2月末で予定しておりました全体工事の完成を3月末に延長し鋭意施工中であります。

同じく、J A東西しらかわ矢吹支店跡地における（仮称）矢吹町複合施設整備事業につきましては、（仮称）矢吹町複合施設基本計画について、昨年12月8日に開催されました第12回（仮称）矢吹町複合施設整備検討委員会において本計画の最終確認を行い、12月15日付で計画決定をしたところであります。

昨年の整備検討委員会発足から12回にわたり議論を重ね、計画の骨格をつくり上げていただきました委員長の東洋大学長澤名誉教授を初め、委員の皆様へ感謝申し上げます。

この基本計画の完成を受け、（仮称）矢吹町複合施設基本設計につきましては、基本計画の策定に携わりました福島県建築設計協同組合と2月1日に契約を締結し、設計業務に着手いたしました。基本設計では、基本計画等で提示された設計に必要な事項を整理した上で、建物の構造や配置、各階の基本的なレイアウト、備えるべき機能や設備、施設内外のデザイン等を基本設計図書としてまとめることとなります。

なお、進捗状況等につきましては、（仮称）矢吹町複合施設整備検討委員会及び公共施設等調査特別委員会において随時お知らせするとともに、広報等により町民の皆様へお知らせしてまいります。

次に、道路等側溝堆積物撤去処理事業についてであります。昨年11月中旬から本年1月末にかけて、道路等側溝の土砂堆積量や土砂堆積分布などを把握するため、道路等側溝堆積物撤去事業に係る基礎資料作成業務委託及び道路等側溝堆積物撤去事業に係る現地調査業務委託を実施しました。

また、その調査結果を受け、1月中旬にはJR東北本線西側の矢吹第1地区のうち、北町、本町、中町、新町の道路等側溝堆積物撤去作業業務委託に着手しております。さらに、今年度作業を実施する区域である1区、2区、3区の行政区長を対象に1月24日に説明会を開催し、事業概要、実施箇所、計画等についての説明を行いました。今後は、本事業の全体的な概要と年次計画等について、広報等により町民の皆様へお知らせしてまいります。また、4月中旬開催予定の矢吹町区長会総会において、事業の必要性や今後の取り組み方法について説明を行い、ご理解をいただきながら事業を推進してまいります。

3ページをごらんください。

次に、矢吹町公共交通ネットワーク検討協議会委員委嘱状交付式及び会議についてであります。本協議会は、今後の高齢化社会に向けて生活の利便性の増進を図るため、本町に最適な公共交通ネットワーク施策を検討するための組織として設置したものであり、2月14日、町文化センター小会議室で、12名の方に委嘱状を交付いたしました。会議では、本町の公共交通の現状及び今後の公共交通ネットワーク構築に向けたスケジュール等の確認が行われました。

次に、矢吹町オリジナル日本酒「開拓のうた」発表会についてであります。今年度、町では三鷹市、神田行政区、大木代吉本店と連携し、田植えから稲刈り、新酒のネーミング、デザインまで一連した新酒づくりに取り組み、本町初のオリジナル日本酒が完成したことから、12月9日、ホテルニュー日活において新酒発表会を行いました。新酒発表会では、オリジナル日本酒「開拓のうた」のPRビデオを披露したほか、新酒のネーミング公募の最優秀賞の表彰式、及びデザインの最優秀賞の表彰式を行いました。

また、当日は110名が参加し、「開拓のうた」の試飲や地元農産物の試食会を行ったほか、本町PR大使の津吹みゆさんにも駆けつけていただき、新酒のPRを初め、オリジナル楽曲の披露など、新酒発表会に花を添えていただきました。

なお、完成したオリジナル日本酒「開拓のうた」は町内の酒販店において販売をしております。

次に、教育委員会表彰式についてであります。2月28日、文化センター大ホールにおいて、平成29年度教育委員会表彰式を開催いたしました。一般の部では、長年にわたり、ことぶき大学の講師を務め書道の普及発展に努められた故吉田聰様、平成29年度文部科学大臣優秀教職員表彰を受賞された善郷小学校養護教諭坂内百

合子様の2名に功労賞を表彰いたしました。

小中学生の部では、陸上、統計グラフコンクール、絵画、書道等でそれぞれ上位入賞された小中学生個人30名と、団体では、こども音楽コンクール東北大会に出場されました矢吹中学校吹奏楽部、全日本吹奏楽コンクール東北大会に出場されました善郷吹奏楽クラブなど3団体に功労賞を表彰し、また、文化、スポーツで活躍をされた小中学生個人25名と2団体に奨励賞を表彰いたしました。

ここまで、町政報告から5点を抜粋し、報告申し上げます。矢吹町の力強い復興、そして地方創生に向け、議員の皆様のさらなるご協力をお願い申し上げます、私からの町政報告とさせていただきます。

その他26項目については、お手元に配付いたしました第407回矢吹町議会定例会町政報告により報告とさせていただきます。

続きまして、平成30年度施政方針を述べさせていただきます。

本日ここに、第407回矢吹町議会定例会を招集し、平成30年度の予算案を初め、関係諸議案のご審議をお願いするに当たり、私の所信の一端と新年度の主な施策の概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

東日本大震災から7年が経過しようとしております。

ここに改めまして、東日本大震災により被災された皆様を初め、今もなお避難生活を強いられている皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、平成29年度は、矢吹町復興計画の復興期4年間の最終年度に当たり、復興の総仕上げに向け、議員の皆様を初め町民の皆様のご理解とご協力のもと、計画どおりに事業の推進が図られました。

改めまして、多くの皆様に心より感謝申し上げます。

特に、復興の総仕上げに向けては、復興計画の最重点課題に位置づけられている中心市街地・復興・街づくり推進事業に重点を置いた事業の推進に努めてまいりました。

これまで、震災の影響等による子供たちの運動能力の向上を図るための屋内外運動場（未来くるやぶき）の整備、避難生活を強いられている方々の安心した生活環境の確保を図るための災害公営住宅の整備、地域住民のコミュニティはもとより、地域防災施設として、また町内で初めて福祉避難所機能を持った施設として建てかえられた第1区自治会館の整備、中心市街地におけるにぎわいづくりの拠点として改修された歴史的文化遺産の大正ロマンの館の利活用、さらには、やぶき軽トラ市や商工会等の各種イベントなど多目的利用が可能なフリースペース中町ポケットパークの整備など、中心市街地のにぎわい創出に向けた基盤が整備されてきました。

これらの施設につきましては、いずれも町の財政負担が非常に少ない有利な事業として整備することができ、各施設の設置目的達成はもとより、中心市街地のにぎわい創出の拠点として、それぞれの施設が相乗効果を発揮しているところであります。

平成30年度は、復興期が終了し新たなステージとなる発展期に当たり、（仮称）矢吹町複合施設の整備も本格的に進んでまいります。昨年12月には基本計画の策定作業が完了したところであり、現在は基本設計を発注し、平成31年度末の建築工事完成に向け鋭意取り組んでおります。今後も、本事業のキャッチフレーズである「集い・学び・遊び・育むフロンティア広場」を目指し、子供から高齢者まで年代を超えて多くの町民の皆様

に親しまれる施設となるよう効果的な事業の推進に努めてまいります。

一方、町の最上位計画第6次矢吹町まちづくり総合計画が平成28年度にスタートし、平成30年度は前期基本計画4年間の3年目、折り返しの年度となります。本計画では、町の将来像を「未来を拓く日本三大開拓地 さわやかな田園のまち・やぶき」と掲げ、16の政策、34の施策、平成30年度は217の事務事業を予定しております。これらの事務事業の推進に当たっては、「人」「支えあい」「子ども」「仕事」「暮らし」「復興」「計画実現のために」の7つの分野に分類し、町民の皆様の総合的な福祉の向上に努めるとともに、重点プロジェクトとして位置づけた矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業、道の駅推進事業、旧総合運動公園用地利活用事業の確実な事業の推進を図ってまいります。

このような中、平成30年度矢吹町政策大綱では、「矢吹創生」「子育て支援」「健康・医療」「協働のまちづくり」「ブランド化・情報共有」の5つを重点分野と定め、重点的かつスピード感を持った政策の展開、事業の着実な実施について方針を示したところであります。

「矢吹創生」については、矢吹町復興計画の発展期初年度として、これまで整備してきた事業を有機的に結びつけ、重点プロジェクト並びに矢吹泉崎バスストップ整備事業、あゆり温泉のお試し移住施設運営事業等を推進することで、さらなる相乗効果を発揮し、雇用創出、定住・交流人口等の増加を図る「矢吹創生」を目指すことといたします。

「子育て支援」については、未来の矢吹を担う子供は地域の宝という指針のもと、町と地域と保護者がともに力を合わせて子育てする体制の構築を目指し、保育料の無料化を初め、町独自の子育て支援施策を充実することで、若い世代に選ばれるまちづくりを進めてまいります。

「健康・医療」については、全ての町民が生き生きと健康な暮らしを続けるため、健康づくり、生活習慣病の予防、早期発見など健康増進のまちづくりを進め、医療費の削減を目指すことといたします。

「協働のまちづくり」については、まちづくりの理念である自助・共助・公助の考え方のもと、まちづくりの共通目標を達成するため、町民、行政区、町民活動団体、事業者、行政等が連携・協力し相乗効果を発揮する、郷土愛と参加の「協働のまちづくり」を進めてまいります。

「ブランド化・情報共有」については、矢吹町の魅力を全国にPRするため、日本三大開拓地「開拓の町・矢吹」のブランド化を継続的に推進するとともに、情報発信を徹底することで、協働する主体同士がまちづくりや町の将来像を共有し、同じ方向に向かうまちづくりを進めてまいります。

現在、地方は新しい時代への転換期を迎えております。このような中、町民の皆様が将来へ希望の持てるまちづくり「矢吹創生」へ向け、多くの町民の皆様とともに、協働の理念のもと、全員参加で「矢吹創生」を合言葉に、新たなまちづくりを進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、まちづくり総合計画に基づく基本的な考え方及び主な事業についてご説明申し上げます。

第6次矢吹町まちづくり総合計画前期基本計画では、4年間のうち重点的に取り組む事業を重点プロジェクトとして位置づけるとともに、全ての事務事業について実施計画書を策定し、具体的な年次計画や予算の見通しを立て事業に取り組んでおります。

平成30年度は、矢吹町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第6次矢吹町行財政改革大綱を踏まえ、これまで以上に財政運営の健全化を図り、歳出改革、歳入改革に努め、まちづくり総合計画に基づいた行政運営を確

実に実施し、計画・予算・評価を機能的に活用した行政経営システムにより、優先順位に基づいた事業展開を図ります。

平成30年度当初予算における7つの分野ごとの主な事務事業は、次のとおりであります。

「『人』、住む人みんなが健康で輝き、幸せを実感できるあたたかいまちをつくります。」の基本目標では、健康増進については、ヘルスステーション運営事業を推進し、科学的根拠に基づいたつくばウェルネス運動システムにより、個々に応じたヘルシープログラムを作成するなど、メタボリックシンドローム等の生活習慣病の予防を行い、健康増進を図ります。

また、医療費の削減については、町民一人一人の健康意識の向上が重要であり、特定健診の結果、再受診が必要な方には家庭訪問を行い、悪化防止と生活習慣の改善となる指導を実施するなど、未受診者対策に取り組みます。

生涯学習については、図書館やふるさとの森芸術村、文化センターの安全対策及び老朽化対策に取り組み、「文化の薫るまち」を目指し、あゆり祭などの公演事業や企画展等の充実を図り、より多くの町民の皆様が楽しめる芸術性・文化性の高い各種事業の展開を図ります。

また、文化財の保存・活用等としては、鬼穴古墳の災害復旧事業に取り組み、石室内部の測量調査を実施するほか、町文化財の保存・伝承に向けた調査・検討を行います。

そのほか、歴史民俗資料の保存や利活用について検討を深め、町の歴史民俗資料を適切に管理、保存し、後世に引き継いでいくとともに、学校教育や生涯学習などで活用できる環境の構築を検討します。

スポーツについては、各種市町村対抗大会の支援や中畑清旗争奪ソフトボール大会を一大イベントとして開催するとともに、総合型地域スポーツクラブの活動を積極的に支援し、スポーツを通じた健康維持増進及び世代を超えた住民間の交流促進を図ります。

移住・定住促進については、福島県や町内のNPO団体等と連携し、移住相談や支援体制の充実を図るほか、首都圏などで開催されるイベント等で移住者向けパンフレットの配布等を行うとともに、ホームページで各種情報を発信し町への移住・定住促進を図ります。

そのほか、地方創生推進交付金を活用して町内全域の空き家調査を実施するほか、お試し移住が体験できる施設の運営を開始し、移住・定住を希望される方の受け入れ体制を整備してまいります。

主な事業は記載のとおりであります。

「『支えあい』、豊かな自然環境の中で、みんなが支えあい助け合うまちをつくります。」の基本目標では、遺魂し運動については、全町クリーン作戦を初め、全町民参加型の清掃活動を展開し、行政区、企業、各種団体等の自主的なクリーン作戦等と連携を図るとともに、矢吹町ごみ減量化推進計画に基づき、資源ごみの回収やリサイクルを推進するなど「ごみゼロのまち」を目指して取り組みを強化いたします。

また、動物に優しいまちづくりを目指すため、犬・猫等の保護や飼い主を探す等の取り組みをホームページやメール等を通じて実施するとともに、関係機関等との連携を強化し、犬・猫の不妊去勢手術を行うため助成金を交付いたします。そのほか、動物愛護センターと情報を密にし、ネットワーク等を利用して連携を図り譲渡会制度について周知を図ります。

平成27年度に商品化された「矢吹ヶ原のおいしい水」については、会議等の席など、さまざまな機会を通し

てPRを行い、町の情報発信と水道利用者の拡大、使用水量の増加を図ります。

介護保険事業については、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを目指し、公募により決定した民間事業者による特別養護老人ホームの建設が、計画的に進められるよう支援いたします。

また、介護予防に力を入れ、要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者を把握し、その高齢者に対して、生涯現役社会を実現するための介護予防の観点から、運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上、閉じこもり予防・支援、うつ予防・支援、認知症予防・支援等の取り組みを実施いたします。

その他、障害者総合支援法に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業、児童福祉法に基づく児童を対象としたサービスにより、障害者の自立に対し総合的な支援を行うとともに、しらかわ地域自立支援協議会などの関係機関と連携を図ります。

また、高齢者の生きがいづくりとして、こま回しやけん玉などの昔の遊びや門松づくりなどの伝統行事について、高齢者と児童が遊びを通して交流を重ねることにより、世代間交流の促進、伝承活動の展開を図ります。主な事業は記載のとおりであります。

「『子ども』、未来の矢吹を担う子どもたちを育てるため、子育てに適した環境を提供し、子どもたちが心豊かに学び成長するまちをつくります。」の基本目標では、子育て支援については、子供と子育て世代の若者を社会全体で支援することを目的に、子ども・子育て支援関連の制度を活用し、質の高い保育の提供、保育の量的拡充等を図ることで、子供を安心して産み育てることができるまちをつくります。

矢吹っ子応援事業では、第1子出産児へ出産祝品、第2子以降出産児へ出産祝金として5万円を支給するとともに、子育ての喜びや悩みを分かち合える環境づくりとして子育てサークル活動への助成金の交付や、不妊治療費及び不育治療費について助成金を交付します。

幼稚園・保育園については、第3次矢吹町幼稚園・保育園の基本方針に基づき、平成30年度からあさひ保育園の民営化を実施し、今後も移管先法人と連携しながら保育サービスの充実を図ります。

さらに、第3子以降保育園保育料無料化及び幼稚園保育料無料化に加え、平成30年度は5歳児の保育園保育料無料化及び幼稚園預かり保育料無料化を実施し、幼稚園・保育園保育料の段階的な無料化を図ります。

待機児童対策については、幼稚園・保育園に関する実施方針を踏まえ、保育士就職準備金の支給や保育士宿舍借上支援事業補助金を整備することで、新卒や潜在保育士の確保に努め、安心して子供を預けられる保育の場を提供します。

また、ホームページや子育てアプリ等を活用した子育て世代に対する支援策等の積極的な情報発信や、「未来くるやぶき」と連携した取り組みを強化します。

保健福祉分野での子育て支援については、社会問題となっている児童虐待の早期発見、早期対応に努めるため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置に加え、両者に指導・助言を実施するスーパーバイザーを配置し、問題行動等の原因究明と早期対応を図り、要保護児童対策地域協議会の体制を強化し、関係機関と連携しながら、家庭相談体制の整備を図ります。

学力向上対策としては、学力向上推進支援会議による幼・小・中連携と、光南高校との中・高連携による取り組みにより、町立小・中学生全体の基礎学力を向上させるほか、中学生全員を対象に、英語、漢字、数学といった各種検定試験の受験料を全額補助します。

また、昨年度より実施した、子供が楽しい学校生活を送るためのアンケート式心理テスト（ＱＵテスト）の効果を検証し、質の高い学校生活の実現と学級経営を支援し、学力向上を図ります。

さらに、特色ある子ども教育推進事業については、国際感覚を身につけるための中学生海外派遣事業の実施や、英語指導助手による授業の回数を増やすなど、英語に親しむ機会の創出と英語学習の充実を推進します。

また、子供の読解力や創造力を養うことで学力向上を図り、読書活動を推進するため、矢吹子ども読書100選の第2版を作成します。

教育施設については、少子化と人口減少を踏まえた学校運営のあり方について検討を深めるとともに、公共施設等総合管理計画の教育施設個別計画に基づき、各施設の計画的な事業の推進に取り組みます。

なお、学校給食施設については、センター方式での整備に向け検討を深めてまいります。

主な事業は記載のとおりであります。

「『仕事』、働く全ての人やりがいを持って働き、経済的に自立できるまちをつくります。」の基本目標では、地方創生においては働く場の創出が重要な課題であるため、引き続き、トップセールスを行います。

また、町内企業の事業拡張に対し企業立地奨励金の各種優遇措置を図り、雇用の促進と町産業の振興発展を目指します。さらに、各種企業立地セミナーへの参加や関係機関等との連携を図るとともに、進出意向調査結果を踏まえ、新增設を検討している企業を対象に誘致活動を行い、新たな企業の誘致を目指します。

商業活性化対策としては、矢吹町商工会へ運営費補助金を交付し、加入を促進することで、組織の運営強化を図ります。さらには、中心市街地における空き店舗の改装や賃貸、空き地への店舗進出に関し、それらに係る経費の一部を補助することにより、空き店舗等の遊休資産の利用促進を図ります。

中心市街地の復興・まちづくりについては、大正ロマンの館や中町ポケットパークの利活用を初め、公民館、図書館、子育て世代活動支援、観光交流の4つの機能を持つ複合施設の建設などにぎわい創出の拠点づくりに取り組むとともに、商工会等と連携し、矢吹駅周辺において各種イベントを開催し、中心市街地のにぎわいづくりを展開します。

一方、本町の農業支援対策としては、担い手である農家が希望を持ち、将来にわたり持続的で安定した経営が可能となる新たな農業経営形態の支援を強化し、風評被害に打ち勝つ強い農業づくりと安心・安全の農産物づくりを推進します。

また、平成30年度から米政策の大幅な見直しが行われるため、農政の転換やT P P問題を踏まえ、競争力や大規模化、収益性向上を図る農業分野の拡充を図り、経営の合理化策として集落営農や法人化を推進します。農家の所得向上策としては、経営所得安定対策や農地中間管理事業の強化を図るとともに、米の直接支払交付金が終了することで主食用米への揺り戻しが懸念されるため、新規需要米の作付に対し町独自の上乘せ補助を行います。

さらに、日本型直接支払制度を活用し、農業・農村の有する多面的機能の維持や発揮を図るため、集落での共同活動や自然環境の保全を推進し、高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加等の農業を取り巻く課題の解決に向け取り組みます。

ため池整備事業では、機能保全と安定的な農業用水の確保を行うほか、東京電力福島第一原子力発電所の事故後、放射物質の影響が大きい子ハ清水池、長命池、入の沢池について除染作業を実施します。

ふくしま森林再生事業については、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質拡散の影響で停滞している森林整備、林業生産活動を活性化させるため、間伐等の森林施業と路網整備を一体的に行い、低下しつつある森林の公益的機能等、多面的機能を回復させながら、森林内の放射性物質の低減を図り福島の森林を再生することを事業目的としております。

平成30年度は西長峰、東長峰、弥栄、田町、松房地内において間伐などの林業的手法による森林整備と放射性物質の低減を一体的に実施するとともに、三神地区の地権者に森林整備の同意取得を行います。

主な事業は記載のとおりであります。

「『くらし』、みんなが安心して、誰もが暮らしやすさを実感できる安全で快適なまちをつくります。」の基本目標では、防災対策については、有事の際の初動対応の強化及び共助の精神によるまちづくりを進めるため、地域におけるボランティア組織の育成強化を図るほか、災害時に対応できる施設の整備や活動資材の備蓄を行います。

また、デジタル防災無線システムの利活用推進と防災ラジオに加え防災メール配信サービス普及のための周知を行い、防災マップ及び福島県総合情報通信ネットワーク機器を運用することで、災害発生時に迅速かつ的確に対応できる体制を構築いたします。

東京電力福島第一原子力発電所の事故後、住民の皆様による清掃活動を中断していた道路等側溝堆積物の撤去、処理につきましては、町内を4つの地域にエリア分けし、J R東北本線西側の矢吹第1地区においては平成30年度内の完了、J R東北本線東側の矢吹第2地区においては平成31年度内の完了、中畑、三神地区においては平成32年度内の完了を目指し、計画的に事業を推進してまいります。

また、定住化対策として、若い世帯を対象に、住宅を取得した場合、条件に応じて15万円から50万円を助成する事業を継続してまいります。

協働型のまちづくりとしては助成事業を積極的に活用し、フラワーロード花いっぱい事業を行い、全町民参加型の花木植樹による地域おこしを推進し、矢吹町西側地域についても、自然の豊かさと人々の暮らしを調和させた空間を里山として守り、生かしていく自然環境保全の活動に取り組みます。

公園整備については、都市公園及びその他管理している公園について、長寿命化計画並びに公園整備計画に基づいた整備を行い、安全で安心なふれあいと憩いの場を提供します。

幹線道路網及び町道の主なインフラ整備については、八幡町・善郷内線（羽鳥幹線水路）道路整備事業、新町西線道路整備事業、一本木32号線道路整備事業、神田西線道路整備事業、都市計画道路一本木29号線道路整備事業、館沢・田内線道路整備事業等に取り組み、幹線道路及び町道の整備促進に努めます。

その他の生活道路整備については、臨時地方道整備事業及び現道を利用した簡易舗装を行い、生活環境の改善に取り組むとともに、橋梁の長寿命化対策として、義務づけされた5年に一度の近接目視点検の結果を踏まえ、老朽化した橋梁の修繕工事を計画的に行います。

主な事業は記載のとおりであります。

「『復興』、矢吹に受け継がれる開拓精神で、震災にも風評被害にもくじけず乗り越える強い矢吹町をつくります。」の基本目標では、第6次矢吹町まちづくり総合計画では、復興におくれが生じないよう確実に推進するため、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業、道の駅推進事業、旧総合運動公園用地利活用事業を重点プ

プロジェクトとして定めました。

矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業については、中心市街地の整備促進を図るため、奥州街道沿いの東邦銀行矢吹支店跡地へのポケットパークの整備、J A東西しらかわ矢吹支店跡地への複合施設整備など、歴史・文化資源が調和した景観計画とともに、復興のシンボルとして、にぎわいづくりに取り組みます。

なお、平成30年度は、ポケットパークを活用した各種イベントの開催や、平成29年度に策定した複合施設基本計画に基づき複合施設の計画的な事業の推進を図り、平成31年度末の完成を目指します。

また、道の駅推進事業については、国道4号沿いに道の駅を整備し、農業の魅力、地域の魅力を発信する地域活性化の拠点として整備を行います。平成30年度は、道の駅の仮設実験店舗の運営及び基本設計の策定を行うとともに、国との一体的整備となることから、国道4号の管理者である国土交通省と連携を密にし、事業の推進を図ります。

さらに、旧総合運動公園用地利活用事業については、旧総合運動公園用地利活用基本構想に基づき、優先度、重要度等を考慮しながら、事業化に向けた検討を深め、計画的な事業の推進と当該用地の有効活用を図ります。

(仮称) 矢吹泉崎バスストップ整備事業については、東北自動車道矢吹IC付近に高速バス停車場及び利用者駐車場を整備し、町民の移動手段の拡充を図り、東北の玄関口として矢吹町の利便性を強く印象づけることにより、来町者の増加、さらには移住、2地域居住の推進を図ります。平成30年度は、高速バス停留所の整備を行うとともに、バスストップ利用者駐車場の整備についても早期完成を目指し、関係機関と連携しながら事業を推進します。

矢吹町復興計画では、平成30年度から平成32年度の3年間を発展期と位置づけ、本年は、その発展期の初年度となります。平成30年度は、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業であるポケットパークを活用した各種イベントの開催や、多くの人々が活動・交流するにぎわいと活力のある中心市街地の拠点となる複合施設の整備、道の駅推進事業では仮設実験店舗の運営及び基本設計の策定などを進め、矢吹町復興計画の新たなステージである発展期の初年度として、確かな復興の実現を図ります。

主な事業は記載のとおりであります。

「『計画実現のために』、計画実現のために、町民も行政も共に協力し行動する協働のまちづくりを進め、まちづくり総合計画に沿った行政運営を推進します。」の基本目標では、協働のまちづくりについては、第6次矢吹町まちづくり総合計画の理念を踏まえ、住民参加型のまちづくりを積極的に推進するほか、地域コミュニティ活動を推進するため、行政区が自主的、主体的な創意と工夫により、区域内全域を対象に行う道路・側溝の清掃、または交差点、沿道の草刈り等の活動事業に対する行政区活動の支援を行います。

タウンプロモーション事業については、矢吹の持つ魅力を全国に発信するため、マスコミ、広報、ホームページ、SNS等、あらゆる手段を使って情報を発信するほか、CM大賞などメディアとのタイアップを行うことで矢吹町の認知度向上を図り、交流・流入人口の増加、さらには移住・定住促進の足がかりとします。

また、ふるさと思いやり基金については、有効な財源確保の手段であることから、魅力ある返礼品について検討を深め、ふるさと基金として寄附の拡大を図るとともに、ふるさと矢吹の情報発信に努めます。

情報システムについては、情報化社会の進展を踏まえ、マイナンバーを活用した行政サービスの向上及び行政事務の効率化を図るため、ICTを活用した効果・効率的な行政サービスであるコンビニエンスストア等で

の各種証明書の交付の開始に向け検討を進めてまいります。

また、便利で快適な窓口サービスを実施するため、住民ニーズにきめ細やかに対応できる総合窓口の充実を図ります。

税の公平性を確保するために、滞納対策を強化し、広域圏と連携を行い、収納確保に資するあらゆる手段を検討することにより収納率の向上を図ります。

地域観光においては、やぶき観光案内所を拠点とし、観光資源の掘り起こしやフェイスブック等を活用した情報発信を行い、日本三大開拓地「開拓の町・矢吹」のブランド化を推進します。

また、福島県主催宝探しゲーム「コードF-8」に参加するほか、初代福島ゆるキャラグランプリに輝いた「やぶきじくん」の活用により、観光PRの強化及び観光交流人口の拡大に向けた取り組みを実施します。

人口減少社会、少子高齢化など、地方を取り巻く環境は厳しさを増しておりますが、地方分権改革のさらなる推進を図るため、第6次矢吹町まちづくり総合計画に基づき、新たな協働型社会の構築を目指して、効率的かつ効果的な行政運営、財政規律の確立を図り、新しい行政経営に取り組むことといたします。

主な事業は記載のとおりであります。

それでは、次に、予算の概要について申し上げます。

国の平成30年度予算は、平成30年度予算編成の基本方針に基づき、一億総活躍社会の実現を目指し、「三本の矢」を強化して「新・三本の矢」を放つことで、少子高齢化という構造問題に正面から立ち向かいながら、成長と分配の好条件の実現に向けて取り組むとの方針が示されました。

また、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現に向け、「戦後最大の名目GDP600兆円」「希望出生率1.8」「介護離職ゼロ」という「新・三本の矢」に沿った施策を推進し、それぞれを密接に関連しながら一体的に推進することで、成長と分配の好循環を確立し、日本経済全体の持続的拡大均衡を目指すことと示されております。

このことから、国の平成30年度予算は、東日本大震災、熊本地震を初め、各地の災害からの復興や防災対応の強化を着実に進めるとともに、引き続き、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進するほか、地方においても、国の取り組みと基調を合わせ、徹底した見直しを進めることと示されております。

また、平成30年度地方財政計画では、一般財源総額の確保として、地方公共団体の金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により、地方交付税の原資を最大限確保すること、また、危機対応モードから平時モードへの切りかえを進めるため、歳出特別枠を廃止し、公共施設等の適正管理や社会保障関係の地方単独事業費の増額に対応した歳出を確保することが明記されております。

このような状況から、子ども・子育て支援や地方創生等の重要課題に取り組みつつ、社会保障、社会資本整備、防災・減災対策、人口減少や少子高齢化等、経済社会の構造変化による課題に引き続き対応しながら、安定的な財政運営を行う必要があります。

それでは、本町の平成30年度の予算の概要について、一般会計を中心にご説明申し上げます。

予算の規模は、水道事業会計を除いた一般会計及び特別会計の総額で130億3,663万8,000円、前年対比11億1,553万7,000円、9.4%の増となりました。

一般会計の予算規模は86億7,600万円で、前年度予算比15億2,600万円、21.3%の増となっております。

歳入の根幹である町民税については、営業所得、農業所得ともに前年度と同程度の収入が見込まれるものの、給与所得が引き続き高水準であることから、町民税個人分での増額を見込んでおります。また、固定資産税においては、太陽光発電設備の設置等により、償却資産分での増額を見込んでおります。

町税に次いで主要な歳入科目である地方交付税については、国の地方交付税総額が対前年度比2.0%減の3,213億円減額されることから、普通交付税は減額が見込まれるものの、特別交付税については、道路等側溝堆積物撤去処理事業等の対象事業の増により増額が見込まれ、地方交付税として増額を見込んでおります。

国庫支出金については、各種社会資本整備事業及び道路等側溝堆積物撤去処理事業の増等により、増額を見込んでおります。

県支出金については、仮置き場からの汚染土壌搬出の進捗に伴う放射線対策事業の増等により、増額を見込んでおります。

また、繰入金については、財政調整基金の取り崩しを行わず、震災復興基金、復興交付金基金の有効活用及び各種目的基金の繰入措置により、財政健全化、復興から発展を目指した予算編成の内容となっております。

歳入予算の主な内容を項目別で見えていきますと、町税が2.2%増の22億9,529万7,000円、地方交付税が15.2%増の19億3,658万4,000円、国庫支出金が101.1%増の15億2,644万2,000円、県支出金が7.3%増の8億3,277万7,000円、繰入金が46.4%増の3億8,762万4,000円、町債が起債対象事業の増により86.6%増の8億9,800万円、分担金及び負担金についてはバスストップ市町村負担金の期間満了により71.6%減の649万3,000円、使用料及び手数料が5歳児の保育園保育料及び幼稚園預かり保育料の無料化により7.5%減の1億1,210万6,000円、財産収入が土地売払収入の減により55.4%減の8,500万8,000円などとなっております。

歳出予算の主な内容につきましては、施政方針冊子の23ページ以降の表のとおりでありますので、ここでは説明を省略させていただきます。

予算のさらに詳しい内容は、予算案、同説明書等をごらんいただきたいと思います。

また、予算特別委員会におきましても、各担当課長から詳しく説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

続いて、平成30年度の行財政改革の方向性について申し上げます。

本町の行財政改革については、これまでも財政再建等、いち早く取り組んできたところであり、事務事業の見直し、組織機構の簡素・効率化、職員定数の適正管理、民間委託の推進、人材の育成、住民との協働体制の確立など、町行財政の健全化・効率化に努めてまいりました。

また、成果志向、住民満足重視、競争原理の導入など、民間の経営原理を取り入れた行財政経営への転換を強く進めてきたことにより、地方分権一括法による自治事務の増加や県からの権限移譲、町民ニーズの多様化・高度化等による事務事業の増加等に対応することができ、行政組織、職員体制についても、簡素・効率化の動きを進めてまいりました。

これまで小さな役場を目指しながら、長期にわたる景気低迷の影響等による町税収入の減少への対応、さらに、追い打ちをかけるように東日本大震災の復旧・復興への対応など、厳しい対応が求められましたが、行財政改革大綱の理念のもと、一丸となって取り組んだことにより、行政サービスにおける一定の成果とともに、健全化判断比率等の財政指標の着実な改善が図られ、持続可能な財政基盤の確立に道筋をつけることができま

した。

平成28度から新たにスタートした第6次矢吹町行財政改革大綱においては、これまでの理念を継承しつつ、量から質の改革にシフトし、行政を経営するという視点に立ち、限られた人や予算などの経営資源を有効に活用して、町民が満足する行政サービスをよりよく、より効率的に提供できる質的な行財政改革をあわせて行う改革への転換を図っております。

「仕事の改革」「仕組みの改革」「人の改革」という3つの視点に基づき、町の情報を全国的に情報発信するタウンプロモーション活動の推進、効果的・効率的な業務運営としてのアウトソーシングの推進、ICTの有効活用による諸手続の電子化とサービスの迅速性・利便性の向上、職員の能力開発と人材育成といった12の推進項目に対し、体系的・集中的な改革を行うことで第6次矢吹町まちづくり総合計画の実現を後押しし、行政サービスの向上とともに、矢吹町独自の行政システムの確立を図ってまいります。

次に、平成30年度の組織機構の考え方について申し上げます。

平成30年度においては、さらなる住民サービスの向上に努めるため、組織体制としては大きな変更はなく継続することといたしますが、保健福祉部門において、介護保険制度の充実、福祉分野のニーズの多様化に対応するため、体制の強化に努めてまいります。

また、職員育成面においては、職員研修計画による計画的な教育、能力開発に取り組むとともに、地方公務員法に基づく矢吹町独自の人事評価制度（人材育成考課）の考課結果を人事行政に活用し、効率的な行政運営に資する、みずから考え実行する職員を育成してまいります。

さらに、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の平成32年度施行に向け、任用、人員構成の最適化を図るとともに、会議等でのICT活用、民間委託の推進等による業務改革と職員の意識改革（働き方改革）を進め、簡素で効率的な行政体制の実現を目指してまいります。

終わりになりますが、平成30年度は、第6次矢吹町まちづくり総合計画の前期4年間の3年目、また、矢吹町復興計画の発展期初年度として「未来を拓く日本三大開拓地 さわやかな田園のまち・やぶき」の実現を確実にするため、前期基本計画の検証作業を進めるとともに、最終目標の達成に向け、効果的な事業のさらなる推進に努めていく所存であります。

矢吹町議会議員の皆様におかれましても、変わらぬご指導とご協力をお願い申し上げますとともに、町民の皆様にも、町政に対するご理解、ご協力を切にお願い申し上げます次第でございます。

平成30年度当初予算案につきまして、何とぞ原案どおりご承認いただきますよう、ここにお願い申し上げます次第であります。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 以上で、町政報告並びに施政方針は終了いたします。

ここで、暫時休議いたします。

(午前11時08分)

○議長（熊田 宏君） 再開いたします。

(午前11時20分)

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第5、これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、専決第1号 平成29年度矢吹町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第1号 平成29年度矢吹町一般会計補正予算（第5号）について、既定の歳入歳出予算にそれぞれ810万円を追加し、総額を76億2,045万8,000円とするものであります。

歳入の内容は、地方交付税810万円を増額するものであります。

歳出の内容は、積雪に係る除雪委託料等により、土木費810万円を増額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めます。

以上です。

○議長（熊田 宏君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、専決第1号 平成29年度矢吹町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決しました。

◎議案の上程、説明（議案第1号～議案第31号）

○議長（熊田 宏君） 日程第6、これより議案の上程を行います。

議案第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号、第19号、第20号、第21号、第22号、第23号、第24号、

第25号、第26号、第27号、第28号、第29号、第30号及び第31号を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

初めに、議案第1号 矢吹町土地開発基金条例を廃止する条例についてであります。社会経済の著しい発展に伴う公共用地の取得難に対応するため、昭和46年10月に矢吹町土地開発基金条例を制定いたしました。

しかしながら、設置目的である公共用地の先行取得の必要性が薄れ、今後の社会情勢を推考すると基金を活用しての土地取得は見込まれないことから、当該基金を廃止するものであります。

なお、廃止に伴い、基金保有地については一般会計で買い戻しを行い、町管理用地として有効的な利活用を進めてまいります。

次に、議案第2号 矢吹町保育所条例を廃止する条例についてであります。本案は、あさひ保育園の民営化に伴い、矢吹町保育所条例を廃止するものであります。

近年、共働き世帯の増加や就労形態の多様化などにより、子供や家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、今後、さらなる子育て支援の充実を図り、効率的かつ効果的な保育所運営を行うため、運営実績のある事業者を対象に公募を行い、選定の結果、移管先法人を認定こども園ポプラの木を運営している学校法人聖和学園に決定いたしました。

平成29年度は、あさひ保育園の民営化に向け円滑な引継ぎを行うため、本町と学校法人聖和学園による共同保育を行っており、共同保育を通して確実な引き継ぎと運営条件の履行状況等の確認を行っております。平成30年度から、学校法人聖和学園あさひ保育園として民営化に移行するため、本案を提案するものであります。

次に、議案第3号 矢吹町情報公開条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報の定義を明確化する等、規定を整備するため、矢吹町情報公開条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第4号 矢吹町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報の定義の明確化及び人種、信条、病歴等の要配慮個人情報の取り扱い等を整備するため、矢吹町個人情報保護条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第5号 矢吹町税特別措置条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正により、法律の名称が変更されたため、矢吹町税特別措置条例においても名称の変更を行うものであります。

また、農村地域工業等導入促進法の一部改正により、地方税の課税免除の規定が削除され、さらに、矢吹町税特別措置条例における低開発地域工業促進法に関する課税免除について、開発地区の指定適用期間が終了し、課税免除となる納税義務者がいないことから、本条例において、これらに関する規定を削除するものであります。

次に、議案第6号 矢吹町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例につい

てであります。本案は、議案第5号 矢吹町税特別措置条例の一部改正に伴い、矢吹町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例について、関連する規定を改正するものであります。

次に、議案第7号 矢吹町立幼稚園預かり保育条例及び矢吹町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、第6次矢吹町まちづくり総合計画における子育て支援の充実を図るため、町独自に幼児教育の段階的な無償化を行うものであります。

平成30年4月より、5歳児の保育園保育料無料化し、あわせて、平成29年度から無料化となった幼稚園保育料について規定を整理するものであります。また、保育園と幼稚園の5歳児について、保育料を無料とする保育時間を同等とするため、幼稚園5歳児の預かり保育料の一部を無料化するものであります。

なお、無料とする要件については、これまでの低所得世帯、多子世帯等に限らず、負担軽減の拡充が図られる内容となっております。

次に、議案第8号 矢吹町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、平成30年4月1日より施行される持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律において、高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正されることに伴い、矢吹町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものであります。

改正の内容としましては、国民健康保険法第116条の2第1項及び第2項の規定により、住所地特例の適用を受けて従前の住所地の市町村の被保険者とされている国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療に加入した場合には、特例を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者とするものであります。

次に、議案第9号 矢吹町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、平成30年度から3年間、65歳以上の介護保険被保険者の介護保険料を定めるため、矢吹町介護保険条例の一部を改正するものであります。

改正の内容としましては、介護保険法第129条の規定により、3年ごとに介護保険事業計画の見直しを行い、保険料を算定するもので、平成30年度からの第7期事業計画策定の結果、第6期事業計画の保険料と同額とすることを定めるものであります。

次に、議案第10号 矢吹町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第11号 矢吹町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての2議案であります。関連がございますのであわせてご説明いたします。本案は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、当該条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容としましては、医療と介護を包括的に確保する介護医療院の創設、高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けることができる共生型サービスの創設等であります。

次に、議案第12号 矢吹町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、矢吹町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容としましては、介護予防支援事業者と障害者の指定特定相談支援所の連携並びに介護予防支援事業者と医療機関の連携を追加するものであります。

次に、議案第13号 矢吹町企業立地促進条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、本町に事業施設等を有する事業者が自己所有地に増設する場合に、企業立地奨励金の交付要件に該当するよう矢吹町企業立地促進条例の一部を改正し、既存企業への優遇制度を拡充することにより、さらなる設備投資を促進し、町産業の振興と雇用の増大を図るものであります。

次に、議案第14号 矢吹町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、道路法施行令の一部改正及び福島県道路占用料徴収条例の一部改正に伴い、矢吹町道路占用料徴収条例の一部を改正するものであります。

改正の内容としましては、3年ごとに行われる道路占用料の額の見直しに係る道路法施行令の一部改正によるものであり、占用料については固定資産税評価額や路線価の変動等の社会情勢の変化により改定することとしており、福島県の単価に準じて町の単価を改定するものであります。主なものとして、標準的な電力柱が1本につき1年、550円から10円減額の540円、地下ケーブル等の管路が長さ1メートルにつき1年、29円から1円減額の28円となり、全体の収入が約1万9,000円の減額となる見込みであります。

次に、議案第15号 矢吹町都市公園条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、都市公園法及び関係政省令の一部改正に伴い、矢吹町都市公園条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容としましては、一つの都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合（運動施設率）は、100分の50を超えてはならないと都市公園法施行令により定められておりましたが、100分の50を参酌して、町が条例で定めることとなったため、町が設置する都市公園の運動施設率の上限を、県に準拠し100分の50とするものであります。

次に、議案第16号 矢吹町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例についてであります。本案は、平成26年の介護保険法改正により、現在、都道府県が行っている居宅介護支援事業者の指定について、平成30年4月1日より市町村に権限が移譲されることに伴い、本町における居宅介護支援事業の人員及び運営に関する基準を本条例で定めるものであります。

次に、議案第17号 第6次矢吹町まちづくり総合計画の一部変更についてであります。本案は、第6次矢吹町まちづくり総合計画における基本構想の中で、総合計画を中心としたまちづくりを目指すとしており、この理念は、総合計画に基づいた行政運営を徹底し、政策・施策・事務事業を明らかにすることで、開かれた役場の実現を目指すとともに、事務事業については追加・変更を行い、より計画性が高い基本計画として洗練するものであります。

基本計画には、計画期間中の事務事業を全て掲載し、これらを追加・変更する場合は議会の議決案件とすることで、議会との政策形成の合意を図り、その内容を町民に公表しながら、町民・議会・行政が一体となったまちづくりを推進することが、総合計画を中心としたまちづくりの基本的な考え方であります。

このような理由から、平成30年度事業実施計画の策定に当たり、基本計画に変更が生じたことから、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第18号 平成29年度矢吹町一般会計補正予算（第6号）についてであります。本案は、既定の

歳入歳出予算にそれぞれ4,221万5,000円を追加し、総額を76億6,267万3,000円とするとともに、繰越明許費の設定及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、地方交付税1億2,091万7,000円、国庫支出金3,889万5,000円、繰入金6,956万9,000円をそれぞれ増額し、県支出金442万9,000円、財産収入1億7,031万9,000円、町債1,070万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費が東日本大震災復興交付金事業に係る基金への積立金等により3,543万9,000円の増額、農林水産業費が塩化カリ肥料による消耗品費等により1,097万2,000円の増額、消防費が矢吹消防署用地に係る公有財産購入費等により3,089万6,000円の増額、教育費が幼稚園管理運営事業等により890万8,000円の増額、民生費が国民健康保険特別会計への繰出金等により2,267万8,000円の減額、土木費が矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業等により1,970万5,000円減額するものであります。

繰越明許費の内容につきましては、放射性物質吸収抑制対策事業等の12事業について、年度内完了が困難なことから、総額3億5,818万1,000円を設定するものであります。

地方債補正の内容につきましては、消防施設整備事業債2,280万円を増額し、都市再生整備計画事業債2,950万円、県営農道整備事業債400万円をそれぞれ減額するものであります。

次に、議案第19号 平成29年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ5,604万6,000円を減額し、総額を23億4,253万9,000円とするものであります。

歳入の内容は、県支出金44万6,000円を増額し、国庫支出金3,054万9,000円、繰入金2,594万3,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、保健事業費15万8,000円を増額し、保険給付費5,620万4,000円を減額するものであります。

次に、議案第20号 平成29年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ1,500万円を減額し、総額を5億6,495万8,000円とするとともに、地方債補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、諸収入423万円を増額し、繰入金1,128万2,000円、町債760万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、総務費1,400万円、事業費100万円をそれぞれ減額するものであります。

地方債補正の内容につきましては、公共下水道事業債20万円、流域下水道事業資本費平準化債140万円をそれぞれ増額し、公共下水道事業資本費平準化債830万円、流域下水道事業債90万円をそれぞれ減額するものであります。

次に、議案第21号 平成29年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ3,981万円を減額し、総額を2億5,075万7,000円とするとともに、地方債補正を行うものであります。

歳入の内容は、繰入金56万1,000円を増額し、国庫支出金931万2,000円、県支出金55万9,000円、町債3,050円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、維持管理費101万円、事業費3,880万円をそれぞれ減額するものであります。

地方債補正の内容につきましては、農業集落排水事業資本費平準化債150万円を増額し、農業集落排水事業債3,200万円を減額するものであります。

次に、議案第22号 平成29年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ148万3,000円を追加し、総額を1億6,834万3,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金141万4,000円、諸収入27万円をそれぞれ増額し、後期高齢者医療保険料18万4,000円、使用料及び手数料1万7,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金172万3,000円を増額し、総務費24万円を減額するものであります。

次に、議案第23号 平成29年度矢吹町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、収益的収入については、既定の額に425万3,000円を増額し、収入予算総額を4億3,717万5,000円とし、収益的支出については、既定の額から18万4,000円を減額し、支出予算総額を4億5,254万4,000円とするものであります。

収入の内容は、営業収益425万3,000円を増額し、支出の内容は、営業費用18万4,000円を減額するものであります。

また、資本的収入については、既定の額に270万円を増額し、収入予算総額を5,762万9,000円とするものであります。

収入の内容は、負担金130万円を減額し、補償金400万円を増額するものであります。

次に、議案第24号 平成30年度矢吹町一般会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ86億7,600万円とし、あわせて継続費、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、平成29年度当初予算と比較して21.3%の増額となっております。

内容につきましては、施政方針で申し上げましたとおりでございますので、ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、議案第25号 平成30年度矢吹町国民健康保険特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億9,481万4,000円とし、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、平成29年度当初予算と比較して19.5%の減額となっております。

歳入の主な内容は、国民健康保険税4億1,087万9,000円、県支出金13億1,688万3,000円、繰入金1億6,430万7,000円であります。

歳出の主な内容は、総務費5,215万8,000円、保険給付費13億291万5,000円、国民健康保険事業費納付金4億9,568万3,000円、保健事業費3,566万2,000円であります。

なお、本案につきましては、矢吹町国民健康保険運営協議会より答申を受けた内容となっております。

次に、議案第26号 平成30年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億333万4,000円とし、債務負担行為、地方債及び一時借入金について定めるものであり、平成29年度当初予算額と比較して4.7%の増額となっております。

歳入の主な内容は、使用料及び手数料1億2,086万5,000円、繰入金2億5,244万4,000円、町債1億8,180万

円であります。

歳出の主な内容は、総務費 1 億4,077万9,000円、事業費 1 億6,477万6,000円、公債費 2 億9,677万9,000円であります。

次に、議案第27号 平成30年度矢吹町土地造成事業特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ56万8,000円とし、一時借入金について定めるものであり、平成29年度当初予算と同額となっております。

歳入の内容は、繰越金56万8,000円であります。

歳出の内容は、一般管理費56万8,000円であります。

次に、議案第28号 平成30年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億400万1,000円とし、債務負担行為、地方債及び一時借入金について定めるものであり、平成29年度当初予算額と比較して4.8%の増額となっております。

歳入の主な内容は、使用料及び手数料2,707万6,000円、繰入金 1 億3,006万8,000円、町債9,900万円であります。

歳出の主な内容は、維持管理費4,852万6,000円、事業費9,695万1,000円、公債費 1 億5,822万4,000円であります。

次に、議案第29号 平成30年度矢吹町介護保険特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億8,555万円とし、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、平成29年度当初予算と比較して0.6%の減額となっております。

歳入の主な内容は、保険料 3 億628万1,000円、国庫支出金 2 億9,810万8,000円、支払基金交付金 3 億6,163万円、県支出金 1 億9,683万1,000円、繰入金 2 億1,557万9,000円であります。

歳出の主な内容は、総務費4,243万8,000円、保険給付費12億5,983万円、地域支援事業費7,297万1,000円であります。

次に、議案第30号 平成30年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億7,237万1,000円とし、一時借入金について定めるものであり、平成29年度当初予算と比較して9.3%の増額となっております。

歳入の主な内容は、後期高齢者医療保険料 1 億2,143万円、繰入金5,052万9,000円であります。

歳出の主な内容は、総務費876万8,000円、後期高齢者医療広域連合納付金 1 億6,320万1,000円、諸支出金40万1,000円であります。

次に、議案第31号 平成30年度矢吹町水道事業会計予算についてであります。収益的収入につきましては総額 4 億1,630万2,000円とし、主な内容は、水道使用料を主とする営業収益 3 億8,029万9,000円、他会計負担金を主とする営業外収益3,600万1,000円であります。

収益的支出につきましては総額 4 億3,518万8,000円とし、主な内容は、受水費 1 億6,057万1,000円、減価償却費 1 億4,725万5,000円、企業債利息2,231万4,000円であります。

資本的収支につきましては、収入が企業債6,150万円、出資金2,712万2,000円など、総額8,862万5,000円に対し、支出の総額は 2 億846万5,000円となり、差し引き不足 1 億1,984万円は過年度分損益勘定留保資金など

で補填するものであります。

資本的支出の主な内容は、工事請負費5,250万円、企業債償還金1億4,296万5,000円であります。

以上、提案理由とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

◎散会の宣告

○議長（熊田 宏君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

ご苦労さまでございました。

(午前11時51分)

平成30年3月12日（月曜日）

（第 2 号）

平成30年第407回矢吹町議会定例会

議事日程(第2号)

平成30年3月12日(月曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	富永	創造	君	2番	三村	正一	君
3番	安井	敬博	君	4番	加藤	宏樹	君
5番	薄葉	好弘	君	6番	鈴木	一夫	君
7番	青山	英樹	君	8番	大木	義正	君
9番	栗崎	千代	松君	10番	角田	秀明	君
12番	藤井	精七	君	13番	鈴木	隆司	君
14番	熊田	宏	君				

欠席議員(1名)

11番 吉田 伸 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎	吉郎	君	副町長	藤田	忠晴	君
教育長	栗林	正樹	君	企画総務課長	阿部	正人	君
まちづくり 推進課長	氏家	康孝	君	税務課長	三瓶	貴雄	君
会計管理者兼 総合窓口課長	小針	良光	君	保健福祉課長	泉川	稔	君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	佐久間	一幸	君	都市整備課長 兼都市整備 推進室長	福田	和也	君
教育次長兼 教育振興課長	佐藤	豊	君	子育て支援 課長	山野辺	幸徳	君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 梅 原 喜 美

副 局 長 加 藤 晋 一

◎開議の宣告

○議長（熊田 宏君） 改めて、皆さん、おはようございます。ご参集いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、11番、吉田伸君より体調不良のため、本日は欠席する旨の届け出がございましたので、報告させていただきます。

ここで日程に入る前に私より一言、発言をさせていただきます。

昨日、平成30年3月11日で東日本大震災から7年がたちました。私たちは震災によって、この世にあるものがいかにもろいものであるか知りました。いつ何が起こるかわからないことを思い知らされました。そして、人は一人では生きられないこと、支え合い、思い合い、そのつながりを持ちながら、生きていけると学びました。

まだ、あのときから時間がとまったままの人たちもいます。まだ、心から笑うことのできない人たちもいます。近い将来、全ての人々が震災以前以上の笑顔になれることを祈念し、今定例会に臨んでいただければ幸いです。

以上であります。

(午前10時00分)

◎一般質問

○議長（熊田 宏君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

あらかじめ、一般質問等の時間について申し上げます。

一般質問は一問一答方式により行います。質問の回数に制限はありません。答弁を含め60分以内であります。

制限時間3分前には予鈴を1回鳴らし、通告します。制限時間内での発言の取りまとめをお願い申し上げます。

また、60分になりましたら終了鈴を2回鳴らします。質問または答弁の途中であっても、質問及び答弁は打ち切りといたしますので、ご承知おきください。

なお、一般質問は議員発言席より行い、全ての質問、答弁が終わってから自席に戻ることにあります。

それでは、通告に従いまして順次質問を許します。

◇ 角 田 秀 明 君

○議長（熊田 宏君） 通告1番、10番、角田秀明君の質問を許します。

10番、角田秀明君。

〔10番 角田秀明君登壇〕

○10番（角田秀明君） 通告に従いまして一般質問をさせていただきますが、まず初めに、昨日は東日本大震災が起きた日でありまして、ただいま議長からもありましたが7年が経過いたしました。ここに改めまして、

東日本大震災により被災された皆様を初め、今なお避難生活を用いられている皆様に心よりお見舞いを申し上げます。そしてまた、大変忙しい中を議会傍聴に来ていただいた町民の皆さんに心から御礼を申し上げ、質問に入らせていただきます。

改めて、おはようございます。よろしく申し上げます。

「田園のまち・やぶき」のキャッチフレーズで、現在まで何十年と町の代名詞とも言われる稲づくりが、あと何年もつだらうと思うと大変心配であります。

矢吹町は、昭和30年に矢吹、中畑、三神、そして広戸村の一部と合併、1町3村の合併で現在の町がなされているわけですが、中畑地区や三神地区、そして広戸村からの一部の村から合併した町では、整備された田んぼになっておりますが、しかし本来の矢吹町だった矢吹地区の休田は昔のまま未整備の田んぼが、館池の池下、柳池の池下、二つ池の池下、小池の池下、大池の池下と、全体の面積が50町歩以上という田んぼが未整備の田んぼでございます。

現在も存在しているわけですが、今でさえも耕作放棄や遊休農地がふえている中で、将来はどのようになるか、将来というよりもここあと10年過ぎたら、私初め、農家を一所懸命やることができないような状態になります。そんな中で、私はこの将来が町にとって心配だということで、今回、質問をさせていただきました。また、町では、この状態をどのように考えているのかをお伺いしたいと思います。町内の皆さんの話では、現在の状態では不便だなと話を聞くが、町ではこの地域をどのように考えているのか、また何か計画があるのかを、そしてまた、このような状況の中、地域からの要望や要請は出ているのかをお伺いしたいと思います。

1つ目の質問は終わりたいと思います。

次に、教育長に質問をさせていただきたいと思います。

教育長もご存じのとおり、中央幼稚園や善郷小の通学区域のいわゆるJRを境に、二区東、三区東、田町地区、五区八幡町地内に建て売り住宅やアパートがいっぱいふえておりまして、今現在、目を見張る勢いでふえているわけですが、その反面、昔からの地域、いわゆる西側地区、田内や柿之内、大和久、新田のJRの西側といった、そういった形の中では余りふえていない状態で、その現実が、矢小の生徒がふえず、善郷小が大変ふえている。小学校の生徒数にバランスがよくないと思いますが、そんな中、教育委員会としてどのように現在考えているのかをお伺いしたいと思います。

次に、町内の小中学校のいじめや不登校の実態についてお伺いをいたします。

近年、全国的にみずから命をなくす自殺などがマスコミによって聞きますが、県内でも、そして隣の須賀川の子供もいじめによって命をなくしていることがありました。

そこで、教育長にお伺いをいたします。本町では、そのようなことがあってはならないわけですが、本当のところ教育委員会ではそんな中身を把握しているのでしょうか。また、ここ数年、そのようないじめによって不登校になった子供たちはいなかったのかを伺いたいと思います。また、そのようなことがあってはならないわけですが、子供たちが勉強に一生懸命取り組んでいるわけですが、どのような状態で取り組んでいるのかを伺いたいと思います。

中学校はもちろん建てかえが進められ、矢小も改築され、小中学校でも四十数億円をかけて子供たちの環境は申し分なくなっているところですが、あとは子供たちが勉学にいそしんでくれることを願うばかりで

ありますが、先日、新聞でまたマスコミで小中学校の子供たちが全国統一の力試しを受けているようですが、我が町の子供たちはいかがだったのでしょうか。全国的に、そしてまた、県内のどのような結果だったのか、お知らせできる範囲で結構でありますので、お伺いをいたします。

次に、最後の質問となりますが、複合施設があと2年も過ぎると立派な複合施設ができるわけではありますが、中央公民館や図書館はどのように考えているのかを伺いたしたいと思います。

町民の皆さんもやはりその辺が一番知りたいのではないかと考えております。再利用するのか、それとも壊すのかをお伺いいたします。複合施設も基本設計ができ、町民の理解が得られれば建設に入る新年度は、現在の施設の後もそろそろ結論を出してもいいのではないかと考えておりますがいかがでしょうか。

1回目の質問を終わります。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

答弁の前に、私からも一言、ご挨拶をさせていただきたいと思っております。

3月9日の議会初日の際にも話をさせていただきましたが、改めて、昨日3月11日東日本大震災から、発災から7年が経過いたしました。ここに改めて亡くなられた人、そして被災された全ての人々に心から哀悼の意をあらわすとともにお見舞いを申し上げたいと思っております。

それでは、10番、角田議員の質問にお答えいたします。

矢吹地区における水田の整備状況についてのおただしであります。矢吹地区にて水田の圃場整備がされていない主な地区は、舘沢、大町、花咲地内では、舘池、柳池、二つ池が下流約29.6ヘクタール、大池地内では、大池が下流21.1ヘクタール、善郷内地内の小池が下流約17.3ヘクタール、合わせて3カ所、約60ヘクタールの圃場整備がされておられません。

圃場整備がされていない農地につきましては、1区画の面積が小さく、区画もまとまっていないほか、用排水路が土側溝であるなど、機械化が進んだ現在では作業効率が著しく低下しております。これらのことにより、地域の担い手が農地を集積、集約することが困難となり、近い将来、農地の貸し借りが進まず、遊休農地や耕作放棄地が増加することを非常に心配しております。

町では、これまで農業者からの要望により、これらの整備がされていない圃場や用排水路の一部について、県の補助事業等を活用しながら整備を行い、耕作条件の改善を図ってまいりました。

なお、現在は、地域の農業者で組織し、農地の草刈りや用排水路の泥上げ等を協同で行うことにより、交付金を受けることができる多面的機能支払交付金制度を活用して支援を行い、農地等の多面的機能向上及び維持活動を実施していただいております。

しかしながら、これらの活動、支援だけで農地を維持していくことは困難であると考えており、担い手農業者へ農地を集積、集約を加速化するため、1区画当たりの面積の拡大や区画の一律化のほか、用排水路についても機能向上を図ることができる国・県等が実施する圃場整備事業についても検討していくことが必要であると考えております。

従来の圃場整備事業では、地権者が費用の一部負担しておりましたが、平成30年度からの新規事業である農地中間管理機構関連農地整備事業では、対象となる農地面積が10ヘクタール以上であることや、事業完了後5年以内に農地面積の8割以上を担い手農業者へ集約することなど一定の条件はあるものの、地権者の負担がなく、国が圃場整備を行い、支援できる制度が創設されました。

地権者の意向確認や担い手の確保等につきましては、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用しながら、圃場区画の大規模化や用排水路の整備などの耕作条件を改善し、地域の担い手農業者による農地の集積、集約を加速化させることで遊休農地や耕作放棄地を解消し、大規模農業の推進を行い、地域農業の発展を図ってまいります。

本町といたしましては、地域農業の活性化と将来にわたり意欲のある農業者が希望を持ち、農業経営に安定して取り組めるよう、農業の振興に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、10番、角田議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 議場の皆様、おはようございます。

お答えする前に私からも、特に全国各地に避難している子供たちがそれぞれの地において、さらにはふるさとに戻ってきた子供たちが一層楽しく活動できるようお祈りをしたいというふうに思います。

それでは、10番、角田議員の質問にお答えいたします。

初めに、学区の見直しについてのおただしであります。本町の小学校における学区については、昭和56年4月に施行いたしました矢吹町立小学校の通学区域に関する規則に基づき、4つの小学校の通学区域を字名により区分し、就学すべき小学校を指定しており、保護者は指定された小学校に児童を就学させることになっております。

しかし、家庭環境や地理的な理由などで指定された学校への通学が困難な場合は、保護者の願い出により、教育委員会では、指定校変更の審査に係る事務処理規定に基づき個別に審査を行っております。審査は、承認基準をもとに、これまでの承認事例を参考として判断をしており、各小学校には指定校変更を行って就学している児童が在籍しております。

さて、少子化の進行による児童数の減少は全国的にも顕著であり、本町においても同様の傾向があります。今後も児童数がさらに減少することが予想され、教育委員会では学校の適正規模や適正配置について協議を進めております。

協議を進めるに当たり、学校施設の老朽化、小学校のメリット、デメリット、各学区内に1つずつある幼稚園と小学校の関連性、善郷小学校の借地の件、そして地域と学校との関係などを踏まえた多面的な検討が必要であると考えております。

議員おただしの本町の学区の見直しについても、社会環境や通学環境に変化が見られるため、検証する必要があると考えております。教育委員会では、この環境の変化を踏まえ、学区のあり方については、今後の児童数の状況を勘案しながら、全町的な観点で慎重に検討を深めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいた

します。

次に、町内の小中学校でのいじめや不登校の実態についてのおただしであります。いじめについては、平成25年にいじめ防止対策推進法が施行され、旧来の一方的に身体的、心理的攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているものといういじめの定義から拡大して、軽微な深刻ではないものも含めて積極的にいじめとして認知することになっております。

文部科学省では、平成25年度からいじめの定義を一定の人的関係のある児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為、インターネットを通じて行われるものも含むであって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとしています。

犯罪行為として取り扱われるべきものは当然のこと、悪口、無視、たたく、仲間外れ、インターネット上のいじめや、悪質性はなく親切から行った行為で、意図せずとも相手に心身の苦痛を感じさせてしまった場合など、被害者本人がいじめを受けたと捉えたケースもいじめと認知することとしております。したがって、いじめの定義が広範囲になった分、いじめが1件も発生していないとは考えにくいのが現状であります。

いじめの認知件数は、町内の小中学校では、平成26年度が2件、平成27年度が7件、平成28年度が17件、今年度は12月までの調査で11件が報告されております。平成28年度は、前年度の件数と比べて、町全体で2.4倍程度増加しておりますが、これは小中学校でいじめを積極的に認知したため増加したと考えております。

いじめの内容としては、悪口、冷やかしが最も多く、続いて軽くぶつかる、遊ぶふりでたたく等であります。

いじめ防止対策として、中学校では、生徒会組織が中心となり、いじめ撲滅宣言を発し、道徳や学級活動の時間でもいじめゼロを目指した取り組みを推進しております。また、各小中学校では、軽微ないじめを認知したならば、一人の教員が抱え込むことはせず、いじめ防止対策委員会や生徒指導委員会で組織的に対応しております。その結果、重大ないじめに発展するケースは発生していない状況であります。

次に、不登校についてであります。小中学校から年間30日以上欠席した児童生徒について、不登校として報告を受けております。

平成26年では、小学校が1名、中学校が12名で計13名。平成27年度は、小学校が3名、中学校が16名で計19名。平成28年度は、小学校が4名、中学校が18名で計22名。今年度は12月現在で、小学校が2名、中学校が12名で計14名であります。

依然として中学校では10人以上の状態ですが、ほとんどの生徒は別室登校し、支援員とともに自主学習を行ったり、教室で授業を受けたりしております。また、放課後に登校する児童もおり、学校に登校しにくい児童生徒は、大池公園ふるさとの森に開設しております適応指導教室で支援員とともに学習を行っております。さらには、スクールカウンセラーと児童生徒、保護者が相談する機会を設け、必要に応じてスクールソーシャルワーカーが家庭訪問し、相談や調整を行っております。

不登校の主な原因としては、学級の友人となじめないといった人間関係の問題が最も多く、その他、家庭生活の問題から昼夜逆転の生活となり生活リズムが整わないことや学業不振などであります。

学校では、二、三日欠席が続いた場合、不登校の予兆であると捉え、家庭訪問を行って家庭と連携し、初期対応しております。また、今年度から児童生徒の学級内での人間関係について把握するため、小学6年生と中学校全学年を対象に、学級内の人間関係や学級生活の実態を捉えるQUテストを実施し、学級づくりに生か

しております。

不登校の要因はさまざまですが、不登校の防止のために、今後とも一人一人の児童生徒の学校生活がより充実し、児童生徒にとって落ち着ける居場所づくりや児童生徒が互いに生き生きと交流できるきずなづくりなどを図るため、問題の早期発見、早期対応に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、全国学力・学習状況調査の結果についてのおたただしであります。平成29年度全国学力・学習状況調査は、小学6年生と中学3年生を対象に実施され、本県の平均正答率は、小学校国語及び算数ではおおむね全国平均、中学校国語もおおむね全国平均でしたが、中学校数学は全国平均を下回っている結果でありました。

本町におきましては、小学校国語は、基礎・基本を問うA問題では全国平均を上回り、活用力を問うB問題では全国平均をやや下回りました。小学校算数では、A問題、B問題ともに全国平均を上回る結果でありました。また、中学校におきましては、国語、数学で全国平均を下回る結果でありました。

この結果を踏まえ、各小中学校では、児童生徒の各教科における学力や学習状況について多面的な分析を行い、指導の成果と課題を把握、検証し、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、教師自身の教育指導等の改善に向けて取り組んでおります。その上で、全国と比べて下回っている問題の補充指導を行うとともに、学習の中心となる授業の進め方についても、矢吹町学力向上推進支援委員会において検討し、指導主事の学校訪問による指導助言を通して授業改善に努めております。

学力テストの結果については、学校や個人の序列化と過度の競争を生むものにならないように配慮が必要であると町教育委員会では考えており、今年度も学校別の公表は行わない方針であります。テスト結果については、国や県の分析結果を参考に学校で精査し、日々の指導に生かせる有効な資料とできるよう、町教育委員会といたしましても、年間を通し、引き続き指導してまいります。

次世代の矢吹町を担う子供たちが、変化の激しいこれからの社会をたくましく生き抜くために、確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体をバランスよく育てることは重要でありますので、学力向上につきましては、今後とも力を入れた指導をしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、複合施設が整備された後の中央公民館や公民館の再利用等についてのおたただしであります。現在の中央公民館は、昭和48年6月に開館し、町民の身近な学習、交流、活動の場として親しまれるとともに、多様な生涯にわたる学習機会の提供や学習活動の支援により、生涯学習の推進に大きな役割を果たしております。

しかし、建設から40年以上が過ぎた現在、老朽化が進み、平成25年に実施した耐震診断では、大地震で倒壊または崩壊するおそれがあるという結果が出され、建てかえなどの対応が必要となっております。

また、図書館については、旧分庁舎跡地に平成元年に建設され、親しみやすい身近な図書館として町内外から利用者が訪れていますが、利用者にとって十分な駐車場が確保されていないほか、図書を保管する倉庫も足りないことや学習室が手狭であることが課題となっております。

これらのことから、中央公民館、図書館を含む複合施設の整備が検討され、(仮称)矢吹町複合施設基本計画が策定されたことはご承知のとおりであります。

議員おただしの複合施設整備後の現在の施設の活用につきましては、矢吹町公共施設等総合管理計画では、施設総量の縮減化及び複合化のメリットの一つでありますランニングコストの低減化のため、取り壊すことを基本的な方針としております。

このため、中央公民館については、先ほど申し上げたとおり、老朽化や耐震上の課題もあることから建物を取り壊すこととしており、取り壊し後の用地の活用については今後検討をしていく必要があります。

平成元年に整備された図書館につきましては、耐用年数は経過しておらず、比較的新しいこと、新耐震基準を満たし耐震性に問題はないことなどから、他の老朽化した公共施設の代替施設として活用するなど、町の課題解消につながるため、再利用することも一つの方法として検討をしていく必要があります。

このようなことから、教育委員会では中央公民館、図書館の利活用について、他の課の意見なども取りまとめながら方針案を作成することとしております。

なお、既存施設に関する今後の対処については、（仮称）矢吹町複合施設整備検討委員会において協議し、提言をいただくこととなっております。

今後は、この提言内容を参考とし、教育文化施設全体の規模や配置の見直し等とあわせながら、方針を検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、10番、角田議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 角田議員、再質問はございませんか。

10番。

○10番（角田秀明君） 町長にお伺いをいたします。

先ほどの答弁では、将来的にやっぱり心配はしているというふうなことも、町のほうの考えもお聞きいたしました。

ただ、私はいろんな問題が私の耳に入ってきて、こういうことどうなんだというようなことで考えておりましたところ、今回こういった形で一般質問をさせていただいておりますけれども、もう問題点というのは、もう何十年も前から、この問題は出てきております。

ただ、遊休農地、耕作放棄地が年々ふえ、先ほども私から申し上げましたように、私たち一生懸命農業つかさどっている人間に対しても、もう間もなく70歳になるような形で、その人たちが一生懸命頑張ってももう先が見えているわけであります。

そんな中で、須賀川の前田川地区というところが、皆さんご存じだと思いますが、あそこはやはり将来的に田んぼがつくっていただけなくなるんでは大変だというようなことで、県の圃場整備を取り入れたり、そういった形で、将来的にやはり荒れた田んぼになったりしては大変だというようなことで、地域の皆さんがみずからもってそういう事業をやって、そして将来的に田んぼをきちっとつくっていただける整備をしようというふうなことで頑張っているところもあります。

そういった形で、先ほど町長のほうからありましたように、私もいろんな関係でそういった補助金関係もいろいろと調べてみますと、今までの国の事業や県の事業というのは、先ほど町長も申し上げましたが、個人負担がかなりあって、なかなか今、農家の方々もそういう整備は大変だということでございますけれども、今のほうでは、将来的にやる気のある方々、認定農業者の方とか、いろんな企業のお力添えをいただきながらということで、就農率がよいとか、あと認定農業者がいるとかというふうなことでありますと、地主の負担がほとんどないぐらいの状況で整備された田んぼができるというふうな、そういう制度もできておりますので、そういった観点から、そういう考えが町であるかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 10番、角田議員の再質問にお答えいたします。

角田議員の再質問の中身でございますが、角田議員が将来にわたっての農業の継続ということで心配されていることにつきましては、私も同感、同様に感じております。

したがって、永続的な農業、農業を、振興を基本とする矢吹町においては、未来永劫農業が継続できるような、そういう政策、そしてまた、さまざまな制度を利用して、農家の皆さんの信頼に応えていけるように努力をしていきたいというふうに考えております。

その具体的な話としましては、先ほども話を、答弁をさせていただきました。以前は県の圃場整備事業、さらには国営事業につきましても、国、県、市町村、そして農家の負担ということで、農家の負担があったわけでございますが、平成30年度からは国の事業として農地中間管理機構関連農地整備事業ということで、農家の負担なくできる制度が創立された。一定の条件はあるものの、非常に農家にとっては有効な圃場整備の事業ではないかというふうに考えております。

したがって、町としましても、こうした国の新たな制度を利用しながら、耕作放棄地の解消、さらには遊休農地化しないように、この制度を使って圃場整備を一つでも多くできるだけ早く整備に着手していけるよう努力を傾けていきたいと考えておりますので、そうしたことでご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上で、角田議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

10番。

○10番（角田秀明君） 今、町長のほうからご答弁をいただきましたが、といえば、今抱えている問題はどうかしたら解決できるのかというようなことで、私のほうから2つほど町長に質問をさせていただきます。

私が議員になったころも柳池の水利組合の方々から、用水掘がかなりもうなくなっちゃって田んぼに水が入るまでによその田んぼに入って、私たちの田んぼに来るのに相当時間がかかるし、水も必要なだと、U字溝の整備が必要なんですけれどもというようなことで、私も議員になったころ、そんなことで町のほうにお伺いをしたところ、なかなか難しい、予算の関係もあつたりしてできなかったというわけですけれども、そんな要望が町にも来ていると思います。

ということで、私はそういった観点からも、やはり早くそういった整備をするならやっつけていかなきゃならないということを質問、そしてまた、今のと同じような質問ですので、広域公園の整備のときに、地権者の方々がやはり同意をとられたときに、やはりそれも排水路、用水路の問題でやはり同意をしたときには、早くやってくれるのかなと思ったらもう十数年も過ぎててもいまだ何ら、今、昔と同じだと。そういった形で、大雨が降ったとき、やはり産業道路があるために、そこからの水がなかなか抜けないというようなことで、あそこがたまり池になったような状態になっちゃうというようなことで、そういったやっぱり問題も抱えながらでございますので、私が先ほど申し上げましたように、やはり将来、耕作放棄地や遊休農地にならないようにするには、そういう問題も解決していただきながら進んでいっていただかないと困るのではないかとこのよう

なことで、これは柳池のことと別々に話しましたが、同じような問題がありますので、一つの問題として町長にお伺いしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 10番、角田議員の再々質問にお答えさせていただきたいと思います。

用水路の問題は、先ほど答弁させていただいた地区以外にも相当数あります。用排水路が整備されていないために水が通水されても思ったように回らない、そのために植えつけがおくれたり、そしてまた、秋の収穫時に収量に影響が出るというような話も大きな問題となって浮き彫りになってきております。

そうしたことで、今さまざまな国の支援、また県の支援を受けながら事業化しているわけですが、その一つに多面的機能支払交付金制度ということで、資源向上、施設の長寿命化も含めて、そうした事業を活用しながらそうした諸問題に対応している、そういう地区もございます。ただ、先ほども答弁させていただきましたように、そうしたことで到底、そうした地区の問題が解消しないというものについては、大がかりな圃場整備が必要であるということは否定できないことでございます。

したがって、これらにつきましては、農地中間管理機構関連農地整備事業等を使って、そうした諸課題を解決に向けて、町としても努力を傾けていきたいというふうに思っております。

小池の公園の池下についても、私も十数年前からこの問題については伺っております。当初、小池のすぐ下の部分についての整備については、一定の改修工事を行って解消を図ったというふうに認識しておりますが、その次の下流部について、角田議員が言われるように、水が狭くなった用排水路についてはのみ切れない、したがって、水田が池のようになってしまう、そうした課題についても認識はさせていただいております。さらには、柳池の問題についても、同じようなことが起きております。

したがって、その柳池の池下につきましても、耕作放棄地が発生し、遊休農地化されてしまっている、そういう地区についても認識はさせていただいておりますので、これらについては、農家の皆さん、受益者の皆さん、町としましても、さらには、土地改良区としましても、三者が一体となって話し合いをし、今後の整備というものをどうするかという協議も深めなければいけない問題だというふうに感じておりますので、そうしたことで、矢吹町、そして土地改良区、さらには受益者、それぞれの協議もできるだけ早い時期に協議を済ませ、整備の方針についても計画化していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げまして、再々質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

10番。

○10番（角田秀明君） 町長、答弁ありがとうございました。

続きまして、教育長のほうに質問をさせていただきます。

1つ目は、通学区域の質問でございますけれども、先ほど教育長のほうから答弁をいただきましたが、やはり議会からもこういった形で質問が出たというふうなことで、やはり教育委員会の中で、この通学区域の問題をやはり早く結論を出して、そして将来に向かって今、先ほど善郷小学校の老朽化とかいろんな問題も出てい

るというふうなことで答弁をいただきましたので、そんなことで、教育委員会の中でも通学区域の問題を徹底していただきたいということをお願い申し上げます。これは答弁してないので、お願いします。

それで、次に、いじめの問題について質問したいと思います。

私は、昨年4月、あるところでいじめに遭って通学しなかったんだから、高校の入試にやはり影響が出て、高校の入試にできなかったと、そういうふうなことで高校に行かなかったと、かわいそうだと、なぜだろうと思ったら、やはりいじめがあって自宅から不登校になり、そして高校の入試にも間に合わなかったと、そんなことで、やはりいじめというのは、教育委員会でも考えているでしょうけれども、一人一人の個人が将来的にやはり高校を出たりというふうなことで、将来の自分の目標に向かっていくための一つの高校というのは段階の一つだと思います。それが、いじめや不登校の形で自分が目的に進めないという、そういう決して教育委員会のせいではないですけども、やっぱり子供たちがそういった余り大きな問題と考えるでないいじめはあると思いますが、そのいじめられた子供に対しては大変傷ついて、学校にも行きたくなくなったり、そして結果的に、今度高校にも行けなかった、これはもう将来かなりやっぱり影響するわけです。

別な話になりますが、今、福島県が原発で避難されている方々が、子供たちがその避難地域に行ったところで、子供たちがいじめられたり、また職場でもいじめられたりというようなことで、原発の影響で避難されている方が自分のせいでないにしろ、やっぱりそういったいじめがある。大人も子供もいじめがあって大変苦慮しているというようなこともマスコミなどでも聞いています。

だから、小さい問題だと思わないで、いじめはやっぱり大きい問題だということで、そういった私が今、例を挙げましたが、高校にも行けなかったとか、目的持っていた者が行けなくなるというような、そういう大きな問題が裏にはあるんだということを考えていただきながら、やっぱり教育委員会は教育の場を進めていってもらいたいと思います。

やはり学校というのは、教育長は学校の校長先生だったりして、同じ系列から教育長をやっていますが、何でもやっぱり隠したいというのが一つの問題になるのが多くありますので、やっぱり隠さないでやっぱり子供たちに今、学校でも別な教室で勉強させたりなんかということはいじめへの対応を聞きましたが、そういった形でやっぱりやっていただきたいというようなことで、私はいつもこのいじめの問題について質問をいたしましたので、答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 角田議員の再質問にお答え申し上げます。

議員がおっしゃられますように、いじめは子供たちにとっては大変大きな問題になることがございます。そして、今、話をいただきましたように、高校にいじめを受け、不登校になって高校に行くことができなかったということについては、本当にその子にとりまして、将来にわたる大きな問題でございまして、今後そういうことのないように十分注意して指導に当たりたいというふうに思っております。

学校は隠したいというふうになってしまうのは、大変残念なことではございますが、私どもは特にいじめについては、どんな小さなことでも1件と数えて報告をなさないと、そして報告してもらって、自分の学校にも

いじめはあると、そして学校教員が気づかないところでいじめは起きやすいということも基本的に踏まえて、そしてうちの学校にもいじめはある、だからみんなで注意して早期発見して、早期対応をしていきたいと思います。大きな問題にならないうちに、そういうことで今後とも学校に指導し、また我々もご質問いただいたことを肝に銘じて学校と一緒に対応をしてみたいと思いますので、今後とも何かありましたらご連絡いただきまして、子供のために早期に対応をしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございますか。

10番。

○10番（角田秀明君） このいじめの問題については、教育長から今、力強い答弁をいただきましたので、それに期待をしながら、先ほど私が学校は隠すのがというふうなことを言っていましたけれども、そういうことのないような形で教育委員会が指導していただいて、頑張っていたきたいと思います。

次に、最後の質問になりますが、この複合施設整備検討委員会で検討して、これからの中央公民館の問題や図書館の問題を検討していただいているんだということでございますけれども、ご存じのとおり、この複合施設の問題については、一生懸命頑張っている町長があれほどいじめられながらも建設に今携わっているわけですので、こういった形を踏まえながら、やはり教育委員会としては、その施設を預かる側として、町長が批判にも耐えながらも頑張っている施設でございますので、そういった形で立派な複合施設検討にさせていただきたいと思います。

また、今まだ決まっていない図書館の後の利用とか、そういう問題もやはり早く、町民の皆さんがあそこは何に今度は図書館が複合施設のほうに移動した場合には、あれは何に利用するんだというふうな、そういう声が出ていかないと2年も3年も過ぎてから、でき上がってから、図書館の施設を移してから検討しますよのことでは、町民の皆さんが理解しないと思いますので、やはりその辺もやっぱり教育委員会としても早目に跡地利用を考えていただきたいと思います。

また、いろいろな面で町の町史とかいろんな問題の方々も要望なんか出したりしているわけですから、そういった形を踏まえながら、検討していただきたいというふうなことで質問をしたいと思います。よろしく願いします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 角田議員の質問にお答え申し上げます。

複合施設につきましては、現在、（仮称）矢吹町複合施設整備検討委員会において検討していただいております。この既存施設の跡地に関しましても、ご提言をいただくことになっております。

そのご提言をいただきましたら、ご提言内容を参考としながら、教育委員会としては、議員からもたいてい質問もいただきましたし、現在でも教育委員会でも検討しておりますが、その検討結果を早目に町民の皆様にお知らせして、方向性を明らかにしていきたいというふうなことで考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

10番。

○10番（角田秀明君） これは答弁でなくて、教育委員会のほうに要望でございますけれども……

○議長（熊田 宏君） 角田議員、要望は一般質問じゃできない……

○10番（角田秀明君） 要望じゃないです。

○議長（熊田 宏君） では、質問してください。お願いします。

○10番（角田秀明君） 申しわけないです。

普通は私たちもそうでしょうけれども、建物を建てるとか、将来的なことを考えたときに、その跡地の問題を考えながら、普通は進むんですよね。それが決まってから、後で何かにすっぺというような、そういうような計画というのは普通ないと思うんですけれども、そういった形で、今、要望と言ったら、議長のほうからお叱りを受けましたので答弁をいただきたいと思いますが、そういった形で普通は何かをやろうとしたらば、その今持っている問題は解決しながら進むというのが普通だと思うんですけれども、片っ方のほうででき上がってから検討するでは、それはちょっとおかしいんじゃないかなと、普通の生活時では考えられないんですが、最後にそれ、教育長に質問したいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

最後だそうですので、11分ありますので、ご丁寧に答弁お願いいたします。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） では、角田議員の質問にお答え申し上げます。

特に、図書館の跡地利用につきましては、教育委員会の委員さん方にもお話しを申し上げ、協議を始めました。それから、事務局内部でも検討しておりまして、ほぼその内容は事務局としては、私どもとしては固まりつつありますが、先ほど申し上げましたように、整備検討委員会から提言がありますので、その提言を待たずに私どもでどうこう申し上げることはできませんので、提言がいただきましたら、それも参考にさせていただきながら、教育委員会で最終的にといいますか、検討し、事務局とも協議を重ねて、できるだけ早くお知らせを申し上げたいというふうに考えております。

それは、複合施設ができてからということではなく、提言あり次第、我々は早急に検討して、しかるべき、できるだけ早く、町民の皆様、議員の皆様にお知らせしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

○10番（角田秀明君） 質問はないです。

最後に、大変いろいろと答弁をいただきましたが、私の言葉の中で失礼な質問があったかと思いますが、それはお許しいただきたいと思います。本当にありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 以上で、10番、角田秀明君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は、議場の時計で11時5分、11時5分をお願いします。

(午前10時54分)

○議長（熊田 宏君） 再開いたします。

(午前11時04分)

◇ 鈴木一夫君

○議長（熊田 宏君） 続きまして、通告2番、6番、鈴木一夫君の一般質問を許します。

6番。

〔6番 鈴木一夫君登壇〕

○6番（鈴木一夫君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

傍聴者の皆さんはお帰りになりましたので、ご挨拶はしないで進めたいと思います。

まず、3点ございます。

まず1点目、子育て支援についてということで質問をさせていただきます。

平成30年度当初予算にかかわる主な事業が示されました。当初予算86億7,000万、教育費全体で約8億3,000万円であります。

子育て支援につきまして、主に新規事業を中心にどのように具現化され、方向性を示していくのかということについてお伺いをいたします。

前回提示をいただきましたが、主に待機児童解消の問題、幼稚園、保育園の開所時間につきまして、保育士の確保、あさひ保育園（民営化）でございますが、その運営につきまして、幼稚園、保育園の無償化ということにつきまして、答弁をお願いをしたいと思います。

2番、特別養護老人ホームについて。

今般決定されました特別養護老人ホームの運営法人、篤心会でございますが、対し、町は運営全般に対して優遇措置あるいは助成、どのようにかかわっていかうとしているのかをお尋ねをいたします。

3番、教育施設整備事業について。

先ほどの全員協議会で説明はございましたが、確認の意味を込めまして再度質問をさせていただきます。

教育施設整備事業（教育センター建設）の今後の進め方につきまして具体的な説明を求めるものであります。

○議長（熊田 宏君） 鈴木議員、教育センターじゃなくて給食センターですか。

○6番（鈴木一夫君） 大変失礼しました。ありがとうございます。

給食センター建設の今後の進め方について、具体的な説明を求めます。

近隣自治体との広域建設整備が難しいことが明確になった現況から、今後どのように進めていくのかというのを再度問うものであります。

答弁をよろしくお伺いをいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、6番、鈴木一夫議員の質問にお答えいたします。

初めに、平成30年度の子育て支援の方向性についてのおただしであります。第6次矢吹町まちづくり総合計画では、16の政策、34の施策、216の事務事業を「人」、「支えあい」、「子ども」、「仕事」、「暮らし」、「復興」、「計画実現のために」という7つの分野に分けて事業を計画的に進めており、子育ての分野は、「未来を担う子どもたちを育てるため、子育てに適した環境を提供し、子どもたちが心豊かに学び成長するまちをつくります」の指針に沿って取り組んでおります。

平成30年の新規事業につきましては、待機児童解消加速化事業として、保育士の宿舎を借り上げるための費用の一部を助成する保育士宿舎借上支援事業を計上いたします。また、保育士確保のための町独自の取り組みとして、新規採用者を獲得するため保育士就職準備金貸付事業や、潜在保育士に対する保育士人材確保給付金事業を平成29年度に引き続き計上し、保育士の確保に取り組んでまいります。

そして、本町のこのような取り組みにつきまして、県内で保育士の養成を行っております郡山女子大学短期大学部や福島学院大学等への情報発信を行うほか、福島県が主催する保育士就職フェアへの出展などにより、町と教育委員会で連携を図りながら保育士の確保に努め、待機児童解消に取り組んでまいります。

また、年度途中による待機児童の対応につきましては、毎月開催しております園長会等により、入園の申し込み状況を見ながら待機児童が出ないよう調整を進めてまいります。

次に、幼稚園、保育園の開所時間につきましては、町内の幼稚園における通常保育時間が午前8時半から午後1時半で、町内の保育園では、通常保育時間が午前8時半から午後4時30分、保育標準時間が午前7時半から午後6時半であります。そして、町立の幼稚園では、預かり保育を含めると、最大で午前7時半から午後6時半、町内の保育園では、最大で午後7時20分まで延長保育を行っており、保護者は就労時間を考慮して幼稚園、保育園を選択することができることとなっております。

なお、平成30年度からは新たに町内幼稚園5歳児の預かり保育料の一部無料化、保育園5歳児の保育園保育料無料化を図り、こちらに係る条例案及び予算案を今議会に上程いたしました。

次に、あさひ保育園の運営につきましては、平成30年度からのあさひ保育園の民営化に向け、円滑な引き継ぎを行うため、今年度1年間は移管先である学校法人聖和学園と本町による共同保育を行ってまいりました。

また、あさひ保育園の保護者、学校法人聖和学園及び子育て支援課で組織する三者協議会を設置し、移管による保育環境の変化を最小限にとどめ、子供たちが引き続き安心して保育を受けられることを最優先として、スムーズに民営化できるよう意見交換を行いながら、課題等の確認を行っております。

次に、幼稚園、保育園の保育料無料化につきましては、国の幼児教育無料化対策は、平成31年度からは5歳児のみを対象とし、平成32年度からはゼロ歳児から4歳児まで対象を広げて保育料無料化を開始する方向で検討されております。

本町においては、国の施策の前倒しを行い、平成30年度から5歳児の保育料無料化を開始する予定であり、今後、順次4歳児、3歳児と段階的に無料化の対象を拡大してまいりたいと考えております。

今後も待機児童の解消や保育士の確保、幼児教育無料化など、子育て世代に寄り添う施策により、切れ目のない子育て支援の充実を図り、若い世代が結婚、出産、子育てに希望の持てる矢吹町の実現に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、整備事業者が決定した特別養護老人ホームに対する町としてのかかわりについてのおただしですが、平成29年8月に矢吹町介護老人福祉施設整備予定事業者を広報やぶき及び町ホームページにて公募し、2事業者より応募があり、同年11月に矢吹町介護老人福祉施設整備予定事業者選定委員会を開催し、須賀川市和田字沓掛48番1、社会福祉法人篤心会を整備事業者として決定いたしました。

現在、建設候補地の現地調査及び実施設計を進めており、今後開催する住民説明会や福島県との協議、審査等を経て、平成32年4月の開所を目指しております。

建設候補地として、整備事業者が計画している一本木地内の町有地につきましては、町民プール、後に一本木応急仮設住宅用地となり、現在は更地となっております。敷地面積につきましては、約7,000平方メートル、特別養護老人ホーム80床とショートステイ20床を併設する施設を建設するには十分な広さであり、現時点では借地として使用したいとの意向を受けております。

議員おただしの運営法人に対する支援策ではありますが、借地利用につきましては、矢吹町行政財産使用料条例の規定により算出することとなりますが、同条例第3条に当該行政財産を公用、公共用もしくは公益事業の用に供する場合は使用料の全部または一部を免除することができることと定められており、特別養護老人ホームは社会福祉法人による公益事業であることから、この規定による免除が可能となります。

また、社会福祉法第58条第1項の規定により、社会福祉法人に対し、補助金の支出、または通常の条件よりも有利な条件で財産の貸し付けをすることが可能となっており、さらに、社会福祉法人は老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設の用に供する土地及び建物の固定資産税につきましても、地方税法第348条第2項の規定に基づき非課税となります。

なお、参考となりますが、平成3年に滝八幡地区に開設した特別養護老人ホームの整備では、建設費の補助や資金借入れに係る利子補給を実施した経過があり、本整備事業につきましても、何らかの支援が必要であると考えております。

施設整備における土地の確保は非常に重要な案件であり、今回の公募において、当該町有地を施設整備の候補地の一つとして提示したことが応募に至った要因の一つと考えております。当該町有地の借地料を免除もしくは減免することは、整備事業者の安定した施設運営に寄与するものと考えており、今後、具体的な支援の方法について検討してまいります。

本施設は、以前より町民の要望が多い施設であり、平成26年度に策定した第6期介護保険事業計画に引き続き、本年度策定する第7期介護保険事業計画においても整備することを明記いたしました。特別養護老人ホームは、本町の介護福祉行政に大きく貢献する重要な施設であり、高齢者福祉全体に大きな影響を与える施設であります。一日も早い整備、開所となるよう整備事業者と連携を図りながら、事業の推進を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、6番、鈴木一夫議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 6番、鈴木一夫議員の質問にお答えいたします。

給食施設整備事業の今後の進め方についてのおただしであります。議員ご承知のとおり、現在、本町の学校給食については、小中学校それぞれに給食調理室を備え、各校で調理を行う自校方式により提供しております。

このうち、4小学校の給食施設は、矢吹小学校が昭和49年に整備され一番古く、その後、中畑小学校、善郷小学校、三神小学校の順に整備され、全ての施設が建設後30年以上経過しております。また、中学校の給食施設は平成9年の建設後21年が経過しており、小中学校いずれの給食施設も施設の老朽化や現行の学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理等の課題を抱えております。

これらを踏まえ、教育委員会では、施設の老朽化や国の示す学校給食衛生管理基準に沿った対策等の検討を重ねてまいりました。その結果、現在の施設を自校方式として改修、改築するよりも、衛生管理の向上が図れること、矢吹産品を使った地産地消の一層の推進、栄養士による給食管理の実施、施設整備や調理に係る経費が削減できること、幼稚園でも給食が実施できることなどの理由から、給食センターを新築するほうがよいと総合的に判断いたしました。

学校給食のセンター方式については、矢吹町単独による整備の検討とともに、既にセンター方式により学校給食を運営しており、本町と同様に施設の老朽化等の課題を抱えている近隣自治体との広域建設や共同運営の可能性について、平成28年度から2カ年にわたり実務者レベルで調査、研究、協議を図ってまいりました。

平成28年度は、実際に供給が可能かどうかについて調査、研究を行い、自治体ごとに建設した場合と広域的に整備した場合の概算事業費の比較や配送時間等の検討を行ってまいりました。平成29年度は、広域化した場合の運営や維持管理、食材調達等について協議し、メリットやデメリットの精査及び課題の洗い出し、課題に対する改善策の検討や調整を行ってきたところであります。

検討の結果、昨年12月末に開催した近隣自治体の担当課長による給食施設広域的整備検討会議において、施設老朽化の進行状況、給食センターの設置場所やそこからの配送時間の問題、子供の出生数の減少状況、各自自治体の財政規模、運営形態の違いや取り扱う食数の違いといった多くの課題や問題点が確認されました。

これらの対応策について調整及び検討を重ねるためにさらなる時間を要することが予測されることや、早急な建設を望む自治体とじっくりと検討したい自治体等があり、近隣自治体同士の枠組みでの広域整備検討をこれ以上継続することは厳しいということを確認し合い、今後は自治体ごとに単独整備の検討及び推進を図っていくという結論に至りました。

矢吹町単独による給食センターの整備については、新たな子育て支援策として、幼稚園の給食導入を実施することも含めて協議しており、センターの規模については、幼稚園から小中学校の園児、児童、生徒及び教職員の合計数の約1,800食で検討しているところであります。

現在の小中学校に加え、幼稚園でも給食提供を実施することにより、みんなで同じものを好き嫌いなく食べる経験を通して、仲間とともに楽しく食べる習慣や栄養のバランス、さらには食事のマナーなどが身につく、食への感謝の心の醸成などが期待できると考えております。

また、今後の進め方につきましては、平成30年度に給食センター整備に関する基本計画の策定を予定しており、その中で、建設計画、建設用地、管理運営、事業費等の整理を図り、さまざまな課題等について具体的に調査、研究を行い、検討を深めてまいりたいと考えております。

なお、基本計画の策定につきましては、学校、児童、生徒、保護者など関係する方々を初め、議員の皆様にもご意見をいただきながら、安全・安心な給食提供を目指し、給食センターの整備を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、6番、鈴木議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 鈴木一夫議員、再質問はございませんか。

6番。

○6番（鈴木一夫君） では、まず子育て支援についてお伺いをいたします。

答弁の順序で質問をさせていただきます。

まず、保育士の宿舎、借り上げ支援事業を計上いたしますとございましたが、実際に宿舎に入る予定の人はいますか。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

子育て支援課長、山野辺幸徳君。

〔子育て支援課長 山野辺幸徳君登壇〕

○子育て支援課長（山野辺幸徳君） それでは、鈴木一夫議員の再質問についてお答えいたします。

宿舎借り上げの利用はあるのかといったところでございますが、ことし新たに矢吹町の町内の保育園に勤務される保育士の方が7名ございます。7名のうち、町内が1人、あと全て町外といったところでの内訳となっております。

なお、内訳触れて申し上げますと、いわき短期大のほうから5名、郡山女子大のほうから2名というような内容でございます。

○議長（熊田 宏君） 課長、質問していないところは答えなくていいです。

宿舎に入る方がいるのか、いないのか。

○子育て支援課長（山野辺幸徳君） 宿舎に入る方はおります。

○議長（熊田 宏君） それは何名かをお答えください。

○子育て支援課長（山野辺幸徳君） そちらが予定していますと、6名というところでございます。

○議長（熊田 宏君） 続いて、質問ございますか。

6番。

○6番（鈴木一夫君） ありがとうございます。丁寧な説明で。

次に、待機児童のお話、質問でございますが、年度途中による待機児童の対応については、毎月開催している園長会議等により、申し込み状況を見ながら待機児童が出ないように調整を進めてまいります。ただ、保育園でございますから、これから今後、夏ですとか、そういう待機児童が出てくる可能性は十分生じると思うんです。その点について、どのようにお考えになっているのかというのを質問いたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

子育て支援課長、山野辺幸徳君。

〔子育て支援課長 山野辺幸徳君登壇〕

○子育て支援課長（山野辺幸徳君） それでは、鈴木一夫議員の再質問についてお答え申し上げます。

まず、年度途中の待機児童についてというところで、答弁にありますとおり、毎月園長会を開催しております。それで、申し込みというのが、入所したい月の2カ月前まで申し込みでございますので、ある程度、何名の申し込みというところは把握できますので、そちらの内容を園長会のほうで協議してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁になります。

○議長（熊田 宏君） 続いて、質問ございませんか。

6番。

○6番（鈴木一夫君） ありがとうございます。

前、説明を聞いた記憶が、聞いたんですが、多少途中で年度に入園されるという方が予測をして保育士の数がある程度、若干余裕を見て採用している、確保しているというという答弁といたしますか、話を教育委員会のほうから聞いた記憶がございます。その点について、確認の意味でも、もう一度答弁をお願いをしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

子育て支援課長、山野辺幸徳君。

〔子育て支援課長 山野辺幸徳君登壇〕

○子育て支援課長（山野辺幸徳君） 再度、鈴木一夫議員の再質問についてお答えします。

年度途中の待機児童というところで、先日の園長会の中でもある程度対応できる保育士のほうは確保したと、ちょっと抱え過ぎたかなというような発言もありましたが、具体的に何名というところまでは確認しておりませんが、ある程度対応できるものと思っております。

以上、答弁にさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

6番。

○6番（鈴木一夫君） 次に、今、保留になっている利用の調整者ということが全協の資料にございますが、1歳の方が申請件数31件、入園決定が28件、下段といたしますか、もらった資料の中には、今利用の調整者ということで3名の記述があるわけですが、現在はどのようなふうになっているかを説明を求めたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

子育て支援課長、山野辺幸徳君。

〔子育て支援課長 山野辺幸徳君登壇〕

○子育て支援課長（山野辺幸徳君） 再度、鈴木一夫議員の質問にお答えします。

利用調整、入所保留者の件でございますが、先日の全協で報告したとおり2名から変わりはありません。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

6番。

○6番（鈴木一夫君） 今、答弁にありましたように、今現在、変わりはないということでございますが、実際的に、その保護者の方と今現在、対応されている、当然されていると思っておりますが、どんな方向にいくかという

のは感触的にはどういうふうにお考えですか。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

子育て支援課長、山野辺幸徳君。

〔子育て支援課長 山野辺幸徳君登壇〕

○子育て支援課長（山野辺幸徳君） 再度、鈴木一夫議員の質問にお答えします。

入所保留者の件でございますが、まず保留者3件ございました。それで、1件の方については広域の利用の方、あと2名につきましては、ポプラとイマジンの利用の方ということで、こちら連絡をとりましたが、第1希望のみの意向といったところで変更はございません。

○議長（熊田 宏君） どのような確認をされて、協議をされているか。

○子育て支援課長（山野辺幸徳君） 失礼しました。

電話連絡等で確認しております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 続いて、質問ございませんか。

6番。

○6番（鈴木一夫君） 今、課長のほうから説明がありました。

なかなか保護者との関係、希望といいますか、要望もあってなかなか難しいんだろうとは思いますが、ぜひ慎重なる対応といいますか、丁寧なる対応をお願いしたいというふうに思います。

昨年の、今でいうと、昨年の夏ぐらいにやっぱりいろいろなネット上でも書き込みもありましたし、なかなか入れないということについて不満をお持ちのご父兄もいらっしゃるというふうにかかっていますので、丁寧な調整をお願いをしたいということを思っております。

では、次の質問でございますが、あさひ保育園の運営について質問をさせていただきます。

スムーズに民営化ができるように意見交換を行いながら、課題等の調整を行っていますということでございましたが、今、問題点の提起がかなりあったと思うんです。もう民営化そろそろ、そろそろというか、時間がありませんけれども、どのような問題があって、どのような解決策が見出せたのかというところを質問したいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

子育て支援課長、山野辺幸徳君。

〔子育て支援課長 山野辺幸徳君登壇〕

○子育て支援課長（山野辺幸徳君） 鈴木一夫議員の再質問についてお答えいたします。

共同保育、民営化に向けての問題はなかったのかといったところでございますが、保護者からの意見としましては、一番は先生方の異動を最小限にしてほしい、現場が戸惑ってしまうというような意見がございました。それと、町との連携がなくなるんじゃないかというようなご意見もございました。これに対しましては、町立も民間も国が定めます保育所保育指針によりますので、保育内容については、毎年県の監査も受けているということで、ある程度、ある程度といいますか、質は守られるのかなというふうには思っております。

さらに、民営化になりますので、より細かい配慮ができるようになるんじゃないかということで、聖和学園

の実績からも期待するところがございます。そのほか、建物を新しくしてほしいとか、あと運動会の開催場所狭いといった意見もございました。

内容については、以上でございます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

6番。

○6番（鈴木一夫君） あさひ保育園の運営についてで、特にいろんな何点か出ているけれども、今後解消していくと、解消していくように誠意努力をするというふうに受け取っております。受け取りました。

次に移りますが、矢吹町においては、平成30年度から5歳児の保育料無償化を、無料化を開始する予定だということでございますが、今後、順次4歳、3歳児を段階的に無料化の対象を拡大してまいりたいというふうな答弁がございました。これについての工程表みたいなところはできておりますか。よろしくをお願いします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

子育て支援課長、山野辺幸徳君。

〔子育て支援課長 山野辺幸徳君登壇〕

○子育て支援課長（山野辺幸徳君） 鈴木議員の再質問についてお答えいたします。

保育料の無償化のスケジュールといったところでございますが、まず、平成30年5歳児の保育、それと幼稚園の預かり保育の無償化。さらには、31年度、4歳児の無償化、それと預かりの4歳児の無償化。平成32年には、3歳児というところの保育料と預かり保育料というふうなところで検討しております。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

6番。

○6番（鈴木一夫君） 今、平成31年度、32年度という回答をいただきました。非常に予算の確保も含めて、いろいろ大変だというふうに思います。

やはりここ、各自治体におきましても、子ども・子育て支援については、それぞれどういう特色がその市町村、自治体によってあるんだろうと、皆さん、保護者が鋭い目で監視をしておりますし、興味を持っておりますし、他の市町村から来る場合について、矢吹町はどういう支援策を持っているんだろうというのは当然見て、例えば矢吹町に住んでいただける候補の一つにしているんだろうというふうに思っております。ぜひ、矢吹町がいろんな意味でその対応に、他の市町村と負けない程度の取り組みをしていただきたいというふうに切に思います。

あと保育園につきましては、もう一点だけ質問をさせていただきます。

山野辺課長申しわけありません。

平成30年度の保育園等の運営状況一覧というのをやはりいただきましたが、ひかり保育園だけ、給食の話、質問ですが、給食は、ひかりはなぜ水曜日だけ完全給食なんですかという質問でございます。例えば、あさひはもう月曜日から土曜日まで完全給食、ひかりは水曜日だけ完全給食、3歳から5歳ですが、ということになっております。そこら辺についてちょっと質問をいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

子育て支援課長、山野辺幸徳君。

[子育て支援課長 山野辺幸徳君登壇]

○子育て支援課長（山野辺幸徳君） 鈴木一夫議員の再質問についてお答えいたします。

ひかり保育園だけが水曜日だけ、完全給食じゃないのはなぜかといったところですが、こちらについてはちょっと、現時点では3歳から5歳児は水曜日だけ完全給食というような中身で……後で調べさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（熊田 宏君） ただいまの件は、後ほど紙ベースで配付をさせていただくということですのでよろしくお願ひでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（熊田 宏君） 続いて、質問ございませんか。

6番。

○6番（鈴木一夫君） ありがとうございます。

ぜひ、この点につきまして、紙ベースでお願いをいたします。

では、保育園関係については、これで質問を終わります。

次に、2番の特別養護老人ホームに関する質問をさせていただきます。

先ほど町長答弁にありましたように、補助金の支出あるいは通常の条件よりも有利な条件で財産の貸し付けをすることが可能であるというふうな答弁をいただきました。

これに補助金の支出ということについて質問をさせていただきますが、平成3年の滝八幡地区に開設した特別養護老人ホームの整備では、建設費の補助や借入金、資金の借入にかかわる利子補給など実施した例が、経緯があるというお答えをいただきました。これは、基本的には今回もある程度の似たような、同等とはいいません、似たような経緯になる、あるいはこういうふうなことを考えているのかということについてお伺いをいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 6番、鈴木一夫議員の再質問にお答えさせていただきます。

今回、須賀川の篤心会、特別養護老人ホームの候補者として事業者が決定いたしました。今回、そうした中であって、補助金等々についての町への支援策についてのおただしでございますが、平成3年の滝八幡の特別養護老人ホーム等については、先ほども答弁をさせていただきましたように、建設費の一部補助、借入金の利子に対する補助、そうしたものがございました。

ただ、今回の特別養護老人ホームの町への支援策についてでございますが、そうした要望はされておられません。要望内容についても、あくまでも町有地借り上げ、借地料の負担の減免というような、そんな申し入れもされておりますので、基本的には、そうしたことを基本に町の支援策というものを今後検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で、質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

6番。

○6番（鈴木一夫君） 今、町長答弁にありましたように、運営業者からは特に大きな補助云々とかいった要請は来ていないということで聞いて、ある意味、安心はした部分でございますが、ぜひ長年待っていた施設でございますので、完成に平成32年というふうに聞いておりますが、その開所にむけて鋭意努力をしていただきたい、調整をしていただきたいというふうに思います。

最後に、最後といたしますか、3つ目の給食施設の整備事業についてお伺いをいたします。

全協の時点におきまして、ある程度の説明を受けました。私が最初、冒頭申し上げましたように、ちょっと確認の意味もございますので、質問をさせていただきます。

今回、基本計画において、100万円の予算が計上されて載っておりますが、給食センターは新築をするほうがいいと総合的に判断をしたということで、その経緯については理解をいたしました。今後、基本計画のスケジュールが示されましたが、給食センターにつきましては、再度……ちょっとすみません。

平成30年度のスケジュールについてということで、教育委員会、教育振興課の資料を私は今、これからご説明といたしますか、質問をしたいんですが、平成30年度に（仮称）矢吹町学校教育センターの基本計画を策定するというふうな資料をいただきました。

○議長（熊田 宏君） 鈴木議員、すみません、何度もすみません。

教育センターではなくて、給食センターでしょうか。

○6番（鈴木一夫君） はい、気をつけます。

内容につきましては、建設計画に関する4点あったわけですが、具体的に基本計画を30年度に策定をするということでございますので、そこら辺について具体的なところをお願いをしたいと思います。特に、建設計画に関してお答えをしていただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

ごめんなさい、建設計画と建設用地に関することです。2点について。

○議長（熊田 宏君） それだと2間になっちゃうので、全部スケジュールということで1点をお願いします。

○6番（鈴木一夫君） なっちゃいますか。わかりました。はい、了解しました。

建設計画に関するスケジュールについて、よろしくお願いします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育振興課長、佐藤豊君。

〔教育次長兼教育振興課長 佐藤 豊君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（佐藤 豊君） 鈴木一夫議員のご質問にお答えいたします。

スケジュールにつきましては、基本計画策定の中で検討をしていくということで考えております。

以上でございます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

6番。

○6番（鈴木一夫君） スケジュールについては、建設計画に関するスケジュールについては、今後検討していくと、策定をするという答弁をいただきました。非常に簡単な答弁でありがたいのか、ありがたくないのかわからないんですが、よろしくお願いします。ただ、平成30年度のスケジュールについては、きっちり工程表の

中でやってください。

もう一点だけ、建設用地に関するということで、今の基本計画を策定する上において、幾つかの建設用地を多分候補として挙げているんだらうなというふうに考えるわけですが、その点について今現在、検討されている内容につきましてお示しをいただきたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育振興課長、佐藤豊君。

〔教育次長兼教育振興課長 佐藤 豊君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（佐藤 豊君） 鈴木一夫議員のご質問にお答えいたします。

建設候補地というところでは、幼稚園、小学校の位置というところを考えながら、配送時間というところを考慮して、候補地については検討していきたいなというところで考えております。

以上でございます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

6番。

○6番（鈴木一夫君） 質問ではありません。これで終わりますが、いろいろ回答ありがとうございました。

ただ、今回の学校給食の整備につきましては、まだまだ正式にこれから動くんだらうなというふうに思いますが、ぜひ、そんなにもう時間はないような気がしますので、学校給食センター、この基本計画につきまして、用地も含めまして、ぜひ議会のほうについても決まり次第、決まり次第というのは、平成30年度中に開示をしていただきたい、公表していただきたいというふうに切にお願いをいたします。よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（熊田 宏君） 以上で、6番、鈴木一夫君の一般質問は打ち切ります。

ここで、昼食のため暫時休議いたします。

休憩時間は1時間で、午後1時、議場の時計で1時再開いたしますので、よろしく願いします。

(午前11時49分)

○議長（熊田 宏君） それでは、再開します。

(午後 1時00分)

◇ 薄葉好弘君

○議長（熊田 宏君） 通告3番、5番、薄葉好弘君の一般質問を許します。

5番。

〔5番 薄葉好弘君登壇〕

○5番（薄葉好弘君） 議場の皆さん、こんにちは。

さて、通告いたしました一般質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、農業振興についてですが、国では平成30年度産米以降、国による生産数量目標の配分に頼らずとも需給に応じた生産が行われるようにと、平成29年産米をもって米の直接支払交付金が廃止されることにな

りました。このことにより、1970年から40年以上続いてきた米政策が転換されたこととなります。

平成30年度からの減反政策の廃止と新たな米政策に伴い、農家の米生産に取り組む意欲の低下が懸念されるが、町はどのように考えているのかお尋ねいたします。

そして、平成30年産米の生産から減反政策が廃止される。それと同時に、補助金も段階的になくすようになるようでございますが、町としてはこの米政策の改革についてどのような対策を考えているのかをお尋ねいたします。

また、矢吹町土地改良区の水田も、7年前の東日本大震災による羽鳥用水路の幹線水路の破損等もありましたが、復旧はいたしました。矢吹原土地改良区の第3水系の恒常的な用水不足により水稻の作付が困難なことから地区除外の申請をして、三神地区内の白山と神田西地区で75名の農家で約23ヘクタールが特例による地区除外をすることになりました。町としてはこの地区の水田が耕作放棄地にならないような対策も含めてどのような対応を考えているのかをお尋ねいたします。

次に、まちづくり団体の育成についてですが、本町も今後の人口減少により少子高齢化社会を迎えるに当たり、第6次まちづくり総合計画に位置づけされる「人」の交流を深め人と人とが結びつくまちづくりによる民間組織の育成についてはどのようなことを考えているのかお尋ねいたします。

また、今年度までにまちづくり団体支援事業による新規に組織された団体や既存の団体でのこの事業への取り組みはどの程度あったのか、また、現在実施されているまちづくり団体支援事業の中で、町内の活動している団体の育成についてはどのような対応をしているのかをお尋ねいたします。

最後に、マイナンバー制度について質問させていただきます。

昨年12月1日現在で全国の市町村のマイナンバーカードの交付枚数率は10.2%であり、全国的に交付が進んでいない状況であることから、当町においてもマイナンバー通知カードの受領状況により、現在までのマイナンバーカードの申請による取得状況は町民何人と何世帯になっているのかをお尋ねいたします。

また、全国初のマイナンバー情報漏えいは、横浜市で窓口業務による転出先の申請で、マイナンバーの職員による入力ミスにより違う方の転出証明書を交付してしまったことのようなのですが、このように全国ではマイナンバー情報が漏えいした自治体もあるようなので、当町ではそのような事態に備えた情報漏えいの対策等を行っているのかをお尋ねいたします。

また、国ではこのマイナンバー制度については、本年秋ごろより情報連携やマイナポータルの本格運用が開始する予定であり、これに合わせ、これらマイナンバー制度の利便性及びそれらを支えるツールとしてのマイナンバーカードの利点について、より幅広く周知・広報に取り組むことが重要となるということで、全国の市町村に取得促進をお願いしているということでございますが、当町でも広報やぶき3月号にもマイナンバーカードの取得の案内が掲載されておりましたが、そのほかで取得を呼びかける方法は何か行っているのかをお尋ねいたします。

以上3項目について質問させていただきますので、ご答弁のほうよろしくお願ひいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、5番、薄葉議員の質問にお答えいたします。

初めに、米の減反政策の廃止に対する町の方針についてのおただしであります。国の農業政策の改革により、主食用米の生産数量目標の配分に頼らなくとも、農業者がみずからの経営判断や販売戦略に基づき需要に応じた生産が行われるよう、平成30年度から主食用米の生産数量目標の配分を行わないことが決定しておりますが、米の過剰作付を抑制するため、国からの情報をもとに県が生産数量の目安を試算し、町を通じて米生産農家へ通知したところであります。また、減反政策の廃止に伴い、国の支援策である経営所得安定対策により10アール当たり7,500円が支払われていた米の直接支払交付金につきましては、平成30年度から廃止されることが決定しております。

議員おただしのとおり、生産数量目標の配分の廃止により、一部の米生産農家による米の過剰作付が行われ、米価が下落することで米生産農家全体の農業所得が減少し、米生産農家の意欲低下につながるのではないかと懸念しております。

なお、2月26、27日に矢吹町文化センターにおいて、平成30年度からの農業改革について農業者向けの説明会を町主催により開催いたしました。ここでは、引き続き継続される国の支援策である経営所得安定対策により新規需要米の飼料用米等の作付に対して支払われる水田活用の直接支払交付金や、大豆やソバ等の作付に対して支払われる畑作物の直接支払交付金、そのほか飼料用米等の作付に対する町独自の支援であります水田農業構造改革対策事業の説明を行い、主食用米の過剰作付とならないよう非主食用米等の作付についてご理解とご協力をお願いしたところであります。

本町といたしましては、稲作経営の安定を図り、地域の特性を十分に踏まえた主食用米の作付や国の支援策である経営所得安定対策に係る飼料用米などの新規需要米作付のさらなる推進、大豆やソバ等の戦略作物の導入拡大などにより制度改革の不安を解消し、農業者が将来にわたり意欲を持って営農活動ができるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、三神地区矢吹原土地改良区第3水系における対策についてのおただしであります。近年、三神地区内の白山地区及び神田西地区における一部受益地である約23ヘクタールについて、慢性的な用水不足に陥っていたため、矢吹原土地改良区からの地区除外に係る協議を進めておりました。その後、2月23日の矢吹原土地改良区の総代会において、白山地区及び神田西地区の地区除外が議決されております。

当該地区におきましては、以前より地区除外後の営農活動推進について、受益者、JA夢みなみ、県南農林事務所、矢吹原土地改良区等の関係機関と連携し、説明会や協議を重ねてまいりました。具体的には、収益が見込めるタマネギやブロッコリー、加工用品としても需要が見込まれるエゴマやブルーベリー、大豆やソバ、その他畜産の飼料用作物であるデントコーン等の作付の推進や、それらに係るコストや労働力、収益の見込みなど、今後の営農計画や課題について意見交換をしてきたところであります。それらの意見をもとに、2月8日、関係する地区の農事組合長やJAしらかわアグリ等の関係機関と再度協議を行い、地区除外後の営農活動推進については、国の支援策である経営所得安定対策への加入を促し、交付金の対象となる大豆及びソバの作付を推進することで一致いたしました。

これを受けて、最終的な受益者の意向を確認するため、白山地区・神田西地区の農地の取り扱いに関するアンケート調査を実施したところ、対象者72名に対し48名から回答いただいて66.6%の回収率となっており、大

豆及びソバの作付希望に関する質問では、「希望する」が48名中19名で39.6%、「希望しない」が48名中14名で29.2%、「どちらともいえない」が48名中15名で31.2%となっており、作付希望者が多数を占めております。

さらには、今月7日、三神公民館において、関係する受益者及び関係機関にご参集いただき、アンケート調査の結果報告と今後の進め方についての説明会を開催いたしました。

町といたしましては、受益者の意向を確認しながら、当該地区において耕作放棄地や遊休農地が増加しないよう、今後も県やJA夢みなみ等の関係機関との連携を密にし、水稻にかわる大豆やソバ等の農作物の作付や農地中間管理機構を活用した担い手等への農地の貸し借りの推進を図ってまいります。

いずれにしましても、当該地区の安定した営農を確立し、農業者が将来にわたり希望と意欲を持って安定した農業経営に取り組めるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、まちづくりによる民間組織の育成についてのおたただしであります。第6次矢吹町まちづくり総合計画では、協働のまちづくりや自助・共助・公助の考え方等をまちづくりの理念と定め、7つの分野で16の政策を掲げ、地域コミュニティの推進の施策により、協働のまちづくりの推進に特化した8事業に取り組んでおります。そして、各種施策を推進するため、自助・共助・公助の考え方のもと、地域住民や民間組織との協働、行政との連携によって、町民のニーズに即した矢吹町らしいまちづくりが必要であると考えております。

議員おただしの民間組織の育成に関する事業といたしましては、自主的にまちづくり活動を行う団体による公益性の高い活動をサポートするまちづくり団体支援事業を平成21年度より実施しております。この支援事業は、町で抱える課題や問題の解決にまちづくり団体に取り組み、その活動を町がサポートさせていただく制度であります。

本制度をより効果的に活用していただくため、今年度より各団体が新年度の当初から事業に取り組めるよう第1次の申請期限を前年度2月末までとし、活動しやすい環境を整えております。また、申請時に事業の内容を町と一緒に検討させていただくなど、団体の活動を初期からサポートしていくとともに、団体の思いを審査員に直接お話しいただく機会としてヒアリングでの審査会を行い、まちづくり団体の活性化及び育成を図っております。

このような民間組織や団体の育成によって、地域を形づくる住民のつながりや支え合う環境づくりに資する地域コミュニティが推進され、当該団体等が実施する事業により矢吹町のPRが図られます。そして、町内外の住民との交流活動が生まれ、本町の魅力を実感していただくということが定住促進につながる要因の一つになると考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、まちづくり団体支援事業の取り組み状況についてのおたただしであります。本事業は平成21年度から実施しており、これまでにまちづくり団体が実施する延べ42の活動に対し総額で1,164万円を助成いたしました。助成した事業の内訳は、環境美化事業が2団体、延べ8事業、音楽芸術事業が3団体、延べ13事業、伝統歴史事業が4団体、延べ11事業、地域づくり事業が3団体、延べ10事業であります。

その他、今年度からまちづくり団体を立ち上げようとしている方々や既存の任意団体、サークル団体を支援するため、まちづくり団体支援事業のメニューにスタートアップ支援コースを新たに加え、団体設立から活動開始までの手続をスムーズに進められるように町がサポートを行う仕組みを構築いたしました。これまでに4件の相談があり、まちづくり団体支援事業の目的や団体の設立に必要な規約の作成など具体的な手続等につい

て説明をいたしました。現在のところ新団体の設立までには至っておりませんが、今後町の各分野で活動できる団体となるように支援を行ってまいりたいと考えております。

また、これまで助成を受けた団体につきましても、さらに活発な活動が行われ、その団体の特性を生かしながら町と連携、協力を図り、大きな成果が生み出せるよう支援してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、現在活動中の町内のまちづくり団体の育成についてのおたただしであります。これまでまちづくり団体支援事業を活用した団体に対しましては、県や民間機関で行っている助成制度の周知や、当該団体の活動を広く町民に伝えることを目的にまちづくり団体登録制度を昨年9月に構築し、現在4団体が登録しております。また、各種助成制度を適宜お知らせし、各種団体の活動状況も町ホームページやフェイスブック等のSNSで随時紹介しております。

今年度、まちづくり団体支援事業補助金を活用して事業を実施したまちづくり団体豊夢基地（ホームベース）では、自主事業として子育て支援団体、地域づくり団体、地域等の連携を深め、子育て家庭を支援することを目的に、矢吹町子育てサークルなないろを含む11団体と連携、協力し、昨年10月8日に「ハロウィン手と手マルシェ」事業を実施しました。この事業では、お昼ねアートやパステルアートなど10のワークショップが開かれ、町内外から約290名の親子が参加した盛大なイベントとなりました。

また、ワークショップのほかに、大正ロマンの館の指定管理者であるMulberry fields（マルベリーフィールズ）も出展し、子供向けに甘目にした自慢のカレーはとても好評で、当初予定の販売数を大きく上回り、急遽増量して提供されたと聞いております。

このイベントは、まちづくり団体支援事業の補助金を受けた団体がお持ちのノウハウを活用し、他の分野の団体との協働による事業の展開であり、本町が目指している協働のまちづくりが実践されたすばらしい事業でありました。あわせて、このイベントはこれまで町が支援、育成に取り組んできたことによりなされた成果でもあり、団体同士の活性化や矢吹町のPRにもつながったものと考えております。

また、新たな団体の育成としましては、先ほど答弁いたしました団体設立から活動開始までをサポートするスタートアップ支援コースによる支援を行い、既存の団体向けの育成としましては、まちづくり団体登録制度でのイベント等の周知活動及び提案事業を申請する際の支援など、今後もさらに団体等へきめ細やかなサポートを行い、協働のまちづくりを推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、マイナンバーカードの取得状況についてのおたただしであります。本町のマイナンバーカードの交付率は、本年1月1日現在の人口1万7,167人に対し1,326人に交付しており、交付率は7.7%、全国の町村の平均交付率8.2%より若干低い数値となっております。

また、交付世帯数につきましては、世帯全員が取得している場合や世帯の一部のみが取得している場合など統一的な集計が困難なことから、世帯数における交付率の算出はしておらず、全国の平均交付率も公表されていない状況にあります。

次に、マイナンバー情報の漏えいについてのおたただしであります。平成27年12月に横浜市鶴見区において、マイナンバーが記載されている転出証明書を誤って別の方に交付するという事務処理ミスが発生いたしました。

が、本町においては、平成27年10月に全町民にマイナンバーが付番されて以降、個人情報漏えい事故等は一度も発生しておりません。

なお、マイナンバーに関連した事件・事故等が発生した場合は、速やかに総務省及び福島県に報告することが義務づけられております。

さて、本町の個人情報漏えい対策につきましては、マイナンバーを記載した住民票の請求があった際には、申請書に使い道と提出先の記入を求め、きめ細やかな聞き取りや提出先で必要となる書類が記載された書面等の確認作業を行うなど、事前にマイナンバー記載の必要性を十分に確認しております。また、証明書類を発行する際には、受付担当者との職員によるダブルチェックを行うなど、管理体制の徹底を図り、細心の注意を払い手続を進めております。特に戸籍、住民票、転出証明書などを交付する際には、申請者に必ず証明書の内容を確認していただいてから手渡すといった対策を講ずることにより、マイナンバーを含む個人情報が漏えいしないように努めております。

このほか、マイナンバーを取り扱う情報システム側のセキュリティー対策も講じており、具体的には、マイナンバーを取り扱うネットワークを他業務のネットワークから分離し、システム端末からの情報の持ち出しを防ぐため、パスワード及び指静脈認証による二要素認証の体制が整っております。また、個人情報漏えい事故において、その便利さからもたびたび問題視されるUSBメモリー等の電子媒体については、各業務担当課長管理のもと、特定業務での利用に制限するほか、システムに事前登録をしていない外部から持ち込まれたUSBメモリーについては、機械的な制御によってその利用を厳密に制限しております。

このような運用面や機械的な制御による管理体制とあわせ、全職員を対象としたセキュリティー研修を定期的で開催するなど、マイナンバーはもとより、個人情報の漏えい防止に努めておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、マイナンバーカードの取得の案内方法についてのおたがしですが、マイナンバーカードは平成28年1月から交付が開始され、広報やホームページを活用して広く周知しておりますが、その必要性について町民の皆様には十分な浸透がされていない状況であることから、周知活動にさらに力を入れ、普及推進を図っているところであります。

また、申請方法については、郵送やパソコン、スマートフォンによる申請、町なかの証明写真機からの申請とさまざまな申請方法はあるものの、本人確認や暗証番号設定などの手続を行うため、申請者に負担をおかけする状況であります。このため、本町では、総合窓口を設置しているタブレット端末を活用し、職員が申請手続をサポートできる仕組みを検討しており、将来的には高齢者が集う各種イベント等に職員が出向き、タブレット端末の活用によってマイナンバーカードの申請補助を行うことを検討しております。

現在のマイナンバーカードは、身分証明書としての利用や確定申告をインターネットで行う際に使用されているものの、利用できる環境が限定されていることから、さらに普及を促進するためにはマイナンバーカードの利用環境を拡充する必要があり、本町では、マイナンバーカードによる住民票などの証明書類をコンビニで取得できるサービスの導入を検討しており、国においては、民間サービスにおける利用拡大や子育てワンストップサービス等の施策を展開することにより普及促進を図っているところであります。

マイナンバー制度の施行により、町民の皆様にとっては、町を初めとする行政機関で手続をする際、添付書

類が削減されるなどの負担が軽減され、利便性が向上しております。また、町にとっては、マイナンバーを用いることにより、さまざまな情報の照合に要していた時間や労力が削減され、業務が効率化されております。本町といたしましては、引き続きマイナンバーカードの普及促進に関する周知を行い、コンビニ交付や申請補助などのサービスを拡充することにより交付率を向上させてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、5番、薄葉議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 傍聴席の方をお願い申し上げます。もし携帯電話をお持ち込みでしたら、電源を切っていただくか、音の出ない設定にしてください。よろしくお願いいたします。

薄葉議員、再質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） ご答弁ありがとうございます。

農業の振興について再度質問させていただきます。

国のほうでは、今回、平成30年産米から新たな米政策というふうなことですけれども、国では補助金の見直しをして、見直し後の、これは国の見通しですけれども、農業所得が全国平均で13%ふえるというふうな試算をしているんですけれども、私はどういうふうな試算をしたんだかちょっとわかりませんが、農業所得がふえるということは思えませんが、先ほどの町長の答弁でも、町は米価下落により農業所得が減る要素があるというふうなことで、この国の農業所得が全国平均で13%ふえるというふうなことの考え方についてはどう思っているのかお尋ねいたしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 5番、薄葉議員の再質問にお答えさせていただきます。

平成30年度から米の配分等々含めて新たな米政策ということで展開されるわけでございます。国のほうでは今回の新たな米政策によって農業所得が13%ふえるというような、そのおただしでございますが、現時点ではそういった認識は町のほうでは持っておりません。ただ、国が考えているのは、農地中間管理事業、新たなさまざまな手法を使うことによって、農家の経営規模、さらには農業経営の複合化等々によって農業基盤が強化されることによって、そうしたことによって国の考え方の中で農業所得がふえるというような、そんな方向性を見出しているものというふうに認識しております。

したがって、この新たな米政策等々を十分に町のほうでも研究をしながら、国が考えている農業所得が13%ふえるためにはどうすべきかということで、矢吹町の農業振興対策そのものについても検討を加えていく必要があるだろうというふうには思っております。

以上で再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） じゃ、同じく新たな米政策でございますが、国ではこの新たな米政策の中で、農地の集

積・集約、これが担い手で平成35年度までには全農地の8割が担い手に集積できるだろうというふうなこれも試算をしておりますが、町としてはこういうふうな担い手への集積状況についてはどうお考えなのかお尋ねしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） 薄葉議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほど角田議員の質問の中にもありましたが、新たな国の制度であります農地中間管理機構関連の農地整備事業ということで、こちらのほうが国が30年度からこれまで農家さんの負担がなく新たに基盤整備が行えるというふうな、国がこの政策を打ち出した目標というんですかね、その目標についても35年度までに全農地の8割を担い手に集約するというふうなことで国が打ち出しております。

現状、矢吹町の状況ですと、集約率は30%ですので、やはりこのような国のほうの新たな政策等を活用して担い手に集約しまして、農業基盤を確立していく必要はあるかと思っております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 同じく新たな米政策でございますが、国では、省力栽培を導入するというようなことで生産コストの低減を実現するよというふうなことでございます。この手法の中に直播栽培というふうなことがあります。一時、町でもやっていたそうですが、現状と今後、この直播栽培についてはどう考えているのかお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） 薄葉議員のご質問にお答えしたいと思います。

直播栽培等も含めまして、いろんな省力化の手法はあるかと思っております。この辺につきましても、町内の両JAさんを初め、農業者の皆様とも今後連携を図りながら、さまざまな手法で農業の省力化には努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 検討するというふうなお話なんです。隣の白河の大信地区や、あと石川町とかでは直播事業というのはかなり取り組んでやっておりますので、矢吹町としてもモデル地区を含めて直播の推進を具体的に検討していただきたいと思うんですが、これについてどうなのかお答え願いたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） それでは、薄葉議員の質問にお答えしたいと思います。

町でも以前、直播栽培に取り組んだ経過がございます。そのときに普及しなかったというふうなことにつきましては、さまざまな課題等もあったためではないかと思っておりますので、その辺の課題も検討、協議しつつ、具体的なそういった進め方を今後行ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） それでは、矢吹原土地改良区の第3水系の地区除外の件で答弁いただきましたが、この内容で、須賀川市ではいろいろな部分で転作とか重点地区を指定してやっているというふうなことをこの間お聞きしました。転作助成金を見直して、重点地区については2倍の、通常の1万5,000円であれば倍の3万円とか、倍の補助金を出して重点地区を指定しております。今回、この矢吹原土地改良区で23ヘクタールほど地区除外されたこの地区を町の重点地区というふうな指定をしていただいて、できれば対象の作物、大豆、ソバ等を検討していただいて、助成金の上乗せをして、こういうふうな地区の重点地区指定というふうなことを検討していただけないかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 5番、薄葉議員の再質問にお答えさせていただきます。

地区除外をした23ヘクタールの農地、この地区を重点地区にしてさらなる支援をとということで、須賀川市の例をとれば、その地区を重点地区に指定しながら通常の単独支援の倍以上の支援をしているというような、そういうお話でございますが、矢吹町におきましても、この地区に限らず、大豆、ソバの転作をした場合には町単独の上乗せ補助というものを実施しております。

したがって、この後どういったことが町として支援できるのか、そうしたことも含めて協議は深めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げまして、再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） ただいま町長のほうから答弁いただきましたが、この矢吹原土地改良区の三神の23ヘクタール75軒の農家は、本当はつくりたいと、水が来れば水田をつくってお米をつくりたいというふうなことで、先ほど私が話したように、震災のときからの水路の破損となり、あと恒常的な水不足というふうなことでつけれないということで、やむを得ず今回そういうふうなことで地区除外に踏み切ったと、同意したというふうな経過がありますので、まして矢吹町は今回、三大開拓地の「さわやかな田園のまち」というふうなことで進めておりますから、この地区を重点地区というふうなことでぜひ進めていただきたいと思いますが、期間を決めて、3年とか5年とか、何かそういうふうなことを育成も含めて再度検討していただきたいと思いますが、

ご答弁のほうをお願いしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 5番、薄葉議員の再質問にお答えさせていただきます。

お米をつくりたくてもつくれない、恒常的な水不足によって、この地区の農家の実情については私も矢吹原土地改良区の代表を務めておる上において強く認識させていただいておりますし、また、農家に対しても非常に心を寄せている者の一人だというふうにも思っております。「さわやかな田園のまち・やぶき」、期間を限定してまでもこの地区については手厚い支援があるべきだという、その薄葉議員の思いについては重く受けとめさせていただきたいと思っております。

以上で再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） じゃ、続きまして、まちづくり団体の育成についてご質問させていただきます。

先ほど答弁いただきまして、町長の平成30年度の施政方針の中にもあったんですが、5番の「くらし」の項目で、防災対策で地域におけるボランティア組織の育成強化を図るというふうなことで書いておりましたが、防災対策もそうですが、防災対策以外でも協働のまちづくりの中でこのようなボランティア組織の育成を行っていくんだか、そういう考えはあるんだかどうかをお尋ねいたしたいと思っております。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 5番、薄葉議員の再質問にお答えさせていただきます。

まちづくりにおいて、私は矢吹町の中で何が必要かということについては、協働のまちづくりについては就任当初からずっと言い続けさせていただいております。ご案内のように、最近のさまざまな団体、まちづくり団体支援事業につきましても、そして行政区活動支援事業についても、多くの団体、そして多くの行政区の皆さんがみずから、この町をよくしたい、住みよい町にしていきたい、そういった愛町精神に基づいてまちづくりについて活動していただいていることについてはご承知のとおりでございます。

したがって、今後におきましても、おただしのボランティア組織の育成については、当然のとおり今後も積極的に取り組んでいきたいというふうに思っておりますし、また、多くの町民と一緒にやってまちづくりをしていきたいと、その考えに変わるものではございませんので、議員さんも一緒になってそうした活動に参画していただくことについてもあえて私からもお願いさせていただきまして、答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 傍聴席の方をお願い申し上げます。携帯電話は音の出ない設定にされるか、電源をお切りくださいますよう重ねてお願い申し上げます。ご協力ありがとうございます。

質問ございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） それでは、先ほどの答弁で、これまでに新たな団体をつくる予定で4件の相談があったというふうなお話ですが、今後、町の各分野で活動できる団体になるような支援を行うということでありますが、具体的にはどのような支援をこれから行っていくのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、氏家康孝君。

〔まちづくり推進課長 氏家康孝君登壇〕

○まちづくり推進課長（氏家康孝君） それでは、5番、薄葉議員のご質問にお答えいたします。

今後の支援についてでございますが、先ほど新規で4件ほどご相談があったという答弁が町長のほうからありました。そのうち1件につきましては、スタートアップ支援コースを活用して来年度から活動をこの補助金を使ってやりたいというお考えということで、先日ですかね、お話をさせていただきました。私ども町といたしましても、できれば子育て支援サークルや各種団体が、今活動している団体がたくさんございます。団体がこの補助金を活用しなくとも、いつでも、まちづくりに何でもいいですからやっている団体に対しましては、このまちづくり団体支援、あるいは民間で行っている助成等を含めて、そのようなアドバイス等をしていきたいというふうに思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございますか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 今の答弁ですと、具体的にはアドバイスと、あとは今出している支援事業の補助金、それだけということなんでしょうか。再度伺いますけれども、具体的にはどういうふうなことを町として支援したり行っていくのかというようなことで、もう一度再度答弁を願いたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 具体的な支援内容ということですね。

答弁を求めます。

まちづくり推進課長、氏家康孝君。

〔まちづくり推進課長 氏家康孝君登壇〕

○まちづくり推進課長（氏家康孝君） 5番、薄葉議員のご質問にお答えいたします。

具体的にはというご質問ですので、まちづくり団体支援事業につきましては、5万円あるいは30万円という具体的なお金があります。そのほかに、昨年度5区で行いました地域防災（減災）を考える井戸端会議がございました。これは5区行政区が主となった事業でございます。その事業の中に私ども行政も参加をさせていただきました。矢吹町で行っております防災対策をお話しさせていただくとともに、その場でありました課題、問題が抽出されました。それを一緒に5区行政区とともに考えていき、それをまちづくり団体支援事業で生かさないかというお話まで来ております。今年度、具体的に、例えばですけれども、地区内のハザードマップ、危険箇所のハザードマップやら、あるいは井戸水、当時、東日本大震災でかなり井戸水が有効であったというふうなお話があったので、井戸水の設置箇所等々のものを地図の上、マップに落とそうというような話がございましたので、そのようなことも含めて、各団体の講演会、あるいは会議に参加をさせていただきまして、ともにまちづくりしていくという活動をしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 具体的に言っていただきましたので、わかりました。ありがとうございます。

まちづくり団体の育成について最後に、現在、先ほど団体なり活動事業が報告されましたが、現在活動している町内の団体で、NPO法人化になれるような団体とか、そういうふうにならざるを得ないような団体を育成していくとか、そういうふうな考え方については町ではどのように思っているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 5番、薄葉議員の再質問にお答えさせていただきます。

さまざまな団体が活動していることについてはご理解いただけたかと思います。その中にあって、自立的な団体ということで、自分たちが運営、企画から、さらには活動まで一体的に、しかも自立的にというようなそうした団体、例えばおただしのNPO法人化については当然視野に入っております。以前から相談ありましたが、そうした団体については、団体の活動を通じてさまざまな協議を町としてもさせていただきます。その時点でやはりNPO法人の設立等についての話し合いも持たれてきましたし、今後もさまざまな団体についてそうしたことを進めていくと、この考えに変わるものではございませんので、そうしたことでご理解をいただければと思っております。

以上で再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 続いて、マイナンバー制度について質問させていただきます。

先ほど答弁で、全国平均も公表されていないというふうなことですが、総務省のホームページのほうには公表されておりまして、昨年12月1日では全国では10.2%、市町村では8.5%というふうなことで、福島県では一番高い町村では昭和村が28.4%、富岡が22.4、あと三春町が19.5というふうなことで高い2桁台の枚数率になっております。

町のほうでもいろいろこれから取り組みをするというふうなことですが、その中で国のほうでも取得について呼びかけをしてほしいというふうなことが出ておりまして、ホームページのほうを見ますと、矢吹町も昨年の11月からことしの5月までキャンペーンの取り組みをするというふうな記載がされておりました。その中で、タブレット端末を利用して土日に公民館へ職員を向出させてオンライン申請の補助などを行って、こういうふうなことをやるというふうなことが書かれておりましたが、具体的にはそういうのはどのような場所でのどのような対応をしていくのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

総合窓口課長、小針良光君。

〔会計管理者兼総合窓口課長 小針良光君登壇〕

○会計管理者兼総合窓口課長（小針良光君） それでは、薄葉議員の再質問にお答えいたします。

具体的にタブレット端末でどのような普及促進を図るのかということですが、現在タブレット端末で申請方法の実証実験を重ねております。具体的には、申請するに当たっては、写真を撮る申請に1回来ていただいて、それが期間2週間から3週間後に所定のデータが調います。2度目に作成ということで暗証番号等の設定で2回来ていただくようになりますので、具体的にはそういった必要な方、特に高齢者の方には、具体的にはことぶき大学とか、そういった何かのイベントのときにタブレット端末をうちのほうで持ちながら、そういったことで普及促進できればというふうなことで現在検討して実証実験に入っております。

具体的ないつごろかになるんですが、現時点で数件タブレット端末で実証をやっておりますので、うちのほうからは4月からそういったことで広報でもPRしていければというふうなことで考えております。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 私が今タブレット端末の活用をちょっと質問したのは、具体的には宮崎県の市ではやっているところがありまして、簡単に1人で5分程度で申請が完了するというふうなことで、もうやっている地区があるそうです。町のほうでも具体的に4月から実施するというのであれば、1人5分程度で申請が完了するというふうなことでございますので、できれば、現在、中央公民館のことぶき大学の講座で百何十人も来ているわけですから、そういう方とか、中の地区の公民館を使ってやっていただけるような、先ほど言ったように、何か町のほうでは5月までキャンペーンを実施するというふうなことを、国・県のほうにあって、総務省のホームページに掲載されていますから、具体的に本当に4月からどのような手順を踏むんだか再度お尋ねしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

総合窓口課長、小針良光君。

〔会計管理者兼総合窓口課長 小針良光君登壇〕

○会計管理者兼総合窓口課長（小針良光君） それでは、薄葉議員の質問にお答えします。

今ほど薄葉議員から宮崎のほうの例として5分程度とありましたが、町のほうで今実証実験をやっている段階では、いろいろシステム等の問題もあるか、データ送信の関係から10分から15分程度かかるのが現状でございます。あとは、現実的には福島市のほうでもやっていますが、福島市のほうは9分から10分程度というふうなことで、システムによりちょっと時間が異なりますので、うちのほうも具体的に例えばそういったイベント会場に出向くといっても、そういった機器の電送の関係等がありますので、そういったものを今再確認しておりますので、そういったものを踏まえて具体的に行いたいと思います。先ほどことぶき大学等の話もしましたが、あとは高齢者を対象としましたいきいきサロン等とか、そういったことも細かく広く周知できるようなことで考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君）　じゃ、マイナンバーカードの利活用でちょっと質問したいんですが、千葉県の千葉市では昨年6月からマイナンバーカードを利用して図書の貸し出しを実現したということでやっております。新たな図書館サービスを開始したということで、当町でもこれから複合施設の中に図書館を併設するというふうなことでございますが、こういうことで町民の利便性を高めるというふうなことで取り組んでいる自治体があるわけでございますので、こういうような部分で適用範囲をどの程度まで考えているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（熊田　宏君）　答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長　阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君）　薄葉議員のご質問にお答えいたします。

現時点では、マイナンバーカードについてこれからどのような付加機能をつけるかというところについては、まだ全庁的な調査をしていないところではありますけれども、今、薄葉議員おっしゃいました図書カードにかわる機能を持つものというふうにも認識しておりますし、今後予定しておりますコンビニ交付、そういったところでも使えるものだというふうに思っております。なお、今後、全庁的な調査を進めまして、可能な機能については付加していけるものだというふうに考えております。

以上です。

○議長（熊田　宏君）　質問ございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君）　最後の質問をしたいと思いますが、マイナンバーカードを普及させる一つとして、運転免許証の自主返納というふうなことで、自主返納された方にぜひマイナンバーカードを交付していただきたいということで、福島県はあれですけれども、他市町村で警察署にそういうふうな案内を置かせてもらったりするというふうなことをしているそうですが、何かそういうふうなことで自主返納者に対してマイナンバーカードをつくっていただくような、そういうふうな手法ができないか、あとは白河の警察署の窓口とかにそういうふうな矢吹町の用紙を置くとか、そういう検討はどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（熊田　宏君）　答弁を求めます。

総合窓口課長、小針良光君。

〔会計管理者兼総合窓口課長　小針良光君登壇〕

○会計管理者兼総合窓口課長（小針良光君）　薄葉議員の質問にお答えいたします。

薄葉議員お話しするように、マイナンバーカード普及対象者は全町民となる場所なんです、効果的に利用できる方は、そういった証明機能がありますので、そういった免許証返納者と、町でそういった個人情報を入手できる方は入手いたしまして、広くそういった普及活動をしたいと考えております。

なお、具体的にそういった警察署とかいろいろな事務所関係へチラシ等を配布できる場合には、積極的に町のほうで配布したいと考えております。

以上です。

○議長（熊田　宏君）　質問ございませんか。

○5番（薄葉好弘君） 以上で終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 以上で、5番、薄葉好弘君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議いたします。

再開は議場の時計で午後2時10分をお願いします。

（午後 1時57分）

○議長（熊田 宏君） 再開します。

（午後 2時10分）

◇ 富 永 創 造 君

○議長（熊田 宏君） 続いて、通告4番、1番、富永創造君の一般質問を許します。

1番。

〔1番 富永創造君登壇〕

○1番（富永創造君） 議場の皆様、こんにちは。傍聴席の皆さん、傍聴していただきありがとうございます。通告どおり質問をさせていただきます。

まず1つ目、私はもう少しで高齢者の一人仲間入りします。本町も含め、日本社会は少子高齢化に入ってきております。7年後には超超高齢社会、2025年問題に向き合うこととなります。

ちょっと資料とか新聞記事の内容、これからそれを使って説明するようになりますが、日本は団塊の世代が75歳を超えて後期高齢者となり、国民の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上となります。こういうことで、社会保障給付費、介護、医療、年金の額が徐々に上がってきております。厚生省の資料によりますと、平成24年、2012年は約109兆円、それが平成37年、すなわち2025年には148兆円、この間40兆円ほどの額になってきておりまして、これを消費税で勘案すると、この40兆円分、消費税20%分になってきております。社会保障給付費の中でも、介護に関してはこの平成24年と比べて2.34倍になってくるといふ推計を公表しております。さらに、3月8日の新聞記事によれば、高齢化の進行で介護サービスの利用がふえ給付費が増加する、事業者を支払う報酬が4月から0.54%上昇、介護施設の整備による影響、こういったことで今後も保険料値上げは続く見通しとありました。

本町でも、これは第8次保健福祉計画の冊子からなんですけれども、2017年には65歳以上の人口に占める割合は28.7%と書いてあります。これから私なりに計算しますと、2025年には3人に1人は65歳を迎える計算となります。さらに、ほかの資料では、認知症による人の数が、2025年には65歳以上の高齢者のうち何と5人に1人が認知症になると言われているということでもあります。こういった中で、国のほうでは新オレンジプランというものを作成、立ち上げてきておりますし、町では具体的にオレンジカフェなるものも開いているかと思えます。

こうした状況から、我々の将来を見て生活不安が払拭できず、さらには年金収入のみに家計を頼る高齢者には負担が重くなり、そういう状況が生まれてきます。非常に不安であります。これは他人事ではない。今数値とかそういったもので示しましたが、やはりこれは他人事でない大きな問題だと私は認識しております。

こうした中で、介護対策ということで、今回の議会定例会には地域包括ケアシステムの強化を目的に、介護関連の条例の一部改正をする議案が5件上程されております。さらに、地域包括ケアシステムの構築に当たり、施設系サービスの一つである特別養護老人ホームは、多くの待機者がいらっしゃる中、早期の建設を望みたい福祉施設であると私は認識しております。

そこで、町長、関連質問をさせていただきます。

1つ、高齢者が健康で安心して地域に住み続けるために、包括的な支援・サービスが提供できる体制づくりの推進に対してどうあるべきなのか町の見解を伺います。

2つ、今後65歳以上の高齢者の人口割合が増大し続ける状況であり、矢吹町社会福祉協議会内の町が委託している包括支援センターは、今まで以上に町民の多様なニーズ、サービスを求められるが、それにえられる数の職員、その人材育成・確保は大丈夫なのか。

3、特別養護老人ホーム整備事業が決まったが、決めるに当たって、施設用地は事業者が確保、見つからないときには矢吹町の土地を提供するとの説明を受けているが、どのように対処したのか伺います。

続けて、情報発信の強化について質問させていただきます。

あらゆる手段を使って戦略的に町の持つ魅力を全国的にPR発信することで、交流や流入人口の増加、さらに移住・定住の増加を目指したタウンプロモーション事業を実施していますが、ほかにも矢吹の魅力が伝わる事業には、ふるさと思いやり基金事業や地域ブランド化推進事業、地域おこし協力隊募集といったものがあります。これらの事業が軌道に乗ることで、産業の活性化、観光促進、移住・雇用の促進などが生まれ、住民満足度の向上につながるものと期待されます。

そこで、2つ質問させていただきます。

タウンプロモーションの効果がまだまだ実感されていないと私は思いますが、2年が過ぎ、町としてこの事業への途中評価をお伺いいたします。

2つ、今後もふるさと納税によって町と多くの方の輪がより広がることを期待できると考えられますが、そのための町の具体的な対策をお伺いいたします。

最後の質問になりますが、教育長にお尋ねいたします。

町の歴史民俗資料の利活用についてであります。

歴史資料の保護、取り扱い、生涯学習への利用に関する基本方針を尋ねたのが平成28年9月の議会の私の一般質問でした。それから同僚議員からの一般質問でも取り上げていただいております。また、多くの住民や団体による文化財の保存、利活用が効率よくできる歴史民俗資料館の建設の要望が町や議会に寄せられております。

こうした動きに対して、平成30年度まちづくり総合計画に歴史民俗資料利活用事業が加えられたことは高く評価したいと思っております。しかし、震災後7年が過ぎ、資料や文化財の整理、管理、これがこれから始まるということですので、迅速な事業の推進を期待したいと思っております。

そこで、質問になりますが、平成30年度まちづくり総合計画に歴史民俗資料利活用事業が新たに加えられたが、将来的に考えられる文化財や資料の展示、整理、管理を効率よく行っていくには問題があるのではないのか。この場所が保管庫機能として引き継がれていってしまうとの印象を受けてしまいます。今後の方針、計画

をお尋ねいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、1番、富永議員の質問にお答えいたします。

初めに、高齢者が健康で安心して地域に住み続けるための包括的な支援・サービス提供の体制づくりについてのおたただしですが、地域包括ケアシステムにつきましては、高齢者ができるだけ住みなれた地域で自立した日常生活が送られるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保されるような仕組みの構築であり、団塊の世代が75歳以上になる2025年、平成37年を見据えた取り組みを進める必要があります。

本町におきましては、矢吹町社会福祉協議会に委託し設置している矢吹町地域包括支援センターの運用により、地域における住まい、介護、医療、福祉の一体的支援を行う総合的な拠点として、介護予防や認知症対策等の事業を実施するとともに、相談支援や包括的・継続的ケアマネジメントを行っております。平成28年度に実施した介護予防・日常生活ニーズ調査では、家族や友人・知人以外の相談先として矢吹町地域包括支援センターを回答先として選択している方も見られ、町民に定着してきていることがうかがえます。矢吹町地域包括支援センターでは、平成28年度から生活支援コーディネーターを配置し、高齢者のニーズとボランティアなどの地域資源とのマッチングを行い、高齢者の生活支援の充実を図っております。

また、認知症対策として認知症地域支援推進員を配置し、認知症の早期発見や対応方法等の知識の周知、普及啓発を図るとともに、今年度は新たに認知症カフェを福祉会館に開設し、これまで3回開催し、延べ77名の参加があり、認知症に関する相談や家族の交流の場として好評を得ております。

次に、町による取り組みとしましては、生活支援体制整備のための協議体を今年度設置し、さまざまな職種の方に参加いただき、それぞれの視点による高齢者支援へのかかわり方について継続的に協議を行ってまいります。

さらに、平成30年度には、高齢者の生活の質の向上を目指すために、看護師や作業療法士等の他職種の助言を得ながら、自立支援は介護予防の観点から自立支援型地域ケア会議を県のモデル事業として実施いたします。今後は、県の協力のもと、会議のあり方、内容や開催の方法について検討し、平成31年度からの本格的事業実施に向けた体制づくりを行ってまいります。

町といたしましては、今後も高齢者が安心して地域に住み続けられるために、さらに充実した地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、地域包括支援センターの運営についてのおたただしですが、矢吹町地域包括支援センターは、高齢者の心身の健康維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に行うため、矢吹町社会福祉協議会に委託し設置しております。

委託事業の内容としましては、介護予防事業及び予防給付が効果的かつ効率的に提供されるよう適切なマネジメントを行う介護予防ケアマネジメント事業、高齢者の相談を総合的に受けるとともに、訪問等により実態

を把握し、多様なネットワークを活用して必要なサービスの提供事業者を高齢者に紹介する総合相談事業、高齢者の虐待防止等に努める権利擁護事業、高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援する包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、さらに地域における認知症のひと家族を支える仕組みづくりを行う認知症対策総合支援事業、多様な主体による多様な生活支援、介護予防サービスの提供を構築するための支援体制の充実を図る生活支援体制整備事業となっており、平成27年度は延べ8,293件、平成28年度は延べ1万514件の相談受け付け及び訪問等を実施しております。

当該地域包括支援センターの人員につきましては、平成18年度に3名体制で始まりましたが、現在は5名と増員されており、看護師2名、社会福祉士1名、主任介護支援専門員1名、生活支援コーディネーター1名が常勤しており、事業実施に向けた協議を町や関係各所と随時実施しているほか、内部研修事業や県等が主催する研修会に積極的に参加し、職員の自己研さんに努めております。

また、介護保険法の改正や町民の多様なニーズに対応できる万全の体制を整えていることは、これまでの相談実績件数の多さにあらわれているところであり、今後も高齢者の総合的な総合窓口としてより一層の活躍を期待するところであります。

今後も、町と矢吹町地域包括支援センターとが連携し、高齢者の多様なニーズへの対応やサービスの提供を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、特別養護老人ホーム建設用地についてのおたただしですが、さきの鈴木一夫議員への答弁と重複いたしますが、特別養護老人ホームにつきましては、平成29年8月に公募を行い、同年12月には整備事業者を決定いたしました。施設整備における土地の確保は非常に重要な要件であり、今回の公募において一本木地内の町有地を施設整備の候補地の一つとして提示したことが応募に至った要因の一つであると考えております。

当該町有地につきましては、平成29年度当初予算において一般公募で売却する歳入予算を見込んでおりましたが、平成29年8月に実施した矢吹町介護老人福祉施設整備予定事業者の公募において、当該町有地を施設建設候補地の一つとして提示したところ、応募のあった2事業者ともに借地として利用したい旨の申し出があったことから、一般公募での売却はしておりません。借地とした場合の使用料につきましては、社会福祉法の規定や社会福祉法人による公益事業であること等から、借地料免除もしくは減免することで整備事業者の安定した施設運営が図られ、一日も早い施設の整備開始を目指すことが町民の安全・安心につながることでありと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、タウンプロモーション事業についてのおたただしですが、第6次矢吹町まちづくり総合計画では、基本理念として「情報共有・情報発信のまちづくり」を掲げており、これを受けて平成28年度の組織機構改革において産業振興課内にまちPR係を新設し、情報発信の強化に取り組んでいるところであります。

現在、タウンプロモーションの実行計画として、平成29年度から31年度までを計画期間とした矢吹タウンプロモーション推進計画に基づき、矢吹の魅力が町内外に戦略的・継続的にPRするとともに、町への愛着や誇りの醸成、他の市町村との差別化を図ることにより、選ばれるまちづくりを進めております。

これまでの実績であります。まずは名誉町民である中畑清氏やPR大使の津吹みゆ氏にご協力いただき、「フロンティア絶好調！」のキャッチコピーのもと、さまざまな情報媒体を活用し、「開拓の町・矢吹」をP

Rしてまいりました。イベントについても、これまでのやぶき復興産業祭をやぶきフロンティア祭りに改め、内容を一新し、町内外に向けてより効果的に矢吹町を発信しております。

また、PRツールとして情報誌等を作成し、この2年間で「トラベルイン矢吹」1から3、「やぶきのけしきのれきし」、「やぶきお散歩マップ」、「やぶき桜めぐり」、「やぶきサイクリングマップ」、「やぶき暮らし」の計8誌を発行し、PR動画についても、「開拓のうた」を初め、数本の動画を作成いたしました。

さらに、SNSやホームページを活用したことにより、アクセス件数が飛躍的に伸びております。フェイスブックは平成28年5月から運用を開始いたしましたが、平成28年度のアクセス数が13万7,544件、平成29年度の2月末時点のアクセス数が17万4,055件であります。また、ホームページにつきましては、平成28年度のアクセス数が117万2,239件、平成29年度の2月末時点のアクセス数が131万4,009件であります。

このようにタウンプロモーションの成果が出てきておりますので、引き続き「開拓の町・矢吹」のブランド化を進め、本町のオリジナル日本酒の開拓のうたのような新酒づくりによる地域内連携や交流事業等も積極的に推進し、移住・定住につながるよう矢吹の魅力を町内外に発信してまいりたいと考えております。

また、今後は地域の受け皿づくりも求められますので、東京農業大学等の関係機関との連携を強化し、新たに地域おこし協力隊などの外部の人材を活用しながら、町民全員参加で矢吹のファンをふやし、住み続けたいまち、訪れたいまちを目指し、より効果的かつ効率的な方法でタウンプロモーション事業に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、ふるさと納税についてのおただしであります。ふるさと納税につきましては納税者が寄附先を選択できる制度であり、生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域や応援したい地域に寄附を行い、寄附の用途や返礼品等を通してつながりが生まれる制度であります。

今年度のふるさと納税の寄附状況についてであります。2月22日現在で寄附件数は289件、寄附額は925万6,000円です。また、用途が明記された寄附金につきましては、今年度は、動物愛護活動事業、小中学校の図書購入費、花いっぱい事業、行政区活動支援事業、まちづくり団体支援事業、「遺魂し運動」推進事業について主な財源となっております。

今回、年度当初において、総務省より寄附額に対する返礼品の割合を3割以内にする旨の通知があり、全国的にふるさと納税の寄附額の減少が懸念されましたが、本町の場合は、平成28年度の寄附件数が393件、寄附額が1,141万5,000円でありましたので、大きく落ち込むような事態は回避することができたと考えております。

しかしながら、これからのまちづくりや交流人口の拡大について考えますと、寄附者と町との積極的かつ持続的な関係性を目指す必要があります。そのためにも、事業の趣旨、内容等について具体的かつ丁寧な情報発信を行う必要があります。

また、寄附者の意向を確認するために、希望者にはダイレクトメールやアンケート等を行い、潜在的なニーズを明らかにし、寄附者との接点を多く持ち、ふるさと納税の目的である多様な用途の開発や返礼品の充実につきましても検討してまいりたいと考えております。今年度は返礼品の上位品目の中にゴルフ宿泊パックが入っておりますが、今後は従来の返礼品だけではなく、実際に矢吹町にお越しいただき、余暇を過ごすことで経済活動が生まれ、交流人口がふえるような取り組みにつきましても関係機関と連携しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

いずれにしても、平成30年度は寄附額をふやすための政策として、ふるさと納税のポータルサイト「ふるさとチョイス」に矢吹町独自の特集ページを作成し、積極的にふるさと納税をPRするとともに、返礼品の充実、見直しについても検討を行い、交流人口の増加、ふるさと納税の事業を通じた地域活性化を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、富永議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 1番、富永議員の質問にお答えいたします。

歴史民俗資料利活用事業の方針等についてのおただしであります。古文書や土器などの歴史資料や、昔から使用されたり伝承されたりしてきた民俗資料等の文化財は、町民の皆様が町に誇りを持ち、当時の人々の考え、思い、経験を学ぶことができるものであります。また、将来の生き方を考える機会にもつながる全ての町民の共有財産であり、現在策定している矢吹町生涯学習推進計画の基本計画では、「地域コミュニティの活性化・郷土愛を育む」を基本計画の柱の一つとして位置づけております。

議員おただしのとおり、歴史民俗資料は適切な環境で効率よく管理、保存し、後世に引き継いでいくと同時に、学校教育、生涯学習などで活用、鑑賞できる環境をつくり出していくことが重要であると認識しております。昨年6月には、近隣の学芸員の方に古文書の保管方法や整理についてアドバイスを受けたところであります。また、矢吹町文化財保護審議会では、9月に資料が保管されている矢吹中学校旧D棟内を確認し、今後の施設整備についてご意見をいただき、11月にはインターネット上の資料館であるデジタルミュージアムの説明をさせていただき、ご理解をいただいたところであります。

なお、資料を保管しております矢吹中学校旧D棟については、今後、歴史民俗資料収蔵庫として貴重な資料の保管に努めるとともに、教育委員会では今後の方針として貴重な資料等のデジタルアーカイブ化の検討を始めております。デジタルアーカイブとは、有形・無形の文化財等をデジタル化することによって管理、集約し、記録保存を行うことでありますので、半永久的な記録保存が可能となるものであります。デジタルアーカイブにより、町の貴重な歴史資料等をインターネットやスマートフォン等を通じて時間と場所の制約を受けずに自由に鑑賞することが可能となります。これにより、貴重な資料等を直接閲覧することが困難な高齢者、あるいは児童生徒も小中学校の授業などで、実物に近い感覚で資料等に接することができるようになるなど、生涯学習、学校教育への活用が大いに期待できる方法であります。

今後の具体的な整備スケジュールにつきましては、来年度は予算をお認めいただきましたなら、火災防止や盗難防止のため、電気関係の整備を行う予定であります。また、古文書などについては適切な温度等の管理が重要でありますので、今後、空調施設などの検討を計画的に進めてまいりたいと考えております。

本事業は、資料の保存と利活用が重要であると認識しており、具体的には平成30年度から第6次矢吹町まちづくり総合計画の新たな事業として追加し、位置づけてまいります。

今後は、町、町教育委員会と関係者の皆様が共通の認識を持ち、本事業を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、富永議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 富永議員、再質問はございませんか。

1番。

○1番（富永創造君） まず、包括的な支援・サービス提供ということでの体制づくりの推進ということに関して再質問をさせていただきます。

これは地域包括ケアシステム、これの構築にあると思われれます。質問に当たって、町のほうから第8次矢吹町高齢者保健福祉計画等の冊子も渡され、一生懸命読んでみました。そして、ようやく全体の、いわゆる地域包括ケアシステムの全体がようやく見えてきたと、そう私は認識しております。

そんな中で、町はどのようにこの体制に対して指導、アドバイスできるのか。もしかすると、こういった地域包括ケアシステムというのは、別組織において管理または指導、その体制の責任を負っているのではないのかなという私なりの感想なんですけれども、この点どうなっているのかお答え願います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1番、富永議員の再質問にお答えさせていただきます。

包括的ケアシステム体制の構築が重要であると、これは同感でございます。その上において、町は第7次保健福祉計画なるものに基づいて、その計画の概要、これについても町の方針等を十分に社会福祉協議会と連携を密にしながら随時話し合いをさせていただいております。町の計画があつて、それに基づいて社会福祉協議会の中の仕組みも、同時期に、町の方針を理解した上で計画が進められているということでご理解いただければと思っております。

以上で再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

1番。

○1番（富永創造君） 地域包括ケアシステムの中で重要な役割を担っているのは、やはり町が社協に委託してある矢吹町地域包括支援センターにあると私は理解しております。そこで、この支援センターが一つの、いろんな事業所で介護サービスとか、そういった介護、または医療機関は医療機関での介護者に対する医療体制を整えております。その中にもケアマネージャーとか、介護士とか、スタッフはそろっております。そういったシステムの中で、矢吹町地域包括支援センターがこういったサービスにおける事業モデル、こういうふうな位置づけになっているのか、またそういう体制づくりを考えているのか、この点、回答をお願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 富永議員のご質問にお答えをいたします。

地域包括支援センターの役割といいますか、位置づけみたいなことなんでしょうけれども、まず事業としましては、一般の介護者に対する給付の事業、それから要介護1、2の方に対する給付の予防事業という

ものがございます。そのほかに地域支援事業というものがございまして、その中で日常生活総合支援事業とか、あと包括的支援事業という事業がありまして、その包括的支援事業というものを担っているのが包括支援センターということでございます。したがって、地域における在宅医療・介護の連携、それから最近ですと認知症の集中支援チームとか、そういった認知症に対する対策も行っているという、そういった事業所でございます。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

1 番。

○1 番（富永創造君） 今の答弁に対して関連質問ということで、地域包括支援センターの役割、位置づけというのは今の説明の中でほぼ理解できるんですけども、高齢者の介護予防事業を実施する主体であり拠点でもあるということで包括支援センターがあるのであれば、ぜひ地域のモデルとなるようなものを、センターを通して指導、または周りの事業者等関連するところに示すことができないか、一つのモデルをつくり上げることはできないか、そういうことで質問したいと思っているんですけども。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 富永議員のご質問にお答えをいたします。

高齢者が健康でいきいきと暮らしていく、そんなことを目的としまして、介護保険の一般予防事業という事業がございます。こちらにつきましては、各地域が各地区での活動に取り組んでもらうように支援するという事で、地域の自主的な取り組みというふうな事の下支えを包括支援センターに担っていただいております。現在、文京地区、まだ1地区しか開設しておりませんが、文京地区の地区住民が自主的に自分たちで会場も準備する、自分たちでいろんな機器類を準備する、そういった自主的な活動についての下支えにつきましても包括支援センターで行っている、そのような状況でございます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

1 番。

○1 番（富永創造君） じゃ、別な質問にさせていただきます。

先ほど私の話の中で、今後、介護保険料の負担が高くなっていくであろうと。これに対して町のほうでは今回の当初予算の中で、3年間介護保険料は据え置くと、そういう説明を受けております。その予算の財源というのは基金からの取り崩しであると、こういったことから、将来この介護保険も含めて相当額の予算が必要になってくると思われまじけれども、こういった中で、今あるそういった基金に対してどのような考えで進めていくのかお尋ねいたします。

○議長（熊田 宏君） 富永議員、通告に載っていない事項でありますので、答えられないことはないんですが、ここで例外を認めてしまうと、ほかの方にも例外な質問を受けるということになりますので、申しわけありませんが、別の機会に担当課にご確認ください。

ほかに質問ございませんか。

1番。

○1番(富永創造君) いろいろこの包括ケアシステムにおけるいわゆる全体像の中で、やっている事業それ一つ一つは私たちに今後非常にかかわってくる。他人事ではない。しかし、例えば介護サービスにおける福祉器具、そういったものは、そのときになって初めて何を使ったらいいのかとか、その器具をどう使うのかとか、そういったことも出てきたりもする。また、地域包括ケアシステムの中では、いろんな相談もされているというのはあるが、その相談を受ける最も大切なのはケアマネージャーではなかろうかと。しかし、そういった中も、そういったいろんなシステムがある、ほぼでき上がっているにもかかわらず、今私はそういうふうなのとは離れている。でも、いつかはそれにかかわることがある。

そういった中で、疑似体験、いわゆるケアマネージャーがいたり、相談できるケアマネージャー、またはそういった器具、そういったものがある、そういったものを一般住民が、健康な住民でも将来を考えたときにそういったものを相談したり、疑似相談、またはいろんな福祉器具を利用して体験してみるとか、そういった場というものが、どうしてもこういった文章とか説明ではイメージに結びつけるのに大変だなというのがあります。ですから、前もって疑似体験のようなものを、そういう場を設ける、そういったものを町のほうで指導していただけるかどうか、そういった認識も含めてお伺いいたします。

○議長(熊田 宏君) 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

[保健福祉課長 泉川 稔君登壇]

○保健福祉課長(泉川 稔君) 富永議員の再質問にお答えをいたします。

介護関係のサービスの疑似体験を受けられる施設というものはないですが、介護についてご心配事、あるいは実際に介護を受けたいというふうになった場合につきましては、町の保健福祉課、あるいは高齢関係の総合的な窓口であります包括支援センターのほうできちんと説明を行っているところでございます。

以上です。

○議長(熊田 宏君) 質問ございませんか。

1番。

○1番(富永創造君) そういった疑似体験、まだ介護サービス等の対象になっていないものでも体験できる、そういった場というものをやはり持つ機会というのはあると思うんです、例えばフロンティア祭りとかそういった場で。そういった場で町が主体的にやることで、さらにこの町のいわゆる包括ケアシステムの状態が見えてくる。より深まって、もし万が一自分がそうなったときに安心して対応できる。相談するにはここで相談できるんだとか、ケアマネさんはAという人もいいけれども、Cという人もいいとか、そういう選択の幅が広がってくると思うんです。そういう疑似体験の場を持って、町の地域包括ケアシステムの姿というのをぜひ今の住民の皆さんにも見える、より詳しくわかる、そういうふうな体制でもあってほしいなと思っております。それは私の考えということで、次の質問に。

続けて、3つ目の特別養護老人ホームに関してであります。

土地というものに関してなんですけれども、町のほうは提供するというので公募の時点で2つの業者に説明しているということなんですけれども、それでよろしいでしょうか。

○議長（熊田 宏君） それは答弁してあるんじゃないですか。最初の答弁に出ているでしょう。

課長が答弁したいということなので、答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 特別養護老人ホームの土地の関係でございますけれども、町長の答弁の中で提供という言葉だったと思いますけれども、これにつきましては町のほうは、そういった土地を紹介する、こういった土地も候補地の一つとして検討していただいてもいいですよというスタンスでございました。

以上です。

○議長（熊田 宏君） ほかに質問ございませんか。

1 番。

○1 番（富永創造君） それで、公募、募集、公募要綱ですか、そういった中には、まず事業者が土地を確保しておくという条件があると思います。これはほかの市町村でも、同じようなケースの場合、そういった要綱の中で示してあると思うんですけども、町のほうではそれを貸すというふうになっているという説明を受けてはいますけれども、審査が行われたと思います、その審査の時点ではどのような意見が出されたのかお伺いいたします。

○議長（熊田 宏君） 意見というのは事業者からの意見ということによろしいですか。

富永議員、もう少しわかりやすく質問をしていただきたいということなので、すみません、再度お願いします。

○1 番（富永創造君） 募集要項では、そういった中では一応募集する人に当たっての条件なり決まりというのを既に決めてあって、それで申請するというふうになっているとは思んですけども、そういった要綱の中に、土地においてはまず事業者が確保すると、そういう欄がしっかりあると思うんです。ところが、審査において、そういった中でも既に町が提供するというふうになっていた。それに関する説明を審査委員会の中でしたと思いますけれども……

〔発言する者あり〕

○1 番（富永創造君） 紹介する。提供から紹介ですね。紹介するというふうな話になったと。そこでは当然審査委員の中でもそういった内容について話が出たと思いますから、それはどういった話がされたのかお尋ねいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 富永議員のご質問にお答えをいたします。

8月から公募を始めまして、9月の時点で町の土地も候補地の一つとして紹介というふうな形で行いました。応募に当たっては、2つの業者ともに町の町有地のほうで計画をしたいというふうなことでご要望がございました。

以上でございます、内容につきましては。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

1 番。

○1 番（富永創造君） そして、この一本木にあるプール跡地の土地に関して、今回補正予算の中で売却取り下げという扱いになっております。この3月議会においてであります。しかし、もう既に9月とか審査の時点ではわかって、つまり停止するということになっているのであれば、9月議会か、または12月議会でそういった取り下げというのはできたのではないのかなと思うんですけども、その点の説明をお願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

どうしても阿部課長が答えたいと言っていますので、企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 富永議員の質問にお答えいたします。

先ほど町長の答弁の中にも入ってまいりましたが、当該町有地につきましては平成29年度当初予算において一般公募で売却する予定としておりました。それにつきましてはまだ可能性は残っておると思っておりますけれども、8月の公募の段階から社会福祉法人の方がそこをお借りしたいというお話がありました。それについては、先ほど来町長申しておりますように、町として支援をしていかななくてはならないということで、まだ売却の可能性は残っておりますけれども、やはりこれは町としては売却については一旦この時点では中止しよう、具体的にまだ候補地としてはさせていただいておりますが、決定はしていない段階であります。これから決定するんだろうなというふうに思いますので、その段階では、先ほどからお話がありました支援の一つとしまして、町として減免なのかというところでお貸したいというところでもあります。この売却が、あくまでも社会福祉法人さんへの売却という意味ではなくて、私どものほうで予算に計上したのは公募での売却という意味とご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

1 番。

○1 番（富永創造君） じゃ、今に関してはこの辺にさせていただきまして、次の質問に移っていききたいと思います。

情報発信の強化についてのタウンプロモーションに関してであります。幾つかいろんな冊子等、「やぶきのけしきのれきし」とか「やぶきお散歩マップ」とかということで計8誌、8冊ほどを配ったり、幾つかSNSを用いて、それなりに実績というのを報告していただきました。こういった似たような内容のものになっていますが、ここに冊子にある地域、町の中、担当者はこういったところを実際に見学、見て回っているのかどうか、その点お尋ねいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） 富永議員のご質問にお答えいたします。

8冊の冊子全て直接担当者等が全ての掲載している場所には行っております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

1 番。

○1 番（富永創造君） この冊子関連なんですけれども、まだ新年度にも継続して冊子のほうをお配りするということなんです、どういったところに配っているのか、それを質問させてください。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） 富永議員のご質問にお答えいたします。

冊子 8 冊つくっておりますが、このような冊子全て、町内でタウンプロモーション計画というものを、まずそれをもとにつくっております。その中に、町内向け、町民の皆さん向け、あとは町外の方向け、あとは移住・定住ですと、そういった移住・定住を希望する方向けにそれぞれつくっておりますので、その用途向けに、町内向けでありますと町内のこれまでも全戸配布等しておりますが、その用途に合った配布先に配布しているような状況でございます。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 残り 2 分半ぐらいです。質問ございませんか。

1 番。

○1 番（富永創造君） 飛びまして、最後の質問の歴史民俗資料の利活用についてであります。

この中で触れたデジタルミュージアム、これに関してちょっとイメージできないものですから、具体的な説明をお願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育振興課長、佐藤豊君。

〔教育次長兼教育振興課長 佐藤 豊君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（佐藤 豊君） 1 番、富永議員のご質問にお答えいたします。

具体的にというところでございますけれども、文化的な資料というものはいろんなものがあります。土器であったり、あと町でつくられている町誌もございます。それで、まず紙ベースのものにつきましては、それをスキャナーで読み取りをして、それで例えば鬼穴古墳群であれば、一括してそこが検索できるようなという文書のデジタル化と、あと現物、物については、例えば仏像であれば、それをぐるっとマウスで回して、下まで見える、裏まで見えるという、そのようなところを最終的に目指しているところでございます。

以上でございます。

○議長（熊田 宏君） 残り 28 秒です。質問ございませんか。

1 番。

○1 番（富永創造君） 今の関連ですけれども、いわゆるデジタルアーカイブ、デジタル化していくということなんですけれども、期間というのはどんなふうに、どうも新年度はそれ以外のことで、まず設備関係に力が入っていると思うんですけれども、そのデジタル化、この時期、期間、どのように考えているかお尋ねします。

○議長（熊田 宏君） じゃ、一言でお願いします。

答弁を求めます。

教育振興課長、佐藤豊君。

〔教育次長兼教育振興課長 佐藤 豊君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（佐藤 豊君） 1番、富永議員のご質問にお答えいたします。

資料等かなりございます。大変大がかりなものになると思っておりますので、期間はいつまでというところは今は明確化しておりません。

以上でございます。

○議長（熊田 宏君） 60分経過しましたので、以上で、1番、富永創造君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議いたします。

再開は議場の時計で午後3時20分です。よろしくをお願いします。

（午後 3時11分）

○議長（熊田 宏君） 再開いたします。

（午後 3時20分）

◎会議時間の延長

○議長（熊田 宏君） ここでお諮りいたします。時間を延長して一般質問を続けたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認め、時間を延長いたします。

◇ 大 木 義 正 君

○議長（熊田 宏君） 通告5番、8番、大木義正君の一般質問を許します。

8番。

〔8番 大木義正君登壇〕

○8番（大木義正君） 議場の皆さん、こんにちは。また、お忙しい中、傍聴においでくださいました皆様には心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。私の前に4名の同僚議員が一般質問に立っておりますので、質問内容が重なる部分もありますが、私なりに質問させていただきたいと思っておりますので、答弁のほどよろしくお願ひいたします。

初めに、高齢化社会における町としての取り組みについてお伺ひいたします。

日本は今、少子高齢化社会を迎え、国・県を初め、各自治体が将来に向けての政策をどのように展開していくべきなのか、試行錯誤しながら進めている状況です。この先、団塊の世代が75歳以上を迎える、いわゆる2025年問題、さらに、その先には団塊の世代の子供たち、すなわち団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年

問題と今後ますます高齢者の割合が多くなっていくと予想されます。矢吹町においても年々高齢化が進んで行くものと思われます。

そんな中で、さまざまな事情で高齢者のみの世帯や高齢者のひとり暮らし世帯がふえ続けていると感じています。一番心配なのは、ひとり暮らしの方が急病になったり、あるいは孤独死に至ったりすることです。ある自治体では、孤独死ゼロへの取り組みとして宅配業者、商工会、警察署、消防署、社協などと協力して高齢者世帯、ひとり暮らし世帯の情報を共有したり、また別の自治体では、新聞配達員、郵便配達員、牛乳配達員、ヤクルトレディなどの配達員の協力を得ながら高齢者を見守っているところもあります。このように、それぞれの地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムの推進が重要であり、矢吹町としてはどのサービスを重点的に充実させていくのかも含め、十分に検討しながら取り組んでいってほしいと考えます。

そこで、今現在矢吹町における高齢者のみの世帯や高齢者のひとり暮らし世帯がどのくらいあるのか、そのうちの何世帯、何人ぐらいの方が支援や見守りの対象となり、どのような支援を町として行っているのかもあわせてお伺いします。

高齢者社会における町としての取り組みについての2つ目の質問は、交通弱者でもある高齢者の足の確保を町としてどのように手助けしていただけるかについてお伺いします。このことについては、さきの12月議会でも同僚議員がコミュニティバスの早期試験運行について町の考えをたじましたが、自分で車を運転できない高齢者の方から一番多く要望されるのは、用事や買い物に出かける足がなくて不便だということです。自分の子供や嫁さん、孫に頼むのにも気を使うし、町で何とかなんないのかいとか、隣の村ではバスが巡回してつべとよく言われます。高齢者のイメージだと温泉に行ったり、病院通いをしたりデイサービスを利用したりしているだけと勝手に思い込みがちですが、実際は役場、銀行、J A、郵便局への用事や日用品、食料品、薬などの買い物、さらには美容室や床屋さんで髪を整えたりと、必要な用事がたくさんあります。足となる交通手段があればもっと町に出てきたいという高齢者の方もたくさんいます。その思いに応えるためにも、町内巡回バスや相乗りタクシーなどの検討を進めてほしいと考えます。

さらには、最初の質問とも関連しますが、バスやタクシーの運行が実現したとしても、高齢者の中には体が思うように動かせず、それすら利用できないという方もいらっしゃると思います。自分の身の回りのことは何とか自分でできるが、用事に出かけたりとか買い物に出かけたりとかは無理だという高齢者の方もふえてくると思います。町としてどのようなサポートを考えているお伺いします。

次に、児童虐待や児童性犯罪等の被害防止対策についてお伺いします。

親や保護者から虐待されている疑いがあるとして全国の警察が昨年1月から6月に児童相談所へ通告した18歳未満の子供は3万262人で、一昨年の同期より5,751人ふえ、半期ごとの統計がある2011年以降では初めて3万人を超えたという報道がありました。昨年の7月から12月までの下半期の統計はまだ確認してはいませんが、単純に2倍すれば昨年1年間で全国で6万人の子供が虐待されている疑いがあるということになります。

虐待の内容を見ると、暴言を吐くなどの心理的虐待が約70%と最も多く、中でも子供の前で家族に暴力を振るう面前ドメスティックバイオレンスの被害が急増しているとも報告されています。次に多いのが殴る、蹴るなどの身体的虐待が約20%、次に育児放棄、性的虐待などとなっています。このうち県内の警察署が昨年1月から6月までの上半期に児童相談所に通告した18歳未満の子供は263人で、前年同期より25人増加し、過去最

多に上ったと報じられております。

児童虐待については2016年の6月議会でも一般質問させていただきました。このときは、質問を通告した後に子供への虐待で町内の父親が警察に逮捕されるという残念な事件も起きてしまいました。このときの答弁では、要保護児童対策地域協議会を年数回開催して対応を協議したり、子供たちをしっかりと観察しながら見守っていきたいということと、しかしながら一番の要因は家庭、家族関係であり、対応が難しい面もあるということであったと記憶しております。あれから1年9カ月ほどたちますが、全国、県内が子供の虐待がふえている中、矢吹町の現状はどうか伺います。

また、近年、スマートフォンの普及に伴い、スマートフォンを所有している子供たちもふえております。内閣府の調べでは、全国の高校生のスマートフォンの所持率は2016年度の時点で94.8%となっています。また、県の教育委員会によると2017年度における県内での所持率は小学6年生が55.1%、中学3年生は76.7%に上っております。それに伴って、子供たちが性犯罪に巻き込まれるケースもふえております。特に、出会い系サイトの利用による性犯罪の被害やスマートフォンで自分の体を撮影させて画像を送信させる自撮りの被害も増加しております。

町内の子供たちがこのようなトラブルに巻き込まれていないか心配しております、虐待や性犯罪を未然に防ぐ取り組みをどのように講じているか伺います。また万が一、被害に巻き込まれてしまった場合、被害者が相談できる体制やサポートできる体制は整っているのかもあわせて伺います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、8番、大木議員の質問にお答えいたします。

初めに、高齢者のみ世帯、ひとり暮らし高齢者世帯に対する支援、見守りについてのおただしであります、本町では矢吹町社会福祉協議会への委託事業である矢吹町地域福祉等推進特別支援事業、いわゆる福祉マップ事業において民生児童委員の協力により独居世帯や高齢者のみ世帯を調査しており、地域の援護を必要とする世帯の把握を行っております。調査結果によると70歳以上の独居世帯では、平成28年度は397名のうち308名、平成29年度は396名のうち331名となっております。また、75歳以上の高齢者のみの世帯では、平成28年度は198世帯395名のうち163世帯326名、平成29年度では192世帯385名のうち169世帯339名となっており、援護を必要とする人数や世帯数は増加しております。

このような中、高齢者に対する見守り活動としましては、地区民生児童委員が定期的に訪問し健康状態の確認、困り事等の聞き取りといった親切・丁寧な活動を行っております。また、平成29年2月には町内各郵便局並びに白河郵便局と災害発生時の対応と平常時における高齢者等見守り活動の相互協力及び道路損傷等発見時の対応に関する協定を締結しており、災害時に限らず郵便局員の日常業務中、郵便受けに郵便物や新聞がたまっている等、高齢者等の日常生活で何らかの異変を察知した場合、速やかに町へ連絡をいただける体制となっております。さらに、今月中には県において福島県地域の見守りの取り組みに関する協定を株式会社福島民報社及び福島民友新聞株式会社と締結する予定であり、郵便局との協定同様、異変を察知した場合には町へ連絡をいただけることとなります。

町独自の取り組みといたしましては、緊急通報システムによる見守りを実施しております。本事業は民間会社との業務委託により実施しておりますが、専用の電話機を居室内に設置し、定期的におペレーターによる安否確認のほか非常時には緊急通報ボタンによるオペレーター呼び出しによって緊急時の対応を行う体制が整えられております。また、室内に人感センサーを設置することにより、居室内で倒れていたりしないかといった見守り機能も備えられており、平成30年2月末現在で緊急通報システムの利用者は51名、うち22名が人感センサーについても利用しております。

一方、このような公の機関による公助はもとより地域の方々の共助による見守りも大変重要であると考えております。これまでも地域の方などから高齢者の異変を感じ、町や矢吹町地域包括支援センターへ連絡をいただいたことで、高齢者の生命が守られた案件もあります。このことは、隣近所、顔見知りの方であるからこそいち早く異変を察知できたことであると思われ、地域の方々による見守りの大切さを再認識いたしました。町といたしましても、今後も他自治体での見守りに関する先進事例等の調査を行うとともに、超高齢化社会に備えた高齢者施策の充実に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、高齢者等の交通弱者についてのおたかしであります。12月議会で藤井議員へ答弁させていただきましたが、新聞等で報道されておりますとおり、高齢者による自動車の運転による交通事故が全国各地で多発しております。今後の高齢化社会により本町においても高齢者による運転免許証の自主返納はふえることが予想され、運転免許証を持たないいわゆる交通弱者のための交通ネットワークの構築が求められております。

本町では2月14日に町内巡回バスや相乗りタクシーなどの公共交通を検討するための組織として、矢吹町公共交通ネットワーク検討協議会を設置し、12名の委員に委嘱状を交付し、第1回目の会議を開催しました。第1回目の会議では、県内における高齢者を対象とした外出支援制度や町内の官民による交通制度の現状、無料健康バスの運行状況、買い物支援制度、町内の医療施設における送迎制度に関する確認を行いました。会議では、委員から公共交通は公共施設やスーパー等への移手段として利用する視点や高齢者で歩行が困難な方への対策も検討すべきであるとの意見が出され、そのような点も踏まえながら町民の皆様の意見を集約するため、今後、公共交通等に関するアンケートを実施する方向性で進めております。

現在は、交通弱者対策として無料健康バスの運行のほか、町内の各商店における宅配サービスが実施されておりますが、今後は実施しているサービス以外の交通弱者対策につきましてもアンケートの結果を踏まえながら公共交通のあり方を検討し、交通弱者を含めた住民全体の利便性の向上を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で8番、大木議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 8番、大木議員の質問にお答えいたします。

児童虐待への対策についてのおたかしであります。まず児童虐待には身体的虐待や性的虐待、心理的虐待、ネグレクト、これは育児放棄ということですが、それらがあります。虐待に至る背景といたしましては、経済的に厳しい貧困世帯やストレスを抱えた家族がふえたことに加え、アルコール依存や精神疾患、再婚、

再々婚により、家族関係が複雑になっていることや核家族化による家事、育児方法が継承されない環境などが挙げられます。

さて、児童虐待につきまして、福島県内の児童相談所が対応した件数を見ますと、平成27年度が529件、平成28年度が956件で、前年度の1.8倍にふえ、この10年間で虐待件数は4倍近く増加し、虐待に苦しんでいる子供たちがふえ続けております。本町の虐待取り扱い件数につきましては、平成27年度が16件、平成28年度が31件は平成29年度2月までの件数が31件と増加傾向にあり、平成29年度の内訳については身体的虐待が6件、心理的虐待が10件、ネグレクトが11件、その他として養育問題等が4件となっております。平成28年度の虐待件数の増加の要因は、子供の面前でのDVの取り扱いについて、警察が児童相談所へ通告するように変更されたことが理由であります。これは福島県の虐待件数の増加についても同じ理由であります。

次に、児童性犯罪被害については、警察庁によるとツイッターやLINEなどネット上の交流サイトをきっかけに事件に巻き込まれる18歳未満の子供が増加しております。しかし、本町においては児童性犯罪被害報告はゼロ件であります。こうした児童性犯罪被害に遭わない対策として、中学校においては新入生の保護者向けにスマートフォンやSNSの扱い方、危機管理能力などについての説明会が実施されております。また、中学校の授業においても情報リテラシーや情報モラルなどについて指導しており、インターネットを取り巻く危険な環境を子供や保護者に理解していただき、事件に巻き込まれないよう注意喚起をしております。

次に、虐待等の被害防止の取り組みについてのおたただしであります。本町では経済的になど家庭的な理由に恵まれない児童や両親のいない児童や保護者が適切に看護できない児童等への適切な保護や支援を図るため、児童福祉法に基づき平成18年度に矢吹町要保護児童対策地域協議会を設置しております。協議会の委員は、町内の小中学校、幼稚園、保育園並びに警察署、県南保健福祉事務所、児童相談所、障害児相談支援事業所、民生児童委員、保健福祉課など25名から構成されており、さまざまな角度から児童を見守り、情報を共有しながら保護を必要とする児童等への対応や対策について検討し、協議しております。

この協議会では、構成機関の代表者からなる代表者会議を年2回、幼稚園、保育園の副園長や小中学校の教頭を主とした実務者会議を年4回開催し、ケース1件ごとに進行管理を行い、ケースに応じて保護者支援のための相談や生活面の援助、子供への指導や保護など具体的な対応のあり方を検討し、関係機関の協力を得ながら虐待等の被害防止に努めております。

そして、協議会ではこの事例をもとに児童虐待への対応について研修を行い、虐待を受けていると思われる児童等を発見した場合は、直ちに子育て支援課や保健福祉課などに通告することの重要性を周知し、啓発を図っております。また、この通告を支援の始まりと考え、全国的に相次ぐ死亡事件のように、虐待が深刻化する前の早い段階で関係機関と連携しながら家庭訪問や母子保健指導など早期発見、早期対応を図っております。

今後も、町や教育委員会、各小中学校、幼稚園、保育園並びに児童相談所や警察署などの関係機関と連携しながら、子供や保護者を地域で支え、要保護児童等への適切な支援を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、8番、大木議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 大木議員、再質問はございませんか。

8番。

○8番（大木義正君） それでは、全国的には民生児童委員のなり手がなかなかいない地域もあって、不足が問題となっていますが、矢吹町の実情は、現在はきちんと定員に足りているのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 大木議員、最初の質問事項についての質問でよろしいですか。

○8番（大木義正君） はい。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 大木議員の再質問にお答えをいたします。

民生児童委員につきましては、現在35名という人数で活動しております。欠員等はございません。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

8番。

○8番（大木義正君） 今現在、矢吹町の場合は、欠員はいないということで安心しましたがけれども、これから答弁でもありましたけれども、援護を必要とする人数や世帯数は増加しているということで、今後、今の35名の民生児童委員が受け持つ世帯がふえてきて、民生児童委員の一人一人の負担が大きくなるという心配はないのかどうかお伺いします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 大木議員のご質問にお答えをいたします。

民生児童委員につきましては、町長の任命ではなく、国あるいは児童委員につきましては、県の委嘱状だと思いましたが、卒をふやすとかそういったことについてはちょっと今の時点ではお答えできない部分になろうかと思えます。

あと、民生児童委員の負担につきましては、訪問する人数等がふえれば当然、多くはなっております。そういうときの施策として他町村を見ますと、ふえるものとは考えております。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

8番。

○8番（大木義正君） そこで、やはり民生児童委員、だんだん今度、例えば負担が重くなってくると、いや私、もうやりたくないとかという、出てきて定員が確保できないという場合も出ないとは限らないんで、その民生委員の補助的役割を担うような、例えば町独自の高齢者とかひとり暮らしの方を見守る支援ボランティア制度みたいなのをつくって、例えばその任務というのは、例えば週に1回ぐらい自分の地区の担当の方にお電話して元気ですかとかいろいろな世間話もちょっとするとか、そういう形で安否確認を行ったり、あとは月に1度か2度実際に伺ってお話するとか、そういうような民生児童委員までのきちんとした任務ではないけれども、やはり各地区地区でそういうボランティア的な方をお願いして、何世帯とか何名とか担ってもらって、今、答

弁の中で、民間会社に委託したりとか民間会社のオペレーターによって安否確認もやらせてもらっていますよという答弁もありましたけれども、やはり一番はやはりひとり暮らしの方とか高齢者の方は、顔が見えるつき合いというのが大事だと思うんですね。確かに、仕事でオペレーターの方は電話とかはよこしてくれるでしょうけれども、実際に電話の相手の顔はわからないというのが多分、私が考えるには事実だと思う。

そうしたら、例えば地域の方で、その見守ってくれるボランティアの方がいれば、実際に今度行ったときにお話ししたりとかって顔が見える、そういう地域コミュニティの部分も含めてそういう制度があればいいと思うんですけれども、その辺の町としての考えは今のところ持っているかどうかをお願いします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 大木議員の再質問にお答えをいたします。

顔が見えるようなつき合いといいますか、そういったボランティアをやれる方というようなことでございますけれども、こういった仕組みは大切なことだと思います。他の市町村を見ますと、民生委員の方の下に民生委員の協力委員的な役割を持った方を配置したりとかというところもございます。

それから、民生委員をやめた方もOBとしてそういった見守りに参加をさせていただいている、そういったところなんかもございます。町にとってどういった仕組みがいいのか、これから検討してまいりたいと思っております。具体的な策については今のところは持っておりません。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

8番。

○8番（大木義正君） 今のところ具体的な考えは持っていないということですが、もしそういうことに取り組む考えがあれば、私、考えるにはまるきりのボランティアだけでお願いしたんでは、なかなかやっぱりボランティアするほうもなかなか大変だなと思って、例えば何人を受け持ったとかどのくらいの時間面会とかお話しに行ったとか、例えば人数、時間とかそういうの、例えばポイント制みたいな形で仕組みをつくってもらって、ある程度のポイントがたまったら、その地域通貨みたいな、町内でちょっとしたお買い物できますよというような、そういう券ですね、あくまでもボランティアですから、その時給幾らとかそういう感覚じゃなくて、お年寄りを見守っていただいておりますという形で、そのポイントをためていって、たまったらそういう地域通貨として使えるような、そういうシステムも必要だと思うんですけれども、その辺具体的に今、考えていないということですが、そういうのも将来的にどうでしょうか。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 大木議員のご質問にお答えをいたします。

ボランティアの範囲を超えない程度でというふうなことでございまして、他町村の事例等ちょっと調べながら町の事業として成り立つものかどうか、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

8番。

○8番（大木義正君） それでは、次に、公共交通ネットワーク検討協議会を設置したということで、その中で買い物支援制度ということも話し合っているということなんですけれども、先ほど質問したように高齢者の方で買い物とかも、例えばそういう交通機関を使って買い物とかも行きたいけれども、荷物持って買い物したりはちょっと不自由でちょっと難しいというような方たちに、じゃ、その食料品なり日用品なり、1週間に1回くらいは希望を聞いて買い物をかわりに代行していただけたらとか、そういうサービスというのも、この交通ネットワーク検討協議会の中でも話し合われるのでしょうか。その辺を伺います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、氏家康孝君。

〔まちづくり推進課長 氏家康孝君登壇〕

○まちづくり推進課長（氏家康孝君） 8番、大木議員のご質問にお答えいたします。

今のご質問の宅配の関係かと思われま。そのお年寄りによっては、もちろん足が不自由な方もいらっしゃるかと思います。その不自由な原因が身体障害等々であれば、身体障害のサービスを受けながら、そのようなサービスを受けることも可能かとも思われますが、障害者手帳を持っていない足の不自由なお年寄りにつきましては、今おっしゃったように代行あるいは、現在も宅配をしている業者さんがいらっしゃいますので、まずは商工会で作成しました、その一覧表ございますので、保健福祉課と連携をしながら周知するということが、まず大事かなというふうに思います。その上で、協議会の中で今議員おっしゃったような方法、そういった方法も検討をしながら、そういったお年寄りに合ったサービスの提供を今後考えていきたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

8番。

○8番（大木義正君） 結局、買い物に出たくてもなかなか、ちょっと足腰が弱ってということで、ただ、すごく最近聞くのは、在のほうに定期的に野菜とか食料品を外回りで売りにきてくれる、定期的に売りにきてくれる方が、商店もあって、そのときに買い物にきたじいちゃん、ばあちゃんが次これ買ってきておくれとか、次くっつきこれ頼むからとかと、結構、いつも顔見知りだからなおさらやれるんでしょうけれども、そういう頼むこともやっているということなんで、そういうのも含めて、そういうなかなか買い物出られない方々の支援をお願いしたいと思います。

矢吹町、今、子育て支援とか若者定住政策に力を入れています。さらに高齢者にも優しいまちづくりを進めていけば、移住希望者がふえて、そして人口減少を食い止めることにつながっていくんじゃないかと私は確信しているんですけれども、ぜひ高齢者に優しいまちづくりを期待して、次の質問に移ります。

私の2016年6月議会での虐待についての質問のところ、先ほども答弁にありましたけれども、平成27年は虐待の教育委員会に入っている報告は16件ということでありました。今、答弁お聞きすると、28年が31件、29年も今のところ31件ということで、かなり件数的には倍増近くなっているんですけれども、そのさっきの答弁

にあったいろんな虐待に対する防止のいろんな取り組み、努力していることは私も十分承知しておりますけれども、果たしてその取り組みが、この件数が多くなるということは、効果を上げていないのか、それとも取り組んでいるからこの件数で済んでいるのか、どのように認識しているのかお伺いしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求める前に大木議員、先ほど在という表現がありましたけれども、若い方もこの録画を見ますので、なるべくわかりやすい表現でお願いします。すみません。

答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 大木議員の再質問にお答えいたします。

27年、28年、29年と、こう見ますと、虐待の件数がふえております。それで、それについてはこの町の対策が有効であるためにここまでとどまっているのか、それともなかなかそうではないのかというところにつきましては、詳しいこの分析と申しますか、それは済んでおりませんが、しかし、私は要保護児童対策地域協議会を有効に活用してと申しますか、代表者会議を年2回、それから実務者会議を年4回開催しておりますが、その間はもちろん何もしていないわけではなくて、そこで確認されたものについては、子育て支援課を中心に保健福祉課の協力をいただいたり、関係機関の協力をいただいて、その同じ子供が同じような目に遭わないことはもちろんのこと、いろいろと対策を練っております。

それで、実務者会議を4回開いておりますが、この小学校や中学校の教員に聞きますと、幼稚園の実務者等についてもそうですが、聞きますと、どういうこの保護者にどのような形で保護者に接触をしたらいいかとか、子供支援をしていったらいいかということについて具体的に研修する機会となるので、お母さん、子供困っていますよということをはっきり言って教えたほうがいい場合と、そうするとかえってあなた学校で何話してるの、幼稚園でとかということになると大変なので、その辺の対応の仕方も研修ができるので、矢吹町のその地域協議会とてもいいですねという話も聞いておりますので、私はそういう効果は大きいのではないかというふうに思っているところがございますが、なお、これから年度末、年度初めにかけて、ちょっと子育て支援課も多忙なところではありますが、いずれにしても分析をしまして、そしてこの効果については検証してまいりたいというふうに考えております。ご指摘ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

8番。

○8番（大木義正君） 虐待については、今、一生懸命取り組んでいるということで、その数の多くなった原因は、まだはっきりと分析していないということですが、一生懸命取り組んでいることは私も感じておりますので、これからもよろしくお伺いしたいと思ひまして、次に、児童性犯罪のほうのことについて質問させていただきます。

本町においては、児童性犯罪被害報告はゼロ件ということで大変安心いたしました。しかしながら、先ほど質問しましたように、2017年度の県内での所持率、小学6年生が55.1%、中学3年生になると、もう76.7%を所持していると、スマートフォン、ということが報告されていますけれども、やはり今、まだ犯罪に巻き込まれていないから安全・安心だということは言えますけれども、いつ今度巻き込まれるかもという心配もあり

ます。

それで、この対策としていろいろ扱い方、あるいは危機管理能力などについての説明会が実施されているということで、これはこれですばらしいことだと思います。ただ、問題は万が一、子供たちが先ほど言ったような性犯罪、あるいは自撮りとかで画像を送れとかとあって、もしかしてそういう送っちゃったりする被害とかって出た場合に、意外とこういう児童に関する性犯罪というのは、事件として報道されるのは1年前とか2年前に起きたことが結構報道されることが多いんですよね、青少年育成条例とかも含めて。だから、なるべく例えば被害を受けた、もし児童がいるとすれば、なるべく早くこの相談できる、こんなことに何か巻き込まれている言われているんだけど心配だとか、そういうのを相談できるような体制づくりというか、そういうことが今、町として対応できるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育等、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 大木議員の再質問にお答えいたします。

児童性犯罪被害等につきましては、私どもも大変心配しているところであります。そしてまた、このスマートフォン等を活用した事件、事故も性犯罪に限らずいろいろと心配しております。それで、この相談体制につきましては、そういう相談が寄せられましたら、人目につかないところで相談を受けるという体制もできておりますし、それから専門家、要するにスクールカウンセラーですね、スクールカウンセラーにつきましては、各小中学校に1名、それから幼稚園全体で1名、さらには、このスクールカウンセラーだけでは解決が難しい場合には、スクールカウンセラーのスーパーバイザーという方を1名お願いしております、そういうふうにして、この専門家にも相談できるようにしておりますので、保護者の方から相談があったり、もちろん子供たちの中でそういうことがあれば、すぐにも対応できるようにして、悩んで困るといふことのないように、今後進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございますか。

8番。

○8番（大木義正君） 最近の報道では、県の教育委員会が18歳未満の子供たちがそういう事件とかに巻き込まれたりした場合に平成30年度から不安や悩みを抱える子供たちに対する相談体制を強化して、午後5時から夜の9時ころまでいじめや家庭の悩み、出会い系トラブルなどの相談に応じるという報道が出ていましたけれども、そういうことも町で解決することはもちろん重要ですし、ただ、あわせて例えば、町の身近に相談できなくてという子供たちがもしいるとすれば、そういう相談窓口もありますよとして、自分でスマホ、電話とか何かで、もしあれだったらそういう活用も、利用もしてくださいという形で呼びかけるのも一つの案かなと思いますけれども、その辺の教育長の考えをお伺いします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 大木議員の再質問にお答え申し上げます。

ただいまお話をいただきました県教委の相談体制の強化について、私もそのような報道を見ております。そして、県教委だけではないんですけれども、県並びに県教委では、今ちょっと手元にないのであれですが、相談カードという免許証ぐらいの大きさのカードに、ここに何かあったときには相談をしてくださいと、その中には0120で始まる、いわゆる無料ですよというもの、それから0245何という、多分福島番号だと思いますが、そういうのもございまして、矢吹町教育委員会としては、もちろん身近にいる先生方に相談してもいいし、それからなかなか先生方よりもほかの方がいいという場合では教育委員会でもいいし、それからこのカードにあるようなところでもいいですよと、いのちの電話というようなものもございまして、そういうものをいろいろと子供たちにも紹介して、事件、事故の未然防止にこれからも努めていきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

8番。

○8番（大木義正君） これからも子供たちを守るために一生懸命取り組んでいただきたいと思っております。

ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 以上で、8番、大木義正君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は議場の時計で午後4時25分です。

（午後 4時15分）

○議長（熊田 宏君） 再開いたします。

（午後 4時25分）

◇ 鈴木隆司君

○議長（熊田 宏君） 続いて、通告6番、13番、鈴木隆司君の一般質問を許します。

13番。

〔13番 鈴木隆司君登壇〕

○13番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、こんにちは。そして最後まで傍聴をいただきまして、まことにありがとうございます。厚く感謝申し上げます。

本日、最後の一般質問となります。通告書に従いまして、大項目2点について質問をいたしますので、よろしく願い申し上げます。

まず最初、企業誘致についてでございます。

企業の誘致は町の最重要課題の一つでございます。現在、日本経済は景気指数の成長持続期間がバブル期を抜いて戦後3番目の長さが続いている状況であります。そのため、企業の工場新設または増設、そして設備投資等が積極的に行われている現状であります。よって、当町の企業誘致政策について、以下の点についてご質問をいたします。

まず最初に、1番、町独自の誘致戦略とその現状についてお伺いをいたします。

2番、県主導で進められている旧第2苗畑地区への企業誘致の推進の状況について、現在、町が持っている情報についてお尋ねを申し上げます。

3番です、旧総合運動公園用地について利活用案の中に、町の最重点課題の一つである企業誘致エリアの組み入れは検討されていないのかについてお伺いをいたします。

続きまして、2番の質問に入らせていただきます。

ミスプリントで最初の文字が駅となっています。通告書ではきちんとなっておるんですが、ミスプリントになっておりますので、訂正をお願いいたします。

2番、駅周辺の整備計画とその効果について。

前回の定例会に引き続いての質問となりますが、町は駅周辺都市再生整備計画等によって多額の投資をもつてにぎわいの創出を図っておりますが、その効果についての検証等をお伺いをいたします。

まず、3点ほどお伺いします。

1番、駅観光案内所、大正ロマンの館、そして屋内外運動場について、今年度10月までの数値に関しては前回お尋ねをいたしました。10月以降の利用者数についてお伺いをいたします。

2番、今年度4月から10月まで前述の3施設の利用数は約4万7,000人と公表されておりますが、その調査方法、特に観光案内所の入場者数のカウント法について詳しくお尋ねをいたします。

3番です。町が考えるにぎわい創出について、商工会や各商店会等の連携をどのように図っているのか、また今後、どのように推進をしていくのかについてお伺いをいたします。

以上の質問でございますので、答弁のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは、13番、鈴木隆司議員の質問にお答えいたします。

初めに、町独自の企業誘致策についてのおたがしであります。これまでの取り組みといたしましては、平成27年度及び28年度に全国3,200社の製造業を対象としたアンケート方式による進出意向調査を行い、その調査結果をもとに企業訪問を行うなどの誘致活動を行っております。また、企業が進出を決定する際に重要視される固定資産税の減免等の優遇制度におきましても企業立地奨励金等の拡充や福島県内では数少ない工場建設時の緑地率の緩和を図るため、工場立地法準則条例を制定し、各種優遇制度の拡充を図るなど町独自の誘致戦略に積極的に取り組んでいるところであります。

さらに、福島県主催による毎年首都圏で開催されております企業立地セミナー等へ積極的に参加して全国の企業各社に対し、本町の交通・輸送体系の優位性を広くPRするとともに、町内に立地している企業を訪問し、情報交換を行いながら、関連企業の誘致や設備等の新增設投資につきましても積極的な働きかけを行っております。

そのほか、本年2月に公募が開始されました第8次津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金等各種補助金、助成金の活用を推進しながら、新たな企業の誘致と既存企業の設備投資を促進し、町の重要施策で

ある企業誘致の推進と働く場の確保の実現に向けて鋭意取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、旧第2苗畑跡地への企業誘致の推進状況についてのおたただしですが、堰の上地内の旧第2苗畑跡地におきましては、今年度、県の事業として工業団地整備事業性調査が実施され、ボーリング調査による地質、地盤及び水系の調査、造成計画などのスケジュール並びに工業団地関連の道路や水道等のインフラ整備など多岐にわたり協議、検討を行ってまいりました。また、埋蔵文化財の包蔵地も含まれていることから、あわせて福島県文化財課による現地調査も行われ、試掘調査の追加の有無、本調査の範囲、調査スケジュール並びに費用についても協議を行ったところであります。

今後におきましても、引き続き県と緊密な連携を図り、企業誘致の推進に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

次に、旧総合運動公園用地利活用案への企業誘致エリアの組み入れについてのおたただしですが、旧総合運動公園用地につきましては、旧総合運動公園用地利活用計画基本構想を平成29年5月に策定し、複数案となりますが、利活用策を示させていただいたところであります。

基本構想の策定に当たっては、農業、商工業団体を初め、教育・社会教育団体、区長会や地元行政区との幅広い分野の皆様で組織する旧総合運動公園用地利活用検討委員会を組織し、検討が深められました。基本構想での利活用策の方向性としましては、民間等への売却等を行わず、現在の豊かな自然環境を生かした教育・社会教育施設用地としての活用が方針として示されております。

このようなことから、企業誘致エリアとしましては、現在、早期に進出が可能である造成済みの矢吹テクノパーク内の空き用地や企業等が所有し、現在開発の予定がないまま空き地となっている土地、その他、撤退された企業等の跡地に誘導することを第一としながら、企業等の希望に応じた用地の確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、駅観光案内所、大正ロマンの館及び屋内外運動場の来場者数についてのおたただしですが、駅観光案内所につきましては、平成30年2月末の時点での来場者数が1万2,587人、このうち10月から2月までの来場者数が3,864人であります。次に、大正ロマンの館につきましては、平成30年2月末時点での来場者数が6,364人、このうち10月から2月までの来場者数が2,406人であります。次に、屋内外運動場「未来くるやぶき」につきましては、平成30年2月末時点での来場者数が4万6,805人、このうち10月から2月までの来場者数が2万301人であります。これら3施設における来場者数は、平成30年2月末時点の合計で6万5,756人、このうち10月から2月までの来場者数の合計は2万6,571人であります。

次に、駅観光案内所、大正ロマンの館及び屋内外運動場の来場者数の調査方法についてのおたただしですが、駅観光案内所につきましては、観光案内所の中へ入られた方の数を指定管理者が集計した実数であります。次に、大正ロマンの館につきましては、カフェの利用者数と学習室及び会議室の利用者数を指定管理者が集計した実数であります。次に、屋内外運動場「未来くるやぶき」につきましては、受け付け管理システムを導入しておりますので、入場の際に受け付け時間、利用時間帯別、年齢別、保護者の数、住所ごとに管理し、指定管理者側で集計を行っております。

最後に、にぎわい創出と商工会や各商店会との連携についてのおたただしですが、駅周辺の3施設の利

利用者数につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり6万5,000人を超える多くの方々が矢吹町を訪れ、施設を利用されております。これらの施設におきましては、矢吹タウンプロモーション推進計画に基づき、ホームページやSNSなどさまざまなメディアを活用した情報発信が行われており、それらの情報をもとに訪れている方々も多いと考えております。

商工会や商工会青年部等の関係団体におきましても、各施設の利用者をいかに中心市街地に呼び込み、にぎわいの創出に結びつけるか、その方法等について他市町村等の事例等を踏まえながら協議検討がされております。各施設で開催されるイベントや事業につきましては、商工会や商店会との情報の共有化を図るとともに、商工会や商店会に限らず、各商店において取り扱われている魅力ある商品等の情報を積極的に発信するなど、相互に連携が図られるように努め、町内のにぎわいの創出につなげてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、13番、鈴木隆司議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 鈴木隆司議員、再質問はございませんか。

13番。

○13番（鈴木隆司君） 再質問をさせていただきます。

まず、1番の企業誘致でございます。

町長から企業誘致に関して町の取り組み方法を答弁いただきましたが、私がこの1番の企業誘致の質問の1番にあえて企業誘致戦略という言葉を使わせていただきました。今の答弁ですと、範囲が広い、さまざまな手法で積極的にやられているというところは評価したいと思いますが、現在、先ほど冒頭に述べました日本経済が戦後3番目の長い経済成長を誇っているという中には、例えばスマホやIT機器に必ず使う半導体、または、今後大いに有望視されている車の自動運転あるいは自動ドア等々にさまざまなところに使われているセンサー関係の企業、そしてAI、ロボット関連事業、この3つが今、牽引をしているわけです。こういったところで業種を絞るという戦略はございませんかということを質問します。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） 鈴木隆司議員の再質問にお答えいたします。

さきの町長の答弁でもございましたが、平成27年、28年におきまして企業の進出についての意向調査を確認いたしました。その際に、地域と合わせまして業種につきましても絞り込みと申しますか、業種について絞ってそういった中での意向調査は行っております。ただ、相談会でするので、AI等の考えというのは特にありませんでしたので、そういった今、質問のあった3点に絞った内容とはちょっと違ってはございます。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

13番。

○13番（鈴木隆司君） 関連でもう一つ質問します。

現在、積極的に工場の新設あるいは増設を行っている中には、異業種への転換という項目があるんです。そ

の町が行ったアンケートの中にあるかどうかお尋ねしますが、具体的に申しますと、例えば富士フィルムやソニーですね、この辺は本業はもちろんのこと、今、がんの治療あるいは発見等々において、もともとあった医療メーカーとか薬品メーカーなどと比べてこの分野では相当進んだ実績を残しております。

また、皆さんご存じのサントリー、これお酒のメーカーでございますが、今、健康産業にかなり転換をしましてサプリメント等々の売り上げが本業を抜いたというような状況で、こういったところが新しく工場をつくったり増設をするというような意欲が大きいんです。この辺の絞り込みについてはどう考えておりますか。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） 鈴木隆司議員のご質問にお答えいたします。

そういった取り組みも見られておりますが、アンケートの中からそこまでの深い内容につきましてはとってございません。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございますか。

13番。

○13番（鈴木隆司君） 現在、私、冒頭に申し上げたとおり、戦後3番目の長きにわたる経済成長が続けられるという中で、ことし、平成30年年明けの2月にある県政ニュースを見て、私、びっくりしたことがあります。もともとそういう好景気のときですから企業進出がかなりあるんだらうなというような認識がございましたが、ここで私が申し上げますと、平成29年に県内の企業誘致数が中通り33件、浜通り33件、会津地方9件の75件、うち半分が県外からの進出企業立地、残りの約半分が原発あるいは浜通りの津波等々によって内陸部に移ってきたという立地というような数値でございます。

このように昨年からことしにかけて大きな企業誘致のチャンスが来ているわけです。その中で、私が申し上げた戦略を絞って誘致活動をしてほしいというようなことなんですが、平成30年度の当初予算を見ますと、この企業誘致に関する予算が余り反映されていない、特にハード面では反映されていないんでないかというようなことが感じられますが、その点についてのご見解を質問いたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） 鈴木隆司議員のご質問にお答えいたします。

平成30年度の当初予算の中の企業立地関係の予算でございますが、矢吹町の状況につきましては、企業立地奨励金というふうなことで、今回条例改正後計上しておりますが、昨年29年度から非常にこれまでよりも金額、それに条件等も緩和しまして、そういった中で企業誘致に対しまして、現在その誘致後の実際工場ができてからの奨励金の固定資産税の減免等にはなりませんので、30年度の予算に反映されておりませんが、そういった意味では新たな条例の改正等で優遇措置を講じているところでございます。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

13番。

○13番（鈴木隆司君） 県主導の第2苗畑地区への工場誘致に移らせていただきますけれども、先ほどの答弁をいただきました。

また、この第2苗畑地区に関しましては、県が町長答弁のとおり、かなり矢吹の交通の利便性、ポテンシャルの高さで県も重要地区に考えているところでございますが、以前、全体協議会の中で、ここに県が誘致するために町の協力策として、例えば4号線あるいは矢吹インターからスムーズにここに来るための周辺地区の整備と周辺地域の道路整備等々の説明がございましたが、同じく30年度の予算には反映されておりません。この辺の基本的な考え方、今後の構想についてお尋ねを申し上げます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） 鈴木隆司議員のご質問にお答えいたします。

県の工業団地整備に伴います町の付随します町道等の整備でございますが、こちらにつきましては、町の道路につきましても県のほうの工業団地本体の整備に伴うものでありますので、県と連携を密に図りまして、今後進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

13番。

○13番（鈴木隆司君） 関連でございますが、今の県と連携して町も当然進めていくんだというのは、当然のことでございますが、具体的に4号線とかインターからどのような乗り入れの構想を持っているか具体的に伺います。というのは、前に申した通り、この地区というのは県もかなり力を入れている場所でございますが、この第2苗畑への工場誘致というのは、本当に近々実現するんじゃないかというような思いからです。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） それでは、鈴木隆司議員のご質問にお答えいたします。

先ほどの町道の整備につきましては、平成24年3月、震災直後に国、経済産業省のほうで福島県内の6つの復興工業団地につきましての計画を作成したマスタープランをつくったことがございます。そのマスタープランの中におきまして、工業団地の西側を今テクノパークのほうの進入路がありますが、テクノパークの現状の道路からこの復興工業団地堰の上地区の工業団地の西側に北に向かって道路を延ばすような形で新たに道路を計画されているところでございます。

以上であります。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

13番。

○13番（鈴木隆司君） それでは、1番の質問の3番目に移りますが、旧総合運動公園用地の利活用案に企業誘致エリアというような私の質問でございましたが、町長答弁ではちょっと違った答弁で、まず企業誘致の場合、どこに誘致をするのかというのがまず基本になってくると思います。その中で、答弁の中で撤退した企業の跡地と等々の話でしたが、今、町が町内に企業誘致の話が来るとすると、そういった場所、誘致の場所として考えているところは何カ所あるのかをお尋ね申し上げます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） 鈴木隆司議員のご質問にお答えいたします。

現在、矢吹町におきましては、福島産業復興投資促進特区というふうな地域指定をしております。この中に全体で25カ所、5地区指定しておりますが、こちらにつきましては、もう既に立地済みの地区もございます。その中で、新たな用地があいているところにつきましては、全体で7カ所ほどございます。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございますか。

13番。

○13番（鈴木隆司君） 答弁ありがとうございました。

1番の質問で最後に質問いたしますが、町長に質問いたしますが、旧総合運動公園の中に、私が企業誘致エリアの検討はないのかという中で、あそこの利便性とか広さの中で、矢吹に工場が進出する場合に、見せる場所として私は最適な場所と思うのですが、もう一度確認しますが、そういうお考えはありませんか。検討する余地はありませんか。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 13番、鈴木隆司議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほども答弁をさせていただきました。旧総合運動公園用地につきましては、旧総合運動公園用地利活用基本計画、基本構想なるものが昨年5月に策定されております。したがって、今後はこれをもとに今後の利活用のあり方について具体的な協議を深めるということで方針は定まっておりますので、企業誘致としての活用については現時点では考えておりません。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

13番。

○13番（鈴木隆司君） ありがとうございました。

それでは、2番目の質問に移らせていただきます。

駅周辺の整備とその効果についてでございますが、前回に引き続き、この質問をした背景には、前回、12月議会で一般質問させていただきまして、その後の議会広報に4月から10月までの約4万7,000人ほどの人がこ

ここに来ているんだというようなことで、各商店会の方々からかなりの反響、質問をいただきました。

内容は実直に言いますと、こんなに来ていると思わなかった、これだけ効果があると思わなかったということで、それはうれしいことです。なんですが、ですね、駅周辺の商店会あるいは地域の人々の中に、この実感が無いんです。このにぎわい創出というの中には、持続可能な発展する社会づくりというのが大目標で、その中には経済の発展あるいは駅周辺の景気を底上げしていこうというような意味も多々含まれていると思うんですが、周りの人たちが実感が無いということに関して町の見解をお伺いをいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 13番、鈴木隆司議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほど、矢吹町それぞれの施設に来場者数の報告をさせていただきました。周りの人は実感が無い、これは受けとめ方にもよるんでしょうし、また、町としてもこれだけの人が来ているということについて、周知のあり方についても多少の問題はあったんだろうというふうに思っております。したがって、昨年4万7,000人、今年度におきましては2月末で6万5,000人、これだけの方が来場しております。商店街のにぎわいを含めてさまざまな形で、その来場されている方が町の中を歩いていただけるような、そんな工夫も含めて今後どうしたらいいかということについて協議を深めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申しあげまして答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

13番。

○13番（鈴木隆司君） 答弁ありがとうございました。

せっかく町の政策が、ある意味大きく成功している事例でございますが、この中で細かく検証ということ申し上げましたが、売り上げ等の調査とかアンケートとか、そういうことをなぜ町はやらなかったのかをお尋ねします。

○議長（熊田 宏君） 鈴木隆司議員、何の売り上げでしょうか。

○13番（鈴木隆司君） 駅周辺に6万5,000人来ているわけです。その中で、先ほど申し上げた持続可能な社会づくり、あるいは景気の底上げを図るんだというようなことがにぎわい創出の中には含まれていると思いますので、その検証の一環として駅周辺の商店会の売り上げ等の調査はやらなかったのかということです。

○議長（熊田 宏君） 先ほどは、なぜやらなかった、今はやらなかったのか、どちらの質問ですか。

○13番（鈴木隆司君） 同じです。

○議長（熊田 宏君） 先ほどは、やらないという前提でなぜやらなかったのかと聞かれて、今は……

○13番（鈴木隆司君） やっていないと なぜやらなかったのかということです。

○議長（熊田 宏君） まず、推測の上に質問成り立たない、やったかどうかを答弁していただいてから、そうしていただいけませんか。

○13番（鈴木隆司君） まず、やったかどうかお願いします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） 鈴木隆司議員のご質問にお答えいたします。

周辺商店街等の売り上げ調査につきましては、実施いたしておりません。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 続いての質問どうぞ。

13番。

○13番（鈴木隆司君） この駅周辺の整備とその効果についてということで、これは本当に近年町の、私は大ヒット作の一つとっております。6万5,000人も来ているわけですから、これは町の計画、推進策が当たっているわけでございます。この中で売り上げの調査等をしていないというのはまことに残念なことでございますが、質問として、先ほど私の質問の中でありましたが、商工会や各商店会との連携がというような質問をさせていただきました。この辺の連携について、町の考えを聞きましたが、私、全く足りていないと思うんですが、せっかくもったいないと思うんですが、この辺の連携、今後どうしていくかお尋ねします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） 鈴木隆司議員のご質問にお答えいたします。

商工会、中心市街地駅周辺等の活性化、にぎわいづくりににつきましては、やはり商工会さん、商店街さん等が町と連携、協力していかなければならないのは当然でございますし、これまでも各イベント、事業等につきまして連携を図ってはきております。今後につきましても、さらにイベント等、事業等の打ち合わせは、足りないというふうなご指摘ではございますが、これまで以上に連携を図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございますか。

13番。

○13番（鈴木隆司君） にぎわい創出の関連の中に、これもさきの定例会で私、質問しましたが、町長答弁に再三あるように、矢吹町の持つ交通の利便性、ポテンシャルの高さ、これを町の中に誘導するために、私、以前、案内看板等々をそういうようなことをやったらいいんじゃないかというようなことを申し上げました。その件に関しまして、にぎわい創出の件に関しまして、そういったお考えはありますか。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） それでは、鈴木隆司議員のご質問にお答えいたします。

案内看板、誘導看板等の設置でございますが、平成30年度早々に国道4号線の北町の矢吹町への旧国道の入り口部分に今もあるんですが、そこに大正ロマンの館やポケットパーク、今後は複合施設も入るかと思えます

が、そういった案内看板を設置しまして町内への誘導を図っていきまして、交流人口の増加に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

13番。

○13番（鈴木隆司君） 同じく、にぎわい創出に関連しまして、きのうで震災から7年ということですが、震災後約3年半前の一般質問で私は、現在、日本の明るいニュースの一つ、明るい話題の一つに外国人観光客が1,000万人を超えたというような質問をさせていただきました。そのときに、当然、矢吹は以前、ゴルフ場にかかなりの数の韓国人が来ておりましたから、引き続きそういうような政策、PRをお願いしたいということで、前向きに検討しますということでございましたが、驚くことに平成29年、昨年末でこの観光客が現在日本で2,860万人、2020年に東京オリンピック等々、話題もございますが、あのとき1,000万を超えて明るい話題と言って、それから2,860万人も膨れ上がっているわけです。

今、日本はこういった外国人観光客の流れなんですね。福島県の県政ニュースの発表でも福島県の観光地も震災以降、だんだん持ち直してきているというような記載がございますが、当町においては、全くあのときの韓国人等々がまた来ているような雰囲気ありませんし、取り組んでいる様子もないんですが、今、世の中の流れが外国人がこれだけ来ているということが話題になって、あのとき1,000万人を超えた観光客が2,860万人にも膨れ上がっているんです。

先ほどの工場誘致もそうですけれども、日本経済が戦後3番目の長きにわたって成長を続けている。そして、この観光客がどんどん日本に来ているというこの世の中の流れにちょっと対応がおくれている、対応していないように思うんですが、この辺の見解の答弁をお願いします。

○議長（熊田 宏君） 鈴木隆司議員、大分通告とずれてしまって。

○13番（鈴木隆司君） いやいや、にぎわい創出ですから。

○議長（熊田 宏君） ここには、外国人インバウンドの話は全然載っておりませんので、なるべく通告に沿って質問していただければということでお願いできませんか、すみません。

○13番（鈴木隆司君） にぎわい創出の中には、いろんな人が当然含まれているわけです。

○議長（熊田 宏君） そう言ったら通告要らなくなってしまうので、インバウンドに関しての質問であれば、そういう通告をしていただかないと、というふうに思いますが、申しわけありません。私の判断で別な質問に切りかえていただきたいというふうにお願い申し上げます。申しわけないです。

○13番（鈴木隆司君） それではシンプルに質問します。

これだけの人が駅周辺に来ていて、このにぎわい創出等々について幾つかお尋ねをしましたが、本当にもつたない話なんです。これを前向きに本当に考えていただきたいんですが、本当に即効性のある話として、例えば、こういったことの協議会なんかを立ち上げるつもり、考えはございますか。

○議長（熊田 宏君） 鈴木隆司議員、取り組んでいないという前提で質問はされるのはいかがだと思いますので、言葉にご注意いただいて質問をお願いします。

答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 13番、鈴木隆司議員の再質問にお答えさせていただきます。

駅周辺のにぎわい創出についてのお尋ねでございます。大勢の方が来ているのに、なぜ実感できないのかという点も含めて、さまざまな要因が考えられるんだろうと思います。1つには、町の魅力というものについて多くの方がまだ知り得ていない。これらについては、タウンプロモーション含めて町の魅力を大いに発信していく必要性も感じておりますし、また受け入れ側として足を運んでいくその周辺に存在する店の魅力、そういったものも大変重要になってくるのではないかと。遠くでも、不便なところでも、そのお店の個性、さらにはそこに行けば必ず自分の気に入ったものが手に入る、食べられる、そんなことが店の魅力につながって、そして多くの方が足を運んでいただける原因になっているのではないかなというふうに思っております。

そうした課題等については、町も商工会も各商店の中で各商店会の皆さんともさまざまな話し合いを持たせていただいております。そうしたことに早く気づいて、そうしたことに早く対応していく。したがって、町は震災以降、さまざまな公共施設をつくってまいりました。人が来ていただける、そういう地盤はできたものと思っております。それが各施設の来場者だというふうに思っております。それをいかに、そうしたことで町のにぎわいを含めてそれぞれの店に足を運んでいただくかということについては、やはり町の努力も必要でしょうが、商工会、さらには商工会を構成する各個店のそうした努力も必要になってくるのではないかなというふうに思っております。

そうした意味では、鈴木隆司議員につきましてもさまざまな事業を展開しております。多くの知恵もノウハウも持ち得ているかと思っておりますので、そうしたことで大所高所に立って町のにぎわい、そして商店会の活性化、そうしたことにご支援とご協力等も含めたさまざまな形でご尽力いただく形につきましてもお願い申し上げます。再質問に対する答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

13番。

○13番（鈴木隆司君） ただいまの町長の答弁、的確な答弁だと思います。

ただ、私が求めているのは、その今の協議会の立ち上げ、これからポケットパークがよいよ始動するわけです。そして、今検討されている複合施設、駅周辺が今よりもっともっと人が集まってにぎわいが創出ということが予想されるわけですから、協議会を立ち上げるつもりはありませんかというような質問でした。

よろしく申し上げます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 13番、鈴木隆司議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほども繰り返し答弁をさせていただいております。さまざまな話し合いをさせていただいております。したがって、それぞれの課題を含めて、そうしたものは共有していると思っております。協議会というご提

案でございますが、これらについては今後どういう協議会がいいのかも含めて、商工会、そして各商店、個店です、の方々と話し合いを深めてまいりたいと考えておりますので、そうしたことでご理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

○13番（鈴木隆司君） 以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 以上で、13番、鈴木隆司君の一般質問は打ち切ります。

以上で、本日の一般質問は打ち切ります。

◎散会の宣告

○議長（熊田 宏君） 本日の会議はこれで閉じ、これにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

ありがとうございました。

（午後 5時14分）

平成30年3月13日（火曜日）

（第 3 号）

平成30年第407回矢吹町議会定例会

議事日程(第3号)

平成30年3月13日(火曜日)午後1時30分開議

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程第3 議案・陳情の付託

議案第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号・第9号・第10号・第11号・第12号・第13号・第14号・第15号・第16号・第17号・第18号・第19号・第20号・第21号・第22号・第23号・第24号・第25号・第26号・第27号・第28号・第29号・第30号・第31号
陳情第1号・第2号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	富永	創造	君	2番	三村	正一	君
3番	安井	敬博	君	4番	加藤	宏樹	君
5番	薄葉	好弘	君	6番	鈴木	一夫	君
7番	青山	英樹	君	8番	大木	義正	君
9番	栗崎	千代	松君	10番	角田	秀明	君
12番	藤井	精七	君	13番	鈴木	隆司	君
14番	熊田	宏	君				

欠席議員(1名)

11番 吉田 伸 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 野崎 吉郎 君 副町長 藤田 忠晴 君

教育長 栗林 正樹 君 企画総務課長 阿部 正人 君

まちづくり 推進課長	氏 家 康 孝 君	税 務 課 長 三 瓶 貴 雄 君
会計管理者兼 総合窓口課長	小 針 良 光 君	保健福祉課長 泉 川 稔 君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	佐 久 間 一 幸 君	都市整備課長 兼都市整備 推進室 長 福 田 和 也 君
教育次長兼 教育振興課長	佐 藤 豊 君	子育て支援 課 長 山 野 辺 幸 徳 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 長 梅 原 喜 美 副 局 長 加 藤 晋 一

◎開議の宣告

○議長（熊田 宏君） 改めて皆さん、こんにちは。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、11番、吉田伸君より、体調不良のため本日は欠席する旨の届け出がありますので、ご報告させていただきます。

(午後 1時30分)

◎一般質問

○議長（熊田 宏君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより前日に引き続き、一般質問を行います。

◇ 藤 井 精 七 君

○議長（熊田 宏君） 通告7番、12番、藤井精七君の一般質問を許します。

12番。

〔12番 藤井精七君登壇〕

○12番（藤井精七君） 議場の皆さん、こんにちは。

そしてまた、傍聴者の方々、ありがとうございます。

午前中は少し足元のほうが寒かったですが、すばらしい卒業証書授与式に出席できたことを大変うれしく思っております。

それでは、通告に従いまして、順次一般質問をいたします。

この3月議会、大変農業関係の一般質問が出ていますが、多々ダブるところがありますが、私なりに質問させていただきます。

最初に、継続的に農業を続けていくか正念場に入ってきた。今後、町、行政の支援がますます大切になってくる。また、個々の農家の農業、農地に対する思い、考えを知る必要がある。町として10年後の農業をどう見ているのか伺います。

「未来を拓く日本三大開拓地 さわやかな田園のまち・やぶき」、この実現のために町、行政も農業行政に積極的に取り組んでいますが、特に長年の課題でした矢吹原の第3水系の恒常的な水不足、こうした水不足によるいわゆる開田地であります田んぼでございますが、水系にとってはこれは末端の地です。そういう水不足のためどうしようもないということで、地区除外という運びとなりましたが、この地区除外地に対して、また、産業振興課農政係にも大変心配と、またご援助いただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

この地区除外に当たり、私も同意書を地権者の方々からいただくということで十数名の方々に話をし、同意書に印鑑を押ししてもらいましたが、政経会長、何とかしてこの耕作地を荒らさないで頑張ってもらいたいという言葉が何人かの人からありました。そうしたこの言葉の方は80歳そして90過ぎという年齢の方々でした。

私も間もなく71歳になります。昨年12月から1月いっぱいくらいまで2カ月、きょう同僚議員も体調不良という事で欠席していますが、私自身、農地、この農業農地の30年度、今年度、こととしては、果たして農作業ができないかもしれない、そういう思いをしたときもありました。今、農業を経営する人にとって、専業農家、第一種兼業農家、第二種兼業農家という農家の形態がありますが、10年後、そうした兼業農家がなくなってしまうのではないかと、そういう心配もあります。私の部落だけしか見ていませんが、ほとんどの各農家さんの後継者とされる跡取りもほとんど専門で会社勤めをしております。朝晩、農業を手伝うとか、進んでやる、そういう人はなかなか見つからないのが現状です。

町もいろいろ農政に取り組んで大規模化集落営農法人化を推進していますが、私はよく自分の農業スタイルを国土保全、環境整備、そして趣味の園芸というような言葉で頑張っているやっておりますが、幸い私の心配が通じたのか、町の農業振興に対して農家意向調査の依頼が届きました。町では5年後、10年後の農業について、農家の皆様からのご意見や、意向、希望を伺い、農業振興を図ってきたいという内容ですが、私の通告は10年後の町の農業の姿ですが、5年間町のほうが早いというか、心配してくれたのかと今思っております。私の本心は一年一年どうなっていくかなという気持ちが本心でございますが、10年後の町の農業をどう見ているのか、町長に伺います。

次に、子育て支援の大きな力になる学校給食費の無償化に踏み出していきたいが、考えはということで伺います。

町でも子育て支援に出産祝い金、子育てサークル活動への助成金、また、30年度からは5歳児の保育園保育料の無料化、幼稚園預かり保育料無料化の実施、こうした子育て環境づくりに積極的に取り組んでいただいておりますが、まだこういうふうには町で子育て支援に頑張っているのに給食費の無償化という質問かと思うかもしれませんが、こうした質問が県を動かし、また国を動かしていく、こういう力になってくると思います。

学校給食法では保護者が負担するとされておりますが、同時に、設置者の判断で保護者の負担を軽減することは可能とされております。また、食育基本法では食育が知育、徳育、体育の基礎をなすものとされております。福島県内の町村でも、全額無償化の金山町を初め16市町村が学校給食費の補助を実施しております。また、新日本婦人の会が行ったアンケートでは、学校に支払う教育費の中で公費で補ってほしいと思うものの第2位に給食費が挙げられております。この給食費の無償化に取り組んでいただきたいと思いますが、教育長のお考えを伺います。

次に、歴史民俗資料事業、具体的にはどのような事業に教育委員会としては取り組んでいくのか伺います。

12月も質問しましたが、そのときは毎日新聞に出ている記事を教育長に語りましたが、私はこの名前のおとり、七でございます。七が好きで、どうしても町から家に帰るとき、七のコンビニになってしまいます。たまたまそこで、2月23日、朝日新聞を買ってまいりましたが、余り朝日新聞は地方では部数が少なく、スポーツ紙だの民報はたくさんありますが、最後に残った1部でした。それに町の歴史民俗資料、そうしたこの文化を伝えるというこの取り組みを行っている、そういう記事が載っておりました。なかなか毎日と違って、朝日新聞、ちょっと見出しも違うのかなと思っております。町語るもの、雑然、資料館をつくって、矢吹の住民、町に要望、そしてこの記事の中を読んでみます。町民が町の歴史に誇りを持てるよう、実際に見て確かめられる展示場所を早く確保してほしいと資料館の設置を求め、協力を申し出ている、だが、町教育振興課の職員は

必要性は今後検討すると説明にとどめる、こういう記事がありました。

こうした大変、町文化協会はかなり重要な会議と捉えておりますが、残念ながらそこには教育長の出席はなかったようです。こうしたやはり要望を早く実現のために、教育長も大いに力と元気を出して取り組んでいただきたいが、教育長の考えを伺います。

○議長（熊田 宏君） 答弁に入る前に、私から傍聴席の方々をお願い申し上げます。

携帯電話をお持ちの方、電源を切っていただくかマナーモードの設定をお願いします。あと、この黄色い紙もお読みいただいて傍聴ください。

それでは、答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、こんにちは。傍聴者の皆様にも大変ご苦勞さまでございます。

それでは、12番、藤井議員の質問にお答えいたします。

農業行政についてのおただしであります。農業者の高齢化や後継者不足については全国的な課題であり、本町におきましても重要な課題であると認識しております。

まず、農家戸数の動向であります。農林業センサスの統計値によりますと、全国の農家戸数は、平成17年度は約200万戸、平成22年度は約168万戸、平成27年度は約137万戸となっております。福島県の農家戸数は、平成17年度は約8万1,000戸、平成22年度は約7万1,000戸、平成27年度は約5万3,000戸となっております。本町の農家戸数は、平成17年度は965戸、平成22年度は883戸、平成27年度は769戸となっており、国や県と同様に減少傾向にあります。

農家減少の背景としましては、高齢化により厳しい労働が困難となっていることや、それに見合った収入になっていないこと、さらには農業機械や設備、農地の維持管理等に係る経費が高額になっていること、また、その苦勞を後継者に負担させたくないという思いなどから、農業から離れてしまう状況が多くなっていると考えております。

そのような状況の中、町といたしましては、地域農業の担い手確保を図り、強い農業づくりを推進するため、地域連携推進員や町内両JAと連携し認定農業者の掘り起こしに力を入れており、その結果、平成25年度末には78名であった認定農業者が平成28年度末には160名まで増加しております。また、新規就農者においては、県内でも年々増加傾向にあり3年続けて200名を超えている状況にあります。本町においても、新規就農者激励会や先輩農業者との情報交換の場の提供、農業経営に関する各種支援策を講じたことにより農業の魅力を再発見するなどし、毎年数名の新規就農者が誕生し、平成28年度については2名の新規就農者が確保されております。

さらに、農業生産法人の支援策としても設立準備資金として補助金を交付するなど、地域農業のモデルとして既に7つの農業生産法人が設立されております。

次に、10年後の本町の農業についてであります。未来の農業を見据えるために、現在、農家の皆様へ今後の農業振興に係る意向調査を実施しているところであり、農家の皆様の現状把握、意見や意向、要望等を確認させていただき、活気と魅力ある未来の農業について考えてまいります。

また、地域農業振興を推進するために、地域全体を取り込んだ集落営農の確立や地域農業を担う農業法人の立ち上げ等、さまざまな対策や支援を町内両JAの振興方策とあわせ、町の基幹産業である農業を関係機関と連携し推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、12番、藤井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 議場の皆様、こんにちは。

12番、藤井議員の質問にお答えいたします。

初めに、学校給食費の無償化についてのおただしであります。学校給食費については、昨年の9月議会で鈴木隆司議員へ答弁いたしました。学校給食法第11条に、設置者が負担するのは運営経費のうち施設設備費や人件費等とし、それ以外の食材費については保護者が負担すべきことと定められており、学校生活で使用する教材などの諸経費と同様に学校給食費も保護者の皆様にご負担をいただいているところであります。

近年では、学校給食費の完全無料化、2分の1補助、3分の1補助や第3子を対象に無料化を実施するなどの取り組みが県内の自治体にも見られます。

学校給食費の無償化につきましては、子育て支援の一環として有効な手段であります。現在、町では子育て支援策を計画的に進めており、平成29年度は幼稚園保育料を無料化し、平成30年度は5歳児の幼稚園預かり保育料及び保育園保育料の無料化に取り組んでまいります。

このほかにも、町では、児童・生徒の部活動などの公式大会出場の際の費用の補助や、町が全額負担して開催している小学6年生の夏期講習会、また、平成29年度には中学校において個人資格の取得につながる英語検定、漢字検定、数学検定の各受験料を町が全額負担することなどにより、子育て支援を図っております。本町では、このように子育て世代の負担軽減に努めており、学校給食費につきましては今後も国や周辺自治体の動向を注視してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、歴史民俗資料利活用事業についてのおただしであります。富永議員の答弁と一部重複いたしますが、古文書や土器などの歴史資料や、古い時代に使われていた道具類や伝承されてきた民族資料等の文化財は、矢吹町の歴史を知る上で貴重なものであり、地域コミュニティの活性化や郷土愛を育てるために欠かせないものであります。それらの文化財は、町民の皆様が町に誇りを持ち、当時の人々の考え、思い、経験を学ぶことができ、将来の生き方を考える機会にもつながる全ての町民の共有財産であります。

本事業では資料の保存と利活用が重要であると認識しており、具体的には、平成30年度から第6次矢吹町まちづくり総合計画及び教育振興計画の重点事項として位置づけを図り、歴史民俗資料の保存と利活用を進めてまいりたいと考えております。

課題として捉えておりますのは、整理分類と保管環境の改善であります。そのためには、保管資料の台帳及び目録等と保管されている資料の照合作業には専門家の協力が必要となってまいります。また、その作業を行うに当たり、施設設備の修繕及び資料の安全管理のための環境整備が伴うこととなります。多くの資料が保管されているため、課題解決には時間を要することが想定されますので、効率よく整備を進めていくためにスケ

ジュールを検討してまいります。

また、資料の半永久的な保管方法として、現物保管とともに民俗資料のデジタル化を段階的に実施し、町民の皆様へデジタルミュージアムを通して矢吹町の歴史を伝える取り組みを図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、12番、藤井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 藤井議員、再質問ございませんか。

12番。

○12番（藤井精七君） それでは、農業関係のほうで再質問させていただきます。

今、町長の答弁で、平成27年度は本町の農家戸数769戸ということになっておりますが、この意向調査の対象農家戸数はこの数字でいいのですか。ちょっと伺います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） それでは、藤井議員の再質問にお答えいたします。

今回の農家意向調査につきましては全ての農家さん宛てに送っております。平成20年度の、こちらは農林業センサスに基づく農家数でありますので、現段階ですと若干の違いはあるかと思えます。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

12番。

○12番（藤井精七君） 町長に伺います。

先ほど言いましたように、高齢化に伴いだんだん農家自身も小回りがきかなくなってくると、そういう状態になってきますから、どうしても隅々といえますか、端、地形の端っこというか、そういうやつはますます大規模化、目が届かなくなると思いますが、町長の考えは、そういうところは仕方がないから荒廃地、そういう決断もある程度必要と思うんです。私自身も、10年後の農業なんて通告しましたが、1年先わからないような状態でございますので、ただ、私も農協の理事、また矢吹原土地改良区の理事、今、一段格下げになって総代をしておりますが、そうした経験もしておりますので、やはり夢にも見るんです、矢吹の今後の農地どうなってしまうのか。大きな本当に利用できるところだけ残して、あとはしようがないんじゃないかというような、そういう考え、町長どういうふうに思っていますか。大同を生かして小異を捨てるとか、大きな農家を生かして。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 12番、藤井議員の質問にお答えさせていただきます。

今、日本の農業を取り巻く環境は非常に厳しくなっております。先ほども農家戸数の変遷ということで、減少傾向にあるというようなことを話をさせていただきました。

ただ一方で、今、農業回帰というか、農村回帰といいますか、農業に対して魅力を感じてきている、そういう方もふえつつあるというようなこともございます。その陰には、都会のぎすぎすした生活から、やはり人間本来のあるべき姿というものを求めて、自然豊かなところで生活をしたいとそういう思いに至っている、そういう方もふえてきているということなのかなというふうに思っております。

そういう中であって、国の農業政策においては、農地の集団化、中間管理事業を含めて担い手農家に土地を集積して、大規模化を図って、その強い農業づくりというような方針に基づいて、今、国が動いている最中でございます。したがって、町としましてもそうした国の動きに追随するような形で、国・県とそうした国の政策に基づいた、また県の指導に基づいた農業づくりをしていこうという考え方に立ち入っているわけでございます。

大規模化を図りながら強い農業づくり、そうした中であって取り残されてしまうのは、まさしく藤井議員が心配されるそういう問題だろうというふうに思っております。中山間地、そして狭隘な農地、道路の取りつけが悪い農地、そうしたものはどうしても取り残されてしまう。町としましては、国のそうした方針に基づいて農業づくりをする一方、やはり「田園のまち・やぶき」にふさわしい農業を基幹産業とする町としては、そういう取り残しをされるそういったものにつきましても、国の制度を生かしながら、そうした方が一人でも少なくなるような政策を打っていきたいというふうに思っております。

そうしたことで、今後、藤井議員、専門的な立場からさまざまなご支援と、そしてアドバイスもいただきながら、一緒になって矢吹町の農業を考えていきたいとそうように考えておりますので、よろしくようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

12番。

○12番（藤井精七君） 農業行政についてお尋ねいたします。

枯れ草焼き、今これから春の農作業の準備に枯れ草焼きなんかをやって、水路清掃、また、そういう事業をやりながら進んでおりますが、こうした事業も、やはり今、私の部落も非農家というそういう農家でない方が半数以上になります。だからそういう非農家さんも農家と一緒に、こういう農業環境を守っていくためにも力添えが必要になってくると思いますが、そうした町の支援も必要になってくると思います。私も先ほど言いましたように、この意向調査も1つのこの大きな支援だと思います。町が5年後、10年後の農業、農家の姿を真剣に捉えていってくれているんだなというそういう思いがします。

しかし、環境を守っていくためには、全集落といいますか、全部してこの矢吹町の環境を守っていこう、そういう気持ちが必要になってくると思います。その辺、町長、何かいい考えがありますか。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 12番、藤井議員の質問にお答えさせていただきます。

春が間近に迫ってきて、今、農家の皆さんも春の農作業の準備ということで大変忙しい、そんな気持ちに、

そしてそういう立場になってきているのではないかなというふうに思っております。そうした中であって、藤井議員のおただしの農業、農村の環境を守っていく中であって、さまざまな課題が出てきていることについては、私も同じような思いでおります。

先ほどの藤井議員からおただしのそういった課題については、後継者不足というものが非常に問題になってきていることについてはご案内のとおりでございます。今までは農家同士が結という共同作業で、側溝の用排水路の側溝の泥上げ作業や草刈り作業、そうしたものは個人または共同で、農家自体がみずから解決することが可能だったものが、どうしても後継者が不足するというようになってくると、今、農家戸数が減っているということは、農業に携わっている、直接携わる農家の人も少なくなっている、そうした中であって、個人で、そしてその地域でそうした作業を全うするのは非常に困難になってきている。そうしたことが全国的な傾向にある中であって、藤井議員もご案内のように、国では多面的機能支払事業ということで、国・県、市町村が負担をしながら共同作業、農業農村の環境整備のためにそうした制度を利用しながら、農家ばかりではなくてその農業地域に住む非農家の人たちまで巻き込んで、そうした農業農村環境の保全のためのそうした事業が立ち上がっていることについてはご案内のとおりでございます。

町では、詳しい数字までは覚えていませんけれども、今まで25団体の皆さんが、国のそうした補助金を活用しながら農業農村の環境保全のために活動しておりますし、また、町の資金を使って行政区活動支援事業ということで地域の環境保全、美化のために活動している、そういう活動も展開されていることについてはご案内のとおりでございます。

そうしたことで、藤井議員の今おただしのそうしたさまざまな課題についても国と手を取り合いながら、また、町としても、町独自でできることをそれぞれの地域の皆さんにご理解をいただきながら、そうした活動の輪を広げていきたいと、そのお手伝いをさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。一言私からの答弁とさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

12番。

○12番（藤井精七君） 5年後、10年後の町の農業振興のためにも、産業振興課農政係が出してくれました農家の意向調査、ぜひ多くの方々に返してもらい、返却してもらいというか、そういう回収率の向上を期待しておりますが、そうしたこの意向調査を十分に生かして、やはり矢吹の5年後、10年後の農業の姿をきちんとし、皆さんに示していただけるような、そういう意向調査になるよう期待しております。これは期待でございますよ、期待で。

次に、教育長に伺います。

先ほど、子育て支援の大きな力になる、そして新婦人の方々からのアンケートでは給食費の無償化、第2位に挙げられるというようなアンケートの結果が出ておりますが、私は、教育長、いいアイデアがあるんですよ。給食施設が完成、何年後か完成するでしょう。そのとき、お祝いに赤飯ではなくて、よし、この際思い切って給食費の無償化か半額助成か、そういう思いになってもらえれば大変ありがたいなと私は思っているんですけども、そうしたひとつ踏み出した決断ができないか、できるか、これちょっとお伺いします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 藤井議員の再質問にお答え申し上げます。

給食施設、給食センターを町独自でということ平成30年度に計画を立てていくわけですが、完成の暁にはそのお祝いに無償化あるいは何分の1かの助成というようなご提案をいただきました。

先ほども答弁申し上げましたように、子育て支援ということにつきましては、いろいろな方法といたしますか、この支援をしていく中身はいろいろとあるわけございまして、そして先ほど私も答弁し、また藤井議員からございましたように、矢吹町としてはいろいろな支援をしております。

この給食費につきましては、今のところ無償化ではなく、保護者にその分は負担をいただいて、そしてゼロ歳から5歳までの子供たちを中心にまず子育て支援をしていきたいということで計画的に進めているわけですが、議員からご提案をいただきましたこの給食費の補助につきましては、子育て支援としてこの検討の中に入れて、そしてそういうことができるか、あるいはほかの支援がいいかも含めて検討させていただきたいというふうに思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

12番。

○12番（藤井精七君） ありがとうございます。

それでは、歴史民俗資料館の利活用事業について伺います。

ふるさとの森で行われております「『昭和の矢吹町』と生活用具展」を見に行ってきましたが、この催しは矢吹町文化協会が中心になって行われておりますが、やはり展示された品々、写真を見ますとすばらしさが伝わってきます。懐かしい昭和の時代、これが写真から思い出が浮かびます。こうした常設に展示できる施設があったらと深く思ってきましたが、矢吹中学校の旧D棟、いろいろ29年、30年、31年と、来年度30年度から本格的ないろいろ事業が始まるわけですが、矢吹中学校のほうにD棟がきちんとした収蔵庫になれば、きのうも何回か出ました図書館が、あその場所、歴史民俗資料の展示室、そういう場所にやはり現在の状況から見ますと一番適地というか、そういう建物ではないのかなというそういう声もたくさんあります。

いろいろきのうの教育長の答弁で検討委員会のご提案をいただいてから判断すると答弁がありました、やはり私も、図書館の再利用、その辺のいろいろ補助事業の関係でなかなか大変だという話もあるようですが、今から、取り組んでいるとは思いますが、図書館の再利用、いろいろな面で障害というかそれを取り払うという努力が必要と思いますが、教育長、現在の行動といたしますか、考えを伺います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 藤井議員の再質問にお答え申し上げます。

歴史民俗資料の利活用事業と、それから複合施設の完成後の現図書館の再利用についてということでお答え

を申し上げたいと思います。

歴史民俗資料の活用事業については、議員からもただいまありましたように、30年度から具体的に計画をつくって進めてまいります。それで、現図書館の再利用につきましては、教育委員会としても取り壊すのではなく、再利用をお願いしたいということでそういう考えを持っております。それで、歴史民俗資料館にこの図書館をしたらいいのではないかとご意見をただいまいただきました。また、町民の方からもそういう要望もございます。

教育委員会といたしましては、さらにまた喫緊の課題等もありますので、そういうことも含めて図書館の再利用をどのようにしたらよいかということをご現在検討中でございますので、そしてこれは昨日の答弁でも申し上げましたが、複合施設ができてからその案をすぐに検討して出すということではなく、提言をいただきましたら、教育委員会としてはその歴史民俗資料館にするか、あるいは別なものがよいか、どうするか、そういうことを総合的に検討させていただきまして、早い機会にその案を示して、いろんな意見などもいただいて、それを調整して最終決定ということで町と協議を進めていきたいとそうように考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（熊田 宏君） 残り時間8分余りでございます。質問ございませんか。

12番。

○12番（藤井精七君） 日本三大開拓地、川南、十和田、矢吹の子供らの交流がありますが、なかなか矢吹では十和田、川南の子供たちに見せるところはないんだかわかりませんが、大池公園、あとは羽鳥湖、そして少年自然の家とか、磐梯、猪苗代方面に行きますが、やはり矢吹町はこういうところだよという、見てわかるような展示室があったらという私の願いを込めて、質問を終わります。

○議長（熊田 宏君） 以上で、12番、藤井精七君の一般質問は打ち切ります。

ここで、暫時休議いたします。

再開は、議場の時計で2時35分をお願いします。

(午後 2時23分)

○議長（熊田 宏君） 再開いたします。

(午後 2時35分)

◇ 三 村 正 一 君

○議長（熊田 宏君） 通告8番、2番、三村正一君の一般質問を許します。

2番、三村正一君。

[2番 三村正一君登壇]

○2番（三村正一君） 議場の皆さん、こんにちは。そして、傍聴においでの方の皆さん、どうもありがとうございます。

東日本大震災から7年が経過しました。ここに改めて東日本大震災により亡くなられました方々に対し哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様方へお見舞いと一日も早い復興をご祈念申し上げます。

そしてまた、きょうの報道で、福島県のうまいものフェアがバンコクで実施されたものが中止になったという報道がありました。福島の魚を食べると危険だというタイの消費者の団体が抗議をしたことよっての中止だそうでございます。風評被害、まだまだ続いているなというふうに感じたわけです。復旧・復興、インフラの復旧・復興は進んでおりますが、なかなか安心の面での復旧・復興、震災前への安心度合いを皆さんに伝えるのは非常に難しいということをきょうの新聞で再認識した次第でございますので、こういった面、今後とも取り組んでいかなければならないと感じた次第であります。

それでは、通告いたしました質問をさせていただきます。

同僚議員の方々からも同様な質問がなされておりますが、私なりに質問をさせていただきます。

初めに、第6次矢吹町まちづくりの総合計画基本構想で「未来を拓く日本三大開拓地 さわやかな田園のまち・やぶき」、理念、基本姿勢で「人材を育てる」「矢吹を好きになる」「風景を残し守る」としております。しかしながら、この日本三大開拓地をどのように捉えて何をなそうとしているのかわからないという町民の声があります。

そこで質問でございますが、農業農村を町づくりの第一の柱としておりますが、町としてこの理念、基本姿勢をどのような特色のある農業農村づくりを具現化しようとしているのかをお伺いいたします。

2つ目でございますが、農業の従事者の高齢化の進展、地域内の農業引き受け手の不足、後継者のいない農家が数多く見受けられます。町は現状をどのように捉えて今後の農業の維持、振興を図るのかを伺います。

3つ目でございますが、農地転用許可の権限についてでございます。

29年7月、昨年7月より、農業委員会制度が公選制から任命制に変更になり、農地転用申請についても毎月1日締め切りの15日委員会審議、その後、県に送達して翌月の中下旬に県よりの許可となっております。地方分権の時代を迎えて、各自治体が住民福祉の向上や自主的な特色ある町づくりのため、農地転用の許可の早急な対応を図るために一定規模以下の面積での農地転用許可権限を県より移譲を受けることが望ましいと考えます。東白川郡棚倉、塙、矢祭、鮫川、既にそれらの移譲を受けております。また、4月、来月よりですが、泉崎村もそういった移譲を受けるというような方向で進んでおるところでございますが、これについて町としての見解をお伺いいたします。

続きまして、2番でございますが、通学路の整備について質問をいたします。

町は子育て支援で幼稚園、保育園の保育料の段階的な無料化に取り組まれております。また、教育環境の整備の推進も数多くの事業が実施されております。そして、30年度の当初予算の、当初の町内の保育園の待機児童がゼロになったことに対し、当局のご努力に感謝を申し上げます。

さて、未来を担う子供たちは地域の宝であり、安心して産み育てることができるまちづくりのためにも安全で安心な通学路の整備が必要であります。小学生、中学生、高校生が毎日の登校、下校時に歩道のない通学路で非常に危険な状況にあります。早急な整備が必要と思いますが、安全で安心できるまちづくりの観点から、通学路の歩道整備についてのご見解をお伺いいたします。

2つ目でございますが、田町・大池線の歩道整備について。

28年12月の議会で、一般質問に対する答弁で復興道路と位置づけ、24年11月に住民説明会を開催し、歩道拡幅を含めた道路整備計画を示しております。28年6月には5区自治会よりの陳情が出され採択をされておま

す。同じ復興道路と位置づけした一本木29号線を緊急性優先度が高いとして、田町・大池線の事業化までには相当時間を要するというようなこととの回答をいただいております。その際に、道路維持管理の強化に努める、それから道路の路肩部のカラー化の検討を含める、それから今できることを実施しながら道路利用者の安全確保に努めることとしておりますが、それらについての状況と30年度の計画についてお伺いをいたします。

3つ目でございますが、田町・大池線の歩道整備が一本木29号線の整備の後だと後回しになるというようなことでございますので、新たな通学路として羽鳥幹線道路の上の八幡町・善郷内線の整備を急いではどうかというふうに考えております。そういった意味で、それらの今までの状況と30年度の計画についてお伺いをいたします。

3つ目でございますが、実施事業の評価方法についてお伺いいたします。

町民の生活にかかわる多様な217の事業が実施されております。PDCAサイクルを活用したマネジメントに取り組まれているが、それらの評価はどのようになされているかお伺いをいたします。

2つ目でございますが、評価基準、評価結果の報告等の情報公開はどのようになされているかをお伺いいたします。

3つ目でございますが、外部評価やオンブズマン等の活用についてのご見解をお伺いいたします。

以上、質問いたしますので、よろしくご回答お願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、2番、三村議員の質問にお答えいたします。

初めに、農業者の高齢化や農業後継者不足対策についてのおただしであります。さきの藤井議員への答弁と一部重複いたしますが、本町では地域の農業担い手確保を図り、強い農業づくりを推進するため、地域連携推進員や町内両JA、関係機関等と連携し、認定農業者の掘り起こしに取り組んでおります。その結果、認定農業者は平成25年度末に78名でありましたが、平成28年度末には160名まで増加しております。

さて、福島県内における新規就農者数は年々増加傾向にあり、3年続けて200名を超えている状況にあります。本町においても、新規就農者激励会や先輩農業者との情報交換の場の提供、農業経営に関する各種支援策を講じたことにより、農業の魅力を再発見するなど毎年数名の新規就農者が誕生し、平成28年度については2名の新規就農者が確保されております。

また、地域農業の担い手、モデルとなる農業生産法人の設立に係る資金の一部助成を行い、7つの農業生産法人が設立されております。

そのほか、安定的に農業経営が図られるための町の支援につきましては、平成26年度に翌年分となる平成27年産米の種子購入代金の半額助成等を行い、米価下落による影響の軽減に努め、平成28年度はJA東西しらかわが国の補助事業を活用し、新規需要米であるホールクロップサイレージ、WC S用稲の収穫作業機械一式を導入した際、上乗せ助成を行うなど、町とJAが連携し、経営所得安定対策の推進を図ってまいりました。さらに、平成28年度、平成29年度においては、非主食用米の新規需要米である飼料用米作付者に対し上乗せ助成を行うなど、経営所得安定対策の推進に努めているところであります。

次に、今後の町農業の維持、発展についてであります。平成21年度に農業経営の現状等について意向調査を行い、その結果を町農業振興に活用してまいりました。平成29年度には、10年後の農業を見据え、農家の現状や今後の意向や要望等について把握し、本町の農業の将来像を描くため、今後の農業振興に係る意向調査としてアンケート調査を実施しているところであり、将来の町の農業振興に生かしていきたいと考えております。

町といたしましては、「未来を拓く日本三大開拓地 さわやかな田園のまち・やぶき」を将来像に掲げ、農業者が将来にわたり希望と意欲を持って安定した農業経営が行えるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、県からの農地転用許可に関する権限移譲についてのおたただしであります。農業委員会は、農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申などを中心に、農地に関する事務を執行する行政委員会として市町村に設置されております。

このような中、国は地方分権を推進するため平成16年に地方自治法を改正し、市町村長からの要請によって、都道府県知事からの権限の一部を当該市町村に移譲できることとしております。さらに国では、より地方分権を推進するため地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律を公布し、これに伴い、福島県においては、農地の権利移動を規制する農地法第3条による許可について、平成24年4月から全ての市町村の農業委員会へ許可権限が移譲されております。

また、その他の許可権限である農地を農地以外に転用する場合の農地法第4条に基づく許可及び農地を買ったり借りたりして転用する場合の農地法第5条に基づく許可については、県内59市町村のうち、現在21市町村において許可権限が移譲されており、平成30年4月から新たに3市町村において権限が移譲される予定であると伺っております。

この許可権限については、県では福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例により4種類に区分し、許可権限を移譲しております。4種類の区分の内訳としましては、4月からの予定も含めると、当該条例の第1条に基づき4ヘクタール以下の農地転用許可権限を移譲されたのは6市、次に、第2条に基づき2ヘクタール以下の農地転用許可権限を移譲されたのは2市1町1村、第3条に基づき30アール以下の農地転用許可権限を移譲されたのは1町1村、第4条に基づき30アール以下の農地転用のうち、農業用施設事業への転用等、一部の事業のみを許可できる権限を移譲されたのは1市6町5村となっております。

なお、これら第1条から第4条までの許可面積等の違いは各市町村の希望によるものであります。

次に、県南地域の状況であります。白河市は平成23年度から4ヘクタール以下の農地転用許可権限が移譲されており、平成29年度から東白川郡の4町村が、さらに平成30年4月からは泉崎村が、30アール以下の農地転用のうち一部の事業のみを許可できる権限が移譲されております。そのため、県南地域管内では本町と西郷村及び中島村の3町村が権限の移譲を受けていない状況となっております。

本町といたしましては、権限移譲による事務処理期間の短縮等による住民サービス向上のメリットを考え、今後は30アール以下の一部事業のみの農地転用許可権限移譲を受ける方向で前向きに農業委員会で検討いただいておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、通学路の歩道整備の考えについてのおたただしであります。議員ご指摘のとおり、町といたしましても通学路の歩道整備につきましては優先的に取り組むべき課題として十分に認識しております。

初めに、現在、町が実施している道路整備事業を事業種別ごとにご説明いたします。

町は大きく2つの目的により道路整備を進めており、1つ目は町の発展のため将来を見据えた幹線道路の整備であります。これらの事業は、主に幹線道路の改築やバイパス化、歩道の整備、町道の改良拡幅を目的とした事業であります。

幹線道路の整備を目的とした国庫補助事業である社会資本整備総合交付金事業の主な路線は、昨年度より事業に着手いたしました旧国道石川・矢吹線であります一本木29号線、羽鳥幹線水路上部を利用し、現在継続して整備を進めております八幡町・善郷内線、三神小学校の通学路である神田西線歩道整備、白河信用金庫矢吹東支店前の一本木32号線、さらに平成28年度より改良工事を実施しております新町西線ほか、舗装補修2カ所を含む7路線を実施しております。

次に、未改良の砂利道の改良舗装を主とする臨時地方道路整備事業であります。昨年度から工事に着手した役場北側の一本木8号線、八幡町地内のリオンドール南側の八幡町11号線及び長峰地区の曙町・長峰線の3路線について、継続して事業を進めております。

2つ目は、生活道路整備事業の中で砂利道の解消を図る、道路拡幅を行わない現道舗装工事業であります。現道舗装工事は平成17年度の事業開始以来、砂利道の舗装が進み、平成28年度末現在で162路線の要望に対し98路線が完了し、確実にその成果があらわれている事業であります。今年度は平成28年度の繰越明許事業である農業基盤整備促進事業、いわゆる農道の現道舗装工事で整備を予定していた全6路線の工事が完了し、また、今年度事業で予定していた生活道路整備事業の現道舗装工事2路線につきましても整備が完了しております。

さきの説明のとおり、現在、町は一本木29号線、八幡町・善郷内線、神田西線の3路線について、道路拡幅を含めた歩道整備を進めております。今後は、平成24年11月に町が復興に係る道路計画として位置づけた奥州街道の北町・新町線、石川街道の一本木29号線、さらにJR東北本線東側の田町・大池線について重点的に整備を進める考えであります。

特に歩道整備の課題につきましては、町教育委員会が主体で運営される矢吹町通学路安全推進会議において、町内4小学校がそれぞれ年1回、PTAとの連携により実施しております通学路合同点検の結果をもとに、歩道整備や交通安全対策などを対策必要箇所に応じて具体的な実施方針等の検討を行っております。現在、歩道整備中の路線につきましても、通学路合同点検の結果を受け、矢吹町通学路安全推進会議において必要箇所の現地調査及び協議結果を踏まえ、優先的に整備する路線として認定を受け、事業計画に基づき計画的に整備を進めております。

さらに、県道の歩道整備につきましても、福島県県南建設事務所が主体で毎年2回開催される連絡調整会議において歩道の未整備路線の現状と課題を把握するとともに、歩道整備の優先度や緊急性について協議を行い、福島県へ事業化に向け継続的な要望を行っております。

復興道路及び幹線道路の歩道整備につきましては、歩道を利用する児童・生徒の安全な通学路を確保するため緊急性を考慮し、優先順位を定めて整備事業の選択を行い、限りある財源の中で効果的な歩道整備を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

ただいま説明しました中で、通学路の整備で(1)番の歩道のない通学路で小学校、中学校、高校の登下校

時が非常に危険な状況にあるが、安全な安心できるまちづくりの観点から歩道整備の考えについて何うということ、私のほうで誤って今説明を申し上げた箇所がございます。その部分について、再度読み上げていきたいというふうに思っております。

途中からになります。幹線道路の整備を目的とした国庫補助事業である社会資本整備総合交付金事業の主な路線は、昨年度より事業に着手いたしました旧県道石川・矢吹線であります。先ほどは旧国道石川・矢吹線と読み上げましたが、国道は誤りでございまして、県道ということで訂正のほうをよろしくお願ひし、おわびを申し上げたいと思います。

以上でございます。

次に、田町・大池線の歩道整備についてのおただしであります。本路線は昭和33年に都市計画道路として計画が決定されたJR東北本線東側の主要幹線道路であります。東日本大震災以降、町が復興に係る道路計画として位置づけた奥州街道、石川街道と同様に、本路線についても路線を決定し、平成24年11月に住民を対象とした説明会において、歩道拡幅を含めた道路整備計画について説明をさせていただいております。復興道路として位置づけた路線につきましては、町内外の多くの方が利用するため交通量も多く、児童や生徒の通学時にはさらなる安全対策が必要であることは町も十分把握しております。また、平成28年5月には5区自治会長を代表者として1,660名の署名による陳情書も提出されており、歩道整備の必要性は非常に高い重要な路線であることについても認識しております。

しかしながら、複数路線の同時期の実施は町の財政状況からも困難であるため、緊急性や優先度の高い路線から計画的に事業を進めるとの判断により、現在は石川街道である一本木29号線の整備を優先して進めております。

本路線につきましては、震災時、塀などの倒壊により通行が一時不能になった路線であります。また、有事の際には、緊急輸送車両の町なかへの通行の確保、矢吹大橋の通行不能時に町の東西をつなぐ重要な道路として緊急輸送路と位置づけた路線であり、町といたしましては、非常に優先度の高い路線であると判断したことをご理解いただきたいと考えております。

田町・大池線につきましては、一本木29号線の歩道整備進捗状況を見きわめながら事業化を目指してまいりたいと考えております。なお、事業化までの期間については、小松地区五差路に施工したような減速の路面表示や妙見食堂前の交差点カラー舗装化といった安全対策等についても継続して実施し、児童や生徒の安全確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、羽鳥幹線水路復興道路整備事業についてのおただしであります。初めに、本路線の整備状況について説明いたします。

矢吹大橋から町道本町3号線までの区間につきましては、平成20年度に町道八幡町・善郷内線として町道認定を行い、これまで町が道路整備及び維持管理を行っております。当該道路は、水路敷地の上部を利用した中心市街地の歩行者、自転車利用者の安全を確保するコミュニティ道路としての利活用を目的に、矢吹原土地改良区との貸借契約に基づき事業に着手している路線であります。また、自転車歩行者道を整備することにより、並行して走る田町・大池線の自転車及び歩行者通行の代替機能が期待できること、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業で整備を行った施設の利便性の向上などを目的とし、平成21年度から社会資本整備総合交付金を活

用して、現在も継続した道路整備を行っております。

現在の整備状況であります。平成28年度末時点で町道本町3号線から駅東口までの延長約480メートル区間について舗装が完了し、既に供用開始しております。平成29年度につきましては駅南側の延長約40メートルの道路改良工事及び歩道の整備を進めております。平成30年度につきましては継続して駅南側の区間について延長約50メートルの道路改良工事を予定しております。これまでの事業の進捗率であります。平成28年度末、事業費ベースで約40%であります。社会資本整備総合交付金事業の今後の交付状況にもよりますが、現時点では平成33年度の事業完了を目指し、事業を鋭意推進しているところであります。

議員おただしの矢吹大橋から新町・弥栄線の管理用道路につきましては、現在、矢吹原土地改良区が羽鳥幹線水路の管理用道路として維持管理を行っております。本道路の維持管理につきましては、これまでも沿線地区住民、行政区等から、敷砂利や粉じん対策、道路の補修、排水の処理、除草等についての要望が町になされております。町はその都度、管理用道路管理者である矢吹原土地改良区へ要望内容を伝達し、それらの対応をお願いしてまいりました。現時点で当該区間の町道認定の具体的な予定はありませんが、先ほど申し上げました現在事業を進めております八幡町・善郷内線の認定区間内の整備後、管理用道路の利活用等について矢吹原土地改良区と協議を深め、さまざまな課題解決に向けての検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、実施事業の評価及び情報公開についてのおただしであります。本町では、第6次矢吹町まちづくり総合計画において、16の政策、34の施策、216の事務事業を7つの分野に分類し、計画的な事業の推進に努めており、中でも事務事業につきましては優先度、重要度、財政状況を勘案し、毎年度事業内容や財源を示した実施計画を定めております。また、第6次矢吹町行財政改革大綱に基づき行財政改革実行計画を策定し、健全な財政運営を図るため財政指標の目標管理を行っております。

さて、これらの計画に基づく事業の進行管理や検証、評価作業につきましては課の運営方針と目標による管理を行っております。課の運営方針と目標については、各事業担当課が事業の実施方針やスケジュール、目標等を年度当初に設定するものであり、私自身も内容確認をするため当初ヒアリングを実施した上で町民の皆様へも内容を公表しております。また、年度中間には、前期の進捗状況の確認と後期の取り組み方について検討を行う中間ヒアリングの実施、年度末には、年間の事業実績の検証、評価を行うとともに次年度へ向けた取り組み方針を検討する最終報告を行うなど、3つのステップによるPDCAサイクルにより、効果的かつ効率的な総合計画の政策実現を目指しております。

また、指定管理者制度導入施設におきましては、施設利用者のニーズや指定管理業務の課題等に対し、迅速かつ的確に対応するため、指定管理者と施設所管課による定例会議を毎月開催するほか、平成25年度に策定した指定管理者制度導入施設の管理運営状況検証基準に基づき検証作業を行っております。

なお、指定管理期間の満了となる前年度には、指定管理者による自己検証、施設所管課が指定管理者へヒアリングを実施する1次検証、指定管理者制度全般を所管する企画総務課が施設所管課へヒアリングを実施する2次検証の3つのステップにより検証作業を行い、施設の適正な管理、運営及びサービスの向上に努めております。

このような検証結果等につきましては、町ホームページにおいて随時公表しておりますが、今後におきまし

ては、広報やぶきのさらなる活用とともにSNS等による情報発信の強化に努め、情報が共有される開かれた役場の実現を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、外部評価やオンブズマン制度についてのおたかしであります、町の最上位計画、第6次矢吹町まちづくり総合計画につきましては、矢吹町まちづくり総合審議会において各種ご審議をいただいております。

審議会委員につきましては、学識経験を有する1号委員、公的団体役員である2号委員、その他、公募等による3号委員で構成されており、合計22名の幅広い分野の皆様に委員をお願いしております。

審議会の主な所掌としましては、基本構想及び基本計画の策定及び運用に関する事、財政健全化及び行財政改革に関する事となっており、総合計画に基づく事務事業や行財政改革実行計画についても実施状況等を報告し、委員の皆様からご意見をいただきながら政策形成の合意を図り、町民・議会・行政が一体となった総合計画を中心としたまちづくりを推進しております。

議員おたのしのオンブズマン制度につきましては、一般財団法人行政管理研究センター発行の平成27年度地方公共団体における公的オンブズマン制度の実態把握のための調査研究報告書によると、地方公共団体の首長や議会による任命、委嘱等を受けて設置される公的オンブズマン制度の導入件数は全国で58件、福島県内の市町村では未導入という結果でありました。未導入の理由としましては、公的オンブズマン制度を導入しても利用実績が少ないという費用対効果の問題や、公的オンブズマンの設置目的となる執行機関の監視という役割が監査委員や行政相談委員により担われていることなどが挙げられております。

また、近年では、地方公共団体の事務の適正性を確保するため、内部統制に関する方針の策定や、監査制度の充実、強化等を盛り込んだ地方自治法等の一部を改正する法律が平成32年4月1日に施行されます。内部統制につきましては、都道府県及び指定都市においては方針策定が義務づけられますが、その他の市町村においては努力義務となります。

しかしながら、本町では信頼される役場を目指し、人材育成はもとよりリスク管理の強化を図るため、平成29年6月に、努力義務ではある中、県内の他市町村に先駆け矢吹町内部統制基本方針を策定し、本年1月には、基本方針に基づく具体的な行動計画となる矢吹町内部統制実施方針を定め、現在はリスクの洗い出しやマニュアル作成等を含めた全庁的な取り組みを進め、行政運営の適正管理に努めているところであります。

このように、本町では内部統制機能と監視機能の強化に努めており、公的オンブズマン制度の導入については検討してはおりませんが、今後もこれらの機能強化とともに、町政に関する情報の発信、共有に引き続き努めることで開かれた役場の実現と町民・議会・行政が一体となったまちづくりを推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、三村議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 三村議員、再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） ご答弁ありがとうございました。

1番目の農業振興関係でございますが、町政要覧等で町の農業関係の歴史資料等ができて、かなり整備されたものができたと思っております。そういった中で、今後、目に見える形で歴史資料をあらわすのに、例えば羽鳥ダムに力を注いだ星吉右衛門翁の銅像とか顕彰碑、それから日本三大開拓地のシンボルとなるモニュメン

トなどをそういった目に見える形で、町外から来た方が、ここにこんな形の人があったとかこんなことがあったというような形をつくるような考えがあるかどうか、ご見解をお伺いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 2番、三村議員の質問にお答えさせていただきます。

矢吹町は農業を基幹産業と位置づけながら、多くの農家の皆さん、今、農業のほうに携わっていただいております。今、矢吹町があるのは、まさしく今、三村議員がおただしのように、星吉右衛門という偉大な先人がいたことによるものでございます。目に見える形でこの偉大な矢吹町の星吉右衛門さんをたたえるべきではないかと、ついては、銅像や顕彰碑、またモニュメントというようなことで顕彰してはどうかというようなおただしでございますが、この星吉右衛門に対する町の思いというのは、先人たち、先輩たちも同様に考えております。

実は、星吉右衛門については既に平成9年に顕彰実行委員会ということで、星吉右衛門顕彰事業実行委員会ということで平成9年に顕彰を実施しております。これについては、羽鳥ダムの構想から111年が経過した時点で、時の三村町長が実行委員会の会長になって、このような「水の恵みと矢吹が原」というような立派な、顕彰をする冊子もでき上がっております。また、今、日本三大開拓地ということを出しながら矢吹町をPRしていくというようなことに基づいてまちづくりを進めさせていただいております。いつの日か節目となるそんなときにぜひ、ただいま三村議員から提案のあった星吉右衛門について顕彰する、どのような形で、銅像にするか、顕彰碑にするか、モニュメントにするかというようなことも含めて、そうしたことについて前向きに検討させていただきたいと思っておりますので、そういうことでご理解をいただきながら、私からの答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 残り20分余りです。質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 私、質問で、町としてどのような特色を持って具現化しようとしているかということで、どんな農業の町にするのかということについての伺いを聞きたかったわけなんですけど、もし今、町長の頭の中にそういった農業、こんな農業の町にしたいというのがありましたらばお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 2番、三村議員の質問にお答えさせていただきます。

矢吹町は「さわやかな田園のまち・やぶき」、普遍的な考え方に基づいてまちづくりを進めさせていただいております。ただいま星吉右衛門の話をさせていただきましたが、先人たちの努力のおかげで今の矢吹町の農業の発展がある、そういうことについては、今後も継続的に矢吹町の農業を未来永劫、発展に導き、そして農家の方が農業に携わってよかったと言われるようなまちづくりを進めさせていただきたいと考えております。

そのためには、今、国が進めている農地の集約化、さらには高齢化、または後継者不足ということの諸問題を解決するために、農地の集約化を図りながら大規模化を図りつつ、また、多くの農家の皆さんが農業から手を離れるとはいえ農地は残っていくという側面もございます。そうした方においては、道の駅等を含めて、そういう小規模農家、零細農家であっても、農家の農業の喜びを知っていただけるようなそんな道も残していきたいなというふうに考えております。

もちろん、多くの農家の皆さんに今、アンケートを実施させていただいております。そうした農家個人個人の考え方、そうしたものについても聞き取りをしながら、そのアンケート調査結果に基づいて、三村議員が先般おただしのように、矢吹町の農業の将来性を見越した農業振興計画なるものをJAと一緒にしながら策定をして、農業のあり方、矢吹町の農業のあり方、そういったものについての方針、方向性というのを新たに打ち出してまいりたいと考えておりますので、そうしたことでご理解をいただければと思います。

質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 28年6月に、私の初議会だったんですが、農業振興対策ということで質問させていただきました。それで、その後の進捗状況ということでお尋ねをいたします。

1つは、先ほど回答のありましたアンケート調査ということで、実態をつかまないうえに計画とかいろいろな物事できないんじゃないかというような形で質問したところ、アンケート調査の実施を検討するというようなことでございましたが、これにつきましては今回アンケート調査に入ったということで、これについてはそういったことでご理解を、私のほうではアンケート調査をやったということでご理解をいたしたいと思っております。

また、先ほど町長のお答えにもありましたが、ご答弁にもありましたが、農業振興のマスタープランを考えますというような回答がありましたが、それは今のこのアンケートの結果をもとにしてこれからマスタープランをつくるというようなことでよろしいのか、お尋ねをいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 2番、三村議員の質問にお答えさせていただきます。

そのとおりでございます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございますか。

2番。

○2番（三村正一君） ライスセンターの設置も28年6月の際に質問をいたしました。農業者、農業団体、JA、協議会と協議を深めていく必要があるといたしました。その後、どのような協議を行い、どのような意見があったのかをお尋ねします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） それでは、三村議員のご質問にお答えいたしたいと思
います。

ライスセンター並びに農業施設関係の意見等につきましては、こちらのほうも今現在、農家さんにアンケ
ー等をとっている状況でございますが、今後そのアンケート結果をもとに作成いたしますマスタープラン作成
までにそういった農業諸団体、JAさんを含めまして協議、聞き取り等をして、その中に組み入れていき
たいと考えております。

以上でございます。

○議長（熊田 宏君） 三村議員、今回の通告からそれつつありますので、通告に沿って質問願います。

質問ございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 農業振興に関してですが、町は矢吹駅周辺土地再生整備事業等に対して多くの予算を計
上しておりますが、田園のまち、農業の維持、農業の振興、特にハード事業の予算が少ないと感じております。
高齢化対策や、担い手不足対策のためにも、早い時期にライスセンターの設置の必要があると考えますので、
アンケートの結果によりそれらの対策を期待いたします。

続きまして、もう一点、農業振興関係でお尋ねをします。

町は道の駅の運営について地域商社の設立を計画しておりますが、同じように農業に対しても町が主体とな
る農業生産法人とか農業公社を設立して地域農業振興の実効性を上げる必要があると考えますが、町長の見解
をお伺いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 2番、三村議員の質問にお答えさせていただきます。

農業生産法人の重要性について、町のほうではどう考えて、今後どうしていくのかということでございま
すが、農業生産法人の考え方については非常に大切な考え方だと思っております。それを必要性を感じて、また
その重要性を感じて、農家のみならずからも農業生産法人の設立に向けて立ち上がっているのはご案内のとおり
でございます。

したがいまして、町としてもこの後どういう形で生産法人を立ち上げるかというようなことでございま
すが、これらについては法人を立ち上げるその目的、中身というものが非常に私自身は大切だというふうに理解して
おります。したがいまして、今回アンケート調査もありますし、それに基づいてマスタープランもつくります
ので、そうした中であって農業生産法人、町独自の農業生産法人ということについての立ち上げについても工
夫をし、そして理解もし、深めていきたい、協議も深めていきたいというふうに考えておりますので、そうし
たことでご理解をいただければと思います。

以上で、質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） それでは、事業評価のほうの質問をいたしたいと思います。

町の予算、これは強制的に徴収される税金の使い道が住民の福祉サービスのために最少の経費で最大の効果を期待するものであると考えますが、町長はどのように思いますか。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求める前に、三村議員は強制的に徴収されると。国民の義務でありますので、表現のほうをやわらかくお願いします。すみません。

では、答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 2番、三村議員の質問にお答えさせていただきます。

事業をする上で、また、事業を計画する上で、最少の経費で最大の効果、これはずっと私自身も言い続けていることでございます。同感でございます。

○議長（熊田 宏君） 残り8分です。質問ございますか。

2番。

○2番（三村正一君） それで、私の思いと同じ思いで、町長も予算なり執行なりをされているということをお伺いいたしました。

ところで、実施した事業については担当した課のほうで評価をしているというようなご答弁をいただきましたが、担当課の、事業実施した課での評価で十分に効果があるのかどうかということなのですが、なかなか私の意見を、質問ですが、私の意見を先に言いますと、なかなか予定どおりに進んでいないところが見受けられるんじゃないかなというふうに見受けられます。

1つは、例えば大正ロマンの館が、私どもの議会で決定した際には、営業時間ですね、指定管理の協定書の中で営業時間を28年度は10時から19時、29年度が10時から20時、30年度が10時から21時ということで説明があり議決しましたが、最近通ってみますと、あそこの大正ロマンの館の前を通っていますと、7時に閉店しているんです。何か29年度は8時まで営業するというような説明を受けていたと思うんですが、そういった点でどのような評価で進められたのかなというふうなことで、この評価が有効に働いているのかなというふうな形を持ちましたので、それが1つあります。それから……

○議長（熊田 宏君） 三村議員、一問一答なので、1問ずつお願いいたします。

○2番（三村正一君） いや、これ私の意見で、まだ質問聞いていませんので。

○議長（熊田 宏君） そうですか。ごめんなさい。すみません。じゃ、続けてください。

○2番（三村正一君） 評価方法がちょっと緩いんじゃないかというような具体例を今、出しているところです。

それから、今回の予算にも上がっておりますが、矢吹消防署の用地の補正予算、12月の議会で600万ということで議決をしましたが、今回の補正予算でそれにプラス3,000万というような形で計上されているということで、こういった議会に事業を提案する際のプロセスについて、ちょっと何か本当にいろんなプラン、ドゥー、チェック、アクションというような形の中で、PDCAの中で、ちょっと評価について問題があるのではないのかなという形で、今回の事業評価についてということで質問をさせていただきました。

その上で質問をいたしますが、1つは、農協では会計監査のほかには業務執行の監査というような機関として

監査室、常勤監査役を設置しております。町としても、100億の予算を扱っておりますので、業務執行部署が評価を行うのではなくて、独立部門で評価をすることによって信頼性の向上や有効な業務執行ができると思いますので、ぜひ監査役について、監査人について常勤というような形の監査人を置くような考えはあるのかどうかのご見解をお伺いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 2番、三村議員の質問にお答えさせていただきます。

実施する事業、実施した事業の評価、非常に難しい部分があるかと思います。町では事業を計画する際に、各課から上がってきた事業について、まず事前評価を下します。したがって、最少の経費で最大の効果、そして緊急性、優先順位を決めながら、評価づけを行って、その上で選ばれたものを事業として採択しております。もちろん議会のほうに予算という形でお願いをして議会の議決をいただくわけですが、事業を実施すれば、その後については先ほど説明したように評価を下します。事業執行前、中間、最終というような形で評価を下していきます。次の継続事業であれば次の事業に向けた、そうした反省も含めて事業を実施しているわけでございます。

そうした中であって、三村議員のほうから、そうした評価については少し手ぬるいのではないかというようなおたがいがあって何件かご指摘を受けました。それらについては、再度、町自体が評価をしまして、例えば指定管理者ときちんと話し合いをさらに持たせていただくことや、さらには各担当課のほうに、評価をする際、事業としてぶち上げる際に、なおかつ慎重を期すように指導してまいりたいと思います。

なお、監査に当たっては、会計監査ということで、今、専門の民間からの代表監査と議会からの監査をいただいておりますが、監事の皆さんが監査をしていただいておりますが、独立した常勤監査的な室の設定等については考えてございません。議会のチェックを受けながら、今の現体制のまま監査のほうは実施してまいりたいとそのような考えでおりますので、ご理解をいただいて質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 残り1分です。質問ございませんか。

○2番（三村正一君） 答弁ありがとうございました。最後に……

○議長（熊田 宏君） 一応、手を挙げて、議席番号を言っていただきます。

2番。

○2番（三村正一君） 最後に、歩道の整備事業関係で、道路に付随した歩道というような形の中での歩道整備じゃなくて、歩道整備事業という1つの新たな217の事業プラス、新たなそういった計画的に歩道整備を行うような形で、新たな取り組みとしてそういった事業ができないかどうかをお尋ねしたい。そういう考えをご期待申し上げて……

○議長（熊田 宏君） いや、答弁させますので、質問終わってください。すみません。

答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

町長、簡単をお願いします。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 2番、三村議員の質問にお答えさせていただきます。

道路の整備事業については、議員おただしのように歩道に特化した形で事業を進める事業もごございます。したがって、新たに歩道整備ということで事業を設けるのではなく、現行制度のまま歩道整備事業に特化した事業の採択というものについても前向きに検討させていただきたいと思っております。

以上で、質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 大変乱暴な進行で失礼しました。

60分になりましたので、以上で、2番、三村正一君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は、議場の時計で3時45分でお願いします。

(午後 3時35分)

○議長（熊田 宏君） 再開いたします。

(午後 3時45分)

◇ 安井敬博君

○議長（熊田 宏君） 通告9番、3番、安井敬博君の一般質問を許します。

3番。

[3番 安井敬博君登壇]

○3番（安井敬博君） 議場の皆さん、こんにちは。また、傍聴においでの方の皆さん、大変ありがとうございます。

それでは、質問通告書に従いまして、大きな事項でいきますと3点質問をさせていただきます。

まず、1番目の質問であります。これまで何度か取り上げさせていただきました。いろいろとご答弁もいただいていることではありますけれども、公共施設等総合管理計画について質問をさせていただきます。また改めて説明させていただきますけれども、これは昭和40年代高度経済成長期に始まってたくさんの公共施設が建設されてきましたけれども、これが一斉に建設してから時間がたってきて老朽化、建てかえの問題を迎えているということ、これは全国的なものでありますけれども、この矢吹町においてもやはり昭和40年代に多くの公共施設が建てられております。そういったものも、今後維持管理していくためにはこういった全部の施設について今後どれだけの維持管理費用、そして建てかえた場合にはどうなるかといった、そういったものをしっかりと計算していきなさい、管理していきなさいということで国から命じられてつくられたものであります。

これが平成28年3月に作成されたわけでありまして、その公共施設等総合管理計画によりますと、この矢吹町における公共施設、これが必要コストを試算しますと今後40年間で967億7,000万円かかる。これは40年間ですから、年平均にいたしますと年では24億2,000万円とされております。この計画自体は28年3月に策定されておりますので、それから約2年が経過しておりますが、これが、現在計画中のものも含めて、策定後に新たに建設されたり廃止された施設等を含めると、また、こういったこのときに試算したもとになった施設ですとか、延べ床面積、また、道路の延長、そして管路、水道管、下水道管の延長など、こういったものも変

わってきていると思いますので、そういったコストの再試算結果はどうなっているのかをお示しいただきたい
と思います。

また同じく、長いので総合管理計画と言わせていただきますけれども、この総合管理計画では公共施設は全
部で260あるということでありました。これは水道管ですか道路等は除いたものになりますけれども、いわ
ゆる建物ですね、そういったものが260あるということですが、建築後40年を経過しているものでい
ますと、その施設は延べ床面積では全体の20.9%に当たる。また、30年以上40年未満の施設もあわせると全体
の37.4%と書かれております。これに道路や上下水道、橋梁等もあわせると、施設ごとの個別の計画をしっか
りと出していったら、特にこういった37.4%、30年以上経過しているものについてですけれども、この個別計画
をしっかりと出していったら、維持管理コストをどれだけになるのかということを策定していかなければいけ
ないかと思いますが、その策定状況、まだされていないということを以前より説明されておりますが、現状では、
総合計画つくってから2年たっておりますので、それがどうなっているのかをお示しいただきたいと思
います。

同様に、この総合管理計画でありますけれども、その管理計画の中を読んでいきますと、この公共施設等を
一元的に管理する体制を構築するとともに、点検・診断等の方法や予防保全型維持管理の考え等の研修を関係
者に実施すると示されています。

このことは公共施設、これまでは建設であれば都市整備課、そして学校施設等の維持方法等であれば教育振
興課等で担当している、教育委員会等で担当しているというものであると思いますけれども、こういったと
ころも、関連するものについては一元的に管理していこうということを示しているのかなとは思いますが、こ
の辺が具体的にどういうことになっているのかというのがわかりづらいので、今後、今回の議会の始まる前の
全員協議会においても、給食センターが各小学校、中学校、これが老朽化を迎えているということで、これま
での検討では周辺の町村とも共同のセンターをつくっていくという考え方も示されておりますが、そのほう
がまたお話し合いの中で単独整備の方向にも変わってくるというような検討もこれからするというようなこと
も示されておりますので、給食センターをつくるに当たっては小学校だけではなく建築に関する考え方とか、
また同じように、給食センター以外のものもそうですけれどもほかの施設との関連もあると思います。この一
元的管理体制というのはやはり必要なものかなと思いますが、それが実施状況としてはどうなっているのか、
どのようなものになるのかということをお示しいただきたいと思
います。

続きまして、2つ目の質問でありますけれども、福島県国民健康保険広域化についてであります。

これも、これまでも同僚議員とともに何度も質問させていただいていて恐縮ではありますけれども、この30
年4月から福島県内の国保の事業者が、矢吹町単体で行っていたものが県のほうに全ての市町村の国保事業が
統一されるということでもありますけれども、まず、この4月からの広域化によって、当町の国保の加入者にと
ってどのような影響があるのかをお示しいただきたいと思
います。

また、同じように国保広域化に関連することでもありますけれども、福島県国民健康保険運営指針というもの、
これがこのたび示されております。これによって、町から県に支払う保険、納付する額も変わってくる、示さ
れているということですが、この中でいいますと、これまでこの矢吹町では均等割、平等割、所得割、
これに加えて資産割といういわゆる4方式というものがとられていました。所得に応じて負担していく、それ
からどなたにも平等に賦課してもらい、そして家族の人数等によって変わってくる。これに加えて資産割、土

地と家屋等資産を持っている方はこれについても計算の中身に加えていくということで、国民健康保険税が賦課されておりますけれども、県のこの指針におきましては、この資産割のほうは廃止していこうということが明確になっております。すぐにではありませんけれども、今後5年間かけて廃止していくということですが、当町としては、この資産割、廃止していく方向であるのか、どのように考えているのかをお示しいただきたいと思っております。

また、国民健康保険広域化に関連してもう一点ありますけれども、同じように、この福島県国民健康保険運営指針によりますと、新たに財政安定化基金というものを県のほうで設けて、災害等特別な事情が生じたときにはこの収納不足分額の2分の1、災害等で保険税がなかなか納付されないというそういったことで県のほうにも納付額が不足するというようなことになったときには、この基金を活用して2分の1を交付するというようなものも示されております。

このようなことでありますけれども、当町でも約3億円を積み立てている国保基金ありますけれども、これもやはり同じように災害等、それから病気の流行等とか不測の事態等を想定していると思っておりますけれども、これらのときに、その給付の不足分を補うために国保基金3億円積み立てておりますけれども、これはこの県の基金とも同様の性格を持つようなものとも考えられますが、今後この基金、どのように活用していくことを考えておられるのかということをお伺いしたいと思っております。

大きな質問3点目に移らさせていただきます。

街路灯の設置及び管理についての質問であります。

まず、街路灯、夜間の通行の安全確保、それから防犯上、このようなことから町内整備されておりますけれども、まだ町内の整備をもうちょっとしてほしい、ここにもつけてほしいというような話、昨年行われました子ども議会の中でもこういった質問も出ておりますけれども、町民から道路等の要望等もあわせて一番多くあるようなことの1つかと思われまして、現状の設置数、それからこれからの新規の設置計画数はどのようになっているのかをお示しいただきたいと思っております。

続いて、この街路灯1基の設置、それら1基の設置に関するコスト、それから維持管理費用、なかなか要望ありますけれども費用もかかるということもあると思っておりますので、そういったものが幾らになるのかということもお示しいただきたいと思っております。

それから、これは街路灯の異常があったときのことでありますけれども、異常といいますか、街路灯の不点灯ですね、消えている場合とか壊れている場合とかというのがありますけれども、夜、頻繁に出歩いている方とか通行する方であれば気づくかもしれませんけれども、町民がどこが壊れていますというのはなかなか気づきづらいんですが、実際にそういった異常があった場合には、管理をしている都市整備課のほうに見つけた方が通報したりする、また、行政区の区長さんを通じて通報していると思うのですが、これは、今言ったように、誰も通る方がいなかったりする、また、通った方がいてもなかなか忙しくて、通報したりとか町に対してそういう電話をして知らせるようなことを少しちゅうちょする方もいらっしゃると思うんですが、そういったことがあるとずっと点灯しない状態が続いてしまうということもあり得ると思うんです。こういったことで安全上、防犯上でも問題があると思っておりますが、役場でも定期的な巡回等はされていると思うんですが、こういった定期的巡回もやはり夜間の巡回になると思っておりますので負担も大きいと思っております。こういったことからいいますと、

見つけた町民の方が役場に簡単に通報できるような仕組みも取り入れることも必要かなと考えます。

これは、インターネット等でも検索すると出てきますけれども、大津市で行っているシステムでありますけれども、名前が大津市街路灯光ラナイクンという名称のシステムなんです、ここは市民の方、矢吹でいえば町民になりますけれども、夜歩いている街路灯が点灯していない、そういったものを見つめますと、その場所でGPSのついてる携帯、スマートフォンを使って、点灯していない街路灯、街路灯電柱番号と書いてありますので、それを写し込みながら街路灯が点灯していない状況を写真に撮って、町、市に対して送信をする。そしてそのことで場所もGPSで特定できますので、不点灯の対策が、役場等において定期的巡回等の回数等も、これが全く必要なくなるということではありませんけれども、そういった負担も軽減して対応も早くできるということで、このようなもの等も導入すると対応が早くできるかなと思いますが、この点についてどうお考えなのかをお答えいただきたいと思います。

以上、3点につきまして、ご答弁をよろしく願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、3番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、矢吹町公共施設等総合管理計画（以下、「総合管理計画」）による施設数や必要コスト等の再試算結果についてのおたただしであります、総合管理計画を平成28年3月に策定してから現在までに新たに整備した施設につきましては、中町第二災害公営住宅、中町第三災害公営住宅、第一区自治会館、あさひ保育園遊戯室等、延べ床面積約3,051平方メートル、道路延長約3,159メートル、水道約1,331メートル、下水道約1,358メートルであります。また、廃止した施設につきましては、旧第一区自治会館、小池会館、大林集会所、大町教員住宅等、延べ床面積約722平方メートルであります。

このように、施設の整備・廃止等、公有財産に異動が生じた場合は、その都度、公有財産台帳等に記載するとともに、その実態を明らかにして適正な管理、運用に努めております。

なお、これらを踏まえた将来更新費用の再試算は、総合管理計画の策定後間もないことから、現時点では実施しておりません。

総合管理計画は、施設管理に関する基本方針を検討するため、将来の更新費用、人口推移や財政状況等を踏まえた中長期的な視点が必要であります。本町におきましては、公共建築物やインフラ資産の更新時期を考慮し、30年間を計画期間として10年ごとに基本的な目標を設定しております。また、総合管理計画で示した将来の更新費用はあくまで試算であり、試算結果を踏まえ、将来にわたって公共施設等を適切に維持管理・更新していくことができるよう、財政収支の見通し等を踏まえながら、必要な基本方針を示すことが目的であります。

以上のことから、再試算等を含めた総合管理計画の見直しにつきましては、基本方針等に対する進捗管理としてPDCAサイクルによる検証を進めていき、今後の個別施設計画の策定状況や新たに得られた情報、状況の変化等に対応しながら適時改定してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、個別施設計画の策定状況についてのおたただしであります、国では個別施設計画の策定について、メンテナンスサイクルの核となる計画として、各施設の特性や維持管理、更新等に係る取り組み状況を踏まえつ

つ、対象施設の性能及び対策の内容や優先順位の考え方、実施時期等を基本としながら平成32年度を目途に策定することとしており、これに基づきながら戦略的な維持管理や更新等を推進しております。

このような中、本町では平成28年3月に決定した矢吹町公共施設等総合管理計画に基づき、施設類型ごとに取りまとめた個別施設計画の策定を進め、施設の役割や機能、利用状況等について詳細に分析しながら、施設の特性や現状と課題を整理し、施設の更新や長寿命化、統廃合、機能集約などのより具体的な対応方針を定めるものとしております。

本町のこれまでの策定状況につきましては、国のインフラ長寿命化基本計画に基づき、平成25年度は公営住宅及び公園を対象に、また、平成28年度は下水道施設を対象に長寿命化計画を策定するなど、いち早く取り組んでまいりました。また、今年度は庁舎施設、教育施設及び橋梁施設を対象とし、さらに平成30年度は集会施設、保健福祉施設を対象に計画の策定を進めるなど、重点的かつ計画的に個別施設計画の策定を推進しております。

いずれにしましても、国が示すロードマップでは、平成32年度までの策定が目安として示されていることから、この年度を1つの目標としまして順次個別施設計画の策定を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、公共施設等の一元的管理体制の実施状況等についてのおたただしではありますが、総合管理計画及び個別施設計画で定めた取り組みを効率的かつ効果的に推進するためには、各課横断的な体制による庁内の連携、協力体制のもと、計画の進捗管理等のマネジメントを行っていくことが重要であります。また、全庁的な公共施設等マネジメントを円滑に推進するためには、予防保全型維持管理や施設の点検、診断のノウハウといった基礎的知識の習得等、担当職員の資質向上を図ることが重要であります。

そのため、職員一人一人が管理方針やマネジメントの意義を理解し、住民サービス向上のため、共通認識を持った取り組みを進めるに当たり、研修等を通して経営的視点に立った施設総量の適正化や保全的な維持管理、コストに対する職員の意識啓発と能力向上を図ることが必要であると認識しております。

今後、総合管理計画の検証及び見直しや個別施設計画の策定を進める中、円滑な事業の推進が図られるよう保有する公共施設等を総合的に把握し、財政運営と連動しながら、管理や活用ができる仕組みとして公共施設等の一元的管理が図られる庁内推進体制の構築に取り組んでまいります。その1つとして、庁議調整会議等の活用による管理体制の構築に向け、設置時期や規模等の検討を深めてまいりたいと考えております。

これらのことから、全庁的な公共施設等マネジメントの取り組みにより、安全・安心な施設利用のための老朽化対策を推進しながら、管理運営の効率化や施設の有効活用、配置の最適化等により施設総量の縮減や更新時期の分散化を図るなど、戦略的な施設経営に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、国民健康保険の広域化による加入者への影響についてのおたただしではありますが、新制度では、福島県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事務の確保等、国保運営の中心的な役割を担い、市町村は引き続き資格の管理や保険の給付、保険税の賦課、収納及び保健事業等地域におけるきめ細やかな事業を担うという役割分担により国保事業を実施することとなっております。

平成30年4月からの国保広域化による変更内容につきましては、3月の広報やぶきでお知らせしておりますように被保険者証の様式が変更されます。本町では10月の更新から県内統一の様式となり、新たに都道府県名

が表記されます。また、国保資格の取得と喪失は都道府県単位となり、同一都道府県内であれば、他の市町村に移った場合でも加入者の資格は継続されます。ただし、被保険者証は新たに移った先の市町村で改めて交付を受けることになります。また、高額療養費の多数回該当では、過去12カ月間に対象となった月数が4回以上となった場合、住所の異動前と同じ世帯であると認められるときは都道府県単位で回数が通算され、4回目からの自己負担限度額が引き下げられて加入者の医療費支払いの負担が軽減されます。

このように、平成30年度以降も国保事業標準化や広域化など、市町村事務の効率化に資する項目や保険料率の統一に向けた項目については、福島県市町村国保広域化等連携会議で検討を図り、福島県国民健康保険運営協議会を経て国保運営方針が決定されることとなります。

なお、国保税については、2月に福島県から本算定による市町村標準保険料率が通知されました。平成30年度の保険料率の設定では、本算定で示された数値を参考として、これまでの保険料率を出発点に年度間の保険料平準化も視野に入れた保険料率を検討してまいります。

今後も、広域化等による改正がある場合は適時、広報等により町民の皆様へ広く周知してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、国民健康保険税の算定方式についてのおただしですが、本町の算定方式は、均等割額、平等割額、所得割額、資産割額を合計する4方式によって計算しております。新制度では、納付金及び標準保険料率の算定はいずれも資産割額を含めない3方式で算定が行われており、保険料の標準的な住民負担の見える化を図ることから、県内市町村ごとの標準保険料率が公表されました。

保険料率のあり方については、福島県国民健康保険運営方針において、県内のどこに居住しても同じ所得であれば同じ保険料とすべきとの共通認識のもとで、将来的には県統一保険料率を目指すとの考え方が示されております。しかし現状では、市町村間に医療費水準や所得水準の格差、保険料の算定方式でも差異が見られることから、福島県国民健康保険運営方針では保険料統一の実現に向け、県全体としては平成35年度までに全市町村が3方式となることを目指すとの方向性が示されております。

このことから本町においても、年度間の保険料平準化を視野に入れながら保険料水準の統一に向け、3方式への移行について関係条例の改正を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、国保基金の今後の活用についてのおただしですが、新制度に伴い新たに設置された福島県国民健康保険財政安定化基金は、国保の財政安定化のため、給付の増加や保険料収納の減少により財源不足となった場合に備え、一般財源からの財源補填等を行う必要がないよう、市町村に対し貸付・交付が行われるもので、対象額は不足する保険料収納額のそれぞれ2分の1ずつとなります。福島県から貸付が受けられる要件としましては、収納率の低下や被保険者数及び総所得額が減少した際に対象となり、償還期間は翌々年度から3年間となります。

また、交付が受けられる要件としましては、特別の事情として、多数の被保険者の生活に影響を与える台風、洪水及び噴火災害等や企業の破綻や主要産物の価格が大幅に下落するなど地域の産業に特別な事情が生じた場合となります。そのほか、これらに類するような影響が多数の被保険者に生じた場合を対象として、もともとの収納率の設定状況等に応じ、福島県からその交付範囲の2分の1以内の額が交付され、交付年度の翌々年度

に交付額の3分の1ずつを国、県及び市町村で補填する内容です。

本町の国保基金は、国民健康保険条例の中で国民健康保険給付費支払準備基金として、医療費の値上げまたは流行病の発生による医療費の急激な伸び等、不測の事態に備えるための資金の積み立てを目的として設置されております。新制度において基金の役割は国保基盤の安定を図ることが基本であると示されており、仮に福島県国民健康保険財政安定化基金の貸付・交付を利用した場合、翌々年度から償還と補填に対応した金額が保険料に上乗せされることとなります。

今後、国保基金の活用につきましては、保険料への影響を減らすことなどを含め、健全な財政運営を念頭に置いた運用方法を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、街路灯設置数の現状と新規の設置計画についてのおたただしであります。街路灯については、防犯灯としての機能を果たしており、特に通学路に対する街路灯の整備については、安全・安心なまちづくりのために非常に重要であると認識しております。

現在、町全体では2,176基の街路灯を管理しており、行政区や住民から年間約20件程度の設置要望が寄せられております。例年、要望箇所につきましては、速やかに現況確認を行い、必要性を見きめながら設置しております。

街路灯の設置基準については、通学路や防犯上必要な箇所及び住宅地において、おおむね100メートルに1カ所を目安に設置しておりますが、近くに電力柱がなく引き込みが出来ない箇所や、設置間隔が狭いといった理由により設置できない箇所もありました。特に、平成28年度においては通学路を中心として街路灯を設置してほしいと東西しらかわ農協から30基、夢みなみ農協から25基、町内の企業から30基、合計85基のLED街路灯器具の寄附がありました。このことから、各小学校、中学校により設置要望箇所としてリストアップされた45カ所の現地確認を行い、電力柱の有無、現地の状況、設置の間隔等から設置基準及び設置箇所の条件等を鑑み、設置可能と判断した箇所に設置をしたところであります。また、残りの街路灯器具については、平成30年2月末までに各小学校、中学校から設置要望のあった箇所以外の場所で各行政区や住民から要望のあった通学路、道路脇等に全基設置したところであります。

一方、平成30年度につきましては、LED街路灯36基を設置する予算を計上いたしましたが、設置に当たっては、関係機関等と十分協議を行いながら通学路等へ優先的に設置してまいります。

町といたしましては、今後も安全・安心なまちづくりと通学路の安全確保のため、長寿命で節電効果のあるLED街路灯の計画的な整備と適切な維持管理に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、街路灯1基の設置にかかるコストと維持管理費用についてのおたただしであります。街路灯1基を設置する費用につきましては、電力柱がある場所に設置する場合は街路灯器具、工事費、電力会社への申請手数料等を含み、今年度の単価契約額は1基当たり5万3,460円となっております。また、電力柱がない場所に街路灯を設置する場合は、電柱設置費用もかかり、設置する場所の条件や電力柱の形状等にもよりますが、1基当たりの設置費総額は約9万5,000円となっております。

現在、町全体では2,176基の街路灯を維持管理しており、過去3年間の街路灯の維持管理経費は、修繕費が平成26年度で342万5,000円、平成27年度で324万6,000円、平成28年度で296万9,000円となっており、街路灯1基当たりの修繕料に換算しますと、平成26年度が1,652円、平成27年度が1,520円、平成28年度が1,390円とな

っております。

電気料金につきましては、平成26年度が781万4,000円、平成27年度が744万4,000円、平成28年度が679万9,000円となっており、街路灯1基当たりの電気料金に換算しますと、平成26年度が3,771円、平成27年度が3,486円、平成28年度が3,170円となっております。街路灯1基当たりの電気料金を平成26年度と平成28年度を比較すると約20%低減しており、街路灯器具のLED化等が電気料の減額に寄与していると考えられます。

なお、平成30年度当初予算につきましては、修繕料に300万円、光熱水費に電気料金として800万円を予算に計上しております。

町といたしましては、今後も安全・安心なまちづくりと通学路の安全確保のため、街路灯の計画的な整備と適切な維持管理に努めるとともに、街路灯の設置費用、維持管理費用の低減を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、街路灯の不点灯などの異常があった場合の通報方法についてのおただしであります。町では、街路灯の設置及び修繕等について、矢吹・中畑・三神の3つの地区に分け、それぞれの地区を町内の3業者に振り分けております。街路灯の不点灯などの異常があった場合、行政区長から町指定の業者へ直接連絡をしていただくこととなっております。また、町民の方から町に通報があった場合にも町から指定業者へ修繕の依頼をする仕組みとなっており、通報を受けた業者は速やかに修繕工事を行い、工事の内容にもよりますが、おおむね7日以内に修繕工事を完了しております。

議員おたなしのとおり、まれに不点灯や故障のまま通報もなく街路灯の修繕がなされない場合もありますが、都市整備課職員等による定期的な巡回点検を徹底して実施し、迅速に修繕工事を行うことで、不点灯街路灯がないように適正な維持管理に努めております。

議員ご提案の天津市で導入しているようなスマートフォンのアプリを活用した通報方法は、速やかな修繕を行うには有効な手段の一つであると認識しておりますので、今後の課題、検討事項として受けとめ、導入の是非も含め調査検討してまいります。

本町といたしましては、今後も安全・安心なまちづくりと通学路の安全確保、適切な街路灯の維持管理に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、3番、安井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 安井議員、再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） それでは、1番目の質問、公共施設等総合管理計画に関して再質問をさせていただきます。

まず、個別の計画を策定することは必要であるということで私お話しさせていただきましたけれども、これのほうは、個別計画は国の示すロードマップに従って、平成32年度までがロードマップでは目安として示されているということで、これを目標にするということではありますが、この目標とするということ、これまでにつくるということなのか、あくまでもこれ、努力してここまでにつくるということなのかをお答えいただきたいと思っております。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 3番、安井議員の質問にお答えさせていただきます。

総合管理計画では、国の示した目標年次32年までに計画をするということでご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 32年度までにつくるということでありますので、やはり早急につくるということで、ぜひこれは策定していただきたいと思えます。

その中身でありますけれども、まず今年度については庁舎施設、教育施設及び橋梁施設を対象とし、さらに平成30年度は集会施設、保健福祉施設を対象に計画の策定を進めるということになっておりますということでありますけれども、今年度29年度といたしますと、もう庁舎施設、教育施設及び橋梁施設について個別計画ができてくるのかなと思えますが、その辺はどのようになっておりますでしょうか。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 安井議員のご質問にお答えいたします。

今申しあげました今年度策定を予定しております公営住宅、庁舎、学校教育施設、橋梁につきまして、まだ策定段階であります。予定といたしましては今年度末を予定しておりますが、でき上がり次第、議員の皆様にはご説明させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 今年度を策定目指して頑張っておられるということで、ぜひ進めていただきたいと思えます。

さらに30年度は、集会施設、保健福祉施設も対象とされるということで、集会施設でいいますと老朽化している集会所もあります。そういったものをやはり早くつくっていただきたいという声もありますので、ぜひ進めていただきたいと思えますが、32年度までにどの施設をつくっていくという個別計画の具体的な工程表みたいなものはできているのでしょうか。その点をお答えいただきたいと思えます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 安井議員のご質問にお答えいたします。

町といたしましての公共施設の32年度までの整備の工程表につきましては、全部で12個別計画というものを

現時点では予定をしております、目標の32年度までに全て策定する工程表をつくっております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございますか。

3番。

○3番（安井敬博君） 32年度までに12の個別計画を策定するということではありますが、公共施設260あります。そして、道路、橋梁、それから管路、上下水道ありますけれども、これを全部含めたものが12の個別計画の中に含まれているということで、全部でき上がるということによろしいのでしょうか。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 安井議員のご質問にお答えいたします。

今ご指摘いただきました上下水道施設、道路につきましても含んでおりまして、その2つが最終の平成32年度策定予定とさせていただきます。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） では、続きまして、この32年度までに全部でき上がるということで、それまでにはこの970億かかるというものが幾ら縮減されるか、そういった目標のめどが立つのかなということで安心はしたところではありますけれども、先ほど、計画策定した総合計画がつけられたのが2年前でして、その後、新たな施設ができたもの、それから廃止されたものということで、主なものでいきますと1区自治会館等が挙げられております。新しい自治会館もできておりますけれども、これに加えて、今後、現状では今つくっております。間もなく供用開始となりますポケットパークもあります。それから複合施設もあります。複合施設については、公民館、中央公民館代替室であったり、現状の図書館の代替室だったりする、それから道の駅の建設も今後予定上がってくると思いますけれども、そういったものも含めると、やはりそういったもの、これからつくる、それからでき上がってからということもあるのかもしれませんが、全体のこの公共施設等総合管理計画のある程度の見直しというのはその時点で、これだけ大規模な建設もあるのですから必要ではないかなと思うんですが、それは今後も行っていないということによろしいのでしょうか。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 安井議員のご質問にお答えいたします。

計画の見直しというものはどの計画についても必要というふうに考えております。現時点で見直しをすべき時期というのは具体的には考えておりませんが、それぞれの個別計画が出そろって、先ほどのご質問にありましたように一元的な管理が必要ではあると考えておりますが、果たしてできるものかどうかというものもあわせて考えまして、最低でも個別計画ができ上がる32年度以降の33年になろうかと思っておりますけれども、見直

しについては検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございますか。

3番。

○3番（安井敬博君） ぜひ見直しは適時行っていただきたいと思います。ありがとうございます。

それで、一元的に管理する体制の構築についてでありますけれども、もちろんこの維持管理コスト意識といったことで職員の方の研修等も必要であると思っておりますけれども、現状で、個別計画を策定するに当たってはその一元的管理の手法というものをとってその個別計画をとっておられるのか。

具体的に言いますと、他市町村の例なんかを言いますと、公共施設等総合管理計画、個別計画をつくるための部署を各課から人員を出していただいて、そのことに関して検討を進めていく。また、個別計画をつくるに当たってですけれども、ちょっと言い方が間違っているかもしれませんけれども、この施設に関しては聖域だから絶対に取り壊さないんだとかそういったことではなくて、まずコスト面から考えて、全部の施設について存続していく、また統合していくというような計画を立てるようなところもやっていると思うんですが、そういった手法はとられているのか、また、とるおつもりがあるのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 安井議員のご質問にお答えいたします。

本町での個別計画の策定の取り組みは、施設所管課のほうで策定を担当しております。ただし、その内容につきましては全庁的に統一すべき点はあると思っておりますので、計画の策定終了以前には、企画総務課のほうで内容について確認させていただきまして、不足等ないかについては十分注意させていただきたいというふうに考えております。

あと、一元的な管理体制につきましては、この計画の管理体制ではありませんが、施設そのものについての所管を一元化することが必要であろうという議論は以前にありました。例えば営繕課というところでもありますけれども、その時点ではやはり所管課が施設を維持管理すべきだろうということで実現には至りませんでしたけれども、殊この総合管理計画ができた上では、計画のやっぱり統一性、あと維持管理の考え方についての統一性、そういったものは大変重要になってまいりますので、そのあたりをどのようにしていくかというところについては、先ほど町長答弁申し上げましたけれども、今後十分検討しながら、体制の整備になるのか、組織の整備になるのかというところについては検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございますか。

3番。

○3番（安井敬博君） 体制の整備については今後検討していただくということではありますが、給食センターのほうも他町村との共同センター方式にするという方向性がまた変わってきているという、このように情勢もいろいろ変わってくるというようなこともあります。そして、学校に関していえば給食センターだけでな

く、給食室ができた時期とほぼ一致するのかなと思います、学校本体自体も老朽化等迫ってまいります。

そういったことも考えますと、やはり各部署から要望が出てきてそれを調整するというやり方も決してだめだというわけではありませんけれども、他市町村への先進事例でありますので、そういったいろんな部署からその状況を一番わかっている方たちに出させていただいて、個別計画をまずは進めるということは必要となるかなと考えておりますので、ぜひその辺は検討を進めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

国民健康保険の広域化に関する質問でありますけれども、広報やぶきでも周知されているということで、今のところ変わるのには被保険者証の発行元が県になるというようなことかなということで、去年実は、これから質問に移りますけれども、その前に少ししゃべらせていただきますけれども、市町村の標準税率、保険料率が試算の段階で夏ごろ出ていまして、矢吹町は上がらないんじゃないのということで、それが上がらないのであれば、もしかしたら健康保険税自体ですね、納付者が納付する、それも矢吹町は下げる余地があるのかなんていう声も聞かれました、その辺については、今のところ下がるか下がるかというのは現時点で検討をされていて、まだわからないということでもいいのでしょうか。今のところ下げるようなことは検討していないということなのでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 試算等の結果というようなことだと思いますが、現時点でもまだ金額が上がる、下がるについて申し上げられるような段階ではございませんので、そのような答弁になります。

なお、正式には6月の議会で条例改正というようなことになってまいるかと思っております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございますか。

3番。

○3番（安井敬博君） 正式に6月の議会で条例改正で決めていくということで今検討中ということ、この後、質問しようとしたことまで答えていただきまして、ありがとうございます。ぜひ、負担が大変になっておりますので、軽減する方向で検討していただけたらと思います。

それで、同じように先ほどの算定方式ですね、国民健康保険税の。これが資産割のほうは県では廃止していくという方向、これも5年間かけていくということですので、町でも保険料水準統一化に向けるということですので、いずれは3方式になる。そうすると5年かけて3方式になるのかなという心配もあるわけですが、この辺については、今年度は何か検討するようなことは、また、廃止していくというようなことはあるのでしょうか。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 安井議員のご質問にお答えいたします。

資産割等の廃止等も含めて試算というような形になってまいります。6月の議会の時点で正式に決定した場合にご説明をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 同じように6月の議会で発表できるということでもありますのでぜひこの辺も、統一35年までということでもありますけれども、それを待たずにできるだけ軽減負担していく方向を考えていただくと、町民にとってもありがたいかなと思うので、その辺はぜひお願いしたいと思っております。

次の質問に移らせていただきますけれども、基金のことです。やはり説明を伺いますと、本町で設けている国保基金というものは、今後も国保の何かあったときのため、保険料への影響を減らすことなどに対して活用していくというふうに、これ文章を読ませていただくと受けとめました。一般会計からの繰り出しもありますけれども、国保の運営のためにある基金ということで、今後もその方向は変わらないのかということをお伺いしたいと思っております。そういったことで書かれているのかをお伺いしたいと思っております。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 安井議員のご質問にお答えをいたします。

まず、市町村の基金につきましては市町村が独自で保有している基金であるというふうなことで、県のほうからこういう目的でというふうなことはございません。市町村の実情に応じてというふうなことはございますけれども、そういったところも含めて、町長の答弁のほうにもありましたとおり、保険料への影響を減らすことなども含めて検討してまいるというふうなことでございます。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございますか。

3番。

○3番（安井敬博君） 保険料の影響等を減らすことなども含めて使うということでもありますけれども、率直にお聞きしますけれども、国保基金を一般会計に繰り戻しをしてほかのものに充てるとそういったことではないということよろしいのでしょうか。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 安井議員のご質問にお答えをいたします。

あくまでも国保の基金でございますので、一般会計に戻すというようなことは現時点では考えておりません。
以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございます。

それでは、最後の街路灯の設置及び管理等について質問させていただきます。

大分この管理コスト、電気代等を見ますとLED化をすることによって減っているのかなと思います。平成28年度と26年度、電気代でいいますと1基当たり20%も低減しているということで、今回もLEDの新規の設置についても予算を取っていただいている。そしてまた、毎年これ期待しちゃうというのもちょっとおかしな話ですけども、農協さんですとか町内の企業さんからも寄附をいただいている、大分設置が進んでいるのかなと思います。

それで、ぜひ今後も、LED化することによって維持費も安くなることですから、予算もありますけれども、要望はぜひ進めていただきたいなと思うんですけども、この中で言いますと、要望があつて設置できなかったところの理由として、近くに電力柱がなく引き込みができない箇所というのがありますと、また、設置間隔が狭いということがありましたけれども、設置間隔が狭いというのは、もう明るさが十分確保しているようなところでそういったものもあるのかなということも想像はつくんですけども、この引き込みができない箇所というのは、引き込みができなくても、逆に言うと引き込みができないからこそ電線等がなくて不便な場所なのかな、そういった場所こそ防犯上必要かなと思うんですが、そういったことは引き込みができないということで設置しないということになってしまうのかをお答えいただきたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長兼都市整備推進室長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長兼都市整備推進室長（福田和也君） それでは、3番、安井議員の再質問にお答えいたします。

電力柱、NTT柱、そういった添架する電柱がない場合のそういった部分の街路灯の設置についての再質問でございますが、やはり新たに電柱を建てるとなるとかなりの費用がかかります。ただ、必要性、地域からの要望を受けて、今回は新たな電柱を設置して、棚倉・矢吹線の三文橋から西側の部分については、新たに電柱を設置して街路灯を新設予定でございます。要望であつたりそういった部分で、あと全体の予算枠がございますが、必要な箇所につきましては、電柱を設置して街路灯を設置していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 残り1分です。質問ございますか。

3番。

○3番（安井敬博君） 不点灯を見つけるために定期的巡回を職員の方もしていってらっしゃるということですが、夜間の巡回になると思うんですけども、これはどのような頻度で行っているのでしょうか。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長兼都市整備推進室長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長兼都市整備推進室長（福田和也君） それでは、3番、安井議員の再質問にお答えいたします。

夜間のパトロールということですが、定期的に町内を全てパトロールするというような具体的なスケジュールはございません。ただ、特にうちの都市整備課の職員については日ごろから生活の中で夜間の移動

の際にも十分気をつけるようにということで確認をとっておりますし、通報につきましては実は職員からの通報も非常に多いということで、そういった部分を確認していただいているような状況でございます。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 60分経過しましたので、以上で、3番、安井敬博君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議いたします。

再開は、議場の時計で4時55分でお願いします。

(午後 4時45分)

○議長（熊田 宏君） 再開いたします。

(午後 5時00分)

◇ 青山英樹君

○議長（熊田 宏君） 続いて、通告10番、7番、青山英樹君の一般質問を許します。

7番。

[7番 青山英樹君登壇]

○7番（青山英樹君） それでは、今定例会最後の一般質問となります。遅くまで傍聴に来られている方々に対しまして心よりお礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、同僚議員からも幾つかございましたが人口の減少問題です。それによってさまざまな影響が出ているということに皆様懸念を持っておられるところでございます。

特に、本町の人口の推計がございまして、社会保障・人口問題研究所によりますと、平成32年には1万7,468人とありますけれども、2年前である今をもって、ことしの1月1日では1万7,167人。このままいってしまえば1年数カ月後には1万7,000人を切ってしまうのではないかというような、そのような推計を大きく上回るスピードで減少が進んでいるというのがわかります。

このような状況におきましては、社会情勢もかなり変わってくるわけでございまして、当然、人が減ってくることによる経済状況の変化あるいは地方交付税等を初めとする財政上の変化、また、少子化等もありまして、最近、町民の皆様、保護者からも心配されております子供の貧困の問題または働く場といったそういう就労状況などのそういうまちの姿、町勢というものについての現状と課題、課題があれば、その対応策というものについてはどのようになっているのかをお尋ねしたいと思います。

次に、2番目としましては道の駅についてでございます。

かなり説明会とかも町も行いまして、道の駅に関しましては、町民の方々も道の駅ができるぞというようなお話に関しては認識が深まってきているところでございます。しかし、町民の方々から聞かれるのは本当にやっていけるのかと、やっていけるのかということは、いわゆる赤字、黒字の部分においては黒字でやっていけるのかと、町民の負担というものがふえていくという心配はないのかと。また、何を売りにしていくんだと、大丈夫なのかというような不安のほうが多いところでございます。

また、道の駅に関しましても、今では遅過ぎるのじゃないのかというようなことが、心配のほうが先に立ってしまっているという状況でございます。全国でかなりの数の、1,000を超える道の駅がありますけれども、多くは赤字というなお話をよく聞くわけでございますが、とりあえず、それでも地域に貢献するんだというようなお話を町側はしているわけですが、具体的に何をしていくかというのは見えてこない。

特に、二本松市東和町にあります二本松市東和地区のふるさとづくり協議会という団体が、先月2月10日ですか、テレビで放映されまして、桑の葉を活用したまちおこしといいますか、地域おこしをもとにして道の駅を営み、そしてまたシードルというものも開発しながら、リンゴを使ったシードルを開発しながら台湾のほうまで行って売り込みをしていると。ことしの場合には福島県には26便、台湾のほうからチャーター便が来るというようなことも計画されておりまして、そういったことを民活を利用しながらということで、テレビでもって放映されていました。

このようなものが町民のほうに示されれば、町民のほうもある程度は安心して、道の駅というものに関しての認識を改めてしていくものではないのかと。そのような東北プロモーションでの売り込みといった事例等を東和のほうでは展開しているということでございますが、矢吹のほうでは具体的にどのような施策をもって道の駅を運営し、安定化した地域経済の活性化なりそのような運用になるということが示されていないということが、現状として町民の皆様には不安を与えているものと思っております。

結果として箱物ありきという印象が強く、どうしても箱物というものに対しては、維持管理の経費がかかり過ぎて町民の利益には結びつかないのではないのかというような印象が払拭されずに残っているわけでございます。唯一、国道4号線の交通量が多いということだけで道の駅の必要性というものが語られているわけございまして、説得力には欠けるというのが大方の意見となっております。採算性を重視する町民も多いわけでありまして、どのような業務をどう展開して町民の利益としていくのかをお尋ね申し上げます。

3番目ですが、働き方改革ということで国会のほうでもいろいろ、マスコミ等のほうでもにぎわっております。子育てあるいは親の介護といった現実的に家庭を持っていくとダブルケアなどの状況で働けない人もおられるわけございまして、また、60歳で定年退職ということで職から離れる、離職する方が多いわけでございます。

ところが今、高齢化が進んでおりまして、60を過ぎても70でもまだまだ元気だという方が非常に多いんですね。とすれば、働き方改革という中においては60定年ではなくて70まで働けるのではないのかと。まして、企業等でもって培ったスキルやそういう能力を持っているのであれば、時間を短縮する中における働き方というものは、この矢吹町独自でもって、それこそ地方創生に結びつくような働き方という就労形態というものも創出できるのではないのかということが考えられるわけです。そのような働き方というものが創出できるような取り組み等を町としてもお考えいただけないのかというようなことをお伺いしたいと思います。

以上、3点についてお尋ねいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 7番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、人口減少の影響による課題及びその対策についてのおただしであります。本町の人口減少の克服

と将来の持続的発展のため人口問題に関する認識を共有し、目指すべき将来の方向と人口の展望を示すことを目的として、矢吹町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンを平成27年10月に策定いたしました。本ビジョンの策定に当たっては、国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョンの趣旨を踏まえ、人口の現状分析を行ったところであり、対象期間についても国と同様に平成27年、2060年までと長期的な展望を示したところであります。

本町の総人口につきましては、平成7年をピークに減少傾向となっており、平成22年国勢調査に基づく総人口は1万8,407人、平成27年には1万7,372人と、平成22年と比較し5年間で1,032人減少しております。なお、この減少幅については大きな数値ではありますが、平成23年3月の東日本大震災による影響も大きな要因となっております。

さて、現在の本町の人口につきましては、平成30年1月1日現在1万7,167人となっております。本数値は、平成27年国勢調査の人口から県が公表する福島県の推計人口の矢吹町の増減分を反映させたものであり、毎月広報やぶき及びまちホームページで公表しております。このように、平成27年国勢調査の人口と平成30年1月1日現在の人口を比較しても、約2年間で203人減少していることとなります。

人口減少の内訳といたしましては、平成28年は自然動態では死亡が出生を上回り減少、一方、社会動態では転入が転出を上回り増加となり、全体では50人減少しております。また、平成29年は自然動態、社会動態ともに減少しており、全体で153人減少しております。

このような本町の現状を国立社会保障・人口問題研究所の推計値と比較しますと、平成27年の推計値は1万7,995人でありましたが、平成27年国勢調査では1万7,370人、推計値より625人少ない結果となり、現在も推計値を下回る傾向が続いております。

また、人口減少による影響につきましては、現在から徐々にではありますがあらわれ始めております。特に普通交付税への影響は大きく、人口減少に伴い基準財政需要額への算入額として、平成28年度から5年間で総額約9,000万円の減少となります。このほか、今後さらに人口減少が続くこととなれば、若者の減少、高齢者の増加がさらに加速し人口構造が大きく変化することとなり、議員おただしの経済状況、就労状況、子供の貧困など広範囲への影響が懸念され、ひいては地域活力の低下につながるることとなります。このような人口減少問題は本町のみならず全国の地方自治体の喫緊の課題であり、その対策が急務であることは言うまでもありません。

人口構造の転換には、長い年月と長期的な視野が必要となります。このようなことから、本町では平成27年10月に策定した矢吹町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき各種施策を積極的に推進しており、人口減少と地域経済縮小の克服を図るため、人と仕事の好循環とそれを支えるまちの活性化の確立を目指し、4つの基本方針を定めております。

1つは、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」であり、主な事業としましては、婚活支援事業、矢吹っ子応援事業、子育て支援事業、幼稚園・保育園無料化事業等であります。

2つ目は、「矢吹町における安定した雇用を創出する」であり、主な事業としましては、企業誘致促進事業、中小企業事業者支援事業、商業活性化対策推進事業、農業担い手育成総合支援事業、道の駅推進事業等であります。

3つ目は、「矢吹町への交流・流入人口を増やす」であり、主な事業としましては、タウンプロモーション

事業、定住促進事業、（仮称）矢吹泉崎バスストップ整備事業、三鷹市姉妹・友好市町村交流事業等であり
ます。

4つ目は、「矢吹町人口ビジョンを踏まえた地域をつくり、住民の安全な暮らしを守る」であり、主な事業
としましては、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業、遺魂し運動推進事業、まちづくり団体支援事業、行政
区活動支援事業等であります。

このように、人口減少問題の解決に向けては、矢吹町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び矢吹町ま
ち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、共通認識を図り、町民・議会・行政が一体となって推進している
ところであります。

繰り返しとなりますが、「まち」「ひと」「しごと」は本町の持続可能なまちづくりを目指す上で、どれ一
つ欠くことのできない重要な要素であります。今後も将来へ希望の持てるまちづくり、矢吹創生へ向け、多く
の町民の皆様とともに協働の理念のもと、全員参加で矢吹創生を合い言葉に新たなまちづくりを進めてまい
りますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、道の駅の必要性についてのおただしであります。12月議会でも答弁させていただきましたが、道の
駅はまちづくりへの波及効果、地域経済の活性化に大きく寄与することができ、交通の強み、立地の強みを生
かして、国と一体となって整備することで、よりコストを抑えて効果的に矢吹町を全国にPR発信することが
できます。現在、その整備へ向けて学識経験者、商工団体、農業団体、各種まちづくり団体、公募委員、国・
県行政機関などで組織する道の駅やぶき地域協議会を中心に矢吹総動員で取り組んでいるところであり
ます。

繰り返しとなりますが、道の駅の効果については、道の駅は多くの雇用を生み、地域雇用者数が100名を超
える道の駅もあり、また、農家にとっては身近な販路ができることで、所得の向上や生きがいがいづくりにつな
がり、農業振興に大きく寄与することが期待されます。さらに、地元の商店にとっても新たな販路ができること
で売り上げアップ、商品開発の促進につながり、加えて、道の駅を拠点に人々が集まることで町民同士の交流、
町外との交流が促進され、地域コミュニティの醸成、交流人口の拡大も期待されます。

議員おただしの本町で計画している道の駅の売りについてであります。ご指摘のとおり道の駅には地域の
特性を出す必要がありますので、基幹産業が農業であることを踏まえて、日本三大開拓地の一つとして食への
こだわりを全面に出し、農産物を中心に6次産業化の推進や新たな特産品・特産メニューの開発、体験型の事
業展開を計画してまいります。

また、道の駅が国道4号沿いに整備されると、福島県の玄関口、県南地方の玄関口になりますので、町内だ
けに限定せずに、質の高い商品のラインナップとして広域でのえりすぐった商品を扱うことや、交流市町村で
ある十和田市や川南地方、三鷹市などの商品を扱うことなども想定しております。

さらに、観光面でも国道4号利用者は外国人を含めて多様なニーズがありますので、利用者の利便性の向上
につながるよう、また、交流人口の増加につながるよう、町内観光、広域観光の情報発信の拠点として整備
を行ってまいります。

次に、道の駅の採算性についてであります。 （仮称）道の駅やぶき実施計画において収支計画を定めてお
り、東日本20カ所の道の駅の事例を調査し、道の駅の前面道路の交通量及び施設規模から（仮称）道の駅やぶ
きの売り上げと損益を予測いたしました。

実施計画に基づく売り上げについては、事例調査に基づき低めの目標として5億5,296万2,000円とし、個別施設の収支計画をもとに、売り上げが計画の120%達成の場合と、計画の80%しか達成できなかった場合について損益のシミュレーションを行っております。その結果、計画の120%達成では営業利益が3,606万7,000円の黒字、80%の達成では営業利益が648万円となり、いずれの場合も黒字の収支を見込んでおります。

また、さきに開業した道の駅国見あつかしの郷では、年間目標として掲げた来場者数100万人についてオープンからわずか5カ月で達成するなど、売り上げについても当初予測を大きく上回っていると伺っております。

このようなことから、道の駅の経済効果、まちづくりの効果は大きく、国との一体型整備として国からも全面的な協力をいただきながら、より多くの方に利用される施設として道の駅を整備し、矢吹町のシンボルとなるよう、矢吹総動員で事業を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、働き方改革についてのおたがしであります。現在、開会されている国会におきまして働き方改革関連法案が審議され、子育てや親の介護、ライフスタイル、ライフサイクルの変化に合わせた柔軟な働き方、高齢者の就業促進等、さまざまな働き方に関する論議がなされております。

議員おたがしの子育てや親の介護が重複しているいわゆるダブルケアを行っている方については、内閣府の調査によりますと全国で約25万人いると推計されており、介護等の理由による離職者についても全国で10万人以上いるとされております。本町における状況につきましては、人数等の把握はしておりませんが、このような方々への対策には行政のみならず企業や地域の方々等の協力が必要不可欠であると認識しております。

また、少子高齢化が急速に進んでいる現在、高齢者が持つ知識、技術については地域社会において必要であると認識しております。今後、国・県等からの指針が示されると思われませんが、町といたしましては、子育てや親の介護により働けない方等に対する相談業務の充実を図り、町内企業等への就労の場の提供についても働きかけを行うとともに、定年延長や雇用継続延長を行う企業に対する支援やテレワーク等のさまざまな働き方の導入についても検討しながら、企業や地域の方々との連携を図り、働く場の提供を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、7番、青山議員への答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 青山議員、再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） ご丁寧な答弁をありがとうございます。

ちょっと、いろいろ考えながら聞きたいなと思っているんですけども、まず人口減少というものに関しての答弁の中でも、人口減少の克服ということでもってそこをやはり考えなくちゃいけないのかなというふうには思うんですが、これ本当に推計以上の減り方でもあり、人口減少、これをふやすとか、あらがう必要というものって本当にあるのかなと。自然現象であつたり、昔みたいな人口をもとにした高度経済成長とかそういったものを再度夢見ていくことが果たして策として善良な策なのかどうかということ、それがやっぱり最善策なのかということの認識なのかなということを確認をしたいと思っておりますので、その件についてお答えいただければお願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 7番、青山議員の質問にお答えさせていただきます。

人口減少の問題は非常に厄介な問題だというふうに私自身も考えております。推計値以上に人口が減っている、これについては先ほども答弁させていただきましたが、さまざまな要因があるんだろうと思います。自然動態、あとは社会動態という話と、あとはもう一つ、7年前の東日本大震災、多くの方が矢吹町から去って行きました。これについては青山議員のご案内のとおりだというふうに思っております。

特に矢吹町については民間アパート等のそうした住宅が多かった、また、雇用促進住宅ということで国で持っていた大型の住宅があったわけですが、そうしたものが撤去されて、そういう人たちが新たな住みかを探す際に矢吹町を選ばずに、もっと便利な場所に、そして安全な場所に移ってしまったと。この数字については具体的に、今、現時点で正確な数字はつかんでおりませんが何百人という人がおりました。したがって、震災前と震災後では三、四百人の人が一遍に減ってしまったとそういう状態が発生していました。これがなければもっと穏やかな人口減少というようなことがあったのかなというふうにも思っております。

いずれにしても、人口減少がもたらす影響については、先ほども答弁をさせていただきましたように、その地域の活力、これを減退させてしまう、さらには交付税等にも影響してしまう、また、働き方等についても影響が出てしまう、企業が進出したくても働き手がいなくところには企業は来てもらえないと、そうしたさまざまな要因が発生しますので、持続可能な矢吹町の存続ということを考えていけば、一定の人口はやはり保っていく必要があるだろうというふうに思っております。

そうはいっても今、全国的に一極集中ということで、都市部の人口はふえつつも田舎の人口は減少傾向にあることについては全国的な傾向でございます。これを克服するためにもさまざまな手を打っていくということで、矢吹町におきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略人口ビジョンを策定しながら人口減少に歯どめをかけていきたいというふうに思っております。

ただ、これを必ずとめられるかということになってくると、これは非常に難しい問題だというふうに思っております。出生率がなかなか上がってこない、国の抜本的な、根幹的な制度改正等々、そうしたものがなければなかなかこの人口減少に歯どめをかけることは難しいんだろうと思っております。

そうした中であって、じゃ人口減少のこの傾向をよしとしない、またはあらがうというのが最良の策かということについてはなかなか難しい問題だというふうに思っております。その中でも生き残りをかけて、人口が減ったといえども、まちづくりというものは私自身はできないわけではないというふうに思っております。そうした両にらみの中であって、矢吹町の方向性等をしっかりと見つめ直して、方向性を定めていきたいというふうに考えておりますので、ぜひ青山議員にもそうした知恵を町のほうに議員という立場でご提案いただくこともあわせてお願い申し上げます、ちょっと長目になりましたが、質問に対する答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 質問ございますか。

7番。

○7番（青山英樹君） 自然動態、社会動態ともに減少しているという中であって、また、あらがうということだけが全て善良ではないというお考えもいただきまして、そのとおりかなというふうに思います。

ただ、私がなぜこれ取り上げたかといいますと、町民の中には穏やかに家族で過ごすことが一番いいというような感覚のもとに、ちょっとやっぱり、まちの今の施策としてにぎわいとか人が集まってくるとかということ、いわゆる高度経済成長を振り返るようなそのような政策のもとにまちづくりが行われることに関してはちょっと懸念を示す方々が多く、価値観の問題として、やはりもっと生活というものを考えていただけたほうがよろしいというような意見もあったものですから、そんなことを少し頭に入れておいていただければありがたいかなと思っております。

そして、この人口減少に関しまして存じ上げているとおり、2008年の財政におきましては地方交付税が1億5,000万ほど減りまして、29年、今年度におきましては5,000万ほど減っているかと思うんです。

〔「2008じゃなくて」と呼ぶ者あり〕

○7番（青山英樹君） 28年。平成28年においては1億5,000万ほど減り、また、今年度においては5,000万ほど普通交付税が減ってきている。また、来年度3月以降、30年度の予算でまた普通交付税が1億5,000万ほど、たしか減額の組み立てになっているかと思っております。合計でこの3年間で3億5,000万というようなお金が入ってくるべきものが入ってこないということが、近年の中では比較できるわけでございます。

また、答弁にもございましたが、就労状況、子供の貧困など広範囲への影響が懸念されるということでございました。実際に町勢として、町の勢いとして、姿勢、勢い、姿としまして、この状況というものほどのような状況にあるのかということ、質問を私のほうではしたつもりなんです、そのところに関しまして実際にはどうなんでしょうかと、近隣町村の市町村と比べてみて。特に、一目でわかる福島県の要覧ありましたが、それを見ますとやはり矢吹は所得ですね、所得に関しましては泉崎村よりもかなり低い状況になってきておまして、当然、西郷さん、白河さんよりも低いというようなところでございます。交通の利便性とかそういったものはよいという中にあり、そういう状況であって、道の駅の理由としては交通量とか問題になっていますけれども、とにかく実勢として就労状況、子供の貧困といったもの、そういったものは、実態としてはどのようなになっているのか、お知らせいただきたくお願い申し上げます。

○議長（熊田 宏君） 実態ということですよ。

〔「3つぐらい質問があるような気がするんだけど」と呼ぶ者あり〕

○7番（青山英樹君） 通告しましたように子供の貧困、就労の状況。

○議長（熊田 宏君） 1つずついきましょうか。じゃ、どれにしますか。

○7番（青山英樹君） 子供の貧困。

○議長（熊田 宏君） では、子供の貧困について答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 青山議員のご質問にお答えいたします。

通告にありました人口減少からしてのほかへの広範囲での影響というところで、私どものほうでも各種統計等調べてみましたけれども、なかなか震災の影響からして如実に人口減少が数字にあらわれてくるというものは、経済状況等には見られませんでした。人口減少は進んでおりますので今後あらわれてくるものだとは思っておりますけれども、それらについては現状では把握できません、その貧困につきましては、初めて子育て

支援課のほうで貧困に係るアンケート調査、それによる分析等を実施しております。それ1回だけなので、それ以前との比較もできませんので、人口減少からして貧困率がどのようになってきたかという矢吹町自体の数値もあらわれておりませんので、今後の課題ということで捉えております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） では、次の質問をお願いします。

7番。

○7番（青山英樹君） それでは、生活保護者の数とかに関しては、町の町勢としては近隣市町村から見た場合とか、あるいは人口が減少してくる中であって、そういったものについての影響というのはあるのかないかお尋ねします。生活保護者の割合といいますか……

〔「ふえているかどうか」と呼ぶ者あり〕

○7番（青山英樹君） そう、人口減少によって社会経済が変わるので、ふえているかな、減っているかなとか。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 青山議員のご質問にお答えをいたします。

生活保護者の割合はちょっと出ないですが、実数というふうなことでお答えをいたします。平成27年度が140世帯164人、それから平成28年度が144世帯170人ということで、若干ふえているような状況でございます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございますか。

7番。

○7番（青山英樹君） 働く、いや、収入ですね、経済状況とかそういったものから、ちょっと推計して見てみたいなというふうに思いますが、そんなような状況から、決していい状況に改善しているというふうなことではないんだろうなというふうに思います。

一問一答ということですから、次に行きたいと思えますけれども、町としての対策ということで、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるような施策あるいは婚活支援事業とか、矢吹公園事業、子育て支援事業、幼稚園・保育園無料化事業等を行っているということでございまして、また、経済的にも企業誘致促進事業とかをやっているということでございます。これらというものが、本当に効果が出てくるものなのかどうかということについて、ちょっと疑問を私は持っているところなんです。

特に、人口増加しているのは1,740ぐらいの自治体のうちの200ちょっとぐらいで、多くは減少しているというところでございます。ほかの市町村、自治体なんかでも今、私が申し上げました町でやっている施策というのは同じように取り組んでいるところが非常に多いわけでございます。それでもって本当に解決つくのかどうかという効果を検証するとか、そういったことというものはなされて、施策としてなっているのかなという疑問もあるんですよ。

特に、民間との比較で、公務員さんというのはやっぱり前例踏襲主義といいますかそういった傾向が強いと。今、私が申し上げましたように、全国各地でも同じようなことをやっていると、政策的には金太郎あめとか、絵に描いた餅とかというようなことでもって同じような施策になってしまう中であって、それで本当に解決で

きるものなのかなというところでの他市町村との比較等をもって、この施策が間違いなく効果が出ますよというような自信につながっているのかどうかを確認したいと思いますので、そこについてお答えいただければお願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 青山議員のご質問にお答えいたします。

確かに効果の検証というものをを行いながら事業の組み立てを行う、それは大変重要なことだと考えております。ただし、本当に効果が全て数値的にあらわれるものかどうかというところも非常に難しいところはあるかと思っております。ただし現在、矢吹町で効果測定やっておりますのは、総合計画に基づく実施計画、これについては1年間ごとの計画を策定しておりますが、これは4年間の計画になっておりますが、毎年その効果を数値的にあらわれないとしてもどのような効果であったか、それを踏まえまして、次の年はどういうふうにするのかということで、1年ごとのローリングということで計画をつくっております。あと、それらをもとにしまして、総合計画につきましては、実施計画の上位計画が基本計画になりますが、基本計画につきましても前期計画が終了する年度以前には、これは町民満足度ということで、こんなまちいいな指標ということでアンケートを町民の皆さんにとらせていただきまして、それに基づいて基本計画を策定し直すということで、全てが数値をもとにということではありませんけれども、効果の結果によって事業は組み立て、政策を組み立てていくという基本的な姿勢になっているというふうに考えております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございますか。

7番。

○7番（青山英樹君） まず、1番目の質問についてですけれども、今説明いただきましたが、私が申し上げたいのは、町民の皆さんの感覚といたしますか、今答弁ありましたが、まちづくりへの道の駅等による波及効果とか地域経済の活性化とか、あと、あるいは雇用におきましても100名を超える道の駅もありというようなことで期待されますというようなことなんですね。そこにおいて、町民の皆さんはそれでなかなか、納得できるかということ、期待されるといっても期待値であって、具体的なものが見えてこないということに関して、やはりもっと説明をして、納得できるだけのものをお示しいただけないかというようなことを思っている方が非常に多くて、私のほうでもって町民の方と話をすると、その辺が非常に町民から突かれるところであります。そんな期待値だったならば、おまえ、宝くじ買ってどれだけ当たっているんだというふうなことを言われたこともありまして、まさしく言葉に詰まってしまうところがあったりもするんですね。その辺が1番目としては、いわゆる町民の皆さん方からの理解度を得るのに対して、やはり何らかの施策を打たなくちゃいけないだろうなというふうに考えるのがまず1点です。

そして次、2番目のほうの道の駅に関しましてもう少し質問をしたいと思っております。

申し上げましたとおり、道の駅に関しまして、今もお話ちょっと出ましたけれども、まちづくりへの波及効果、地域経済の活性化、具体性の問題とかそういった問題があり、また、6次産業化とかいいですけども具

体的に何をやるのかというのが見えてこない。また、十和田とか川南町、三鷹市との商品を扱うということも想定しながらということをやっておりますけれども、これらもどちらかという期待値でしかないというようなイメージのほうが町民は強いんですよ。ですから、どれだけ採算性をもって地域、町民に貢献できるものなのかということがなかなか見えてこない。

特に、シミュレーションが2つ出ていました、120%達成の場合と80%達成の場合ということで出ておりましたが、これが出てくるというその具体的なものが町民は皆さんわからないんですね。そしてまた、これも国見さんのほうのものを例にしておりますけれども、これもいわゆる前例踏襲主義といいますか、前にできたところのものをただ後を追って、そして期待値、期待感でもって、町民は本当に期待できるのかということではしか見るすべがちよっとないわけです。

波及効果なり活性化なんかに関してお尋ねしますが、K P I というものですね、指標というものが示された上で、このような期待されるということに結びついているのかどうか、実態をお示しいただければお願い申し上げます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） それでは、青山議員のご質問にお答えいたします。

非常に内容が豊富でちょっと、一問一答なんですけど……

〔「いやいや、K P I 指数の1点だけでいいです、それしか言っていないですから」と呼ぶ者あり〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐久間一幸君） すみませんでした。

それではお答えいたします。

今回、町長が先ほど答弁した内容につきましても、これまでつくりました道の駅の実施計画という中での試算の内容でございます。こちらにつきましては、現段階では前例踏襲というふうなお言葉はありましたが、やはり現段階での試算につきましては、先進の道の駅、同じような国道4号線のような交通量の大きい同程度の車が、交通量があれば、当然同じように比例してお客さんも入ってくるというふうなことでありますので、今後実施していく中で、そういったものは今後示していくようになるかと思いますが、現段階ではこちらのほうの前例といいますか、先進的な状況から試算するしかないというふうなことで認識しております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 質問ございますか。

7番。

○7番（青山英樹君） 今いただいた答弁から判断しますと、やはり交通量というもののだけのよりどころで、道の駅に関しては採算性も成立するという考えであるという結論になってしまうのですが、その確認でよろしいかどうかお尋ねします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 7番、青山議員の質問にお答えさせていただきます。

今回の道の駅やぶき実施計画において収支計画を定めて、そして120%達成、80%しか達成できない根拠ということで、交通量だけかというようなおただしでございますが、基本的には先ほどの答弁と終始しますけれども、東日本20カ所の道の駅の事例を調査し、道の駅の前面道路の交通量及び施設規模から算定をしております。

なお、青山議員もお目通しいただいたかと思うんですが、道の駅やぶき実施計画書なるものができ上がっております。その中の30ページに、個別施設の損益予測ということで、細かな項目ごとに金額がそれぞれ備考欄に平均的な割合を掛けまして、それぞれ数字を出しております。ただ、それはあくまでも試算であって、今後、青山議員がおっしゃるように、より魅力的な売り、矢吹の道の駅の売りというものを地域協議会、設立されているのはご案内のとおりでございますけれども、その中でブランディング協議会というものを先ほど話ししましたように、さまざまな人たちがさまざまな立場から、矢吹町のその売り、魅力ある矢吹町のそうした中身の計画を今、立てさせていただいております。ただ、先ほどから言っているように、そういったことを町民が等しく中身を知っているかということについてはご指摘のところもあろうかと思っておりますので、そうしたことについては今後におきまして、きちっと丁寧に説明をさせていただきたいと思っております。

今現在、ご案内のように基本構想ができて基本計画を策定中でございます。その中であらゆる計画ができた段階で、さらに町民の方には、議員はもちろんですが町民の方にも詳しく説明会を開催するというようなことは前から説明をさせていただいておりますので、そうしたことで、そのご不明の点については町民に寄り添った形で説明を加えていきたいと考えておりますので、そうしたことでご理解いただくようお願いしたいと思います。

以上で、再質問に対する答弁とさせていただきます。

訂正させていただきます。

基本計画は終わっております、この後、基本設計に入ることでございます。失礼いたしました、訂正させていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございますか。

7番。

○7番（青山英樹君） 今説明ございました、道の駅でもって何を売りにしていくかというものをこれから具体化しながらやっていくというようなことでございますが、民間的な考え方でいきますと、そういったところが明確にならずにして、土地とかそういったものが、売買とかそういったものが進んでいるようなことで、全体像が具体的に見えない中で計画が進んでいくということ自体が、どうも町民には違和感があるという人が多いんですよ。通常であればちゃんと全て計画でもって、民間のような手法であれば全て準備されて、数値も全て出された上で計画が成り立って、そして着手していくというようなことではないかと思うんですが、そこにつきまして、町民のほうは違和感があるんですけども、それに対して町長さんのほうのお考えがあればお示しいただきたいんですが。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 7番、青山議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほどは言葉足らず、説明不足で申しわけございません。

矢吹町の売りというものは既にあります。矢吹町のこの恵まれた地形と、そして矢吹町の恵まれたアクセスと、そして矢吹町の人、そしてもの、自然、その中でもものについては、もう農産物は管内でも県内でも非常に、私は魅力ある商品だというふうに思っております。これに気づいていないというのがなかなか難しいところでございまして、もう既にトマトやイチゴ等々、矢吹町が誇れる農産物はあります。そういったものは、ぜひ矢吹町のほうでさまざまな媒体、例えばきのうも、そしてきょうも話をさせていただいておりますけれども、タウンプロモーション、矢吹町の魅力を情報発信しながら今進めているわけですが、そうしたことで、町内向けにももう少しやはり、町外ばかりではなく矢吹町町民自身にも知っていただいて、また、生産する人もそうした自分の生産しているものについて、魅力を大いに誇っていただけるようなそんなことが必要なんではないかなと。

それに輪をかけて、さらに魅力ある道の駅にするためにはどうするんだということで、新たなブランドを立ち上げるために、地域協議会の中にブランディング部会というものを立ち上げて、さらに魅力あるラインナップをしていこうというようなこととさせていただきますので、そうしたことでご理解をいただきたいというふうに思っております。決して私は他の道の駅、他の市町村に劣るようなそういう地域ではない、矢吹町ではないというようなそういう自信もございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 今答弁いただきましたが、恐らく私とは平行線なんだろうと思いますけれども、何か具体性がなくて目に見えないんです。どうも私が町民の皆様とお話ししますと、10人中7人ぐらいの方がやっぱり採算性をとった町民への利益を与えるという部分に関しては、収益性に関しましては、皆さん首をかき上げるというのがあるんですよ。

ですから、具体的に期待値じゃなくて、具体的にということでもってKPI等の数値を含みながら聞いたかったわけなんです、その辺は具体的なものなり、そういったものは示されずに今の繰り返しになるのかなというふうに思ひまして、その確認をしたいと思ひます。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 7番、青山議員の質問にお答えさせていただきます。

やはり平行線になりそうな気がいたします。確かに、青山議員、10人中7人という話を聞きますけれども、片や道の駅についてはぜひつくってほしいという声も多く聞かれる。これはどういう形でそういう数字を把握するかというようなことなんでしょうが、どうしても周りの人間がどういう方たちなのかというような、そん

なふうな状態もございます。そして今、10人中7人という仮定の話、私は聞いておりませんが、青山議員が言うようなことで、私自身も、10人中7人が何を根拠にした10人中7人なのか、10人中7人ということになると7割ですよ、1万7,000人のうちの7割ということではないですよ、青山議員が聞いた7割ですよ。ですから、そういう言い方をされると非常に誤解を受ける点もございますので、多くの方がというような言い方、そうすると私のほうも、多くの方が道の駅についてはぜひやってほしいと、期待をしているというそういう期待も多くあるということでございます。

なお、仮定の話をお互いに行っているわけでございますから、仮定の話ではなくて、この後、魅力ある道の駅をつくるためにどうしたらいいんだというようなそういう前向きな、やっぱりやりとりが私は必要なんだというふうに思っておりますので、青山議員が今心配されていることについては、この後もさまざまな機会を通じて、こうしたらいいんじゃないか、ああしたらいいんじゃないかというようなそんな提案に基づいて私たちとやりとりができればいいなというふうにも考えておりますので、ぜひそうしたことで青山議員の考え方、さらには多くの青山議員のほうに進言されている方についての意見も聞かせていただくように、お願いしたいというふうに思っております。

以上で、青山議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 町長、KPIを使って納得できる説明をというふうに質問されているので、その辺触れてください。

○町長（野崎吉郎君） それについては先ほど佐久間課長からも答弁がありましたように、今現在はされておられません。そうしたことを利用しながら、この後の細かい数字に出していくかどうかについても検討を深めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げまして答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊田 宏君） 質問ございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） つくることを前提とした答弁でありまして、私としまして、すみません、今のようなお話に関してもそうですが、何を売りにしているのかなり、計画性、施策の問題だと思いますが、時間がないので結論として申し上げたいことは、いわゆる前例踏襲的なことから脱却していかないと、やはりほかの市町村を出し抜いてということでの駆け上がりにはちょっといかないんだろうというふうに思うんです。

それで、3番目でも質問しましたけれども、働き方に関しまして、四十にして惑わず六十にしてというような、昔であればありましたが、これは延びておまして、まして元気で高齢な方が多くなってきますので、そういう方々のスキルを生かす、あるいはそういう方々を逆に抱き込んで人口をふやしていくなんて方法もございまして、そういったことを踏まえた施策というものを町民の方も要望している方が多いものですから、その辺について参考になるかどうか、町長の意見をお聞きして最後にしたいと思っております。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 7番、青山議員の質問にお答えさせていただきたいと思っております。

前例踏襲ではなくて個性を打ち出しながらというようなこと、私も同感でございます。より魅力的な政策、施策、そして事業というものを展開しながら、他の市町村と差別化をしながら、矢吹町に生まれてよかった、住んでよかったと、住み続けたい、愛し愛される、そんな矢吹町をつくっていききたいというふうに思っておりますし、選ばれるまちづくりを今後もしていきたいと思っております。

したがって、青山議員と同様に、前例踏襲ではなくてより掘り下げて差別化を図りながらまちづくりを進めていきたいと考えておりますので、よろしくご意見申し上げまして答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 以上で、7番、青山英樹君の一般質問は打ち切ります。

このまま継続して進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎総括質疑

○議長（熊田 宏君） 日程第2、これより町長から提出された議案に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

7番、青山英樹君。

○7番（青山英樹君） 総括質疑をさせていただきます。

議案第24号 平成30年度一般会計予算についてなんですけれども、コミュニティプラザ指定管理料が1,834万1,000円というふうに、前年が883万ぐらいでしたが、これが1,000万ぐらいほど上がっているというその理由というのはどういうものなのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（熊田 宏君） あくまでも総括質疑なので、総括的な質問なので、細部にわたる質問は委員会等において、所属していなければ同僚議員に依頼をしてということですよ。

○7番（青山英樹君） 予算 はどうしたらいいんですか。

○議長（熊田 宏君） ですので、申し上げたように同僚議員に依頼をしてということをお願いいたします。所属している同僚議員をお願いをしてということで、これは以前から変わっておりませんので。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて総括質疑を終結いたします。

◎議案・陳情の付託

○議長（熊田 宏君） 日程第3、これより議案・陳情の付託をいたします。

お諮りいたします。議案第18号、第25号、第26号、第27号、第28号、第29号、第30号及び第31号については、7名の委員をもって構成する第1 予算特別委員会を、議案第19号、第20号、第21号、第22号、第23号及び第24号については、6名の委員をもって構成する第2 予算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、第1予算特別委員会、第2予算特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決しました。
ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名したいと思います。
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名します。

事務局長に構成委員名を朗読させます。

事務局長、梅原喜美君。

〔事務局長朗読〕

○議長（熊田 宏君） ただいま事務局長朗読のとおり指名いたします。

お諮りいたします。議案第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号及び第17号についてはお手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第付託表のとおり委員会に付託することに決しました。

次に、2月28日までに受理した陳情は、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（熊田 宏君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

まことにご苦労さまでした。ありがとうございました。

（午後 6時05分）

平成30年3月20日（火曜日）

（第 4 号）

平成30年第407回矢吹町議会定例会

議事日程(第4号)

平成30年3月20日(火曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第17号
審査結果報告 総務教育常任委員会委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 2 議案第8号・第9号・第10号・第11号・第12号・第13号・第14号・第15号・第16号
陳情第1号・第2号
審査結果報告 産業民生常任委員会委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第18号・第25号・第26号・第27号・第28号・第29号・第30号・第31号
審査結果報告 第1予算特別委員会委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第19号・第20号・第21号・第22号・第23号・第24号
審査結果報告 第2予算特別委員会委員長 質疑・討論・採決
- 日程追加の議決
- 日程第 5 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 発議第 1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)
- 日程第 7 議長辞職の件
- 日程第 8 選挙第 1号 議長選挙
- 日程第 9 副議長辞職の件
- 日程第10 選挙第 2号 副議長選挙
- 日程第11 議席の一部変更
- 日程第12 選任第 1号 常任委員会委員の選任について
- 日程第13 選任第 2号 議会運営委員会委員の選任について
選任第 3号 議会広報編集委員会委員の選任について
- 日程第14 白河地方広域市町村圏整備組合議会議員辞職の件
- 日程第15 選挙第 3号 白河地方広域市町村圏整備組合議会議員選挙
- 日程第16 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第17 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	富永	創造	君	2番	三村	正一	君
3番	安井	敬博	君	4番	加藤	宏樹	君
5番	薄葉	好弘	君	6番	鈴木	一夫	君
7番	青山	英樹	君	8番	大木	義正	君
9番	栗崎	千代松	君	10番	角田	秀明	君
12番	藤井	精七	君	13番	鈴木	隆司	君
14番	熊田	宏	君				

欠席議員（1名）

11番	吉田	伸	君
-----	----	---	---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎	吉郎	君	副町長	藤田	忠晴	君
教育長	栗林	正樹	君	企画総務課長	阿部	正人	君
まちづくり 推進課長	氏家	康孝	君	税務課長	三瓶	貴雄	君
会計管理者兼 総合窓口課長	小針	良光	君	保健福祉課長	泉川	稔	君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	佐久間	一幸	君	都市整備課長 兼都市整備 推進室長	福田	和也	君
教育次長兼 教育振興課長	佐藤	豊	君	子育て支援 課長	山野辺	幸徳	君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	梅原	喜美		副局長	加藤	晋一
--------	----	----	--	-----	----	----

◎開議の宣告

○議長（熊田 宏君） 改めましておはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、11番、吉田伸君より、発熱による体調不良のため、本日は欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告させていただきます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（熊田 宏君） 日程に入る前に、6番、鈴木一夫議員の一般質問に対する報告を配付しましたので、ご確認をお願いいたします。

お手元の右上、3月20日火曜日、子育て支援課となっているものであります。

配付漏れはないでしょうか。ないようですので、次に移ります。

それでは、去る3月13日の本会議において、各常任委員会、第1及び第2予算特別委員会に付託いたしました案件を議題といたします。

審査結果を各委員長から順次報告を求めます。

◎議案第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第17号の委員長報告、

質疑、討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第1、これより議案第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号及び第17号を一括議題といたします。

本案に対し、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、5番、薄葉好弘君。

〔5番 薄葉好弘君登壇〕

○5番（薄葉好弘君） 議場の皆さん、おはようございます。

総務教育常任委員会審査結果を報告いたしたいと思っております。

総務教育常任委員会審査報告書。

第407回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1から6までは記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号及び第17号の審査結果は次のとおりであります。

議案第1号 矢吹町土地開発基金条例を廃止する条例。

本案は、社会経済の著しい発展に伴う公共用地の取得難に対応するため制定された矢吹町土地開発基金条例について、設置目的である公共用地の先行取得の必要性が薄れ、今後の社会情勢を推考すると、基金を活用しての土地取得は見込まれないことから、当該基金を廃止するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第2号 矢吹町保育所条例を廃止する条例。

本案は、あさひ保育園が平成30年度から、「学校法人聖和学園あさひ保育園」として民営化に移行するため、本条例を廃止するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第3号 矢吹町情報公開条例の一部を改正する条例。

本案は、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報の定義を明確化する等、規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第4号 矢吹町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

本案は、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報の定義の明確化及び人種、信条、病歴等の要配慮個人情報の取り扱い等を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第5号 矢吹町税特別措置条例の一部を改正する条例。

本案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正により、法律の名称が変更されたため、矢吹町税特別措置条例においても名称の変更を行うものであります。

また、農村地域工業等導入促進法の一部改正により、地方税の課税免除の規定が削除され、さらに、矢吹町税特別措置条例における低開発地域工業促進法に関する課税免除について、開発地区の指定適用期間が終了し、課税免除となる納税義務者がいないことから、本条例において、これらに関する規定を削除するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第6号 矢吹町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、議案第5号 矢吹町税特別措置条例の一部改正に伴い、本条例について、関連する規定を改正するものであります。

審査の結果、全委員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第7号 矢吹町立幼稚園預かり保育条例及び矢吹町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例。

本案は、子育て支援の充実を図るため、町独自に幼児教育の段階的な無償化を行うものであり、平成30年4月より5歳児の保育園保育料を無料化し、あわせて、平成29年度から無料化となった幼稚園保育料について規定を整理するものであります。

また、保育園と幼稚園の5歳児について、保育料を無料とする保育時間を同等とするため、幼稚園5歳児の

預かり保育料の一部を無料化するものであります。

審査の結果、全委員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第17号 第6次矢吹町まちづくり総合計画の一部変更について。

本案は、「第6次矢吹町まちづくり総合計画」において、平成30年度事業実施計画の策定に当たり「基本計画」に変更が生じたことから、議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（熊田 宏君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第1号 矢吹町土地開発基金条例を廃止する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第2号 矢吹町保育所条例を廃止する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第3号 矢吹町情報公開条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第4号 矢吹町個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第5号 矢吹町税特別措置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第6号 矢吹町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第7号 矢吹町立幼稚園預かり保育条例及び矢吹町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第17号 第6次矢吹町まちづくり総合計画の一部変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、傍聴席の方々をお願い申し上げます。

携帯電話をお持ちでしたら、電源をお切りいただくか、マナーモードの設定にさせていただくようご協力をお願いいたします。

◎議案第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第

16号、陳情第1号、第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第2、これより議案第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号及び陳情第1号、第2号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

なお、委員長が体調不良により常任委員会を欠席しましたので、委員会条例第11条の規定により、その職務を代行した副委員長より報告を求めます。

産業民生常任委員会副委員長、2番、三村正一君。

〔2番 三村正一君登壇〕

○2番（三村正一君） 議場の皆さん、おはようございます。また、傍聴席においでの方の皆さん、大変ありがとうございます。

それでは、ただいまより産業民生常任委員会の審査結果の報告をいたします。

報告書1番から8番までは記載のとおりでございます。

審査の結果、当委員会に付託されました議案第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号及び陳情第1号、第2号の審査結果は次のとおりであります。

議案第8号 矢吹町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、平成30年4月1日より施行される持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律において、高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第9号 矢吹町介護保険条例の一部を改正する条例。

本案は、平成30年度から3年間、65歳以上の介護保険被保険者の介護保険料を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第10号 矢吹町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

本案は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、医療と介護を包括的に確保する「介護医療院」の創設、高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けることができる「共生型サービス」の創設等、本条例の一部を改正するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第11号 矢吹町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

本案は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、医療と介護を包括的に確保する「介護医療院」を創設するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第12号 矢吹町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正す

る条例。

本案は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

審査の結果、各委員……

○議長（熊田 宏君） 三村議員、全委員です。

○2番（三村正一君） 全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第13号 矢吹町企業立地促進条例の一部を改正する条例。

本案は、本町に事業施設等を有する事業者が自己所有地に増設する場合に、企業立地奨励金の交付要件に該当するよう本条例の一部を改正し、既存企業への優遇制度を拡充することにより、さらなる設備投資を促進し、町産業の振興と雇用の増大を図るものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第14号 矢吹町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

本案は、道路法施行令の一部改正及び福島県道路占用料徴収条例の一部改正に伴い、3年ごとに行われる道路占用料の額の見直しについて、福島県の単価に準じて町の単価を改定するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第15号 矢吹町都市公園条例の一部を改正する条例。

本案は、都市公園法及び関係政省令の一部改正に伴い、町が設置する都市公園の運動施設率の上限を、県に準拠し、100分の50とするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第16号 矢吹町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例。

本案は、平成26年の介護保険法改正により、現在、都道府県が行っている居宅介護支援事業者の指定について、平成30年4月1日より市区町村に権限が移譲されることに伴い、本町における居宅介護支援事業の人員及び運営に関する基準を本条例で定めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について。

本件は、国・県の関係機関に、福島県の最低賃金を政府が掲げる方針に沿った引き上げと、その早期発効について意見書の提出を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

陳情第2号 町道丸の内3号線の舗装に関する陳情。

本件は、町道丸の内3号線の舗装についての陳情であります。

現地調査及び審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（熊田 宏君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

委員長、降壇ください。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第8号 矢吹町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は可決されました。

これより議案第9号 矢吹町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は可決されました。

これより議案第10号 矢吹町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は可決されました。

これより議案第11号 矢吹町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は可決されました。

これより議案第12号 矢吹町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は可決されました。

これより議案第13号 矢吹町企業立地促進条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は可決されました。

これより議案第14号 矢吹町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は可決されました。

これより議案第15号 矢吹町都市公園条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は可決されました。

これより議案第16号 矢吹町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は可決されました。

これより陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。
本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は採択することに決しました。

これより陳情第2号 町道丸の内3号線の舗装に関する陳情を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は採択することに決しました。

◎議案第18号、第25号、第26号、第27号、第28号、第29号、第30号、第31号
の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第3、これより議案第18号、第25号、第26号、第27号、第28号、第29号、第30号及び第31号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第1予算特別委員会委員長、5番、薄葉好弘君。

〔5番 薄葉好弘君登壇〕

○5番（薄葉好弘君） それでは、第1予算特別委員会審査結果報告。第1予算特別委員会審査報告書。

第407回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1から7までは記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

8、審査結果。

当委員会に付託されました議案第18号、第25号、第26号、第27号、第28号、第29号、第30号及び第31号の審査結果は、次のとおりです。

議案第18号 平成29年度矢吹町一般会計補正予算（第6号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ4,221万5,000円を追加し、総額を76億6,267万3,000円とするとともに、繰越明許費の設定及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、地方交付税1億2,091万7,000円、国庫支出金3,889万5,000円、繰入金6,956万9,000円をそれぞれ増額し、県支出金442万9,000円、財産収入1億7,031万9,000円、町債1,070万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費が東日本大震災復興交付金事業に係る基金への積立金等により3,543万9,000円、農林水産業費が塩化カリ肥料による消耗品費等により1,097万2,000円、消防費が矢吹消防署用地に係る公有財産購入費等により3,089万6,000円、教育費が幼稚園管理運営事業等により890万8,000円をそれぞれ増額し、民生費が国民健康保険特別会計への繰出金等により2,267万8,000円、土木費を矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業等により1,970万5,000円をそれぞれ減額するものであります。

繰越明許費の内容につきましては、放射性物質吸収抑制対策事業等の12事業について、年度内完了が困難な

ことから総額3億5,818万1,000円を設定するものであります。

地方債補正の内容につきましては、消防施設整備事業債2,280万円を増額し、都市再生整備計画事業債2,950万円を減額し、県営農道整備事業債400万円を廃止するものであります。

討論に入り、安井委員から、消防署用地取得費の増額補正に関する経過説明が不十分であったことなどから本案に反対する意見があり、さらに、青山委員から、当該用地取得に関して、町有地での建設等、費用抑制に向けた検討をすべきであったことなどから本案に反対する意見があり、一方、栗崎委員から、各課が1年間着実に執行してきた結果、今回の補正予算が必要であることが認められるので本案に賛成する意見があり、さらに、富永委員から、消防施設は公益的に大変重要なものであり、また、当該補正予算全体についてしっかりと検討されているものと認められることから賛成の意見がありました。

挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第25号 平成30年度矢吹町国民健康保険特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億9,481万4,000円とし、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、平成29年度当初予算と比較して19.5%の減額となっております。

歳入の主な内容は、国民健康保険税4億1,087万9,000円、県支出金13億1,688万3,000円、繰入金1億6,430万7,000円であります。

歳出の主な内容は、総務費5,215万8,000円、保険給付費13億291万5,000円、国民健康保険事業費納付金4億9,568万3,000円、保険事業費3,566万2,000円であります。

討論に入り、青山委員から、当該予算は暮らしに直結する重要な社会保障施策の一環であり、一般財源からの繰り出しをもっと積極的に行い、確固たる予算にすべきことなどから本案に反対する意見があり、一方、栗崎委員から、当該予算は町民の健康を守るため必要不可欠であり、新年度開始当初から円滑に本制度が実行されるべきものであることなどから本案に賛成する意見がありました。

挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第26号 平成30年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億333万4,000円とし、債務負担行為、地方債及び一時借入金について定めるものであり、平成29年度当初予算額と比較して4.7%の増額となっております。

歳入の主な内容は、使用料及び手数料1億2,086万5,000円、繰入金2億5,244万4,000円、町債1億8,180万円であります。

歳出の主な内容は、総務費1億4,077万9,000円、事業費1億6,477万6,000円、公債費2億9,677万9,000円です。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第27号 平成30年度矢吹町土地造成事業特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ56万8,000円とし、一時借入金について定めるものであり、平成29年度当初予算と同額となっております。

歳入の内容は、繰越金56万8,000円です。

歳出の内容は、一般管理費56万8,000円です。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第28号 平成30年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億400万1,000円とし、債務負担行為、地方債及び一時借入金について定めるものであり、平成29年度当初予算額と比較して4.8%の増額となっております。

歳入の主な内容は、使用料及び手数料2,707万6,000円、繰入金1億3,006万8,000円、町債9,900万円であり
ます。

歳出の主な内容は、維持管理費4,852万6,000円、事業費9,695万1,000円、公債費1億5,822万4,000円であり
ます。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第29号 平成30年度矢吹町介護保険特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億8,555万円とし、一時借入金及び歳出予算の流用について定める
ものであり、平成29年度当初予算と比較して0.6%の減額となっております。

歳入の主な内容は、保険料3億628万1,000円、国庫支出金2億9,810万8,000円、支払基金交付金3億6,163
万円、県支出金1億9,683万1,000円、繰入金2億1,557万9,000円であります。

歳出の主な内容は、総務費4,243万8,000円、保険給付費12億5,983万円、地域支援事業費7,297万1,000円
であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第30号 平成30年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,237万1,000円とし、一時借入金について定めるものであり、
平成29年度当初予算と比較して9.3%の増額となっております。

歳入の主な内容は、後期高齢者医療保険料1億2,143万円、繰入金5,052万9,000円であります。

歳出の主な内容は、総務費876万8,000円、後期高齢者医療広域連合納付金1億6,320万1,000円、諸支出金40
万1,000円であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第31号 平成30年度矢吹町水道事業会計予算。

本案は、収益的収入について、総額4億1,630万2,000円とし、主な内容は、水道使用料を主とする営業収益
3億8,029万9,000円、他会計負担金を主とする営業外収益3,600万1,000円であります。

収益的支出については、総額4億3,518万8,000円とし、主な内容は、受水費1億6,057万1,000円、減価償却
費1億4,725万5,000円、企業債利息2,231万4,000円であります。

資本的収支につきましては、収入が企業債6,150万円、出資金2,712万2,000円、総額8,862万5,000円に対し、
支出の総額は2億846万5,000円となり、差し引き不足1億1,984万円は、過年度分損益勘定留保資金などで補
填するものであります。

資本的支出の主な内容は、建設改良費6,450万円、企業債償還金1億4,296万5,000円であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（熊田 宏君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

3番。

〔3番 安井敬博君登壇〕

○3番（安井敬博君） それでは、議案第18号 平成29年度矢吹町一般会計補正予算（第6号）並びに議案第25号 平成30年度矢吹町国民健康保険特別会計予算に対して、反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、議案第18号 平成29年度矢吹町一般会計補正予算（第6号）についてであります。本補正予算の中には、既に昨年12月補正予算で補正額が上程されました620万円の矢吹消防署を新しく建てかえるための用地取得に関する予算が計上されておりますけれども、これについて、今回、さらに3,089万6,000円、これを補正して上乗せするという用地取得予算が組まれております。矢吹消防署に関しましては、建設後老朽化が進んでおり、その建てかえは必須であります。その消防用地取得費用が3カ月の間に5倍に膨れ上がっている、こういったことに対する説明が不十分であるということ。といたしますのは、その用地の取得に関して、この600万円では用地取得は難しくなったということでありましたが、そのための用地をどこに取得するのか。また、これだけ金額が上がるにもかかわらず、既にある町有地等をこの用地に充てるという、そういったことに対する説明も不十分でありました。

そのことを鑑みまして、他の補正内容については異議のあるものではありませんが、この点につきまして異議がありますので、本補正予算に対して反対の討論をさせていただきます。議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第25号 平成30年度矢吹町国民健康保険特別会計予算についてであります。今回、来年度の国民健康保険特別会計予算に関しましては、町の国民健康保険の納税状況などを見ますと、ご意見などで出されております資料、町から滞納分処理分を移管している内容などを見ますと、国民健康保険税の滞納分が多数を占めております。また、滞納していない方以外についても、なかなか今の経済状況からして、国民健康保険を払い続けていく、こういったことが難しい中、少ない収入の中、大変な努力をして納税をされております。

こういったことから考えますと、一般会計からの繰り出し等をもう少し厚くして、こういった軽減を図るべきであるということから、この議案第25号 平成30年度矢吹町国民健康保険特別会計予算に反対の討論をさせていただきます。議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（熊田 宏君） ほかに討論ございませんか。

13番、鈴木隆司君。

〔13番 鈴木隆司君登壇〕

○13番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、こんにちは。

私は、議案第18号 平成29年度矢吹町一般会計補正予算（第6号）に対しまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の補正予算は、道路等側溝堆積物除去事業として、さらなる事業促進を図り、町民の皆様の有効な環境をさらに推し進め、復興をさらに加速させるものであります。また、先ほど反対討論でありました矢吹町消防署整備計画につきましては、災害活動または復旧活動の拠点となる重要な施設であり、老朽化が激しく、新しく完成が望まれるものであります。

今回の補正予算は、こうした町民の生活に寄り添った事案が各々考えられたものであり、今回の議案第18号に賛成するものであります。議場の皆様のご理解と賛成を求めるものであります。よろしくお祈りを申し上げます。

○議長（熊田 宏君） ほかに討論ございませんか。

1番、富永創造君。

〔1番 富永創造君登壇〕

○1番（富永創造君） まず、議案第18号 平成29年度矢吹町一般会計補正予算（第6号）、これに関して反対の立場で討論いたします。

私は、先ほど委員長の説明があったとおり、一委員として消防署というのは公益性が高い、そして、全体の予算編集は適切という意見で賛成の答弁をいたしました。しかし、その後の経過がありまして、この中で問題になるのは、先ほど同僚委員が指摘した矢吹消防署用地取得費に関してであります。施設反対では、私はありません。また、ほかの補正予算に関しても、反対ではございません。しかし、この進め方、そしてこの手法。つまり、こういった用地施設に関して、最初の12月議会で600万円ほどの用地取得費、これを計上し、賛成をしたわけです。ところが、今回、補正予算に新たに約3,000万ほどの補正がつけました。その間、議員の皆さんご承知のように、説明はこの議会が終わってから全員の議員に説明するというようになっております。私が問題にしたいのは、このような手法でいいのであろうか、我々議員、この議員が構成する議会、これは執行者と議会はまちづくりの両輪であります。しかし、この議会に対して、後で説明するとか、そういったもので計画を進められてしまう、そういう内容、そういう経過がどうしても私には納得できない。

これから、今後、公共施設等総合管理計画に基づいて、さまざまな公共施設がつけられようとしています。そういった意味において、我々の議会は、しっかりとチェック機能を果たさなければならない、そう考えます。この観点に立って、議員の皆様、私の答弁に対して賛成をしていただきたくお祈り申し上げます。

続けて、議案第25号 平成30年度矢吹町国民健康保険特別会計予算について賛成の立場で討論いたします。

国保の被保険者数が減少し、財政運営も厳しさが増す中であって、本案は予防医療としての特定健診、人間ドック、各種がん検診の実施、医療費抑制のためのレセプト点検等の徹底、医療費通知やジェネリック医療品使用促進等による啓発活動の促進など、国保財政の安定に取り組むとともに、被保険者の健康の保持増進を優先する適切な予算編成となっております。

よって、適正かつ安定した運営がなされていると考えますので、本案に賛成いたします。議員の皆様のご賛同をお願い申し上げ、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 富永議員に申し上げます。

ただいまの議案第18号に対する反対討論の中で、説明は議会が終わってからというふうにおっしゃられていましたが、予算委員会がまさにその説明の場であり、その説明があったかというふうに思いますので、その辺誤解なきようお願い申し上げます。

○1番（富永創造君） はい。

○議長（熊田 宏君） ほかに討論ございませんか。

7番、青山英樹君。

〔7番 青山英樹君登壇〕

○7番（青山英樹君） 議案第18号 平成29年度矢吹町一般会計補正予算（第6号）並びに議案第25号 平成30年度矢吹町国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、議案第15号でございますが、同僚議員からも……

〔「18」と呼ぶ者あり〕

○7番（青山英樹君） 議案第18号に関してでございますが、同僚議員からも討論がありましたことに加えまして、その手法等におきましては、その候補地自体が幾つの候補地を挙げて討論をされた、議論をされたのかということ。その手法にも問題があり、また、単価的にも田んぼの値段としましては、法外な値段となってきたということでございます。やはり、将来的には総合運動公園の開発などもあり、町自体の中でも高齢化等の問題もあり、改めてその公共施設等のあり方というもの包括的に計画されていかなければならないという状況にもある中であっては、もう少し候補地となり得る可能性のところを選択するなり、手法的にもう少し検討を加える余地があったのではないかというふうに思っております。

そのような観点から、早計な決断となったのではないかということにおきまして、反対をいたす次第でございます。

また、第25号 国民健康保険特別会計に関しましてですが、国民健康保険に関しましては、これは社会保障であります。いわゆる医療介護、そしてまた雇用失業、そして年金、労災、これらの社会保障というものは、国民、町民が生活する上においては、暮らしの中では下支えされていくべきものとして重要な事案でございます。そして、この国保の構造上、加入者は非常に所得が低い方が多く、市町村国保の場合は、所得は平均で、2010年ですと84万円、協会けんぽだと137万、組合健保だと198万という中であっては低位な位置にあり、所得自体が裕福ではないという状況があります。また、加入者全体も自営業者と農林水産業者の割合が7割ほど1961年当初にはあったわけですが、現在では、この国保に加入している方々の所得があるのは18%という、加入者18%しか所得がないというデータが出ております。そして、この国保加入者の40.8%が無職。そしてまた、35%、およそ75%強の人が所得が低く、派遣やパート、無職ということでございます。

このような中であって、社会保障としての立ち位置を考えた場合におきましては、一般会計からの繰り出しを入れて、負担を軽減していくという手法は必要な措置でございます。何ゆえに、国保に国からの国庫投入がされているのかということを考えれば、サラリーマン等の保険に関しては、事業者が2分の1を負担するというものがあり、国保にはない。

そのような観点から、国からの投入も認められておるわけでございますが、そのような状況の中にあっては、

低所得者を助ける意味におきましても、負担を減らすためにも、一般会計からの投入が必要であると、もう少し手厚く負担を減らす方向に持っていくべきであるという考えのもとに、この議案第25号の予算に関しましては反対をいたす次第でございます。皆様のご判断をよろしくお願い申し上げます。

○議長（熊田 宏君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第18号 平成29年度矢吹町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊田 宏君） 起立6名、可否同数でありますので、議長採決ということになります。

私は可決でありますので、議長採決により可決となりました。

今申し上げたように、議案第18号は議長採決により可決されました。

これより議案第25号 平成30年度矢吹町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（熊田 宏君） 起立多数であります。

よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第26号 平成30年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は可決されました。

これより議案第27号 平成30年度矢吹町土地造成事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は可決されました。

これより議案第28号 平成30年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は可決されました。

これより議案第29号 平成30年度矢吹町介護保険特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は可決されました。

これより議案第30号 平成30年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は可決されました。

これより議案第31号 平成30年度矢吹町水道事業会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、暫時休議いたします。

再開は議場の時計で11時10分をお願いいたします。

(午前10時57分)

○議長（熊田 宏君） 再開いたします。

(午前11時10分)

◎議案第19号、第20号、第21号、第22号、第23号、第24号の委員長報告、質疑、

討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第4、これより議案第19号、第20号、第21号、第22号、第23号及び第24号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第2予算特別委員会委員長、10番、角田秀明君。

〔10番 角田秀明君登壇〕

○10番（角田秀明君） 第2予算特別委員会審査結果報告書。

第407回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了しましたので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1番から6番までは記載のとおりでございます。

7番、審査結果について。

当委員会に付託されました議案第19号、第20号、第21号、第22号、第23号及び第24号の審査結果は次のとおりであります。

議案第19号 平成29年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ5,604万6,000円を減額し、総額を23億4,253万9,000円とするものであります。

歳入の内容は、県支出金44万6,000円を増額し、国庫支出金3,054万9,000円、繰入金2,594万3,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、保険事業費15万8,000円を増額し、保険給付費5,620万4,000円を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第20号 平成29年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ1,500万円を減額し、総額を5億6,495万8,000円とするとともに、地方債補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、諸収入423万円を増額し、繰入金1,128万2,000円、町債760万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、総務費1,400万円、事業費100万円をそれぞれ減額するものであります。

地方債補正の内容につきましては、公共下水道事業債20万円、流域下水道事業資本費平準化債140万円をそれぞれ増額し、公共下水道事業資本費平準化債830万円、流域下水道事業債90万円をそれぞれ減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第21号 平成29年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ3,981万円を減額し、総額を2億5,075万7,000円とするとともに、地方債補正を行うものであります。

歳入の内容は、繰入金56万1,000円を増額し、国庫支出金931万2,000円、県支出金55万9,000円、町債3,050万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、維持管理費101万円、事業費3,880万円をそれぞれ減額するものであります。

地方債補正の内容につきましては、農業集落排水事業資本費平準化債150万円を増額し、農業集落排水事業債3,200万円を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第22号 平成29年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ148万3,000円を追加し、総額を1億6,834万3,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金141万4,000円、諸収入27万円をそれぞれ増額し、後期高齢者医療保険料18万4,000円、使用料及び手数料1万7,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金172万3,000円を増額し、総務費24万円を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第23号 平成29年度矢吹町水道事業会計補正予算（第3号）。

本案は、収益的収入については、既定の額に425万3,000円を増額し、収入予算総額を4億3,717万5,000円とし、収益的支出については、既定の額から18万4,000円を減額し、支出予算総額を4億5,254万4,000円とするものであります。

収入の内容は、営業収益425万3,000円を増額し、支出内容は、営業費用18万4,000円を減額するものであります。

また、資本的収入については、既定の額に270万円を増額し、収入予算総額を5,762万9,000円とするものであります。

収入の内容は、負担金130万円を減額し、補償金400万円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第24号 平成30年度矢吹町一般会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ86億7,600万円とし、あわせて継続費、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、平成29年度当初予算と比較して21.3%の増額となっております。

討論に入り、加藤委員から、本予算は基金取り崩し額が多く、かつ町債が前年度よりも増額しており、財政上の不安が見られるため反対する意見があり、一方、大木委員から、本予算には保育料軽減を初めとする子育て支援事業、複合施設整備事業、町民の安全安心の確保に資する側溝土砂撤去事業等、本町にとって必要な施策の予算計上がされているので賛成する意見があり、さらに、鈴木一夫委員から、平成30年度からの3年間は矢吹町復興計画における発展期として位置づけられており、その目標達成のために必要な事業の確実な推進に向け、本予算は町民の要望を組み入れ、かつ町民の目線に立った編成がされているので賛成する意見がありました。

挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

○議長（熊田 宏君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認めます。

委員長、降壇ください。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

12番、藤井精七君。

〔12番 藤井精七君登壇〕

○12番（藤井精七君） 議案第24号 平成30年度矢吹町一般会計予算に反対の立場で討論をいたします。

平成30年度矢吹町一般会計予算では、5歳児の保育園保育料の無料化、また、幼稚園預かり保育料の無料化、幼稚園・保育園保育料の無料化など段階的な施策が進められておりますが、また、歴史民俗資料館活用事業など、子育て支援、文化の薫る、矢吹町の歴史を知る、守る事業など、評価できる予算もありますが、町民からは、「大丈夫かい」「今では遅いのではないかい」、そうした不安、心配、多くの声があります。道の駅より、足元を照らす道路の整備、また、一路を照らす通学路の安全確保の街路灯の整備などのそうした声が数多くあります。

私は、そうした声いかに応えていくかが大切と思います。平成30年度予算には、そうした声に応える予算編成になっていない、そうした立場で、私は議案第24号に反対いたします。

○議長（熊田 宏君） ほかに討論ございませんか。

8番、大木義正君。

〔8番 大木義正君登壇〕

○8番（大木義正君） 議場の皆さん、こんにちは。

私は、議案第24号 平成30年度矢吹町一般会計予算について賛成の立場で討論いたします。

平成30年度当初予算につきましては、矢吹町復興計画の新たなステージとなる発展期の初年度として、震災以前以上の活気にあふれるまちづくりを目指す本格的な復興・発展の実現に十分に定める予算編成の内容となっており、評価すべきものであると考えます。

平成30年度の政策大綱では、5つの重点分野が掲げられております。

矢吹創生としまして、重点プロジェクト並びに矢吹泉崎バスストップ整備事業などの推進を図り、中心市街地の再生、雇用の創出、定住、交流人口などの増加に取り組んでいること。また、子育て支援としまして、保育料の無償化を初めとする町独自の子育て支援策の充実により、若い世代が結婚・出産・子育てに希望を持てる地域の実現に取り組んでいること。健康、医療としまして、町民が生き生きと健康な暮らしを続けるため、健康づくり、生活習慣病の予防・早期発見など、健康増進のまちづくりに取り組んでいること。協働のまちづくりとしまして、まちづくりの理念である自助・共助・公助の考え方のもと、町民・行政区・町民活動団体・事業者・行政などが連携、協力し、郷土愛と参加によるまちづくりに取り組んでいること。ブランド化、情報共有としまして、矢吹町の魅力を全国にPRするため、「開拓の町・矢吹」のブランド化を継続的に推進し、情報発信、タウンプロモーションの強化に取り組んでいること。これらは、復興の実現と発展に向けて大きな意義をもたらすものと考えます。

また、人、支え合い、子供、仕事、暮らし、復興、計画実現のための7つの分野において掲げられた217の事務事業の取り組みは町民目線を重視した行政サービスを第一に考え、総合的な福祉の向上が図られるとともに、限られた経営資源の中、調和と均衡がとれた予算編成であると考えられ、町民の皆様が将来希望を持て

るまちづくり、矢吹創生が大いに期待できるものであります。

なお、全ての予算において健全財政を基本とし、行財政改革大綱の基本理念に基づきながら、受益者の給付と負担の公平を図り、財源の確保、経費の抑制、後世への負担となる地方債の縮減にさらに努めていただき、より一層の経営努力を重ねられることを期待しております。

最後に、今後も求められる復興・発展に対し、行動力のある野崎町政に期待しつつ、適正かつ安定した行政運営が行われる予算であると考え、本案に賛成いたします。皆様のご賛同をお願い申し上げて、賛成討論いたします。

○議長（熊田 宏君） ほかに討論ございませんか。

7番、青山英樹君。

〔7番 青山英樹君登壇〕

○7番（青山英樹君） 議案第24号 平成30年度矢吹町一般会計予算に関しまして、反対の立場で討論をさせていただきます。

一般質問等におきましても、同僚議員からも質問がありましたが、高齢化社会が進み、今後の医療・介護等に関して町民の方々は非常に不安を持っているという実情がございます。特に、48年前の1970年に高齢化社会に入りまして、23年前の1995年には高齢社会、そして2007年には超高齢社会という道を、日本は歩んできております。こういう中にありまして、自助・共助・公助という助け合いの中、非常に重要な案件ではございますが、自助・共助が縮小し、公助の割合が大きくなっていく傾向がございます。このような中、平成30年度、矢吹町の予算はどうなっているのかというところ、または、将来においてはどうなるのかということは非常に関心のあるところでございます。

このような中、平成30年度予算の概要を見ていきますと、歳入面におきましては、地方交付税の普通交付税は、前年よりも1億5,000万ほど減、3年間におきましては、3億5,000万ほどの減になっていると。そしてまた、歳出面におきましては、普通建設事業等の補助事業であるとはいえ、建設事業の伸びが際立っており、また、災害復旧道路側溝除染等もございますが、単独事業としては膨大な伸びを示している。そういう中であって、大型の事業の予算が組まれる中、繰出金としてのいわゆる一般財源からの繰り出しをもとに、社会保障となる国保、介護等に関しましては、4.5%減少というような状況になっております。

また、財政力指数におきましても、当町は0.53ということで必要とされるお金に関しましては、半分程度の財力しかないということにおきましては、将来、やはり高齢化社会に向けた取り組みが今からなされていかなければならないだろうということがうかがえてくるわけでございます。

町民の皆様方も、医療、介護等におきましては不安を抱えているという中であって、それらが反映されたような町民の意に向けた予算とは言い切れないものでございます。

このような観点から、平成30年度矢吹町一般会計予算に反対をいたします。皆様方、よろしくご協議のほどお願い申し上げます。

○議長（熊田 宏君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第19号 平成29年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は可決されました。

これより議案第20号 平成29年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は可決されました。

これより議案第21号 平成29年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は可決されました。

これより議案第22号 平成29年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は可決されました。

これより議案第23号 平成29年度矢吹町水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は可決されました。

これより議案第24号 平成30年度矢吹町一般会計予算を採決いたします。
お諮りいたします。この採決は起立により行います。
本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（熊田 宏君） 起立多数であります。

よって、議案第24号は可決されました。

ここで、会期中に町長から追加議案の提出及び議員発議等がございましたので、提出議案等の概要説明による全員協議会を、そして引き続きその取り扱いについて議会運営委員会を開催するため、暫時休議いたします。

（午前11時35分）

○議長（熊田 宏君） 再開いたします。

（午前11時47分）

◎日程の追加

○議長（熊田 宏君） 本定例会に提出されました追加議案等の取り扱いについて、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、6番、鈴木一夫君。

〔6番 鈴木一夫君登壇〕

○6番（鈴木一夫君） 議場の皆さん、こんにちは。

では、先ほど開かれました議会運営委員会の内容につきまして、ご報告をさせていただきます。

会期中に町長から提出のありました諮問1件、議員から発議1件の追加議案が提出されました。また、議員の派遣についての取り扱いについて企画総務課長及び議会事務局長から説明を求め、協議いたしました結果、お手元に配付の追加議案日程表のとおり、本日の議事日程に追加をし、全体審議をすることで協議が成立しました。皆さんのご協力をよろしくお願いをいたします。

以上で、議会運営委員会からの報告を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（熊田 宏君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し議題にすることに決しました。

なお、追加日程についてはお手元に配付の資料のとおりであります。

◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第5、これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、説明をさせていただきます。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。本案は人権擁護委員として卓越した識見と誠実さをもって職務に尽力され、この6月30日をもって任期が満了となります。長谷川良典氏が退任されることとなったことから、矢吹町平鉢133番地、吉田亘氏を同委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

吉田氏は、昭和53年に福島県信用農業協同組合連合会に入会后、融資担当部長等を歴任され、同連合会退職後は東西しらかわ農業協同組合へ移籍し、平成21年3月より平成25年3月まで東西しらかわ農業協同組合矢吹支店長として勤務されました。また、平成28年4月から1年間、平鉢区長より矢吹町区長会副会長として尽力され、豊富な識見と誠実な人柄から、地域からの信望も厚く、人権擁護委員にふさわしい方であるため、ここに推薦するものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

この採決は起立により行います。

諮問第1号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（熊田 宏君） 起立全員であります。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては同意することに決しました。

ここで、同意されました吉田亘様を紹介するため、暫時休議いたします。

（午前11時51分）

○議長（熊田 宏君） 再開いたします。

（午前11時53分）

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第6、これより発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

2番、三村正一君。

〔2番 三村正一君登壇〕

○2番（三村正一君） それでは、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）について説明いたします。

現在の福島県最低賃金は、時給748円となっておりますが、政府が目指すとしている全国加重平均1,000円には程遠い金額であり、その水準は2006年10月発効分から長期に渡り全国で31位と低位にあるなど、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低く、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げが極めて重要な課題となっております。

よって、本矢吹町議会には福島県の一層の発展をはかるため、最低賃金法の趣旨を踏まえ、福島県最低賃金に関して、記載の事項について、内閣総理大臣、厚生労働大臣及び福島労働局長宛てに意見書を提出し、強く要望するものであります。

以上で、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） これより発議第1号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

お諮りいたします。発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号の意見書は提出することに決しました。

ここで、昼食のため暫時休議いたします。

再開は議場の時計で午後1時でお願いします。

（午前11時55分）

○議長（熊田 宏君） 再開させていただきます。

（午後 1時00分）

○議長（熊田 宏君） 私ごとから議事の都合により、議長職を副議長に交代します。

ここで、暫時休議いたします。

（午後 1時00分）

○副議長（鈴木隆司君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

◎日程の追加

○副議長（鈴木隆司君） 議長にかわりまして、副議長の私が議長席に着かせていただきます。

ただいま議長熊田宏君から議長の辞職願の提出がされました。

お諮りいたします。議長辞職の件を日程に追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木隆司君） ご異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件は日程に追加し、直ちに議題とすることを決定いたします。

なお、以下の日程につきましては、順次繰り下げをいたしますのでご了承願いたいと思います。

◎議長辞職の件

○副議長（鈴木隆司君） 日程第7、これより議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、熊田宏君に退場を求めます。

〔14番 熊田 宏君退場〕

○副議長（鈴木隆司君） 事務局長より、辞職願を提出をされました熊田宏君の辞職願を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○副議長（鈴木隆司君） お諮りいたします。熊田宏君の辞表願を受理する、許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木隆司君） 異議なしと認めます。

よって、熊田宏君の議長職の辞職を許可することに決定をいたします。

ここで、14番、熊田宏君の除斥を解きます。

〔14番 熊田 宏君入場〕

○副議長（鈴木隆司君） 議長辞職を許可されました熊田宏君より、議会運営に関する規則第131条の規定によりご挨拶がございますので、よろしく願いをいたします。

14番、熊田宏君。

〔14番 熊田 宏君登壇〕

○14番（熊田 宏君） 議場の皆様、こんにちは。

議長の職を辞するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、この貴重な時間を頂戴しましたことに感謝申し上げます。

2年前の平成28年4月4日、町議会臨時会においての議長立候補所信表明演説時に議会活性化のさらなる推進を訴え、議員の皆さんにご支援、ご指導をお願い申し上げ、皆様のご推挙を賜り、第24代議長に就任させていただきました。その所信表明後の質疑に対して、私は公正公平な議会運営に努めると答弁させていただきました。その言葉を腹に据え、2年間議長職を務めさせていただきましたが、その答弁のとおりにはできなかったかなという若干の後悔は残りますが、今後もその姿勢を貫いてまいりたいと思います。

2年前当時の議会は、直前の3月議会まで議会活性化等調査特別委員会を組織し、議会基本条例を制定、議会の活性化に着実に取り組んでおられました。それから2年間、矢吹町議会は全員が全力疾走で、さらなる議会活性化に取り組んでこられました。この間、まず、政務活動費が支給され、各議員の活動が活発になり、それぞれの広報紙により、その活動がより具体的に見えるようになり、町民の皆様からも認知されているととも

に、一定の評価をいただいております。そして、議会報告会は名称変更とともに、内容の見直しが行われました。さらに、昨年の12月議会においては、議会議員倫理条例が制定の運びとなりました。

このように、議会活性化が目に見えて成果を上げることができたのは、ひとえにこの議会議場におられる全ての議員の皆様が真摯にその活動に邁進されたたまものであると敬意を表し、ここに改めて感謝を申し上げます。

そして、その活動を支えていただきましたのは、町民の皆様、町長野崎吉郎様、教育長栗林正樹様、副町長藤田忠晴様、代表監査委員佐藤昇一様、そして、忘れてならないのは、前副町長故渡邊正樹様であります。さらには、各課の課長、職員、嘱託職員、臨時職員の全ての皆様のおかげであると、そのご厚誼、ご厚情に改めて衷心より感謝申し上げます。

特に、議会事務局関係職員の皆様には、申しわけないぐらい本当にお世話になり、ありがとうございました。議長がかわった後は、少し楽をしてください。

また、これらの議会活性化の活動が全国町村議会議長会から評価され、本3月定例議会初日に報告をさせていただいたとおり、全国町村議会議長会表彰となりましたことは、地方議会として大変名誉なことであり、皆様に重ねて感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。

今後も、町議会としては、町政の諸課題の解決に積極的に取り組み、ポテンシャルあふれる郷土である、この矢吹町のさらなる発展に全力で取り組んでいかねばなりません。私といたしましても、甚だ微力ではありますが、今後は一議員として、町政発展のため引き続き努力してまいる所存でありますので、皆様方にはなお一層のご指導並びにご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、関係各位の温かいご支援、ご協力に重ねて感謝申し上げますとともに、矢吹町のますますのご繁栄と矢吹町議会のさらなる活性化と飛躍を願い、あわせて皆様方のご活躍、ご多幸を祈念いたしまして、退任の挨拶とさせていただきます。2年間ありがとうございました。

◎日程の追加

○副議長（鈴木隆司君） ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。議長の選挙を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木隆司君） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに議題といたします。

なお、以下の日程につきましては、順次繰り下げますことをご了承願いたいと思います。

◎選挙第1号 議長選挙

○副議長（鈴木隆司君） 日程第8、これより選挙第1号 議長選挙を行います。

投票に先立ち、議長選挙に関し所信表明を行いますため、暫時休議をいたします。

(午後 1時10分)

○副議長（鈴木隆司君） 再開いたします。

（午後 1時22分）

○副議長（鈴木隆司君） 選挙は投票にて行います。

議場の封鎖を求めます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（鈴木隆司君） ただいまの出席議員数は13名であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、富永創造君及び2番、三村正一君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。

配付をお願いします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（鈴木隆司君） 配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木隆司君） 配付漏れはなしと認めます。

次に、投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○副議長（鈴木隆司君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長より氏名を申し上げますので、順次投票をしてください。

〔事務局長点呼、投票〕

○副議長（鈴木隆司君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木隆司君） 投票漏れなしと認めます。

以上で投票を終了いたします。

これより開票を行います。

開票の立会人を1番、富永創造君及び2番、三村正一君。前にお進みください。

事務局職員に開票を命じます。

〔開 票〕

○副議長（鈴木隆司君） これより開票結果を報告いたします。

投 票 総 数 13票

有 効 投 票 9票

無 効 投 票 4票

有効投票のうち 大 木 義 正 君 9票

以上のとおりであります。

なお、法定得票数は2票であります。

よって、大木義正君が議長に当選をいたしました。ご報告を申し上げます。

議場の封鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（鈴木隆司君） ただいま当選されました大木義正君が議長におられますので、本席から会議規則第33条の規定により当選の告知をいたします。

◎議長就任の承諾及び挨拶

○副議長（鈴木隆司君） 次に、議長に当選されました大木義正君の挨拶をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

8番、大木義正君。

〔8番 大木義正君登壇〕

○議長（大木義正君） このたび、歴史と伝統ある矢吹町議会の議長に選出していただき、同僚議員の皆様から御礼を申し上げます。ありがとうございます。

今後2年間、同僚議員の皆様とともに、力を合わせて矢吹町議会をますます活性化させ、町民の皆様の期待に応えられるように努めてまいりますので、よろしくお願ひ申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（鈴木隆司君） これをもって、議長と交代をいたします。皆様、ご協力まことにありがとうございます。

これより暫時休議をいたします。

（午後 1時33分）

○議長（大木義正君） 再開いたします。

（午後 1時36分）

◎日程の追加

○議長（大木義正君） ただいま副議長鈴木隆司君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることを決定しました。

なお、以下の日程は順次繰り下げますので、ご了承願います。

◎副議長辞職の件

○議長（大木義正君） 日程第9、これより副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、13番、鈴木隆司君の退場を求めます。

〔13番 鈴木隆司君退場〕

○議長（大木義正君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（大木義正君） お諮りいたします。鈴木隆司君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、鈴木隆司君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

ここで、13番、鈴木隆司君の除斥を解きます。

〔13番 鈴木隆司君入場〕

○議長（大木義正君） 副議長辞職許可されました鈴木隆司君より、議会運営に関する基準第131項の規定によりご挨拶があります。

13番、鈴木隆司君。

〔13番 鈴木隆司君登壇〕

○13番（鈴木隆司君） 鈴木隆司でございます。

この2年間、皆様には本当に議会におきまして、大変さまざまな点におきましてご協力をいただいたこと、まず、ここにもって感謝を申し上げたいと思います。

議長をサポートし、私なりに精いっぱいやったつもりでございます。その結果、皆様と一緒にこの議会活性化に努めたことが評価され、県の議長会より矢吹町議会に表彰を受けることになったわけでありますので、私としても、熊田議長ともども、この2年間精いっぱい頑張ってきたかいたったなというような思いでございます。

再びでございますが、本当に2年間皆様の心底からのご協力に感謝を申し上げ、挨拶といたします。本当にお世話になりました。ありがとうございました。

◎日程の追加

○議長（大木義正君） ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに議題とすることを決定しました。

なお、以下の日程は順次繰り下げますので、ご了承願います。

◎選挙第2号 副議長選挙

○議長（大木義正君） 日程第10、これより選挙第2号 副議長選挙を行います。

投票に先立ち、副議長選挙に関し所信表明を行うため、暫時休議いたします。

（午後 1時40分）

○議長（大木義正君） 再開いたします。

（午後 1時45分）

○議長（大木義正君） 選挙は投票で行います。

議場の封鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（大木義正君） ただいまの出席議員数は13名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、富永創造君及び2番、三村正一君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（大木義正君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（大木義正君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長点呼、投票〕

○議長（大木義正君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 投票漏れなしと認めます。

以上で投票は終了いたします。

これより開票を行います。

1番、富永創造君及び2番、三村正一君、開票の立ち会いをお願いします。前にお進みください。

事務局職員に開票を命じます。

〔開 票〕

○議長（大木義正君） これより開票結果を報告いたします。

投 票 総 数 1 3 票

有効投票 8票

無効投票 5票

有効投票のうち 角田秀明君 8票

以上のとおりであります。

なお、法定得票数は2票であります。

よって、角田秀明君が副議長に当選されました。

議場の封鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（大木義正君） ただいま副議長に当選されました角田秀明君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎副議長就任の承諾及び挨拶

○議長（大木義正君） 次に、副議長に当選されました角田秀明君の挨拶をいただきたいと思います。

10番、角田秀明君。

[10番 角田秀明君登壇]

○副議長（角田秀明君） ただいま投票の結果、副議長に当選をさせていただきました。

浅学非才ではございますが、先ほど立候補の所信表明でも申し上げましたように、議長をサポートするのが私の役目だと思っておりますので、この議会が風通しのよい議会になるように心がけながら、一生懸命副議長を務めさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大木義正君） ここで、議事調整のため全員協議会を開催するため、暫時休議いたします。

なお、再開は2時15分からお願いします。

(午後 1時54分)

○議長（大木義正君） 再開いたします。

(午後 2時30分)

◎日程の追加

○議長（大木義正君） お諮りいたします。

議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の変更をしたいと思います。

議席の一部変更を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大木義正君） 異議なしと認めます。

よって、議席の一部変更を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

なお、以下の日程は順次繰り下げますので、ご了承願います。

◎議席の一部変更

○議長（大木義正君） 日程第11、これより議席の一部変更を議題とします。

その議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（梅原喜美君） 朗読します。議席番号、氏名の順になります。敬称は略させていただきます。

1番、富永創造。2番、三村正一。3番、安井敬博。4番、加藤宏樹。5番、薄葉好弘。6番、鈴木一夫。
7番、青山英樹。8番、鈴木隆司。9番、栗崎千代松。10番、熊田宏。11番、吉田伸。12番、藤井精七。13番、
角田秀明。14番、大木義正。

以上となります。

○議長（大木義正君） ただいま事務局長朗読のとおり議席の一部を変更させていただきます。

なお、議席がえにつきましては、氏名表及び電光掲示板の修正もありますので、本定例会終了までは、現在の議席でお願いします。

◎選任第1号 常任委員会委員の選任について

○議長（大木義正君） 日程第12、これより選任第1号 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

事務局長に構成委員名を朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（梅原喜美君） それでは、朗読させていただきます。また、敬称は略させていただきます。

選任第1号 常任委員会の委員の選任について。

総務教育常任委員会委員。

吉 田 伸 委員	栗 崎 千代松 委員
鈴 木 隆 司 委員	加 藤 宏 樹 委員
安 井 敬 博 委員	三 村 正 一 委員
大 木 義 正 委員	

産業民生常任委員会委員。

藤 井 精 七 委員	熊 田 宏 委員
青 山 英 樹 委員	鈴 木 一 夫 委員
薄 葉 好 弘 委員	富 永 創 造 委員
角 田 秀 明 委員	

以上となります。

○議長（大木義正君） ただいま事務局長朗読のとおり指名いたします。

ただいま各常任委員会委員が選任されましたので、直ちに議会運営委員会及び議会広報編集委員会委員をそれぞれ3名ずつ選出させていただきます。

総務教育常任委員会は第2会議室を、産業民生常任委員会は第3会議室をお使いください。よろしくお願いいたします。

ここで、暫時休議します。

(午後 2時32分)

○議長（大木義正君） 再開いたします。

(午後 2時52分)

◎選任第2号 議会運営委員会委員の選任について、選任第3号 議会広報編集委員会委員の選任について

○議長（大木義正君） 日程第13、これより選任第2号 議会運営委員会委員の選任について及び選任第3号 議会広報編集委員会委員の選任についてを議題といたします。

委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

事務局長に構成委員名を朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（梅原喜美君） それでは朗読します。

選任第2号 議会運営委員会委員の選任について。敬称を略させていただきます。

熊田 宏 委員 鈴木 隆 司 委員

青山 英 樹 委員 薄 葉 好 弘 委員

安井 敬 博 委員 三 村 正 一 委員

続きまして、選任第3号 議会広報編集委員会委員の選任について。

藤井 精 七 委員 鈴木 隆 司 委員

鈴木 一 夫 委員 加 藤 宏 樹 委員

三 村 正 一 委員 富 永 創 造 委員

以上です。

○議長（大木義正君） ただいま事務局長朗読のとおり指名いたします。

暫時休議いたします。

(午後 2時56分)

○議長（大木義正君） 再開いたします。

◎日程の追加

○議長（大木義正君） ただいま熊田宏君、鈴木隆司君から、白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。白河地方広域市町村圏整備組合議会議員辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、白河地方広域市町村圏整備組合議会議員辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることを決定しました。

なお、以下の日程は順次繰り下げますので、ご了承願います。

◎白河地方広域市町村圏整備組合議会議員辞職の件

○議長（大木義正君） 日程第14、これより白河地方広域市町村圏整備組合議会議員辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、14番、熊田宏君、13番、鈴木隆司君の退場を求めます。

〔14番 熊田 宏君、13番 鈴木隆司君退場〕

○議長（大木義正君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（大木義正君） お諮りします。熊田宏君及び鈴木隆司君の白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 異議なしと認めます。

よって、熊田宏君及び鈴木隆司君の白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の辞職を許可することを決定いたしました。

ここで、14番、熊田宏君、13番、鈴木隆司君の除斥を解きます。

〔14番 熊田 宏君、13番 鈴木隆司君入場〕

◎日程の追加

○議長（大木義正君） ただいま白河地方広域市町村圏整備組合議会議員が欠けました。

お諮りします。白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙を日程に追加し、直ちに議題とすることを決定しま

した。

なお、以下の日程は順次繰り下げますので、ご了承願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 9番。

○9番（栗崎千代松君） 選挙をやらなくて、前回のように……

〔「その予定でございます、大丈夫です」と呼ぶ者あり〕

◎選挙第3号 白河地方広域市町村圏整備組合議会議員選挙

○議長（大木義正君） 日程第15、これより選挙第3号 白河地方広域市町村圏整備組合議会議員選挙を行います。

お諮りいたします。白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙の方法については、指名推選で行うことに決定いたしました。

それでは、お諮りいたします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

それでは、白河地方広域市町村圏整備組合議会議員には、議長の私と、副議長の角田秀明君を指名します。

お諮りいたします。ただいま私と、私が指名しました角田秀明君を白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、私と、私が指名しました角田秀明君が白河地方広域市町村圏整備組合議員に当選されました。

ただいま当選しました私と角田秀明君が議場におりますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（大木義正君） 日程第16、これより閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

お手元に配付した資料のとおり、総務教育常任委員会、産業民生常任委員会、議会運営委員会及び議会広報編集委員会の各委員長から継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員会委員長の申し出のとおり、会期外の付託とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員会委員長からの会期外付託調査の申し出のとおりとすることに決しました。

◎議員の派遣について

○議長（大木義正君） 日程第17、これより議員の派遣についてを議題といたします。

会議規則第122条第1項の規定により、別紙のとおり議員の派遣をいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり派遣することに決しました。

これにて、本日の議案審議は全部終了いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（大木義正君） 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、引き続き議員控室及び第4会議室において全員協議会議会、広報編集委員会を開催いたしますのでご協力願います。

これにて第407回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力まことにありがとうございました。

(午後 3時05分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年 6月22日

議 長 大木 義正

前 議 長 熊田 宏

前 副 議 長 鈴木 隆司

署 名 議 員 富永 創造

署 名 議 員 三村 正一